

信用保証の実務解説

〔保証対象業種編〕

令和 7 年 4 月

☆ 本書は信用保証協会職員、金融機関職員の業務用として作成したものです。部外秘取扱いとしてください。

兵庫県信用保証協会

目 次

1.	企業規模	P1
2.	産業分類における業種の定義	P2
3.	中小企業者の規模要件判定上特に留意すべき業種等	P3
4.	保証対象業種一覧表	P5
5.	保証対象とならない業種	P181
6.	風営法の適用を受ける事業の保証対象一覧表	P183
7.	土地売買業の保証対象資金について	P185
8.	金融業の確認について	P186
9.	確認が必要な許認可等	P188
10.	主な許認可等のサンプル	P190

1. 企業規模

次の表にあてはまる方が保証対象となります。

業 種	資本金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運送倉庫業、不動産業、旅行業等	3 億円以下	3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
サービス業	5, 0 0 0 万円以下	1 0 0 人以下
小売業	5, 0 0 0 万円以下	5 0 人以下

【中小企業信用保険法第2条第1項第2号に規定する政令で定める業種^{※1}】

業 種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 ^{※2}	3 億円以下	9 0 0 人以下
ソフトウェア業	3 億円以下	3 0 0 人以下
情報処理サービス業	3 億円以下	3 0 0 人以下
旅館業	5, 0 0 0 万円以下	2 0 0 人以下

※1 中小企業信用保険法第2条第1項第2号に規定する政令で定める業種に係る規模要件において、
特定非営利活動法人（NPO法人）は適用対象外となります（通常の規模要件が適用されます。）。

※2 自動車・航空機用タイヤ・チューブ製造業及び工業用ベルト製造業を除きます。

＜ポイント＞

- ① 資本金又は従業員数のどちらか一方が適合していればよいことになっています。
- ② 個人営業、特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、資本金は関係なく、従業員数で確認します。
- ③ 常時使用する従業員数には会社の役員は含みません。
- ④ 常時使用する従業員数には、事業主と生計を同一にしている三親等内の親族並びに臨時の従業員は含みません。
ただし、名目上は、臨時雇い（パート）であっても実質常傭的なものについては、常時使用する従業員数に含まれます。
- ⑤ 従業員数は、本店、支店、工場、営業所等の従業員の合計数をいいます。
なお、資本金の規模を超え、かつ、従業員数が規模の90%を超えている場合は、原則として「労働保険概算・増加概算確定保険料申告書（写し）」等従業員数の確認資料が必要になります。
- ⑥ 兼業の場合における資本金、従業員数規制は、総売上又は総収入等企業体として総合的に判定します。
（例）食料品工業と卸売業との兼業者について、卸売部門の総売上が大部分を占める場合は、卸売業としての資本金（1 億円以下）、従業員数（100 人以下）規制の範囲内か否かを判定します。

２．産業分類における業種の定義

（１）製造業

主として次の業務を行うものをいいます。

- ① 新たな製品の製造加工を行い、主として卸売するもの

製造業にならない場合 単に製品の選別や包装の作業を行うもの

- ② 完成された部分品の組立作業を行うもの

製造業にならない場合 土地に定着する工作物の組立作業

- ③ 通常修理といわれるものであって、必要設備等から製造能力がなければできない次のもの

- ④ 船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造（自家用を除く。）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール

- ⑤ 機械修理工場で金属工作機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様な機械及び部品の製造加工と修理とを行っているもの

- ④ 他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取るもの

製造業にならない場合 直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工業

- ⑤ 自ら製造したものを店舗によらず個人又は家庭消費者に販売するもの

製造業にならない場合 自ら製造したものをその場所で個人又は家庭消費者に販売するもの

（２）卸売業

主として次の業務を行うものをいいます。

- ① 小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの

- ② 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの

- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機器、産業用機械、建設材料等）を販売するもの

- ④ 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんをするもの

- ⑤ 自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で卸売販売するもの（製造問屋）

（３）小売業

主として次の業務を行うものをいいます。

- ① 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの

- ② 産業用使用者に小量又は少額に商品を販売するもの

- ③ 製造した商品を直接個人又は家庭消費者に販売するもの（製造小売）

ただし、商品を自らの工場で製造し、これを他に所在する店舗で販売（小売）するものについては、次の要件に該当する場合は、製造業として取り扱われます。

- ④ 製造加工設備を有する工場、作業所において製造加工を行っていること

- ⑤ 前④の工場等とは所在を別にする販売店舗を有していること

- ⑥ 工場等における装置性、工場等と個別販売店舗の従業員の配置等総合的に判断して製造加工が主体と認められること

3 . 中小企業者の規模要件判定上特に留意すべき業種等

中小企業者の規模要件判定上特に留意すべき業種等

業種名等	内 容 【 】は日本標準産業分類番号	中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類	規模要件	
			資本金	従業員数 (小規模)
修理業	① 修理を業とするものであって、金属工作機械又は動力付金属加工機械等を使用しない単純設備又は人力により修理するもの 例：てい鉄修理業【0134】、衣服裁縫修理業【7931】、機械修理業【901】、電気機械器具修理業【902】、表具業【903】、その他の修理業【909】	サービス業 (加工・修理業)	5,000万円 以下	100人以下 (5人以下)
	② 各種機械修理を行うもののうち金属工作(加工)機械を使用し部分品等を製造し修理するもの	製造業 (その他の工業)	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	③ 船舶修理、鉄道車両等の再建造又は改造、航空機のオーバーホール等を行うもの	製造業 (船舶、車両工業等)	3億円以下	300人以下 (20人以下)
賃加工業	① 直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工を行うもの（食品賃加工業【7991】、古綿打直し【7999】）	サービス業 (加工・修理業)	5,000万円 以下	100人以下 (5人以下)
	② 他の事業者の所有に属する原材料に加工処理を加え、加工賃を受けとるもの	製造業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	③ 事業者から委託を受けて加工処理するもの（その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業(映画フィルム現像業に限る。)【4169】、歯科技工所【8361】、写真プリント、現像・焼付業【7993】）	製造業 (その他の工業)	3億円以下	300人以下 (20人以下)
製造小売 製造問屋	① 製造した商品をその場で個人又は家庭消費者に販売するもの（製造小売）	小売業	5,000万円 以下	50人以下 (5人以下)
	② 製造した商品をインターネットなどを介して無店舗で個人又は家庭消費者に直接販売するもの	製造業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	③ 自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品を作らせ自己の名称で販売するもの（製造問屋）	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)
塗装業	① 製造行為の一過程として塗装を行うもの	製造業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	② 修理のために塗装を行うもの	サービス業 (加工・修理業)	5,000万円 以下	100人以下 (5人以下)
	③ 建築物・船舶等の塗装を行うもの	建設業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	④ 看板屋(看板書き等簡単な加工を含む。)	サービス業 (その他の事業サービス業)	5,000万円 以下	100人以下 (5人以下)
ガラス屋	① 主として取付工事のみに従事するガラス屋	建設業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	② 板ガラスの販売の多いガラス屋	卸売業または小売業		
	③ ガラス器の販売の多いガラス屋	卸売業または小売業		
建具屋	① 主として取付工事のみに従事するもの	建設業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	② 製造し、主に卸売するもの	製造業 (家具・建具工業)	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	③ 製造し、主に小売するもの	小売業	5,000万円 以下	50人以下 (5人以下)
製本業	① 主として製本を行うもの	製造業 (製版・製本業)	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	② 印刷と同時に製本を行っているもの	印刷業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	③ 出版の過程上製本を行っているもの	出版業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
木材伐出業	① 立木を購入し、伐木運材、製材を一貫作業するもの	製造業 (木材・木製品工業)	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	② 自己所有の立木を伐木・販木するもの	育林業	(保証対象外)	
	③ 素材業者が原木のまま販売するもの	卸売業または小売業		
	④ 素材業者が原木に加工し、卸売するもの	製造業 (木材・木製品工業)	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	⑤ 素材業者が原木に加工し、小売するもの	小売業	5,000万円 以下	50人以下 (5人以下)

業種名等	内 容 【 】は日本標準産業分類番号	中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類	規模要件	
			資本金	従業員数 (小規模)
委託販売業	商品の所有権は有しないが、店舗事務所等を有して、商品の保管及び運送、商品の買主への引渡し、商品代金の回収を行う委託販売形態のもの	卸売業または小売業		
建物売買業 建設業	① 主として建物の売買を行うもの（建物売買業【6811】）	不動産業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	② 主として自ら労務者を雇用して建物を建設しそれを分譲するもの及び自ら労務者を雇用し土地造成を行い、それを分譲するもの	建設業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
委託生産	自らは製造行為を行わず、自己の所有に属する原材料を他人に支給して製品を製造させ、これを自己の名称で販売するもの	卸売業または小売業		
貨物運送 取扱事業等	② 集配利用運送業【4441】のうち、他人の需要に応じ有償で・鉄道運送事業者の行う運送を利用してする貨物の運送に、自動車による集貨及び配達を併せ一貫して行うもの	貨物運送取扱事業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	③ 集配利用運送業【4441】のうち、他人の需要に応じ有償で船舶運航事業者または航空運送事業者の行う運送を利用してする貨物の運送に、自動車による集貨及び配達を併せ一貫して行うもの	運送業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	④ 利用運送業(集配利用運送業を除く。)(【4821】のうち、他人の需要に応じ有償で鉄道運送事業者の行う運送を利用してする貨物の運送を行うもの	貨物運送取扱事業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	⑤ 利用運送業(集配利用運送業を除く。)(【4821】のうち、他人の需要に応じ有償で貨物自動車運送事業者、船舶運送事業者、航空運送事業者の行う運送を利用してする貨物の運送を行うもの	サービス業 (運送取扱業)	5,000万円 以下	100人以下 (5人以下)
	⑥ 運送取扱業【4822】のうち、他人の需要に応じ有償で鉄道による貨物の運送の取次若しくは委託又は運送貨物の受取を行うもの	貨物運送取扱事業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
	⑦ 運送取扱業【4822】のうち、他人の需要に応じ有償で自動車、船舶、航空機による貨物の運送の取次若しくは委託又は運送貨物の受取を行うもの	サービス業 (運送取扱業)	5,000万円 以下	100人以下 (5人以下)
純粋持株会社	純粋持株会社【7282】を営むものについては、企業グループ内の主たる経済活動と同一の業種			
電気小売業	電気の小売供給を行うもの	電気・ガス・熱供給・水道業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
ガス小売事業	導管によりガスの小売供給を行うもの	電気・ガス・熱供給・水道業	3億円以下	300人以下 (20人以下)

4. 保証対象業種一覧表

業種コード	業種名
A 01151	農業関連製造業
A 01152	鶏卵ふ化業
A 01153	蹄鉄修理業
A 01154	家畜貸付業
A 01155	園芸サービス業
A 02151	林業関連製造業
A 02152	木材伐採業
B 04151	真珠養殖業
C 05101	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業
C 05102	土石採取業
C 05103	その他の鉱業
D 06101	一般土木建築工事業
D 06102	土木工事業（舗装工事業を除く）
D 06103	舗装工事業
D 06104	建築工事業（木造建築工事業を除く）
D 06105	木造建築工事業
D 06106	建築リフォーム工事業
D 07101	大工工事業
D 07102	とび・土工・コンクリート工事業
D 07103	鉄骨・鉄筋工事業
D 07104	石工・れんが・タイル・ブロック工事業
D 07105	左官工事業
D 07106	板金・金物工事業
D 07107	塗装工事業
D 07108	床・内装工事業
D 07109	その他の職別工事業
D 08101	電気工事業
D 08102	電気通信・信号装置工事業
D 08103	管工事業（さく井工事業を除く）
D 08104	機械器具設置工事業
D 08105	その他の設備工事業
E 09100	食料品製造業
E 10100	飲料・たばこ・飼料製造業
E 11101	化学繊維製造業
E 11102	炭素繊維製造業
E 11103	その他の繊維工業
E 12101	繊維板製造業
E 12102	その他の木材・木製品製造業（家具を除く）
E 13100	家具・装備品製造業
E 14100	パルプ・紙・紙加工品製造業
E 15101	印刷業
E 15102	製版業・製本業
E 15103	印刷物加工業
E 15104	印刷関連サービス業
E 16100	化学工業
E 17100	石油製品・石炭製品製造業
E 18100	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
E 19101	自動車タイヤ・チューブ製造業
E 19102	その他のタイヤ・チューブ製造業
E 19103	その他のゴム製品製造業
E 20100	なめし革・同製品・毛皮製造業
E 21100	窯業・土石製品製造業
E 22100	鉄鋼業
E 23100	非鉄金属製造業
E 24100	金属製品製造業
E 25100	はん用機械器具製造業
E 26100	生産用機械器具製造業
E 27101	事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業
E 27102	武器製造業
E 27103	その他の業務用機械器具製造業
E 28100	電子部品・デバイス・電子回路製造業
E 29100	電気機械器具製造業
E 30100	情報通信機械器具製造業

業種コード	業種名
E 31101	自動車・鉄道・航空機同附属品製造業
E 31102	船舶製造・修理業、船用機関製造業
E 31103	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
E 31104	その他の輸送用機械器具製造業
E 32101	時計・同部分品製造業
E 32102	眼鏡製造業（枠を含む）
E 32103	他に分類されない製造業
F 33100	電気業
F 34100	ガス業
F 35100	熱供給業
F 36100	水道業
G 37101	電気通信業
G 37102	電気通信に附帯するサービス業
G 38100	放送業
G 39101	ソフトウェア業
G 39102	情報処理サービス業
G 39103	情報提供サービス業
G 39104	その他の情報処理・提供サービス業
G 40101	インターネット附随サービス業
G 41101	新聞業、出版業
G 41102	ニュース供給業
G 41103	広告制作業
G 41104	その他の映像・音声・文字情報制作業
G 41151	映像情報制作業
H 42100	鉄道業
H 43100	道路旅客運送業
H 44100	道路貨物運送業
H 44151	集配利用運送業（鉄道・軌道関係）
H 45100	水運業
H 46100	航空運輸業
H 47100	倉庫業
H 48101	利用運送業（集配利用運送業を除く）
H 48102	運送取次業
H 48103	その他の運輸に附帯するサービス業
H 48151	利用運送業・運送取次業（鉄道・軌道関係）
H 48152	サルベージ、港湾運送業
H 48153	水路測量業
H 48154	レッカー・ロードサービス業
H 49100	郵便業（信書便事業を含む）
I 50101	各種商品卸売業
I 51101	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
I 51102	衣服・身の回り品卸売業
I 52101	農畜産物・水産物卸売業
I 52102	食料・飲料卸売業
I 53101	木材・竹材卸売業
I 53102	セメント・板ガラス卸売業
I 53103	その他の建築材料卸売業
I 53104	化学製品卸売業
I 53105	石油卸売業
I 53106	その他の鉱物・金属材料卸売業
I 53107	再生資源卸売業
I 54101	産業機械器具卸売業
I 54102	自動車卸売業
I 54103	電気機械器具卸売業
I 54104	その他の機械器具卸売業
I 55101	家具・建具・じゅう器等卸売業
I 55102	医療品・化粧品等卸売業
I 55103	紙・紙製品卸売業
I 55104	他に分類されない卸売業

業種コード	業種名
I 56101	百貨店、総合スーパー
I 56102	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
I 56151	コンビニエンスストア
I 56152	ドラッグストア
I 56153	ホームセンター
I 56154	均一価格店
I 57101	呉服・服地・寝具小売業
I 57102	男子服小売業
I 57103	婦人・子供服小売業
I 57104	靴・履物小売業
I 57105	その他の織物・衣服・身の回り品小売業
I 58101	各種食料品小売業
I 58102	酒小売業
I 58103	食肉小売業
I 58104	鮮魚小売業
I 58105	野菜・果実小売業
I 58106	菓子・パン小売業
I 58107	米穀類小売業
I 58108	その他の飲食料品小売業
I 59101	自動車小売業
I 59102	自転車小売業
I 59103	電気・電気事務機械器具小売業（中古品を除く）
I 59104	中古電気製品小売業
I 59105	その他の機械器具小売業
I 60101	家具・建具・畳小売業
I 60102	じゅう器小売業
I 60103	医薬品・化粧品小売業
I 60104	農耕用品小売業
I 60105	燃料小売業
I 60106	書籍・文房具小売業
I 60107	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
I 60108	写真機・時計・眼鏡小売業
I 60109	建築材料小売業
I 60110	他に分類されない小売業
J 64100	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
J 65151	金融商品取引業
J 65152	商品先物取引業・商品投資顧問業
J 66100	補助的金融業等
J 67100	保険業（保険媒介代理業を含む）
J 67151	保険サービス業
K 68101	建物売買業、土地売買業
K 68102	不動産代理業・仲介業
K 69101	不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）
K 69102	貸家業・貸間業
K 69103	駐車場業
K 69104	不動産管理業
K 70100	物品賃貸業
L 71100	学術・開発研究機関
L 72101	法律事務所、特許事務所
L 72102	公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
L 72103	公認会計士事務所、税理士事務所
L 72104	デザイン業
L 72105	著述・芸術家業
L 72106	興信所
L 72107	その他の専門サービス業
L 73100	広告業
L 74101	獣医業
L 74102	土木建築サービス業
L 74103	機械設計業
L 74104	商品・非破壊検査業
L 74105	計量証明業
L 74106	写真業
L 74107	その他の技術サービス業
L 74151	測量業・地質調査業

業種コード	業種名
M 75101	旅館、ホテル
M 75102	その他の宿泊業
M 76101	食堂、レストラン
M 76102	そば・うどん店
M 76103	すし店
M 76104	喫茶店
M 76105	遊興飲食店
M 76106	その他の飲食店
M 77100	持ち帰り・配達飲食サービス業
N 78101	洗濯業、洗張・染物業
N 78102	理容業
N 78103	美容業
N 78104	公衆浴場業
N 78105	その他の洗濯・理容・美容・浴場業
N 78151	寝具消毒・乾燥業（業者から委託を受けて行うもの）
N 78152	エステティック業、マニキュア、ペディキュア、ネイルサロン
N 79101	旅行業
N 79102	物品預り業
N 79103	他に分類されない生活関連サービス業
N 79151	衣服裁縫修理業
N 79152	食品加工業
N 79153	写真現像・焼付業（業者から委託を受けて行うもの）
N 80101	映画館
N 80102	フィットネスクラブ
N 80103	その他の娯楽業
O 81100	学校教育
O 82101	社会教育
O 82102	職業・教育支援施設
O 82103	学習塾、教養・技能教授業
O 82104	他に分類されない教育、学習支援業
P 83101	病院・一般診療所
P 83102	歯科診療所
P 83103	助産・看護業
P 83104	療術業
P 83105	医療に附随するサービス業
P 83151	歯科技工所（業者から委託を受けて行うもの）
P 84102	健康相談施設
P 84103	その他の保健衛生
P 85103	児童福祉事業
P 85104	老人福祉・介護事業（介護老人保健施設を除く）
P 85105	介護老人保健施設
P 85106	障害者福祉事業
P 85107	その他の社会保険・社会福祉・介護事業
Q 86100	郵便局（別掲を除く）
R 88100	廃棄物処理業
R 89100	自動車整備業
R 90100	機械等修理業（別掲を除く）
R 91101	職業紹介業
R 91102	労働者派遣業
R 92101	速記・ワープロ入力・複写業
R 92102	建物サービス業
R 92103	警備業
R 92104	他に分類されない事業サービス業
R 92151	ワープロ入力請負、あて名書、筆耕等
R 92152	温泉供給業
R 95100	その他のサービス業

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
A 01151	農業関連製造業	耕種農業	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）	0113 ○きのこ製造（菌床栽培方式による生産であって、工場的生産設備を有するものに限る） ○かいわれ大根製造業（苗床栽培方式による生産であって、工場的生産設備を有するものに限る） ○もやし栽培農業（製造加工設備を有するものに限る）
			工芸農作物農業	0116 ○茶作農業（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上げ茶を製造するものに限る）
		畜産農業	養蚕農業	0126 ○蚕種製造業（製造加工設備を有するものに限る） ○蚕種製造請負業（製造加工設備を有するものに限る）
A 01152	鶏卵ふ化業	畜産農業	養鶏業	0124 ○養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふかを行うものに限る）
		農業サービス業（園芸サービス業を除く）	畜産サービス業（獣医業を除く）	0134 ○ふ卵業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふかを行うものに限る）
A 01153	蹄鉄修理業	農業サービス業（園芸サービス業を除く）	畜産サービス業（獣医業を除く）	0134 ○蹄鉄修理業
A 01154	家畜貸付業	農業サービス業（園芸サービス業を除く）	畜産サービス業（獣医業を除く）	0134 ○家畜貸付業
A 01155	園芸サービス業	園芸サービス業		0141 主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所をいう。 ただし、公衆道路、運動場などの土木事業を伴う公園造成を主として請負う事業所は大部分類Dー建設業〔0622〕に分類される。 ○造園業；植木業（主として庭園作り、又は手入れなどを行うもの） ※公衆道路、運動場などの土木事業を伴う公園造成を主として請負う事業所は「土木工事業（D06102）」
A 02151	林業関連製造業	特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）	製薪炭業	0231 ○薪伐出製造業；炭焼業（焼子を除く）；製炭会社；木炭製造業；黒炭製造業；枝炭製造業；白炭製造業（製造加工設備を有するものに限る）
		林業サービス業	その他の林業サービス業	0249 ○薪請負製造業（製造加工設備を有するものに限る） ○炭焼請負業（製造加工設備を有するものに限る） ○炭質焼業（製造加工設備を有するものに限る）
A 02152	木材伐出業	素材生産業		0221 立木を購入し、伐木して主として素材のまま販売する事業所をいう。 ○一般材生産業；パルプ材生産業；坑木生産業；くい丸太生産業；電柱用材生産業；足場丸太生産業 ※立木を購入し、伐木運材、製材を一貫作業するものは「木材・木製品工業〔E12102〕」
		林業サービス業	素材生産サービス業	0242 主として請負によって伐木又は伐木と運材を兼ね行う事業所をいう。 ○素材生産請負業；木材伐出請負業；伐木運材請負業
B 04151	真珠養殖業	海面養殖業	真珠養殖業	0414 ○真珠養殖業（養殖から加工までを一貫作業として行っているものに限る）
C 05101	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業	金属鉱業	金・銀鉱業	0511 主として金鉱、銀鉱又は砂金の掘採を行う事業所及び選鉱（青化処理、とう（搗）鉱処理を含む）を行う事業所をいう。 ○砂金鉱業
			鉛・亜鉛鉱業	0512 主として鉛鉱、亜鉛鉱又は鉛亜鉛鉱の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所をいう。
			鉄鉱業	0513 主として鉄鉱の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所をいう。
			その他の金属鉱業	0519 主として他に分類されない金属鉱の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所をいう。 ○白金鉱業；砂白金鉱業；イリジウム鉱業；オスミウム鉱業；銅鉱業；硫化鉄鉱業；黄鉄鉱業；磁硫鉄鉱業；すす鉱業；砂すす鉱業；アンチモン鉱業；水銀鉱業；そう（蒼）鉛鉱業；ひ（砒）鉱業；砂鉄鉱業；タングステン鉱業；マンガン鉱業；金属マンガン鉱業；二酸化マンガン鉱業；クロム鉱業；砂クロム鉱業；モリブデン鉱業；ニッケル鉱業；コバルト鉱業；鉄マンガン鉱業；ウラン鉱業；砂ウラン鉱業；トリウム鉱業
		石炭・亜炭鉱業	石炭鉱業（石炭選別業を含む）	0521 無煙炭、せん石、れき青炭、亜れき青炭、かつ（褐）炭（亜炭を除く）の掘採及びこれに附随する選炭処理を行う事業所をいう。 また、主として廃石、選炭廃水から石炭を選別し、又は回収する事業所も本分類に含まれる。 ○炭鉱業；石炭水洗業；廃石選別業；石炭回収業
			亜炭鉱業	0522 亜炭の掘採及びこれに附随する選炭処理を行う事業所をいう。
		原油・天然ガス鉱業	原油鉱業	0531 主として原油の掘採を行う事業所をいう。 ○石油鉱業；天然アスファルト鉱業；土れき（瀝）青鉱業；油田さく井請負業；油田試掘請負業
			天然ガス鉱業	0532 主として天然ガスの掘採を行う事業所及び自ら掘採した天然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス（LPG）、圧縮ガスを生産する事業所をいう。 ○炭酸ガス鉱業；ガス採取業（天然のもの）；天然ガソリン生産業 ×天然ガス業（導管により供給するもの）〔3411〕

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	農林漁業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
サービス業	その他のサービス業（鶏卵 ふ化業）	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)	ふ化業	登録	なし	知事 【県畜産課】	養鶏振興法	※登録は任意（法で定める要件に適合する場合は登録できる。）
サービス業	その他のサービス業（加工・修理業）	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)						
サービス業	その他のサービス業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)						
サービス業	その他のサービス業（園芸 サービス業）	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)						
製造業	農林漁業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
木材伐出業	－	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	農林漁業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
鉱業	－	3億円以下	300人以下 (20人以下)	鉱業権	許可	なし	経済産業局長 【近畿経済産業局】	鉱業法	※「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域（鉱区）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を採掘、取得する権利をいう。
				租鉱権	登録	10年	経済産業局長 【近畿経済産業局】	鉱業法	※「租鉱権」とは、設定行為に基づき、他人の鉱区において、鉱業権の目的となっている鉱物を掘採、取得する権利をいう。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
C 05102	土石採取業	採石業、砂・砂利・玉石採取業	花こう岩・同類似岩石採石業	0541 主として花こう岩及びその類似岩石の採石を行う事業所をいう。 ○せん緑岩採石業；はんれい（斑瀾）岩採石業；片麻岩採石業
			石英粗面岩・同類似岩石採石業	0542 主として石英粗面岩及びその類似岩石の採石を行う事業所をいう。
			安山岩・同類似岩石採石業	0543 主として安山岩及びその類似岩石の採石を行う事業所をいう。
			大理石採石業	0544 主として大理石の採石を行う事業所をいう。
			ぎょう灰岩採石業	0545 主としてぎょう灰岩の採石を行う事業所をいう。
			砂岩採石業	0546 主として砂岩の採石を行う事業所をいう。
			粘板岩採石業	0547 主として粘板岩の採石を行う事業所をいう。
			砂・砂利・玉石採取業	0548 主として砂、砂利、玉石などの採取を行う事業所をいう。 ○壁砂採取業；川砂採取業；玉砂利採取業；バラスト採取業（粉砕した岩石でないもの）
			その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	0549 主としてかんらん岩、蛇紋岩など他に分類されない岩石の採石を行う事業所をいう。 ○かんらん岩採石業；蛇紋岩採石業；玄武岩採石業；黒よう石採石業；眞珠岩採石業；火山灰採掘業；軽石採掘業；庭石採取業
C 05103	その他の鉱業	窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）	耐火粘土鉱業	0551 0551 耐火粘土鉱業 主として耐火粘土の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所をいう。 けつ岩粘土、木節粘土、がいろ目粘土の掘採を行う事業所も本分類に含まれる。 ○耐火粘土鉱業（けつ岩粘土・木節粘土・がいろ目粘土鉱業を含む）
			ろう石鉱業	0552 主としてろう石（ダイアスポアを含む）の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所並びにろう石クレーを製造する事業所をいう。 ○ろう石クレー製造業
			ドロマイト鉱業	0553 主としてドロマイトの掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所をいう。
			長石鉱業	0554 主として長石、半花こう岩、風化花こう岩の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所をいう。 ○半花こう岩鉱業；風化花こう岩鉱業
			けい石鉱業	0555 主として白けい石、軟けい石、炉材けい石の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所並びに粉碎を行う事業所をいう。 ○白けい石鉱業；軟けい石鉱業；炉材けい石鉱業
			天然けい砂鉱業	0556 主として天然けい砂の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所並びに粉碎を行う事業所をいう。 ○けい砂鉱業
			石灰石鉱業	0557 主として石灰石の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所をいう。
			その他の窯業原料用鉱物鉱業	0559 主として他に分類されない窯業原料となる鉱物の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所をいう。 ○陶石鉱業；陶石クレー製造業；カオリン鉱業；磁土鉱業；石こう鉱業；らん晶石鉱業；けい線石鉱業；紅柱石鉱業；陶土鉱業
		その他の鉱業	酸性白土鉱業	0591 主として酸性白土の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所をいう。
			ベントナイト鉱業	0592 主としてベントナイトの掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所をいう。
			けいそう土鉱業	0593 主としてけいそう土の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所をいう。
			滑石鉱業	0594 主として滑石の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所並びに粉碎を行う事業所をいう。
			他に分類されない鉱業	0599 主として他に分類されない鉱物及び岩石の掘採を行う事業所及び選鉱を行う事業所並びに粉碎を行う事業所をいう。 ○粘土鉱業；普通粘土鉱業；絹雲母鉱業；緑泥石鉱業；ひっ（沸）石鉱業；ひる石鉱業；重晶石鉱業；ざくろ石鉱業；エメリー鉱業；トリボリー鉱業；めのう鉱業；こはく鉱業；工芸用水晶鉱業；宝石鉱業；飾石鉱業；電気石鉱業；石けん石鉱業；溶岩鉱業；方解石鉱業；天然氷採取業；硫黄鉱業；硫黄製錬業；ほたる石鉱業；明ばん石鉱業；りん鉱石業；黒鉛鉱業 ×耐火粘土鉱業（けつ岩粘土・木節粘土・がいろ目粘土鉱業を含む）〔0551〕；雲母精製業〔2186〕

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
土石採取業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	採石業☆ 砂利採取業☆	登録	なし	知事 【県工業振興課】	採石法	※岩石を採取する事業をいう。 ※「岩石」とは、花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じゃ紋岩、結晶片岩、ペントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びびる石をいう。
					登録	なし	知事 【県工業振興課】	砂利採取法	※砂利（砂及び玉石を含む。）の採取（洗浄を含む。）を行う事業をいう。
鉱業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	鉱業権	許可	なし	経済産業局長 【近畿経済産業局】	鉱業法	※「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域（鉱区）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を採掘、取得する権利をいう。
				租鉱権	登録	10年	経済産業局長 【近畿経済産業局】	鉱業法	※「租鉱権」とは、設定行為に基づき、他人の鉱区において、鉱業権の目的となっている鉱物を堀採、取得する権利をいう。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
D 06101	一般土木建築工事業	一般土木建築工事業	0611	各種の土木施設と建築物を、いずれでも完成する能力を有する事業所をいう。 完成する能力とは、土木技術者及び建築技術者の双方を有し、かつ現実に土木工事及び建築工事の双方を施工しているか、又は最近において双方を施工した実績を有することである。
D 06102	土木工事業（舗装工事業を除く）	土木工事業（舗装工事業を除く）	0621	一般土木建築工事業に属さないで、主として堤防・護岸・水利・床固・山腹工事などによる河川・砂防・海岸・治山施設工事、ダム工事、各種の貯水池、用水池などの建設工事、各種の水路工事、かんがい排水施設工事、防波堤、岸壁・棧橋などの港湾施設工事、埋立工事、干拓工事、開墾工事、軌条敷設・停車場・鉄道土工・伏せどい・溝橋などの鉄道施設工事、地下鉄・地下工作物工事、ドック建設工事、高架道路・高架施設工事、橋りょう工事（鋼橋上部工事を除く）、ずい道工事、水源施設・浄水施設・送水施設・配水施設などの上水道工事、下水管きょ・ポンプ施設・下水処理場などの下水道工事、道路工事、駐車場工事、飛行場・水上飛行場工事、運動競技場・競馬場・競輪場工事、宅地造成工事などのすべて又はいずれかを行うことによって、土木施設を完成する事業所をいう。
		造園工事業	0622	主として庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事を行う事業所をいう。 ○ゴルフ場工事業 ×造園業【O141】；植木業【O141】
		しゅんせつ工事業	0623	主としてしゅんせつ工事及びしゅんせつ工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。
D 06103	舗装工事業	舗装工事業	0631	主として道路舗装工事及び舗装工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。 ○道路舗装工事業
D 06104	建築工事業（木造建築工事業を除く）	建築工事業（木造建築工事業を除く）	0641	主として木造建築物のみでなく、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物、鉄筋コンクリート造建築物、無筋コンクリート造建築物、鉄骨造建築物、組立鉄筋コンクリート造建築物、コンクリートブロック造建築物、プレハブリケーション建築物（ユニット住宅を含む）、石造建築物又はれんが造建築物を完成する事業所をいう。 ○建築工事請負業；鉄骨造建築工事請負業；組立鉄筋コンクリート造建築工事業；コンクリートブロック造建築工事業；プレハブリケーション建築工事業
D 06105	木造建築工事業	木造建築工事業	0651	主として木造建築物のみを完成する事業所をいう。 ○木造住宅建築工事業
D 06106	建築リフォーム工事業	建築リフォーム工事業	0661	主として各種建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所をいう。 ○住宅リフォーム工事業；木造建築リフォーム工事業
D 07101	大工工事業	大工工事業	0711	主として大工工事（型枠大工工事を除く）を行う事業所をいう。 建築物建設について、大工工事（型枠大工工事を除く）のほかにとび工事、左官工事、屋根工事などを組み合わせて、木造建築物の完成を発注者から直接に請負うことを主とする事業所は中分類O6【0651】に、主として型枠大工工事を行う事業所は細分類0712に分類される。 ○造作大工業；堂宮大工業（総合請負をしないもの）；木造りゅう骨工事請負業
		型枠大工工事業	0712	主として型枠大工工事を行う事業所をいう。 ○仮枠大工工事業
D 07102	とび・土工・コンクリート工事業	とび・土工・コンクリート工事業	0721	主として建方、足場組立、金属製仮設工事、支柱工事、ひき屋工事を行う事業所をいう。 ○足場組立業；建方業（とび工事を主とするもの）；ひき屋工事業；メタルフォーム組立業；組立鉄筋コンクリート組立業；くい打工事業；仕事師業（とび工事を主とするもの）
		土工・コンクリート工事業	0722	主として土工工事及び一般的なコンクリート工事（型枠大工工事を除く）を行う事業所をいう。 ○機械土工工事業；コンクリート圧送工事業；コンクリート打設工事業；仕事師業（土工工事を主とするもの）；地盤改良工事業；ウエルポイント工事業；薬液注入工事業
		特殊コンクリート工事業	0723	主として潜かん（函）などの特殊コンクリート基礎工事、場所打ちコンクリートぐい工事、独立コンクリート煙突工事などの作業を行う事業所をいう。 ○場所打ちコンクリートぐい工事業；独立コンクリート煙突工事業；プレストレストコンクリート工事業
D 07103	鉄骨・鉄筋工事業	鉄骨・鉄筋工事業	0731	主として現場で構造用鋼材の組立、びょう接、溶接工事を行う事業所をいう。 ○橋りょう工事業
		鉄筋工事業	0732	主としてコンクリート用鉄筋工事を行う事業所をいう。
D 07104	石工・れんが・タイル・ブロック工事業	石工工事業	0741	主として現場で天然石あるいは人造石の造形、取付け仕上げを行う事業所をいう。 ○石工業（建設工事を行うもの）；石垣築造業；道路石工事業；軌道石工事業
		れんが工事業	0742	主としてれんが工事を行う事業所をいう。
		タイル工事業	0743	主としてタイル・モザイク・テラコッタ工事を行う事業所をいう。
		コンクリートブロック工事業	0744	主としてコンクリートブロック工事を行う事業所をいう。 ○歩道用コンクリートブロック工事業
D 07105	左官工事業	左官工事業	0751	主として左官工事、モルタル工事及び吹き付け工事などを行う事業所をいう。 ○とぎ出し工事業；洗い出し工事業；木舞業；漆くい工事業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	建設業☆	許可	5年	知事 国土交通大臣 【県建設業 室】	建設業法	※元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う事業をいう。 ※「建設工事」とは、土木建築に関する工事を左表に掲げるものをいう。 ※工事の対象は地上の建築物であり、船舶は対象外 ※二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合は国土交通大臣の許可が必要 ※建設業の許可は一般建設業と特定建設業に区分される（許可は重複しない。）。 ①特定建設業 発注者から直接請け負う一件の建設工事においてその工事の全部または一部を下請代金（下請契約が二以上ある場合は下請代金の総額）3000万円以上（建築工事業は下請代金4500万円以上）となる下請契約を締結して施工する建設業者 ②一般建設業 特定建設業以外の建設業者 ただし、次に定める軽微な建設工事のみを請け負う建設業者は許可不要 ①工事一軒の請負代金の額が建築一式工事にあっては1500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事 ②建築一式工事以外の建設工事にあっては500万円に満たない工事 ※請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負う場合、各契約の請負代金の額の合計額とする（正当な理由に基づいて契約を分割した場合を除く。）。 ※注文者が材料を提供する場合は、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを請負代金の額とする。 ※法人成りの場合 → 法人名で許可を再申請（許可番号は変更） ※電気工事業者は「許可業者」と「登録業者」に分かれる。「許可業者」は建設業法による電気工事業の許可をうけたもので、1件あたり500万円以上の電気工事を請け負うことができる。「登録業者」は電気工事法による登録を受けたもので1件当たり500万円以上の電気工事を請け負うことができない。
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	・土木一式工事 ・建築一式工事 ・大工工事 ・左官工事 ・とび・土工・コンクリート工事 ・石工事 ・屋根工事 ・電気工事 ・管工事 ・タイル・れんが・ブロック工事 ・鋼構造物工事 ・鉄筋工事 ・ほ装工事 ・しゅんせつ工事 ・板金工事 ・ガラス工事 ・塗装工事 ・防水工事 ・内装仕上工事 ・機械器具設置工事 ・熱絶縁工事 ・電気通信工事 ・造園工事 ・さく井工事 ・建具工事 ・水道施設工事 ・消防施設工事 ・清掃施設工事					
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
D 07106	板金・金物工事業	板金・金物工事業	金属製屋根工事業	0761 主として亜鉛鉄板、銅板、アルミニウム板などを用い、折板、瓦棒、波形平板ぶきなどの工法による屋根工事を行う事業所をいう。 ○鉄板屋根ぶき業；銅板屋根ぶき業；アルミニウム屋根ぶき業
			板金工事業	0762 主としてとい（樋）、水切、雨押、スカイライト、プリキ煙突などの工事を行う事業所をいう。 注文を受けて板金工事業用の製品を製作し、これを現場で取り付ける事業所も含まれる。
			建築金物工事業	0763 主として面格子、装飾金物、メタルラスなどの建築金物工事を行う事業所をいう。
D 07107	塗装工事業	塗装工事業	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	0771 主として建築物内外、建築設備、鉄塔、鉄橋その他の鋼製構築物、木柱、木べい、木橋その他の木造構築物、船舶などの塗装を行う事業所をいう。 ○鋼橋塗装工事業；建築装飾工事業（塗装工事業を主とするもの）；船舶塗装業
			道路標示・区画線工事業	0772 主として道路面の標示・区画線工事業を塗装によって行う事業所をいう。
D 07108	床・内装工事業	床・内装工事業	床工事業	0781 主としてプラスチック系床タイル、床シート、カーペット、フローリングブロックなどの取付け・仕上工事を行う事業所をいう。 ○床張り工事業；フローリング工事業；船舶床張請負業
			内装工事業	0782 主としてテックスその他繊維板のはり付け工事、壁紙工事、その他建築物及び船舶内部の装飾工事を行う事業所をいう。 ○テックス工事業；練付工事業；壁紙工事業；室内装飾工事業
D 07109	その他の職別工事業	その他の職別工事業	ガラス工事業	0791 主としてガラスの取付工事のみを行う事業所をいう。 ガラスを販売するとともにその取付工事を行う事業所は含まれない。
			金属製建具工事業	0792 主として金属製サッシ、金属製ドア、金属製シャッター、防火扉、非常階段などの取付工事のみを行う事業所をいう。 個人の注文を受けて金属製建具を製作しこれを取付ける事業所は大分類Ⅰー卸売・小売業〔6012〕に分類される。 ○金属製建具取付業
			木製建具工事業	0793 主として木製建具の取付工事のみを行う事業所をいう。 個人の注文を受けて木製建具を製作しこれを取付ける事業所は大分類Ⅰー卸売・小売業〔6012〕に分類される。 ○つりこみ業
			屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	0794 主として屋根工事（金属製屋根工事業を除く）を行う事業所をいう。 ○屋根ぶき業（板金を除く）；かわら屋根ぶき業；木羽屋根ぶき業；とんとんぶき業；スレート屋根ぶき業；かや屋根ぶき業
			防水工事業	0795 主としてアスファルト防水工事、モルタル防水工事などを行う事業所をいう。 ○アスファルト防水工事業；モルタル防水工事業
			解体・はつり工事業	0796 主として工作物の解体又はコンクリート構造物のはつり及び破壊を行う事業所をいう。
			他に分類されない職別工事業	0799 主として他に分類されない職別工事業を行う事業所をいう。 ○サンドブラスト業；潜水工事業；建設揚重業；炉解体業；カーテンウォール工事業；電気防蝕工事業
D 08101	電気工事業	電気工事業	一般電気工事業	0811 主として送電線・配電線工事（地中線工事を含む）、電気鉄道、トロリーカー、ケーブルカー等の電線路工事、海底電線路配線工事、しゅんせつ船電路工事、その他これらに類する工事並びに水力発電所、火力発電所の電気設備工事、変電所変電設備工事、開閉所設備工事、変流所設備工事、船内電気設備工事、電気医療装置設備工事等の設備工事をすべて又はいずれかを施工する事業所をいう。 ○送配電電線路工事業；電気設備工事業
			電気配線工事業	0812 主として建築物、建造物の屋内、屋側及びその構内外の電灯照明、電力、同機器の配線工事、一般工場、事業場、会社、商店、住宅その他電灯照明電力機器の配線工事、屋外照明、アーケード、道路照明等の照明設備配線工事、一般電気使用施設の自家用受変電設備工事、配線工事、空港等の配線工事又はネオン広告塔、電気サイン広告塔、ネオン看板、電気看板等の設備並びに配線工事のすべて又はいずれかを施工する事業所をいう。 ○電気配線工事業；ネオン装置工事業；船内配線業
D 08102	電気通信・信号装置工事業	電気通信・信号装置工事業	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）	0821 主として電話線路（ケーブルを含む）、無線電信電話空中線設備（支持柱を含む）、電信電話機械設備に関する工事又はその一部を施工する事業所をいう。 ただし、有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する事業所は細分類0822 に分類される。 ○電話線路工事業；通信土木工事業；有線・無線電話機械設備設置工事業；電信機械設備設置工事業；無線テレビジョン放送設備設置工事業；有線・無線ラジオ放送設備設置工事業
			有線テレビジョン放送設備設置工事業	0822 主として有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する事業所をいう。
			信号装置工事業	0823 主として閉そく器、電気信号機、連動機、転てつ装置、踏切保安装置、電気信号線支持物などの信号保安装置及び火災報知機、その他の警報装置に関する工事を施工する事業所をいう。 ○火災報知機工事業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	建設業☆	許可	5年	知事 国土交通大臣 【県建設業 室】	建設業法	※元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う事業をいう。 ※「建設工事」とは、土木建築に関する工事を左表に掲げるものをいう。 ※工事の対象は地上の建築物であり、船舶は対象外 ※二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合は国土交通大臣の許可が必要 ※建設業の許可は一般建設業と特定建設業に区分される（許可は重複しない。）。 ①特定建設業 発注者から直接請け負う一件の建設工事においてその工事の全部又は一部を下請代金（下請契約が二以上ある場合は下請代金の総額）3000万円以上（建築工事業は下請代金4500万円以上）となる下請契約を締結して施工する建設業者 ②一般建設業 特定建設業以外の建設業者 ただし、次に定める軽微な建設工事のみを請け負う建設業者は許可不要 ①工事一軒の請負代金の額が建築一式工事にあっては1500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事 ②建築一式工事以外の建設工事にあっては500万円に満たない工事 ※請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負う場合、各契約の請負代金の額の合計額とする（正当な理由に基づいて契約を分割した場合を除く。）。 ※注文者が材料を提供する場合は、その市場価格または市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを請負代金の額とする。 ※法人成りの場合 → 法人名で許可を再申請（許可番号は変更） ※電気工事業者は「許可業者」と「登録業者」に分かれる。「許可業者」は建設業法による電気工事業の許可を受けたもので、1件あたり500万円以上の電気工事を請け負うことができる。「登録業者」は電気工事法による登録を受けたもので1件あたり500万円以上の電気工事を請け負うことができない。
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	解体工事業	登録	5年	知事 【県建設業 室】	建設工事に係る 資材の再資源化 等に関する法律	※軽微な解体工事（1件当たりの金額が500万円（建築一式工事に該当するものは1,500万円）未満の解体工事）のみを請け負う建設業者で、「土木工事業」「建築工事業」又は「解体工事業」の建設業許可を受けていないものは、施工する場所の都道府県ごとに解体工事業の登録が必要となる（軽微な解体工事に該当しない解体工事を請け負う場合は、「土木工事業」「建築工事業」又は「解体工事業」のうち、工事の種類に対応したいずれかの建設業の許可が必要）。 ※「電気工事」とは、一般用電気工作物又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。 ただし、家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事等を除く。 ※二以上の都道府県の区域内に営業所（電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。）を設置して事業を営む場合は経済産業大臣の許可が必要 ※法人成り、合併、死亡の場合 → 地位の承継届け（登録番号は不変） ※電気工事業者は「許可業者」と「登録業者」に分かれる。「許可業者」は建設業法による電気工事業の許可を受けたもので、1件あたり500万円以上の電気工事を請け負うことができる。「登録業者」は電気工事法による登録を受けたもので1件あたり500万円以上の電気工事を請け負うことができない。 ※建設業法による電気工事業の許可を受けている場合は届出
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	電気工事業☆	登録 届出	5年	知事 経済産業大臣 【県産業保安 課】	電気工事業の業 務の適正化に関 する法律	※「電気工事」とは、一般用電気工作物又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう。 ただし、家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事等を除く。 ※二以上の都道府県の区域内に営業所（電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。）を設置して事業を営む場合は経済産業大臣の許可が必要 ※法人成り、合併、死亡の場合 → 地位の承継届け（登録番号は不変） ※電気工事業者は「許可業者」と「登録業者」に分かれる。「許可業者」は建設業法による電気工事業の許可を受けたもので、1件あたり500万円以上の電気工事を請け負うことができる。「登録業者」は電気工事法による登録を受けたもので1件あたり500万円以上の電気工事を請け負うことができない。 ※建設業法による電気工事業の許可を受けている場合は届出
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
D 08103	管工事業（さく井 工事業を除く）	管工事業（さく井 工事業を除く）	一般管工事業	0831 主として冷暖房設備、温湿度調節装置、換気装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装置、製氷装置、冷却塔などの熱学施設及び給排水・衛生設備に関する工事をすべて施工する事業所をいう。
			冷暖房設備工事業	0832 一般管工事業に属さない、主として冷暖房設備、温湿度調節装置、換気装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装置、製氷装置、冷却塔などの工事を施工する事業所をいう。 ○温湿度調節装置・乾燥装置工事業；冷凍冷蔵・製氷装置工事
			給排水・衛生設備工事業	0833 一般管工事業に属さない、主として建築物、工場など各種施設の給水設備（井戸ポンプを含む）、排水設備、給湯設備、消火設備、水洗便所、ちゅう房設備、汚水汚物処理装置、汚物浄化槽、じんかい処理装置などの設備工事を施工する事業所をいう。 ○給水設備工事業；排水設備工事業；消火設備工事業；衛生設備工事業；井戸ポンプ工事業
			その他の管工事業	0839 主としてガス導管配管、ガス内管配管、送油管配管、プラント配管、その他の配管工事を行う事業所をいう。 ○ガス配管工事業；配管工事業
D 08104	機械器具設置工事業	機械器具設置工事業	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）	0841 主として機械装置のすえ付基礎工事、機械装置のすえ付け、組立、解体などの工事を施工する事業所をいう。 ○収じん（塵）装置工事業；索道架設工事業；計装工事業；自動ドア設置工事業；自動改札機設置工事業
			昇降設備工事業	0842 主としてエレベータ、エスカレータなどの昇降設備に関する建設工事を施工する事業所をいう。
D 08105	その他の設備工事業	その他の設備工事業	築炉工事業	0891 主として溶鉱炉、平炉、石灰窯、れんが窯、融解窯、じんあい（塵埃）焼却炉、火葬場の炉、火力発電所などのボイラなど各種の窯炉建設工事を行う事業所をいう。
			熱絶縁工事業	0892 主として管、ボイラ、その他の熱絶縁工事を行う事業所をいう。 ○保温保冷工事業；ボイラ熱絶縁工事業
			道路標識設置工事業	0893 主として道路において標識設置工事を行う事業所をいう。
			さく井工事業	0894 主としてさく井、観測井・環元井・温泉の掘さく、浅井戸の築造、揚水設備の設置などの工事を行う事業所をいう。 ○さく泉工事業；井戸掘業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	建設業☆	許可	5年	知事 国土交通大臣 【県建設業室】	建設業法	※元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う事業をいう。 ※「建設工事」とは、土木建築に関する工事を左表に掲げるものをいう。 ※工事の対象は地上の建築物であり、船舶は対象外 ※二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合は国土交通大臣の許可が必要 ※建設業の許可は一般建設業と特定建設業に区分される（許可は重複しない。）。 ①特定建設業 発注者から直接請け負う一件の建設工事においてその工事の全部又は一部を下請代金（下請契約が二以上ある場合は下請代金の総額）3000万円以上（建築工事業は下請代金4500万円以上）となる下請契約を締結して施工する建設業者 ②一般建設業 特定建設業以外の建設業者 ただし、次に定める軽微な建設工事のみを請け負う建設業者は許可不要 ①工事一軒の請負代金の額が建築一式工事にあっては1500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事 ②建築一式工事以外の建設工事にあっては500万円に満たない工事 ※請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負う場合、各契約の請負代金の額の合計額とする（正当な理由に基づいて契約を分割した場合を除く。）。 ※注文者が材料を提供する場合は、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを請負代金の額とする。 ※法人成りの場合 → 法人名で許可を再申請（許可番号は変更） ※電気工事業者は「許可業者」と「登録業者」に分かれる。「許可業者」は建設業法による電気工事業の許可を受けたもので、1件あたり500万円以上の電気工事を請け負うことができる。「登録業者」は電気工事法による登録を受けたもので1件当たり500万円以上の電気工事を請け負うことができない。
				- 土木一式工事 - 建築一式工事 - 大工工事 - 左官工事 - とび・土工・コンクリート工事 - 石工事 - 屋根工事 - 電気工事 - 管工事 - タイル・れんが・ブロック工事 - 鋼構造物工事 - 鉄筋工事 - ほ装工事 - しゅんせつ工事 - 板金工事 - ガラス工事 - 塗装工事 - 防水工事 - 内装仕上工事 - 機械器具設置工事 - 熱絶縁工事 - 電気通信工事 - 造園工事 - さく井工事 - 建具工事 - 水道施設工事 - 消防施設工事 - 清掃施設工事					
				浄化槽工事業	登録	5年	知事 【県環境整備課】	浄化槽法	
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
E 09100	食料品製造業	畜産食料品製造業	部分肉・冷凍肉製造業	0911	主として部分肉、冷凍肉を製造する事業所をいう。 ○ブロック肉製造業
			肉加工品製造業	0912	主としてソーセージ、ハム、ベーコンなどの肉製品（肉製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。 ○ハム製造業；ソーセージ製造業；ベーコン製造業
			処理牛乳・乳飲料製造業	0913	主として牛乳、粉乳、練乳などの処理牛乳や乳飲料、乳酸菌飲料を製造する事業所をいう。 主として生乳を殺菌して、産業用使用者に販売する事業所は本分類に含まれるが、直接家庭又は個人消費者に販売する事業所は大分類1ー卸売業、小売業〔58〕に分類される。 ○市乳製造業；粉乳製造業；練乳製造業；乳酸菌飲料製造業
			乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）	0914	主としてバター、チーズ、クリーム、アイスクリームなどの乳製品（乳製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。 主としてクリームを殺菌して、産業用使用者に販売する事業所は本分類に含まれるが、直接家庭又は個人消費者に販売する事業所は大分類1ー卸売業、小売業〔58〕に分類される。 ○バター製造業；チーズ製造業；アイスクリーム製造業；発酵乳製造業；カゼイン製造業
			その他の畜産食料品製造業	0919	主として他に分類されない畜産食料品を製造する事業所をいう。 ○加工卵製造業；乾燥卵製造業；液卵製造業；はちみつ処理加工業；食鳥処理加工業
		水産食料品製造業	水産缶詰・瓶詰製造業	0921	主として魚介類（鮭を含む）、海藻類を原料として水産缶詰・瓶詰を製造する事業所をいう。 ○魚缶詰・瓶詰製造業；かに缶詰製造業；海藻缶詰・瓶詰製造業；水産つくだ煮瓶詰製造業
			海藻加工業	0922	主として海藻を原料として海藻加工品（寒天を含む）を製造する事業所をいう。海藻缶詰・瓶詰を製造する事業所は細分類0921に、海藻つくだ煮を製造する事業所は細分類0929に分類される。 ○こんぶ製造業；とろろこんぶ製造業；酢こんぶ製造業；焼のり製造業；味付けのり製造業；わかめ製造業；あらめ製造業；ひのり製造業；ひじき製造業；海藻類つぼ詰製造業；天屋（寒天を製造するもの）；寒天製造業
			水産練製品製造業	0923	主としてかまぼこ、焼ちくわ、揚げかまぼこなどの水産練製品及び魚介類（鮭を含む）を原料として魚肉ハム・ソーセージを製造する事業所をいう。 ○かまぼこ製造業；焼ちくわ製造業；揚げかまぼこ製造業；はんぺん製造業；魚肉ハム・ソーセージ製造業
			塩干・塩蔵品製造業	0924	主として塩干魚介類、塩蔵魚介類を製造する事業所をいう。 ○塩蔵魚介類製造業；塩魚製造業
			冷凍水産物製造業	0925	主として水産物（鮭を含む）を原料として凍結設備を使用して冷凍品を製造する事業所をいう。 ○冷凍魚介類製造業
			冷凍水産食品製造業	0926	主として水産物（鮭を含む）を原料として前処理（洗浄、内臓の除去など）を施し、凍結設備を使用して急速凍結を行って凍結状態のまま包装した冷凍水産食品を製造する事業所をいう。主として水産物（鮭を含む）を原料として冷凍調理食品を製造する事業所は小分類099〔0995〕に分類される。 ○冷凍すり身製造業
			その他の水産食料品製造業	0929	主として他に分類されない水産食料品を製造する事業所をいう。 ○鯉節製造業；水産くん製品製造業；生すり身製造業；つくだ煮製造業（水産物のもの）；するめ製造業；いりこ製造業；干魚製造業；干しアワビ製造業；みりん干製造業；身欠きにしん製造業；切するめ製造業；のりつくだ煮製造業；削節製造業；塩辛製造業；水産漬物製造業；水産珍味加工品製造業；海藻つくだ煮製造業；魚介類つぼ詰製造業；鮭ベーコン製造業
		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）	0931	主として果実及び野菜を原料として保存食料品（缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造する事業所をいう。野菜漬物を製造する事業所は細分類0932に分類される。 ○野菜缶詰製造業（瓶詰、つぼ詰を含む）；野菜漬物缶詰製造業（瓶詰、つぼ詰を含む）；果実缶詰製造業（瓶詰、つぼ詰を含む）；乾燥野菜製造業；乾燥果物製造業；乾燥きのこ製造業；冷凍野菜製造業；冷凍果物製造業；ジャム・マーマレード製造業；ジュース原液製造業；ゼリー製造業；ピーナッツバター製造業；乾燥芋製造業；干しがき製造業；かんぴょう製造業；マッシュポテト製造業；果実・野菜の水煮製造業；果実シロップ漬け製造業；果実バター製造業；果実・野菜のスープ製造業
			野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）	0932	主として野菜及び果実を原料として漬物を製造する事業所をいう。 本分類に含まれる漬物は野菜、果実を塩、しょう油、味噌、酒かす、酢などに浸せき（漬）加工した保存用食品漬物などである。 ○果実漬物製造業
	調味料製造業		味そ製造業	0941	主として味そを製造する事業所をいう。 ○醸造業（主として味そを製造するもの）；粉味そ製造業
			しょう油・食用アミノ酸製造業	0942	主としてしょう油及び食用アミノ酸を製造する事業所をいう。 ○醸造業（主としてしょう油を製造するもの）；粉しょう油製造業；固形しょう油製造業
			ソース製造業	0943	主としてソース類を製造する事業所をいう。 ○トマトソース製造業；トマトケチャップ（トマトピューレ）製造業；ウスターソース製造業；マヨネーズ製造業
			食酢製造業	0944	主として食酢を製造する事業所をいう。 ○醸造業（主として食酢を製造するもの）
			その他の調味料製造業	0949	主として他に分類されない調味料を製造する事業所をいう。 ○香辛料製造業；カレー粉製造業；固形カレー製造業；とうがらし粉製造業；七味とうがらし製造業；にっけい粉製造業；わさび粉製造業；こしょう製造業；濃縮そば汁製造業；にんにく粉製造業；うま味調味料製造業；グルタミン酸ナトリウム製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	食料品工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	食料品製造業 ☆	許可	5年以上	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	食品衛生法	※食品衛生法で定める許可を要する事業は左表のとおり ※有効期間は管轄保健所の定めによる。 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割（当該営業を承継させるものに限る）の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②事業承継者が許可の承継届（許可番号は不変） ※「食肉処理業」とは、食用に供する目的で、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に規定する食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）以外の鳥、もしくは「と畜場法」に規定する獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）以外の獣畜をと殺し、もしくは解体し、または解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、もしくは細切する事業をいう。 ※食品衛生法上の許可が必要ない食品としては酢、こんにゃく等がある。 ※食塩の製造は化学工業（無機化学工業製品製造業）に分類される。 ※酒類製造業の場合は酒税法に基づく許可も必要 ※製造所、営業の種類ごとに許可が必要 ※食中毒等のリスクが低いと考えられる冷凍・冷蔵倉庫業等については、営業届出で可。
				1.集乳業 2.乳処理業 3.特別牛乳搾取処理業 4.食肉処理業 5.食品の放射線照射業 6.菓子製造業 7.アイスクリーム類製造業 8.乳製品製造業 9.清涼飲料水製造業 10.食肉製品製造業 11.水産製品製造業 12.氷雪製造業 13.液卵製造業 14.食用油脂製造業 15.みそ又はしょうゆ製造業 16.酒類製造業 17.豆腐製造業 18.納豆製造業 19.麺類製造業 20.そうざい製造業 21.複合型そうざい製造業 22.冷凍食品製造業 23.複合型冷凍食品製造業 24.漬物製造業 25.密封包装食品製造業 26.食品の小分け業 27.添加物製造業					
				食鳥処理業	許可	なし	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	※食鳥とは鶏、あひる、七面鳥その他一般に食用に供する家きんであって政令で定めるものをいう。 ※「食鳥処理」とは次に掲げる行為をいう。 ①食鳥をと殺及びその羽毛を除去すること。 ②「食鳥とたい」の内臓を摘出すること。 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割（当該営業を承継させるものに限る）の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②事業承継者が許可の承継届（許可番号は不変） ※食鳥処理場ごとに許可が必要

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 09100	食料品製造業	砂糖・でんぷん 糖類製造業	砂糖製造業（砂 糖精製業を除く）	0951 主として国内産の甘味資源作物を原料として、砂糖を製造する事業所をいう。 ○甘しゅ（蔗）糖製造業（粗糖、含みつ糖又は耕地白糖を製造するもの）；てん菜糖製造業（てん菜糖又はてん菜粗糖を製造するもの）
			砂糖精製業	0952 主として購入した粗糖を精製して、砂糖を製造する事業所をいう。購入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○氷砂糖製造業；角砂糖製造業；糖みつ製造業
			でんぷん糖類製造業	0953 主としてぶどう糖、水あめ、異性化糖を製造する事業所をいう。 ○ぶどう糖製造業；グルコース製造業；水あめ製造業；麦芽糖製造業；異性化糖製造業；果糖製造業
		精穀・製粉業	精米・精麦業	0961 主として米穀のとう（搗）精や大麦、裸麦の精穀を行う事業所をいう。
			小麦粉製造業	0962 主として小麦粉を製造する事業所をいう。
			その他の精穀・製粉業	0969 主として穀粉（小麦粉を除く）を製造する事業所をいう。 ○穀粉製造業；米粉製造業；そば粉製造業；とうもろこし粉製造業；豆粉製造業；きな粉製造業；みじん粉製造業；はったい粉製造業；香せん（煎）製造業
		パン・菓子製造業	パン製造業	0971 主として食パン、菓子パンなどのパン類を製造する事業所をいう。 主として乾パンを製造する事業所は細分類0973 に分類される。 ○食パン製造業；菓子パン製造業
			生菓子製造業	0972 主としてケーキ、ドーナッツ、パイなどの洋生菓子及びようかん、まんじゅうなどの和生菓子を製造する事業所をいう。 ○洋生菓子製造業；和生菓子製造業；ゼラチン菓子製造業；カステラ製造業；蒸しパン製造業；ドーナッツ製造業
			ビスケット類・干菓子製造業	0973 主としてビスケット、クラッカーなどを製造する事業所をいう。 ○クラッカー製造業；乾パン製造業；せんべい製造業（小麦粉、でんぷんなどを原料とするもの）
			米菓製造業	0974 主として米を原料とするあられ、せんべいなどを製造する事業所をいう。 小麦粉、でんぷんなどを原料とするせんべい類を製造する事業所は細分類0973 に、せんべい生地を製造する事業所は小分類099 [0999] に分類される。 ○あられ製造業；うるちせんべい製造業
			その他のパン・菓子製造業	0979 主として他に分類されないパン及び菓子を製造する事業所をいう。 ○キャンデー・チョコレート製造業；油菓製造業（かりんとうなど）；砂糖漬け製造業（甘納豆、ざぼん漬けなど）；ウエハース製造業；氷菓製造業（アイスキャンデーなど）；チューインガム製造業；砂糖菓子製造業
		動植物油脂製造業	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）	0981 主として圧搾、抽出により動物油及びその副産物としてミールを製造する事業所並びに動物の油脂、骨、肉からグリース、タローを製造する事業所又は主として圧搾、抽出により大豆油、菜種油、米油、綿実油、あまに油、ひまし油などの植物油及びその副産物の油かす（ケーキミール）を製造する事業所をいう。 また、主として粗製の動物油脂又は植物油を購入してこれを精製する事業所も本分類に含まれるが、医療用として精製する事業所は中分類16 [1652] に分類される。 ○牛脂製造業；豚脂製造業；さなぎ油製造業；鯨油製造業；魚油製造業（いわし・たら・にしん・さめ油など）；内臓油製造業；植物油製造業；大豆油製造業；菜種油製造業；ごま油製造業；落花生油製造業；あまに油製造業；えごま油製造業；米油製造業；つばき油製造業；ひまし油製造業；きり油製造業；オリーブ油製造業；やし油製造業；カボック油製造業；パーム油製造業；綿実油製造業；食用油製造業；サラダオイル製造業；食用精製油製造業 ×医療用植物油製造業 [1652]；医療用動物油脂製造業 [1652]
			食用油脂加工業	0982 主として購入した動植物油脂を更に加工してマーガリン、ショートニング、ラードなどを製造する事業所をいう。 主として動物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造する事業所は中分類16 [1641] に分類される。 ○食用精製油脂製造業；マーガリン製造業；ショートニング製造業；精製ラード製造業；精製ハット製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	食料品工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	食料品製造業 ☆	許可	5年以上	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	食品衛生法	※食品衛生法で定める許可を要する事業は左表のとおり ※有効期間は管轄保健所の定めによる。 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割（当該営業を承継させるものに限る）の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②事業承継者が許可の承継届（許可番号は不変） ※「食肉処理業」とは、食用に供する目的で、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に規定する食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）以外の鳥、もしくは「と畜場法」に規定する獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）以外の獣畜をと殺し、もしくは解体し、または解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、もしくは細切する事業をいう。 ※食品衛生法上の許可が必要ない食品としては酢、こんにゃく等がある。 ※食塩の製造は化学工業（無機化学工業製品製造業）に分類される。 ※酒類製造業の場合は酒税法に基づく許可も必要 ※製造所、営業の種類ごとに許可が必要 ※食中毒等のリスクが低いと考えられる冷凍・冷蔵倉庫業等については、営業届出で可。
				1.集乳業 2.乳処理業 3.特別牛乳搾取処理業 4.食肉処理業 5.食品の放射線照射業 6.菓子製造業 7.アイスクリーム類製造業 8.乳製品製造業 9.清涼飲料水製造業 10.食肉製品製造業 11.水産製品製造業 12.冰雪製造業 13.液卵製造業 14.食用油脂製造業			15.みそ又はしょうゆ製造業 16.酒類製造業 17.豆腐製造業 18.納豆製造業 19.麹類製造業 20.そうざい製造業 21.複合型そうざい製造業 22.冷凍食品製造業 23.複合型冷凍食品製造業 24.漬物製造業 25.密封包装食品製造業 26.食品の小分け業 27.添加物製造業		

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
E 09100	食料品製造業	その他の食料品 製造業	でんぷん製造業	0991	主としてかんしょ、ばれいしょ、穀類からでんぷんを製造する事業所をいう。 ○かんしょでんぷん製造業；ばれいしょでんぷん製造業；コーンスターチ製造業
			めん類製造業	0992	主としてうどん、そうめん、そば、マカロニなどを製造する事業所をいう。 ○製めん業；うどん製造業；そうめん製造業；そば製造業；マカロニ製造業；手打めん製造業；即席めん類製造業；中華めん製造業
			豆腐・油揚げ製造業	0993	主として大豆を原料として豆腐、油揚げ又はしみ豆腐を製造する事業所をいう。 ○しみ豆腐製造業
			あん類製造業	0994	主として小豆、その他の豆を主原料として生あん、練あん、乾燥あんを製造する事業所をいう。 ○生あん製造業；練あん製造業；乾燥あん製造業
			冷凍調理食品製造業	0995	主として野菜、水産物及び食肉を原料として調理食品（味付け、又はころもかけなどのように他の食品を付加したものをいう）を製造し、かつ、凍結設備を使用して急速凍結を行って凍結状態のまま包装した冷凍調理食品を製造する事業所をいう。 ○冷凍調理食品製造業（魚類フライ、スティック、コロッケ、しゅうまい、ぎょうざなど）
			そう（惣）菜製造業	0996	主として野菜、水産物、穀物、食肉等を原料とした煮物、焼物（いため物を含む）、揚物、蒸し物、酢の物、あえ物等の料理品を製造する事業所をいう。 ただし、主として肉製品の缶詰、瓶詰、つぼ詰を製造する事業所は、小分類091〔0912〕に、水産缶詰・瓶詰を製造する事業所は、小分類092〔0921〕に、果実缶詰を製造する事業所は、小分類093〔0931〕に分類される。 ○そう（惣）菜製造業（煮豆、うま煮、焼魚、たまご焼、野菜いため、きんぴら、コロッケ、カツレツ、天ぷら、フライ、しゅうまい、ぎょうざ、酢れんこん、サラダ、グラタンなど）；和風そう（惣）菜製造業；洋風そう（惣）菜製造業；中華そう（惣）菜製造業
			すし・弁当・調理パン製造業	0997	主としてすし、弁当、調理パン等の調理食品の製造を行う事業所をいう。 ○サンドイッチ製造業 ×弁当小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）〔5894〕；持ち帰りすし（客の注文によって調理するもの）〔7711〕
			レトルト食品製造業	0998	主としてレトルト食品の製造を行う事業所をいう。 ○レトルトカレー製造業
			他に分類されない食料品製造業	0999	主として他に分類されない各種食料品の製造を行う事業所をいう。 ○パン種製造業；ふくらし粉製造業；イースト製造業；きのこ種菌製造；酵母剤製造業；クロレラ製造（養殖）業；しいたけ種駒製造業；こうじ製造業；種こうじ製造業；麦芽製造業；いり豆製造業；こんにゃく製造業；ふ・焼ふ製造業；ゆば製造業；玄米乳製造業；甘酒製造業；納豆製造業；即席ココア製造業；春さめ（豆素めん）製造業；麦茶製造業；はま茶製造業；こぶ茶製造業；プレミックス食品製造業；最中かわ製造業；バナナ熟成加工業；粉末ジュース製造業；せんべい生地製造業；野菜つくだ煮製造業；もち製造業（あんもちを除く）；なめ味そ製造業；パン粉製造業；フラワーペースト製造業；カット野菜製造業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	食料品工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	食料品製造業 ☆	許可	5年 以上	知事 ※保健所設置 市（神戸・尼 崎・姫路・西 宮・明石）は 市長 【管轄保健 所、県生活衛 生課】	食品衛生法	※食品衛生法で定める許可を要する事業は左表のとおり ※有効期間は管轄保健所の定めによる。 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割（当該営業を承継させるものに限る）の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②事業承継者が許可の承継届（許可番号は不変） ※「食肉処理業」とは、食用に供する目的で、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に規定する食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）以外の鳥、もしくは「と畜場法」に規定する獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）以外の獣畜をと殺し、もしくは解体し、または解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、もしくは細切する事業をいう。 ※食品衛生法上の許可が必要ない食品としては酢、こんにやく等がある。 ※食塩の製造は化学工業（無機化学工業製品製造業）に分類される。 ※酒類製造業の場合は酒税法に基づく許可も必要 ※製造所、営業の種類ごとに許可が必要 ※食中毒等のリスクが低いと考えられる冷凍・冷蔵倉庫業等については、営業届出で可。
				1.集乳業 2.乳処理業 3.特別牛乳搾取処理業 4.食肉処理業 5.食品の放射線照射業 6.菓子製造業 7.アイスクリーム類製造業 8.乳製品製造業 9.清涼飲料水製造業 10.食肉製品製造業 11.水産製品製造業 12.氷雪製造業 13.液卵製造業 14.食用油脂製造業		15.みそ又はしょうゆ製造業 16.酒類製造業 17.豆腐製造業 18.納豆製造業 19.麺類製造業 20.そうざい製造業 21.複合型そうざい製造業 22.冷凍食品製造業 23.複合型冷凍食品製造業 24.漬物製造業 25.密封包装食品製造業 26.食品の小分け業 27.添加物製造業			

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 10100	飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業	1011	主としてアルコールを含まない飲料でサイダー、ラムネ、炭酸水、ジュース、シロップなどの清涼飲料及び嗜好飲料を製造する事業所をいう。 主として天然炭酸水の瓶詰を行う事業所は大分類Ⅰ－卸売・小売業に分類される。 ○嗜好飲料製造業；サイダー製造業；ラムネ製造業；炭酸水製造業；ジュース製造業；シロップ製造業（糖みつ製造業でないもの）；ミネラルウォーター製造業；果実飲料製造業；茶系飲料製造業；コーヒー飲料製造業
		酒類製造業		
		果実酒製造業	1021	主としてぶどう、りんごなどの果実から果実酒を製造する事業所をいう。 主として購入した果実酒の瓶詰を行うだけで、製造混合を行わないものは大分類Ⅰ－卸売・小売業に分類される。 ○りんご酒製造業；ぶどう酒製造業；いちご酒製造業；みかん酒製造業；スパークリングワイン製造業 ×梅酒製造業〔1026〕；甘味果実酒製造業〔1026〕
		発泡性酒類製造業	1022	主としてビール、発泡酒及びビール・発泡酒以外で発泡性を有する酒類を製造する事業所をいう。 ○ビール製造業；醸造業（主としてビールを製造するもの）；発泡酒製造業 ×スパークリングワイン製造業〔1021〕
		清酒製造業	1023	主として清酒を製造する事業所をいう。 ○濁酒製造業
		醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く）	1024	主として穀類、糖類その他の物品を原料として発酵させた酒類を製造する事業所をいう。 ○どぶろく製造業；黄酒（老酒、紹興酒）製造業 ×果実酒製造業〔1021〕；清酒製造業〔1023〕
		蒸留酒類製造業	1025	主として蒸留機により焼酎、スピリッツ、ウイスキーなどの酒類を製造する事業所をいう。 ○焼酎製造業；スピリッツ製造業；ウイスキー製造業；ブランデー製造業 ×果実酒製造業〔1021〕；甘味果実酒製造業〔1026〕；発泡酒製造業〔1022〕
		混成酒類製造業	1026	主として醸造酒、その半製品、蒸留酒等を基に、これらを互いに混合したり、糖類、香味料、色素等を加えて混成酒（又は再製酒）を製造する事業所をいう。 ○洋酒製造業（主として混成酒を製造するもの）；みりん製造業（本みりんを含む）；薬用酒製造業；梅酒製造業；甘味果実酒製造業；合成清酒製造業；白酒製造業；リキュール製造業；薬味酒製造業 ×果実酒製造業〔1021〕；発泡酒製造業〔1022〕
		茶・コーヒー製造業		
		製茶業	1031	主として購入した茶生葉又は荒茶を主原料にして、荒茶又は仕上げ茶を製造する事業所をいう。 ○荒茶製造業（緑茶，紅茶）；茶再製業（緑茶，紅茶，輸出茶）
		コーヒー製造業	1032	主としてコーヒー生豆をほうせん（焙煎），粉碎して荒びきコーヒー又はインスタントコーヒーを製造する事業所をいう。 ○荒びきコーヒー製造業；インスタントコーヒー製造業；コーヒー豆ほうせん（焙煎）業
		製氷業	1041	主として販売用氷を製造する事業所をいう。 主としてドライアイス（乾冰）を製造する事業所は中分類16〔1623〕に、また、天然水の採取貯蔵を行うものは大分類C－鉱業，採石業，砂利採取業〔0599〕に分類される。 ○氷製造業（天然氷を除く）；人造氷製造業；冷凍業（主として氷の製造を行うもの）
		たばこ製造業		
		たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）	1051	主として紙巻たばこ，葉巻たばこ，きざみたばこ，パイプたばこなどを製造する事業所をいう。
		葉たばこ処理業	1052	主として葉たばこの処理，例えば葉たばこの再乾燥，除骨，たる詰などを行う事業所をいう。 ただし，農家で行う乾燥調理などは含まれない。
		飼料・有機質肥料製造業		
		配合飼料製造業	1061	主として穀類などを原料として，家畜，家きん（禽），愛がん・観賞用動物などの配合飼料を製造する事業所をいう。 ○動物性たん白質混合飼料製造業；植物性たん白質混合飼料製造業；フィッシュソリュブル吸着飼料製造業；観賞魚用飼料製造業；ドッグフード製造業
		単体飼料製造業	1062	主として購入した動植物性加工副産物を原料として家畜，家きん（禽），愛がん・観賞用動物などの単体飼料を製造する事業所をいう。 ○酵母飼料製造業；魚粉飼料製造業；羽毛粉飼料製造業；貝殻粉飼料製造業
		有機質肥料製造業	1063	主として動物性，植物性の肥料を製造する事業所をいう。 ○海産肥料製造業；骨粉肥料製造業；魚肥製造業；植物かす肥料製造業；腐葉土製造業；たい（堆）肥製造業；パークたい（堆）肥製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	食料品工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	食料品製造業☆ 1.集乳業 2.乳処理業 3.特別牛乳搾取処理業 4.食肉処理業 5.食品の放射線照射業 6.菓子製造業 7.アイスクリーム類製造業 8.乳製品製造業 9.清涼飲料水製造業 10.食肉製品製造業 11.水産製品製造業 12.水雪製造業 13.液卵製造業 14.食用油脂製造業	許可	5年以上	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	食品衛生法	※食品衛生法で定める許可を要する事業は左表のとおり ※有効期間は管轄保健所の定めによる。 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割（当該営業を承継させるものに限る）の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②事業承継者が許可の承継届（許可番号は不変） ※「食肉処理業」とは、食用に供する目的で、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に規定する食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）以外の鳥、もしくは「と畜場法」に規定する牲畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）以外の牲畜を殺し、もしくは解体し、または解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、もしくは細切する事業をいう。 ※食品衛生法上の許可が必要ない食品としては酢、こんにゃく等がある。 ※食塩の製造は化学工業（無機化学工業製品製造業）に分類される。 ※酒類製造業の場合は酒税法に基づく許可も必要 ※製造所、営業の種類ごとに許可が必要 ※食中毒等のリスクが低いと考えられる冷凍・冷蔵倉庫業等については、営業届出で可。
				15.みそ又はしょうゆ製造業 16.酒類製造業 17.豆腐製造業 18.納豆製造業 19.麺類製造業 20.そうざい製造業 21.複合型そうざい製造業 22.冷凍食品製造業 23.複合型冷凍食品製造業 24.漬物製造業 25.密封包装食品製造業 26.食品の小分け業 27.添加物製造業					
				酒類製造業☆	免許	なし	税務署長	酒税法	
				酒母・もろみ製造業☆	免許	なし	税務署長	酒税法	
				飼料製造業	届出	なし	農林水産大臣 【県畜産課】	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	※飼料又は飼料添加物の製造（配合及び加工を含む）を業とするものをいう。
				普通肥料製造業	登録	3年	知事 農林水産大臣 【県農産園芸課】	肥料取締法	※「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。 ※特に政令で定める普通肥料製造業の場合は登録有効期間5年 ※公定規格が定められていないもの及びもっぱら登録を受けた普通肥料が原料として配合される普通肥料であって省令で定めるものについては登録不要 ※銘柄ごとに登録が必要 ※製造する化学肥料の内容により登録先が異なる。
				特殊肥料製造業	届出	なし	知事 【県農産園芸課】	肥料取締法	※「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、堆肥その他の肥料をいう。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 11101	化学繊維製造業	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	化学繊維製造業 1112	主として合成繊維を製造する事業所をいう。 ○レーヨンフィラメント製造業；スフ（ビスコース短繊維）製アセテート長繊維製造業；アセテート短繊維製造業；ナイロン繊維製造業；ビニロン繊維製造業；ポリ塩化ビニリデン繊維製造業；ポリ塩化ビニル繊維製造業；ポリエステル繊維製造業；ポリエチレン繊維製造業；アクリル繊維製造業；ポリプロピレン繊維製造業；スパンデックス（弾性繊維）製造業；レーヨンス糸製造業；強力レーヨンス糸製造業；キュプラ（銅アンモニア系）製造業
E 11102	炭素繊維製造業	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	炭素繊維製造業 1113	主として炭素繊維を製造する事業所をいう。 ○炭素繊維製造業
E 11103	その他の繊維工業	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	製糸業 1111	主として生糸を製造する事業所をいう。 ○器械生糸製造業；座繰生糸製造業；玉糸製造業；野蚕糸製造業；副蚕糸製造業
			綿紡績業 1114	主として綿から紡績糸を製造する事業所をいう。 ○綿紡績業；落綿紡績業；特紡紡績業
			化学繊維紡績業 1115	主としてスフ（ビスコース短繊維）、アセテート短繊維、合成繊維短繊維などから紡績糸を製造する事業所をいう。 ○スフ紡績業；アセテート紡績業；合成繊維紡績業
			毛紡績業 1116	主として羊毛から紡績糸を製造する事業所をいう。 ○そ（梳）毛紡績業；紡毛紡績業
			ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く） 1117	主として絹、レーヨン、綿、スフ、毛、合成繊維などの糸から、ねん糸を製造する事業所をいう。 ○絹ねん糸製造業；レーヨンねん糸製造業；綿ねん糸製造業；スフねん糸製造業；毛ねん糸製造業；麻ねん糸製造業；合成繊維ねん糸製造業；カタン糸製造業；刺しゅう糸製造業；意匠より糸製造業；縫糸製造業；金銀ねん糸製造業
			かさ高加工糸製造業 1118	主としてアセテート、合成繊維などの糸から、かさ高加工糸（伸縮加工糸などを含む）を製造する事業所をいう。
			その他の紡績業 1119	主として他に分類されない紡績糸を製造する事業所をいう。 ○絹紡績業；亜麻紡績業；ちよ麻紡績業；黄麻紡績業；和紡紡績業
		織物業	綿・スフ織物業 1121	主として綿糸、スフ糸、合成繊維紡績糸、和紡糸などで、幅13.0 cmより大きい織物を製造する事業所をいう。 ○和紡織物業；タオル地織物業
			絹・人絹織物業 1122	主として生糸、絹紡糸、レーヨン、合成繊維長繊維などで、幅13.0 cmより大きい織物を製造する事業所をいう。 ○絹紡織物業
			毛織物業 1123	主としてそ毛糸、紡毛糸、合成繊維紡績糸などで、幅13.0 cmより大きい織物を製造する事業所をいう。 ○そ（梳）毛織物業；紡毛織物業；織フェルト製造業
			麻織物業 1124	主として亜麻糸、ちよ麻糸、黄麻糸、合成繊維紡績糸などで、幅13.0cm（ただし、ホース地は直径2.5 cm）より大きい織物を製造する事業所をいう。 ○亜麻織物業；ちよ麻織物業；黄麻織物業；ホース織物業
			細幅織物業 1125	主として綿糸、絹糸、麻糸、レーヨン、スフ糸、合成繊維糸などで、幅13.0 cm以下の細幅織物を製造する事業所をいう。 ゴム糸入織物を製造する事業所は織幅に関係なく本分類に含まれる。 ○光輝豊縁製造業；リボン製造業；織マーク製造業；テープ製造業；ゴム糸入織物製造業
			その他の織物業 1129	主として他に分類されない幅13.0 cmより大きい織物を製造する事業所をいう。 ○抄紙織物業
		ニット生地製造業	丸編ニット生地製造業 1131	主として丸編ニット生地又は丸編ニット半製品を製造する事業所をいう。 主として丸編ニット製品を製造する事業所は小分類116 から119 に分類される。 ○丸編ニット半製品製造業
			たて編ニット生地製造業 1132	主としてたて編ニット生地を製造する事業所をいう。 主としてたて編ニット製品を製造する事業所は小分類116 から119 に分類される。
			横編ニット生地製造業 1133	主として横編ニット生地又は横編ニット半製品を製造する事業所をいう。 主として横編ニット製品を製造する事業所は小分類116 から119 に分類される。 ○横編ニット半製品製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	繊維品工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	繊維品工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	繊維品工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	器械生糸製造業	申告	なし	農林水産大臣 【県農産園芸課】	生糸調査規則	※製糸工場または営業所ごとに申告が必要

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
E 11103	その他の繊維工業	染色整理業	綿・スフ・麻織物機械染色業	1141	主として綿、スフ、麻織物及び綿、スフ、麻風合成繊維織物に機械による精練、漂白、浸染、なっ染及びその附帯加工を行う事業所をいう。 ○綿・スフ・麻織物、綿・スフ・麻風合成繊維織物機械無地染業；綿・スフ・麻風合成繊維織物機械整理仕上業（つや出し、つや消し、起毛、防縮、防しゅう（皺）、防水、柔軟、防火、シルケット、硬化、擬麻、押型、防ばい（黴）、のり付け等の処理を含む）
			絹・人絹織物機械染色業	1142	主として絹（絹紡を含む）、レーヨン織物及び絹、レーヨン風合成繊維織物に機械による精練、漂白、浸染、なっ染及びその附帯加工を行う事業所をいう。 ○絹・レーヨン織物、絹・レーヨン風合成繊維織物機械漂白業；絹・レーヨン織物、絹・レーヨン風合成繊維織物機械無地染業；絹・レーヨン織物、絹・レーヨン風合成繊維織物機械なっ染業；絹・レーヨン織物、絹・レーヨン風合成繊維織物機械整理仕上業（つや出し、つや消し、起毛、防縮、防水、防火、防しゅう（皺）、柔軟、押型、のり付け等の処理を含む）
			毛織物機械染色整理業	1143	主として毛織物及び毛風合成繊維織物に機械による精練、漂白、浸染、なっ染、整理仕上げ、その他の処理を行う事業所をいう。 ○毛織物・毛風合成繊維織物機械漂白業；毛織物・毛風合成繊維織物機械無地染業；毛織物・毛風合成繊維織物機械なっ染業；毛織物・毛風合成繊維織物機械整理仕上業（固定、起毛、防虫、防ばい（黴）等の処理を含む）
			織物整理業	1144	主として織物（毛織物及び毛風合成繊維織物を除く）に機械による幅出し、乾燥などの処理を行う事業所（専業）をいう。 ○織物幅出業；織物乾燥業
			織物手加工染色整理業	1145	主として織物に人力による精練、漂白、浸染、なっ染、その他の処理を行う事業所をいう。 ○手なっ染業（スクリーン又は板上げの方法による反禅柄、成人女子・少女服柄、スカーフ柄、マフラー柄、ネックチーフ柄、さらさ柄、小紋柄、ふろしき柄などのなっ染を含む）；注染業（中形、手ぬぐい染を含む）；和ざらし（晒）業；紋染業；手描染業；引染業；印はんてん染業；旗染業；長板本染業；精練・漂白業（白張を含む）；浸染業（あい染、紅染を含む）；手加工染色整理仕上業；織物手加工修整業
			綿状繊維・糸染色整理業	1146	主として綿状繊維及び糸に精練、漂白、染色、整理仕上げ、その他の処理を行う事業所をいう。 ○綿状繊維・糸漂白業；綿状繊維・糸染色業；綿状繊維・糸整理仕上業
			ニット・レース染色整理業	1147	主としてニット（靴下を含む）、レースに精練、漂白、染色、整理仕上げ、その他の処理を行う事業所をいう。 ○ニット・レース漂白業；ニット生地・同製品（靴下を含む）・編レース漂白業；ニット・レース染色業；ニット生地・同製品（靴下を含む）・編レース染色業；ニット・レース整理仕上業；ニット生地・同製品（靴下を含む）・編レース整理仕上業
			繊維雑品染色整理業	1148	主としてタオル、細幅織物、組ひも、綱、網などに精練、漂白、染色、整理仕上げ、その他の処理を行う事業所をいう。 ○タオル染色整理業；細幅織物染色整理業；組ひも染色整理業；綱網染色整理業
		綱・綱・レース・繊維雑品製造業	綱製造業	1151	主としてマニラ麻、サイザル、やし繊維、しゅう繊維、綿糸、合成繊維系などで綱を製造する事業所をいう。 わら縄を製造する事業所は中分類32〔3281〕に分類される。 ○トワイン製造業；ロープ製造業；コード製造業
			漁網製造業	1152	主として綿糸、マニラトワイン、ちよ麻糸、合成繊維系などで、漁網地を製造する事業所をいう。 ○漁網製造業；漁網地製造業
			網地製造業（漁網を除く）	1153	主として綿糸、絹糸、麻糸、合成繊維系などで、漁網以外の網地を製造する事業所をいう。
			レース製造業	1154	主としてレースを製造する事業所をいう。 ○刺しゅうレース（エンブroidアリーレース）製造業；ケミカルレース製造業；ギュービヤーレース製造業；編レース製造業；リバーレース製造業；ポビンカーテンレース製造業；トーションレース製造業；フレンネット製造業
			組ひも製造業	1155	主として綿糸、絹糸、麻糸、レーヨン、スフ糸、合成繊維系又はゴム糸などで、組ひもを製造する事業所をいう。 ○さなだひも製造業；靴ひも製造業（繊維製のもの）
			整毛業	1156	主として羊毛及び羊毛類似の獣毛の洗上、化炭及び毛、綿、レーヨン、スフ、合成繊維などの紡織くすの反毛を行う事業所をいう。トップを製造する事業所も本分類に含まれる。 ○反毛業；洗毛化炭業；トップ製造業
			フェルト・不織布製造業	1157	主として羊毛、獣毛などを用い、ハーダー又は刺針機などにより、プレスフェルトを製造する事業所及びレーヨン、スフ、合成繊維などに化学的、機械的処理を施し、不織布を製造する事業所をいう。 織フェルトを製造する事業所は小分類112〔1123〕に分類される。 ○プレスフェルト製造業；不織布製造業
			上塗りした織物・防水した織物製造業	1158	主として油布、タイプライタリボン、絶縁布、トレーシングクロス、ブラインドクロスなどの上塗り又は防水した織物を製造する事業所をいう。 ゴム引布を製造する事業所は中分類19〔1991〕に分類される。 ○油布製造業；タイプライタリボン（ベースが布のもの）製造業；トレーシングクロス製造業；ブラインドクロス製造業；絶縁布製造業；ガムテープ（ベースが布のもの）製造業；擬革布製造業；アスファルトルーフィング（ベースが布のもの）製造業
			その他の繊維粗製品製造業	1159	主として他に分類されない繊維品を製造する事業所をいう。 ○製綿業；麻製織業；べっちゃんせん（剪）毛業；コールテンせん（剪）毛業；真綿製造業；絹ラップ製造業；ベニー製造業；分織糸製造業；金銀糸製造業（ねん糸を除く）；たて糸のり付（サイジング）業；整経業；おさ（箴）通し業；そうこう（綜統）通し業；カバードヤーン製造業；ジャカードカード（紋紙）製造業；模様形製造業；巻糸業；電着植毛業（ベースのいかに問わない）；モール製造業；ふさ類製造業；巻ひも製造業；編ひも製造業；よりひも製造業 ×医療用縫合糸製造業〔2743〕；紙製生理用品製造業〔1499〕

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (★は確認要)	種類	期間	許認可権者【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	繊維品工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
E 11103	その他の繊維工業	外衣・シャツ製造業（和式を除く）	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）	1161	主として織物製背広服、制服（学校服を除いた警察職員制服、消防職員制服、鉄道職員制服、自衛隊制服など）、オーバーコート、スプリングコート、レインコート、ジャンパー、スボン、ジャケットなどの織物製成人男子・少年用外衣（乳幼児用を除く）を製造する事業所をいう。 織物製作業用及びスポーツ用外衣及び織物製学校服を製造する事業所は細分類1165 に、ニット製外衣を製造する事業所は細分類1166 に分類される。 また、一貫作業によってゴム引布製外衣又はビニル製外衣などを製造する事業所は中分類19〔1991〕又は中分類18〔1897〕にそれぞれ分類される。 ○織物製制服製造業（学校服を除く）；織物製外とう製造業（なめし革・毛皮製及び成人女子・少女用を除く）；織物製成人男子・少年用ジャンパー製造業；織物製成人男子・少年用スボン製造業
			織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）	1162	主として織物製ドレス、スーツ、制服（学校服を除いた警察職員制服、消防職員制服、鉄道職員制服、自衛隊制服など）、オーバーコート、スプリングコート、レインコート、ケープ、ローブ、ジャンパー、ジャケット、ブラウス、スラックス、スカートなどの織物製成人女子・少女用外衣（乳幼児用を除く）を製造する事業所をいう。 織物製作業用、スポーツ用外衣及び織物製学校服を製造する事業所は細分類1165 に、ニット製外衣を製造する事業所は細分類1166 に、ニット製アウターシャツ類製造業は細分類1167 に、セーター類製造業は細分類1168 に分類される。また、一貫作業によってゴム引又はビニル製外衣などを製造する事業所は中分類19〔1991〕又は中分類18〔1897〕にそれぞれ分類される。 ○織物製成人女子・少女用外とう製造業；ブラウス製造業
			織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）	1163	主として織物製オーバーオール、ロンパース、スボン・スカートなどの乳幼児服を製造する事業所をいう。 ○織物製ロンパース製造業；織物製乳幼児用スボン・スカート製造業
			織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含む、下着を除く）	1164	主として織物製ワイシャツ、開襟シャツなどを製造する事業所をいう。ニット製シャツを製造する事業所は細分類1167に分類される。 ○織物製ワイシャツ製造業；織物製開襟シャツ製造業；織物製アロハシャツ製造業
			織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）	1165	主として織物製事務用、作業用、衛生用（美容衣、助産着、看護衣、医務服、白衣など）、スポーツ用（スキー服、登山服、乗馬服、狩猟服、野球服、水着類など）の衣服及び学校服（学童、中学、高校、大学生服など）を製造する事業所をいう。 ニット製事務用・作業用・スポーツ用（トレーニングウェア、スキー服、野球服、水着類など）衣服（アウターシャツ類を除く）及び学校服を製造する事業所は細分類1169 に分類される。 ○織物製衛生衣製造業；織物製エプロン製造業；織物製割ほう着製造業
			ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類等を除く）	1166	主としてニット製成人男子・少年服、ニット製成人女子・少女服、ニット製乳幼児服を製造する事業所をいう。 ○ニット製成人男子・少年服製造業；ニット製成人女子・少女服製造業；ニット製乳幼児服製造業；ニット製ジャケット製造業；ニット製ブレザー製造業；ニット製ジャンパー製造業
			ニット製アウターシャツ類製造業	1167	主としてニット製Tシャツ、ワイシャツ、ポロシャツ、オープンシャツ、タンクトップ、トレーナーなどアウターシャツ類を製造する事業所をいう。 ○Tシャツ製造業；ニット製スポーツシャツ製造業；ニット製開襟シャツ製造業
			セーター類製造業	1168	主としてセーター、カーディガン、ベストなどを製造する事業所をいう。 ○セーター製造業；カーディガン製造業；ベスト製造業
			その他の外衣・シャツ製造業	1169	主としてニット製事務用・作業用・スポーツ用（トレーニングウェア、スキー服、野球服、水着類など）衣服（アウターシャツ類を除く）、学校服など、その他のニット製外衣・シャツを製造する事業所をいう。 ○ニット製事務服製造業；ニット製作業服製造業；ニット製スポーツ用（トレーニングウェア、スキー服、野球服、水着類など）衣服（アウターシャツ類を除く）製造業；ニット製学校服製造業
		下着類製造業	織物製下着製造業	1171	主として織物製のアンダーシャツ（ワイシャツなどを除く）、スボン下、パンツ、ベチコート、スリッパなどの下着を製造する事業所をいう。 ニット製下着を製造する事業所は細分類1172 に分類される。 ○織物製アンダーシャツ（ワイシャツ等を除く）製造業；織物製スボン下製造業；織物製パンツ製造業；織物製ベチコート製造業；織物製スリッパ製造業；織物製キャミソール製造業
			ニット製下着製造業	1172	主としてニット製のアンダーシャツ（アウターシャツ類を除く）、スボン下、パンツ、ベチコート、スリッパなどの下着を製造する事業所をいう。 織物製下着を製造する事業所は細分類1171 に、織物製寝着類及びニット製寝着類を製造する事業所は細分類1173 に、補整着を製造する事業所は細分類1174 に分類される。 ○ニット製アンダーシャツ（アウターシャツを除く）製造業；ニット製スボン下製造業；ニット製パンツ製造業；ニット製スリッパ製造業；ニット製ベチコート製造業
			織物製・ニット製寝着類製造業	1173	主として織物製、ニット製のパジャマ、ナイトガウンなど寝着類を製造する事業所をいう。 ○織物製パジャマ製造業；織物製ナイトガウン製造業；織物製ネグリジェ製造業；ニット製パジャマ製造業；ニット製ナイトガウン製造業；ニット製ネグリジェ製造業
			補整着製造業	1174	主として材料のいかんを問わず、ブラジャー、ガードル、ボディスーツ、ウエストニッパーなどの補整着及びこれらの組合せ品を製造する事業所をいう。 ○ブラジャー製造業；ガードル製造業；ブラスリッパ製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	繊維品工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 11103	その他の繊維工業	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	和装製品製造業（足袋を含む）	1181 主として長着、羽織、じゅばん、帯、はかま、コート、半てん、柔道着、剣道着などの和服及び和服用繊維製身の回り品（ショール、半えり、帯揚げ、帯締め、羽織ひもなど）を製造する事業所をいう。足袋、ふろしき、ふくさなどを製造する事業所も本分類に含まれる。 ○帯製造業；コート製造業；浴衣製造業；寝間着製造業；柔道着製造業；剣道着製造業；半てん製造業；ショール製造業；半えり製造業；帯揚げ製造業；帯締め製造業；羽織ひも製造業；足袋製造業；足袋カバー製造業；ふろしき製造業；ふくさ製造業 ×地下足袋製造業〔1921〕
			ネクタイ製造業	1182 主として繊維製のネクタイを製造する事業所をいう。
			スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業	1183 主として繊維製のスカーフ、ネッカチーフ、マフラー、ハンカチーフなどを製造する事業所をいう。 ○ネッカチーフ製造業
			靴下製造業	1184 主として繊維製の靴下を製造する事業所をいう。 タイツ、パンティストッキングを製造する事業所も本分類に含まれる。 ○タイツ製造業；パンティストッキング製造業；ニット製靴下製造業
			手袋製造業	1185 主として繊維製の手袋を製造する事業所をいう。 ○布製手袋製造業；ニット製手袋製造業；繊維製手袋製造業
			帽子製造業（帽体を含む）	1186 主として繊維製の帽子を製造する事業所をいう。 帽体を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○フェルト帽子・帽体製造業；ニット製帽子製造業；織物製帽子製造業；レース製帽子製造業 ×革製帽子製造業〔1189〕
		他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業		1189 主として毛皮製のコート、ジャケット、えり巻、チョッキ、マフ及び服飾品などを製造する事業所、購入した織物、組ひも又はなめし革、毛皮などを交えてつくられたサスペンダー、ガーター、アームバンド、そのほか衛生衣服附属品（よだれ掛、おしめカバー、衛生バンドなど）など、他に分類されない衣服・繊維製身の回り品を製造する事業所をいう。なめし革製衣服を製造する事業所も本分類に含まれる。 ただし、なめし革製手袋を製造する事業所は中分類20〔2051〕に、ゴム製手袋を製造する事業所は中分類19〔1992、1999〕に分類される。 ○毛皮製品製造業；毛皮コート製造業；毛皮ジャケット製造業；毛皮えり巻製造業；毛皮チョッキ製造業；毛皮マフ製造業；毛皮装飾品製造業；毛皮製衣服製造業；サスペンダー製造業；ガーター製造業；アームバンド製造業；スポン吊製造業；靴下止め製造業；衣服用ベルト製造業（繊維製のもの）；繊維製靴製造業；繊維製スリッパ製造業；繊維製草履・同附属品製造業；よだれ掛製造業；おしめカバー製造業；衛生バンド製造業；なめし革製衣服製造業；布製甲被製造業；革製帽子製造業 ×毛皮製造業〔2081〕；マフラー製造業〔1183〕；繊維製手袋製造業〔1185〕；ゴム製手袋製造業（医療用を除く）〔1999〕；なめし革製手袋製造業〔2051〕；医療用ゴム手袋製造業〔1992〕
		その他の繊維製品製造業	寝具製造業	1191 主としてふとん（掛ふとん、敷ふとん、座ふとん）、夜着、寝具用カバーなどを製造する事業所をいう。 ○フォームラバー製寝具製造業；ふとん製造業；ベッドスプレッド（ベッドカバー）製造業；まくら製造業；寝具用カバー製造業；羽根ふとん製造業；ポリウレタンフォーム製寝具製造業；寝袋製造業；シーツ製造業；マットレス製造業（和室用）；タオルケット製造業
			毛布製造業	1192 主として織物製、ニット製などの毛布を製造する事業所をいう。毛布地を製造する事業所は小分類112又は113に分類される。 また、毛布地製の衣類などを製造する事業所は小分類116に分類される。 ○敷毛布製造業；こたつ掛け毛布製造業；ひざ掛け毛布製造業
			じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	1193 主として綿、羊毛、レーヨン、スフ、合成繊維、硬質麻類繊維などの繊維で、じゅうたん、だん通又はその他の繊維製の床敷物を製造する事業所をいう。 畳表、ござ、花むしろ及びリノリウムなどの床敷物を製造する事業所は中分類32〔3282、3299〕に分類される。 ○だん通製造業；繊維製床敷物製造業
			帆布製品製造業	1194 主としてテント、シート、日よけ、ほろなどの帆布製品を製造する事業所をいう。 かばん及び袋物を製造する事業所は中分類20〔2061、2071〕に分類される。 ○テント製造業；シート製造業；日よけ製造業；ほろ製造業
			繊維製袋製造業	1195 主として麻袋（ハッシュンバッグ、ガンニーバッグ）、綿袋、スフ袋、合成繊維袋などを製造する事業所をいう。 ○麻袋製造業；ハッシュンバッグ製造業；ガンニーバッグ製造業；綿袋製造業；スフ袋製造業；合成繊維袋製造業
			刺しゅう業	1196 主として手又は機械により刺しゅう加工を行う事業所をいう。 ○手刺しゅう業；機械刺しゅう業；刺しゅう製品製造業
			タオル製造業	1197 主としてタオルを製造する事業所をいう。 ○フェイスタオル製造業；バスタオル製造業
			繊維製衛生材料製造業	1198 主として脱脂綿、繊維製生理用品、ガーゼ、ほう帯などを製造する事業所をいう。 ○脱脂綿製造業；繊維製生理用品製造業；ガーゼ・ほう帯製造業；眼帯製造業；衛生マスク製造業
		他に分類されない繊維製品製造業		1199 主として購入した織物又はレース地（ドロンワーク、カットワークなどを含む）などからカーテン及びどん帳、テーブル掛、テーブルセンター、ドイリー、ナフキン、旗、のほり、引幕、脚はん（ゲートル、スパッツなど）、そのほか他に分類されない縫製雑品を製造する事業所をいう。 ○どん帳製造業；テーブル掛製造業；テーブルセンター製造業；ドイリー製造業；ナフキン製造業；手ぬぐい製造業；布きん製造業；ぞうきん製造業；旗製造業；のほり製造業；引幕製造業；ウエイト手袋・防災用手袋製造業；カーテン製造業；蚊帳製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	繊維品工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 12101	繊維板製造業	造作材・合板・ 建築用組立材料 製造業	繊維板製造業 1226	主として木材その他のものから繊維板を製造する事業所をいう。 ○硬質繊維板製造業；半硬質繊維板製造業；軟質繊維板製造業；吸音繊維板製造業
E 12102	その他の木材・木 製品製造業（家具 を除く）	製材業、木製品 製造業	一般製材業 1211	主として丸太（そま角、大割材などを含む）を原料として製材機械によって板、角材などの製材を行 う事業所をいう。 購入した材料から木箱、包装木箱などを製造する事業所は小分類123〔1232〕に、木製サッシ （窓、戸の枠）、その他の造作材を製造する事業所は小分類122〔1221〕に分類される。土木建築 の一部として工事現場で行う製材は本分類に含まれない。 ○製材業；製板業；ひき（挽）材業；仕組板製材業；木材小割業（薪製造を除く）；唐木製材業；ま くら木製造業；支柱製造業；腕木製造業；貫びき業（家庭向けを除く）
			単板（ベニヤ） 製造業 1212	主として単板（ベニヤ板）を製造する事業所をいう。 合板を製造する事業所は小分類122〔1222〕に、菓子及び果物かご、木箱を製造する事業所は小分 類123〔1232〕に分類される。
			木材チップ製造 業 1213	主として木材チップを製造する事業所をいう。
			その他の特殊製 材業 1219	他に分類されない特殊な製材品又は木製品を製造する事業所をいう。 なお、竹及び枝づるなどの加工基礎資材を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○屋根板製造業；屋根まさ製造業；経木製造業；経木箱仕組材製造業；経木マット製造業；経木さな だ製造業；木毛製造業；たる材製造業；おけ材製造業；たる丸製造業；和たる用材製造業；洋たる用 材製造業；げた材製造業；鉛筆軸板製造業；木管素地製造業；竹ひご製造業；さらし竹製造業；成形 竹製造業；竹・とう・きりゅう・枝づる加工基礎資材製造業；野球用バット素材製造業
		造作材・合板・ 建築用組立材料 製造業	造作材製造業 （建具を除く） 1221	主としてサッシ（窓、戸の枠）、羽目板、入口、階段などの造作材を製造する事業所をいう。 標準材や面取り材を製造する事業所は小分類121〔1211〕に分類される。 ○サッシ製造業（木製のもの）；ドアフレーム製造業（木製のもの）；さお縁製造業
			合板製造業 1222	主として単板（ベニヤ板）をはり合わせた合板を製造する事業所をいう。特殊合板を製造する事業所 も本分類に含まれる。 ○竹合板製造業；単板積層材（LVL）製造業；化粧ばり合板製造業
			集成材製造業 1223	主としてひき板又は小角材等を厚さ、幅及び長さの方向に集成接着した一般材を製造する事業所をい う。 ○台形集成材製造業；積層材製造業；幅はぎ板製造業
			建築用木製組立 材料製造業 1224	主として木製組立建築材料を製造する事業所をいう。 ○木製組立建築材料製造業
			パーティクル ボード製造業 1225	主としてパーティクルボード（削片板）を製造する事業所をいう。
			銘木製造業 1227	主として床柱、磨き丸太など銘板、銘木を製造する事業所をいう。 ○銘板製造業；床柱製造業；磨き丸太製造業
			床板製造業 1228	主として床板を製造する事業所をいう。
		木製容器製造業 （竹、とうを含 む）	竹・とう・き りゅう等容器製 造業 1231	主として竹、とう、きりゅう、単板（ベニヤ板）などから洗濯かご、衣料かご、バスケット、果物・ 野菜かご、卓上かご、その他の類似製品及び輸送用容器を製造する事業所をいう。 主として竹、とう、きりゅう製の家具を製造する事業所は中分類13〔1311〕に分類される。 ○竹製品製造業（竹製容器の製造を主とするもの）；かご製造業；ざる製造業；こうり（行李）製造 業；とう製品製造業（とう製容器の製造を主とするもの）；きりゅう製品製造業（きりゅう製容器の 製造を主とするもの）；ベニヤかご製造業
			木箱製造業 1232	主として経木又は板物を材料として食物、菓子、詰物の折箱を製造する事業所、各種の木箱（くぎ付 け、又は針金巻、あるいは接着剤で接着したもの）を製造する事業所をいう。輸送用木製ドラム、通 かん（函）を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○製かん（函）業；ベニヤ箱製造業；輸送用木製ドラム製造業；包装木箱製造業；工具木箱製造業； 取枠・巻枠製造業；梱包容器（木製）製造業；折箱製造業；経木折箱製造業；ささ折箱製造業；杉折 箱製造業；
			たる・おけ製造 業 1233	主としてたる、おけを製造する事業所をいう。 主としてたる、おけ用材を製造する事業所は小分類121〔1219〕に分類される。 ○和たる製造業；酒たる製造業；味そたる製造業；しょう油たる製造業；洋たる製造業；ビールたる 製造業；薬品たる製造業；漬物たる製造業；水おけ製造業；化学用おけ製造業；肥料用おけ製造業； たらい製造業；ぶろおけ製造業；飯びつ製造業（木製おけ形のもの）；醸造おけ製造業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	木材・木製品 工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	木材・木製品 工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 12102	その他の木材・木製品製造業（家具を除く）	その他の木製品製造業（竹、とうを含む）	1291	主として他の事業所で製材されたものをクレオソート、その他の薬品で防腐、耐火、防虫などの処理を行う事業所をいう。 主として木材の乾燥を行う事業所も本分類に含まれる。 ○木材防腐処理業；木材注業業；木材耐火処理業；木材乾燥業（天日乾燥を含む）；まくら木薬品処理業；電柱薬品処理業
		コルク加工基礎資材・コルク製品製造業	1292	主としてコルク加工基礎資材及びコルク製品を製造する事業所をいう。 ○コルク栓製造業；コルクタイル製造業；生圧搾コルク板製造業；炭化コルク板製造業；コルクカーペット製造業；コルク製絶縁用品製造業
		他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）	1299	主として材料のいかんを問わず、靴型、靴しん（芯）を製造する事業所、他に分類されない木製品の製造及び曲輪、曲物、曲木製品、種々の型物を製造する事業所及びとう、きりゅうなどの製品を製造する事業所をいう。 主として木、竹、とうづる、きりゅう製の家具を製造する事業所は中分類13〔1311〕に分類される。 ○靴型製造業（金属製、プラスチック製を含む）；靴しん（芯）製造業；木製履物製造業；げた台製造業；塗りげた製造業（漆塗りを除く）；木製サンダル製造業；曲輪製造業；曲物製造業；せいら製造業；ひつ（櫃）製造業；彫刻物製造業（木製のもの）；旗ざお製造業（木・竹製のもの）；柄製造業（とう、竹製のもの）；かい（櫓）製造業；洗濯板製造業；寄木細工製造業（家具、置物を除く）；つまようじ製造業；くり物製造業；漆器素地製造業（木製くり物）；竹製敷物製造業；とう製敷物製造業；はし製造業（木、竹製のもので漆塗りを除く）；割ばし製造業；竹ばし製造業；木ばし製造業；茶せん製造業；ふるい製造業；米びつ製造業；重箱製造業（漆器製を除く）；木管製造業（紡績用を除く）；洋服掛製造業；木製品塗装業（鉛筆軸を除く）；木こて製造業；よしず製造業；角せいら製造業
E 13100	家具・装備品製造業	家具製造業	1311	主として木製家具を製造する事業所をいう。 ○和家具製造業；たんす製造業；鏡台製造業；和机製造業；座卓製造業；座机製造業；水屋製造業；はす帳製造業；竹製家具製造業；とう製家具製造業；きりゅう製家具製造業；アイロン台製造業；洋家具製造業（木製のもの）；テーブル製造業（木製のもの）；いす製造業（木製のもの、折たたみ式を含む）；応接セット製造業（木製のもの）；船舶用木製家具製造業；学校用木製家具製造業；ベッド製造業（木製のもの）；ラジオ・テレビジョン・ステレオ用キャビネット製造業（木製のもの）；ミシンテーブル製造業（脚を除く）；戸棚製造業（木製のもの）；書棚製造業（木製のもの）；病院用木製家具製造業；薬品棚製造業（木製のもの）；家具塗装業（金属製漆製を除く）；食卓製造業；木製火鉢製造業；音響機器用木製キャビネット製造業；食器戸棚製造業；書架製造業；育児用洋家具製造業
		金属製家具製造業	1312	主として金属製家具を製造する事業所をいう。 ○キャビネット製造業（金属製のもの）；ロッカー製造業（金属製のもの）；いす製造業（金属製のもの）；ベッド製造業（金属製のもの）；テーブル製造業（金属製のもの）；保管庫・戸棚類製造業（金属製のもの、ロックダウン方式を含む）；机製造業（金属製のもの）；ファイリングキャビネット製造業（金属製のもの）；カードキャビネット製造業（金属製のもの）；書庫製造業（金属製のもの）
		マットレス・組スプリング製造業	1313	主として材料のいかんを問わず、ベッド用マットレス（ホームラバー、ポリウレタンホーム製のもの）及び箱スプリング製のものを（含む）及びベッド、いすなどに用いるクッション用組スプリング、スプリングクッションを製造する事業所をいう。 個々のスプリングを製造する事業所は中分類24〔2492〕に分類される。
		宗教用具製造業	1321	主として貴金属製、陶磁器製及び漆器製以外のもので宗教用具を製造する事業所をいう。 ○仏具製造業（位はい、仏具台、香盤、霊具ぜん、木角、高つき）；神仏具製造業；お宮製造業；みこし製造業；仏壇製造業；三方製造業（ひな祭用を除く）；じゅず製造業；神棚製造業；宗教用具附属品製造業
		建具製造業	1331	主として障子、雨戸格子、ふすま（骨及び縁を含む）を製造する事業所をいう。 ○建具製造業（主として戸、障子を製造するもの）；戸・障子製造業；欄間製造業（銘板を除く）；ふすま製造業；ふすま骨製造業；ふすま縁製造業
		その他の家具・装備品製造業	1391	主として材料のいかんを問わず、事務所用又は店舗用の装備品及びこれに附随する製品を製造する事業所をいう。ただし、金庫及び金庫内箱を製造する事業所は中分類24〔2491〕に分類される。 ○陳列ケース製造業（網棚、台を含む）；事務所用つい立製造業；間仕切り製造業；陳列棚製造業；飲食店装備品製造業；肉屋設備製造業
		窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業	1392	主として窓及び扉用日よけ、よろい戸、カーテンロッド、びょうぶ、衣こう、すだれ、つい立、掛軸及びその他部品、附属品を製造する事業所をいう。 ブラインドを製造する事業所も本分類に含まれるが、金属製のものは中分類24〔2445〕に分類される。 また、表具屋は大部分Rーサービス業（他に分類されないもの）〔9031〕に分類される。 ○日よけ製造業（部品・附属品製造を含む）；ブラインド製造業（部品・附属品製造を含む）；よろい戸製造業（金属製を除く）；カーテン部品製造業（カーテンロッド、カーテンの部品・附属品）；びょうぶ製造業；衣こう製造業；つい立製造業；すだれ製造業；掛軸製造業（業務用、広告用などの掛軸を製造するもの） ×日よけ製造業（金属製のもの）〔2445〕；金属製よろい戸製造業〔2445〕；よしず製造業〔1299〕；日よけ製造業（帆布製のもの）〔1194〕；事務所用つい立製造業〔1391〕；表具業〔9031〕
		鏡縁・額縁製造業	1393	主として鏡縁、額縁、画入れ額縁を製造する事業所をいう。 ○画入れ額縁製造業；写真入れ額縁製造業
		他に分類されない家具・装備品製造業	1399	主として他に分類されない家具及び装備品を製造する事業所をいう。 ○石製家具製造業；黒板製造業；プラスチック製家具・装備品製造業；強化プラスチック製家具製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	木材・木製品工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	家具・建具工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 14100	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業	1411	主として木材又はその他の植物原料からパルプを製造する事業所をいう。 ○溶解サルファイトパルプ製造業；溶解クラフトパルプ製造業；サルファイトパルプ製造業；ケミグラフトパルプ製造業；クラフトパルプ製造業；セミケミカルパルプ製造業；碎木パルプ製造業；木材以外のパルプ製造業（ソーダパルプ、わらパルプなど）
		紙製造業		
		洋紙製造業	1421	主として木材パルプ、古紙及びその他の繊維から洋紙を製造する事業所をいう。 ○新聞用紙製造業；印刷用紙製造業；筆記・図画用紙製造業；包装用紙製造業；薄葉洋紙製造業；雑種洋紙製造業；衛生用洋紙製造業；印画紙用原紙製造業
		板紙製造業	1422	主として木材パルプ、古紙及びその他の繊維から板紙を製造する事業所をいう。 ○黄板紙製造業；白板紙製造業；色板紙製造業；段ボール原紙製造業；チップボール製造業；建材原紙製造業
		機械すき紙製造業	1423	主として木材パルプ、古紙及びその他の繊維から機械すき紙を製造する事業所をいう。 ○障子紙製造業（機械すき）；せんか紙製造業；薄葉和紙製造業；雑種紙製造業；衛生用紙製造業（ちり紙を含む）；紙ひも原紙製造業；書道用紙製造業；家庭用薄葉紙製造業
		手すき紙製造業	1424	主としてこうぞ、みつまた、かんび及び木材パルプその他の繊維から手すき紙を製造する事業所をいう。 ○障子紙製造業（手すき）；こうぞ紙製造業；改良紙製造業；温床紙製造業；傘紙製造業；工芸紙製造業；かんび紙製造業
		加工紙製造業		
		塗工紙製造業（印刷用紙を除く）	1431	主として購入し又は委託された紙に、ろう、油、プラスチックなどを塗装、浸透又は積層加工を行う事業所をいう。 ○ろう加工紙製造業；油脂加工紙製造業；プラスチック加工紙製造業；包装加工紙製造業；ターボリン紙製造業；防せい（錆）紙製造業；カーボン紙製造業；アスファルトルーフィング（ベースが紙のもの）製造業；絶縁紙・絶縁紙テープ製造業；ろう紙製造業；油紙製造業；人造竹皮製造業；ソリッドファイバー製造業；バルカナイズドファイバー製造業；ラミネート紙製造業（ベースが紙のもの）；プラスチック塗装紙製造業；紙製ブックバインディングクロス製造業；織物製ブックバインディングクロス製造業；プラスチック加工ブックバインディングクロス製造業
		段ボール製造業	1432	主として段ボールを製造する事業所をいう。
		壁紙・ふすま紙製造業	1433	主として購入した紙から壁紙及びふすま紙を製造する事業所をいう。
		紙製品製造業		
		事務用・学用紙製品製造業	1441	主として事務用紙製品、学用紙製品を製造する事業所をいう。 ○帳簿類製造業；事務用書式類製造業；封筒・事務用紙袋製造業；事務用せん（箋）製造業；手帳製造業；表紙類製造業（ブックバインディングクロスを除く）；事務用角底紙袋製造業；ノート・学習帳製造業；図画用紙製造業；手工・工作用紙製造業；原稿用紙・方眼紙製造業；紙ばさみ（挟）製造業
		日用紙製品製造業	1442	主として日用紙製品を製造する事業所をいう。 ○便せん（箋）製造業；祝儀用紙製品製造業；写真用紙製品製造業（アルバム、コーナー、台紙など）；日記帳・卓上日記製造業
		その他の紙製品製造業	1449	主として購入した紙から他に分類されない紙製品を製造する事業所をいう。 ○正札製造業；名刺台紙製造業；私製はがき製造業；包装紙製造業；カード製造業；荷札製造業
		紙製容器製造業		
		重包装紙袋製造業	1451	主としてセメント袋、米麦用袋など重袋用クラフト紙を主資材とする多層の重包装紙袋製品を製造する事業所をいう。 ○セメント袋製造業；小麦粉袋製造業；肥料袋製造業；砂糖袋製造業；米麦用袋製造業；石炭袋製造業
		角底紙袋製造業	1452	主としてショッピングバッグ、手提紙袋などの角底紙袋製品を製造する事業所をいう。 ただし、主として事務用角底紙袋を製造する事業所は小分類144〔1441〕に、重袋用クラフト紙を主資材とした多層の角底紙袋製品を製造する事業所は細分類1451に分類される。 ○ショッピングバッグ製造業；手提紙袋製造業
		段ボール箱製造業	1453	主として段ボール箱を製造する事業所をいう。
		紙器製造業	1454	主として紙器製品を製造する事業所をいう。 ○印刷箱製造業；貼箱製造業；簡易箱製造業；紙製コップ・皿製造業
		その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	1499	主として購入したパルプ、紙、板紙から他に分類されない製品を製造する事業所をいう。 ○紙タオル・紙ナフキン製造業；紙ひも製造業；紙テープ製造業；紙切断整理業；セロハン製造業；セロハン袋製造業；紙製ストロー製造業；抄紙系製造業；紙管製造業；巻取紙断裁加工業；小形紙袋製造業（重包装・角底紙袋を除く）；ガムテープ（ベースが紙のもの）製造業；紙おむつ製造業；紙製生理用品製造業；ソリッドファイバー（箱、管、筒）製造業；バルカナイズドファイバー（箱、管、筒）製造業；ソリッドファイバードラム製造業；バルカナイズドファイバー製ボビン・糸巻製造業；絶縁用バルカナイズドファイバー製品製造業；衛生用紙綿製造業；衛生用綿状パルプ製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	紙工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 15101	印刷業	印刷業	オフセット印刷業（紙に対するもの）	1511 主としてオフセット印刷により紙に印刷を行う事業所をいう。
			オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）	1512 主としてとっ版印刷、おう版印刷、スクリーン印刷などオフセット印刷以外で紙に印刷を行う事業所をいう。 ○とっ版印刷業（紙に対するもの）、おう版印刷業（紙に対するもの）、スクリーン印刷業（紙に対するもの）
			紙以外の印刷業	1513 主として紙以外に各種の印刷を行う事業所をいう。 ○プラスチックフィルム印刷業；金属印刷業；布地印刷業
E 15102	製版業・製本業	製版業		1521 主としてオフセット版、とっ版、グラビア版、スクリーン版などの印刷原版又は刷版を製造する事業所をいう。 ○写真製版業；写真植字業（電算植字、手動植字を含む）；デジタル製版業；刷版焼付業；グラビア製版業；スクリーン製版業；フレキソ製版業；版下作成業；鉛版製造業；活字製造業；紙型鉛版製造業；銅版彫刻業；木版彫刻業；印刷用プラスチック版製造業；フォトマスク製造業 ×プリント配線板製造業（配線済みのもの）〔2841〕
		製本業、印刷物加工業	製本業	1531 主として製本を行う事業所をいう。ただし、印刷と同時に製本を行う事業所は小分類151 に分類される。 ×印刷製本業（オフセット印刷のもの）〔1511〕
E 15103	印刷物加工業	製本業、印刷物加工業	印刷物加工業	1532 主として印刷物の光沢加工、裁断、はく（箔）押しなどの加工を行う事業所をいう。 ○印刷物光沢加工業；印刷物裁断業；印刷物折り加工業；印刷物はく（箔）押し業 ×はく（箔）押し業（印刷物以外に行うもの）〔9299〕
E 15104	印刷関連サービス業	印刷関連サービス業		1591 主として校正刷り、刷版研磨などの印刷・同関連業にかかわる補助業務を行う事業所をいう。 ○校正刷業；刷版研磨業；印刷物結束業；印刷校正業
E 16100	化学工業	化学肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業	1611 主としてアンモニア及びアンモニア誘導品、例えば硫酸アンモニウム（硫安）、硝酸アンモニウム（硝安）、硝酸、尿素、塩化アンモニウム（塩安）、石灰窒素、過りん酸石灰、溶成りん肥、焼成りん肥などを製造する事業所をいう。 ○アンモニア製造業；アンモニア・アンモニア誘導品製造業；硫酸アンモニウム製造業；尿素製造業；硝酸アンモニウム製造業；硝酸製造業；硝酸ナトリウム製造業；亜硝酸ナトリウム製造業；塩化アンモニウム製造業；石灰窒素製造業；過りん酸石灰製造業；溶成りん肥製造業；焼成りん肥製造業；重焼成りん肥製造業
			複合肥料製造業	1612 主として窒素、りん酸又はカリのいずれか2成分以上を含有する複合肥料を製造する事業所をいう。ただし、上記肥料成分が動植物質のみに由来する肥料は本分類に含まれない。 ○複合肥料製造業（化成・配合肥料など）
			その他の化学肥料製造業	1619 主としてけい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料など、他に分類されない化学肥料を製造する事業所をいう。 ○けい酸質肥料製造業；苦土質肥料製造業；マンガン質肥料製造業；ほう素質肥料製造業
		無機化学工業製品製造業	ソーダ工業	1621 主としてか性ソーダ、ソーダ灰、重炭酸ナトリウム、塩酸、さらし粉、さらし液、塩素、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム、塩素酸ナトリウム、過塩素酸ナトリウム、金属ナトリウム、過酸化ナトリウムを製造する事業所をいう。 ○ソーダ灰製造業；か性ソーダ製造業；液体塩素製造業；塩酸製造業；塩酸ガス製造業；さらし粉製造業；重炭酸ナトリウム製造業；塩化アンモニウム製造業（ソーダ灰と併産するもの）
			無機顔料製造業	1622 主として塗料、印刷インキ、プラスチック、窯業製品などの顔料としてあるいは紙及びゴムの充てん剤として使われる無機顔料を製造する事業所をいう。 主な製品は、 (1) 酸化チタン、亜鉛華、リトボンなどの白顔料 (2) カーボンブラック、鉄黒などの黒顔料 (3) べんがら、紺青、群青、亜酸化銅、銀朱などの有彩顔料 (4) 炭酸カルシウム、沈降性硫酸バリウム、バライト粉などの体質顔料などである。 ○窯業顔料製造業
			圧縮ガス・液化ガス製造業	1623 主として圧縮又は液化した酸素、水素、炭酸ガス、窒素、ネオン、アルゴンなどを製造する事業所をいう。 固形炭酸ガス（ドライアイス）、溶解アセチレンを製造する事業所も本分類に含まれる。 ○圧縮酸素製造業；液体酸素製造業；圧縮水素製造業；ドライアイス製造業；溶解アセチレン製造業；ネオンガス製造業；アルゴン製造業；液体炭酸ガス製造業
		塩製造業		1624 主として塩を製造する事業所をいう。 主として食卓塩などの精製塩を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○製塩業；食卓塩製造業；精製塩製造業；かん水（濃縮塩水）製造業
		その他の無機化学工業製品製造業		1629 主として他に分類されない無機化学工業製品を製造する事業所をいう。 主な製品は、硫酸、ほう酸、ふっ化水素酸、無水クロム酸、クロルスルホン酸などの無機酸、ナトリウム、カリウム、アルミニウム、カルシウム、クロム、バリウム、マグネシウム、水銀、ニッケル、すず、銀、亜鉛、鉄などの無機化合物で他に分類されないものである。過酸化水素、明ばん、けい酸ナトリウム、トリポリりん酸ナトリウム、化学肥料以外のアンモニウム化合物、臭素、よう素、活性炭、触媒などを製造する事業所も本分類に含まれる。 ○クロム塩製造業；バリウム塩製造業；りん化合物製造業；硫酸塩製造業；ひ酸塩製造業（殺虫剤を除く）；臭化物製造業；金属カリウム製造業；カリウム塩製造業；金属カルシウム製造業；カルシウム塩製造業；マグネシウム塩製造業；海水マグネシア製造業；無機塩類製造業；硝酸銀製造業；二硫化炭素製造業；ナトリウム塩製造業（他に分類されないもの）；シアン化ナトリウム製造業；シアン化水素製造業；フェロシアン化ナトリウム製造業；プラスチック安定剤製造業（有機系並びに有機系及び無機系混成のものを除く）；カーバイド（カルシウムカーバイド）製造業；人造黒鉛製造業；りん酸製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
印刷業	印刷業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	製版・製本業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
印刷業	印刷業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
サービス業	その他のサービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
製造業	化学工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	普通肥料製造業（化学肥料）	登録	3年	知事 農林水産大臣 【県農産園芸課】	肥料取締法	※製造する化学肥料の内容により登録先が異なる。
				第一種高圧ガス製造業☆	許可届出	なし	知事 ※政令指定都市（神戸市）は市長 【県産業保安課】	高圧ガス保安法	※法で定める基準に該当する圧縮ガス、圧縮アセチレンガス、液化ガス等の製造をいう。 ※次に該当するものについて許可が必要 ①圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日百立方メートル以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充てんすることを含む。）をする者 ②冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン以上のものを使用して高圧ガスの製造をする者 ※次に該当するものについて届出が必要（許可を有している場合は届出不要） ①高圧ガスの製造の事業を行う者 ②冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が三トン以上のものを使用して高圧ガスの製造をする者 ※製造所ごとに許可が必要
				塩製造業	登録	なし	財務大臣 【近畿財務局】	塩事業法	※製造所ごとに登録が必要 ※特殊用塩又は特殊製法塩のみの製造を業として行う者は届出
				危険物製造所	許可	なし	市町長	消防法	※法に定める危険物の製造所について許可が必要

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 16100	化学工業	有機化学工業製品製造業	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）	1631 主として石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離又はその他の化学的処理により石油化学基礎製品（エチレン、プロピレン及びその連産品）を製造する事業所並びに同一事業所で石油化学基礎製品から一貫して脂肪族系中間物、環式中間物、プラスチック原料、合成繊維原料、プラスチック、合成ゴムなどの誘導品を製造する事業所をいう。 分解ガソリン、改質ガソリンから抽出によってベンゼン（ベンゾール）、トルエン（トルオール）、キシレン（キシロール）を製造する事業所、石油からノルマルパラフィン（ノルマルパラフィン）を製造する事業所、石油の直接酸化によって酢酸などの脂肪族有機酸を製造する事業所並びに石油の分解によってアセチレン及びエチレンを製造する事業所も本分類に含まれる。 ○ナフサ分解によるエチレン・プロピレン及び連産品（ブタン、ブチレン、分解ガソリンなど）製造業及びこれら石油化学基礎製品からの一貫生産による誘導品製造業；石油を原料とするベンゼン（ベンゾール）・トルエン（トルオール）・キシレン（キシロール）等製造業；ナフサ直接酸化方式による酢酸製造業；ナフサ分解によるアセチレン・エチレン製造業及びこれら石油化学基礎製品からの一貫生産による誘導品製造業；原油分解によるアセチレン・エチレン及び連産品（タール、ピッチなど）製造業及びこれら石油化学基礎製品からの一貫生産による誘導品製造業
			脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）	1632 主としてエチレン、プロピレンなどのオレフィンからの誘導品を製造する事業所をいう。 ○アセチレンを原料とするアセトアルデヒド・酢酸・酢酸エチル・トリクロルエチレン・テトラクロルエチレン（パークロルエチレン）・酢酸ビニル製造業；アセチレンを原料とする塩化ビニル（モノマー）・塩化ビニリデン（モノマー）製造業；他から受け入れたアセトアルデヒドを原料とする酢酸・酢酸エチル・酢酸ビニル製造業；他から受け入れたエチレン又は酸化エチレンを原料とする酸化エチレン誘導品製造業；他から受け入れたプロピレン又は酸化プロピレンを原料とする酸化プロピレン誘導品製造業；プロピレンを原料とする塩化アリル・プロピレンクロルヒドリン・合成グリセリン製造業；ドデシルベンゼン製造業；ノナン製造業；ドデセン製造業
			発酵工業	1633 主として発酵法によりエチルアルコール、くえん酸、乳酸、石油たん白、その他の有機化学工業製品を製造する事業所をいう。 ○エチルアルコール製造業（発酵法によるもの）；くえん酸製造業（発酵法によるもの）；乳酸製造業（発酵法によるもの）；石油たん白製造業（発酵法によるもの）
			環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	1634 主としてプラスチック、合成繊維、合成染料、医薬品、農薬などの原料として用いられる環式中間物、合成染料及び有機顔料を製造する事業所をいう。 ○テレフタル酸（T. P. A）製造業；ジメチルテレフタレート（D. M. T）製造業；スチレン（モノマー）製造業；メタキシレンジアミン製造業；トルイレンジイソシアネート（T. D. I）製造業；ジフェニルメタンジイソシアネート（M. D. I）製造業；シクロヘキサン製造業；シクロヘキサノン製造業；カプロラクタム製造業；合成石炭酸製造業；合成染料製造業（食用染料を含む）；染料医薬中間物製造業；有機顔料製造業；ベンゼン系又はナフタリン系誘導品製造業（ニトロベンゼン、クロロベンゼン、トルイジン、サルチル酸、塩化ベンジル、ナフトール、ジメチルアニリン安息香酸など）；多環式中間物製造業（アントラセン、フェナントレン誘導品など）；複素環式中間物製造業（合成ビリジン、合成キノリン、チオフェン、フルフラール及びこれらの誘導品）；無水フタル酸製造業
			プラスチック製造業	1635 主としてプラスチックを粉末、粒状、液体の形で製造する事業所をいう。 ○ポリエチレン製造業；ポリスチレン製造業；ポリプロピレン製造業；塩化ビニル樹脂製造業；ポリビニルアルコール製造業；ポリブタジエン（樹脂）製造業；エチレン・酢酸ビニル共重合樹脂製造業；ポリエチレンテレフタレート製造業；ポリイソブチフェノール樹脂製造業；セルロイド生地製造業；たん白可塑物製造業；ホルマリン系プラスチック製造業；ふっ素樹脂製造業；写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業；硝化綿製造業；塩化ビニリデン樹脂製造業；他から受け入れたエチレン又はプロピレンによるプラスチック製造業
			合成ゴム製造業	1636 主として合成ゴム（合成ラテックスを含む）を製造する事業所をいう。 ○合成ラテックス製造業；スチレン・ブタジエンラバー（S. B. R）製造業；アクリロニトリル・ブタジエンラバー（N. B. R）製造業；ブタジエンラバー（B. R）製造業；クロロプレンラバー（C. R）製造業；イソプレンラバー（I. R）製造業；エチレン・プロピレンラバー（E. P. D. M）製造業；イソブレン・イソブチレンラバー（I. I. R）製造業
			その他の有機化学工業製品製造業	1639 主として他に分類されない有機化学工業製品を製造する事業所をいう。 ○メタノール製造業；ホルマリン製造業；フルオロカーボン製造業；塩化メチル製造業；塩化メチレン製造業；臭化メチル製造業；クレオソート油製造業；石炭化学系ナフタリン製造業；クレゾール類製造業；コールタール分留物製造業；アントラセン製造業；コールタールを原料とするベンゼン（ベンゾール）・トルエン（トルオール）・キシレン（キシロール）等製造業；有機酸製造業（他に分類されるものを除く）；有機塩製造業；可塑剤製造業；サッカリン製造業；ゴム加硫促進剤製造業；ゴム老化防止剤製造業；合成なめし剤製造業；合成タンニン製造業；天然物を原料とする高級アルコール製造業；繊維素グリコール酸ナトリウム製造業；プラスチック安定剤製造業（無機系並びに無機系及び有機系混成のものを除く）
		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	1641 主として動植物油脂から脂肪酸、硬化油、グリセリンを製造する事業所をいう。 ○硬化油製造業（工業用、食用）
			石けん・合成洗剤製造業	1642 主として石けん、合成洗剤（洗浄の主な作用が界面活性剤によるもの）を製造する事業所をいう。 ○浴用石けん製造業；洗濯石けん製造業；工業用石けん製造業；カリ石けん製造業；家庭用合成洗剤製造業；工業用合成洗剤製造業
			界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）	1643 主として繊維、農薬、紙、パルプなどの製造加工に用いる陰イオン、陽イオン、両性イオン、非イオン活性剤（石けん、合成洗剤を除く）を製造する事業所をいう。 ○繊維用油剤製造業
			塗料製造業	1644 主としてペイント、ワニス（電気絶縁ワニスを含む）、エナメル、ラッカー、パテ、酒糟ワニス、漆及びその他の塗料を製造する事業所をいう。 ○エナメル製造業；ワニス製造業；ペイント製造業；水系塗料製造業；船底塗料製造業；漆製造業；合成樹脂塗料製造業；ボイル油製造業；油性塗料製造業；油ワニス製造業；ラッカー製造業；電気絶縁塗料製造業；シンナー類製造業
			印刷インキ製造業	1645 主として印刷インキ、新聞インキを製造する事業所をいう。 主として筆記用及びスタンプ用インキを製造する事業所は小分類169〔1699〕に分類される。 ○新聞インキ製造業
			洗浄剤・磨用剤製造業	1646 主として石けん・合成洗剤以外の洗浄剤（洗浄の主な作用が界面活性剤以外の酸、アルカリ、酸化剤の化学作用等によるもの）、磨用剤、つや出し剤及びその関連製品を製造する事業所をいう。 ○クレンザー製造業；つや出し剤製造業；洗浄剤（石けん、合成洗剤でないもの）製造業；磨粉製造業；金属磨用剤製造業；革つや出し製造業；靴クリーム製造業；塗装ワックス製造業；酸性洗浄剤製造業；アルカリ性洗浄剤製造業
			ろうそく製造業	1647 主として鉱物性及び動植物性ろうからろうそくを製造する事業所をいう。

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	化学工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	毒物・劇物製 造業	登録	5年	厚生労働大臣 【県薬務課】	毒物及び劇物取 締法	
				危険物製造所	許可	なし	市町長	消防法	※法に定める危険物の製造所について許可が必要

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 16100	化学工業	医薬品製造業	医薬品原薬製造業	1651 主として医薬品の原末、原液を製造する事業所をいう。 ○医薬品原末製造業；医薬品原液製造業
			医薬品製剤製造業	1652 主として医薬品、医薬部外品の製剤（他に分類されるものを除く）を製造（一貫製造及び小分けを含む）する事業所をいう。 ○内服薬製造業；注射剤製造業；外用薬製造業；殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）；蚊取り線香製造業；殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）；診断用試薬製造業；医療用植物油脂製造業；医療用動物油脂製造業；薬用酵母剤製造業
			生物学的製剤製造業	1653 主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所をいう。 ○ワクチン製造業；血液製剤製造業
			生薬・漢方製剤製造業	1654 主として動物、植物、又は鉱物から選別、調整、小分けなどにより生薬・漢方製剤を製造する事業所をいう。 ○生薬小分け業
			動物用医薬品製造業	1655 主として動物用の医薬品及び医薬部外品を製造する事業所をいう。 ○動物用内服薬製造業；動物用注射剤製造業；動物用外用薬製造業
		化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）	1661 主として口紅、ファンデーションなどの仕上用化粧品及びクリーム、化粧水、乳液、洗顔クリームなどの皮膚用化粧品を製造する事業所をいう。 また、香水、オーデコロンを製造する事業所も本分類に含まれる。 ○香水製造業；オーデコロン製造業
			頭髮用化粧品製造業	1662 主としてシャンプー、整髪料、養毛料などの頭髮用化粧品を製造する事業所をいう。 ○頭髮料製造業；染毛料製造業
			その他の化粧品・歯磨・化粧品用調整品製造業	1669 主として他に分類されない化粧品、歯磨、その他の化粧品用調整品を製造する事業所をいう。 ○日焼け止め・日焼け用化粧品製造業；脱毛料製造業；ひげそりクリーム製造業
		その他の化学工業	火薬類製造業	1691 主として黒色火薬、無煙火薬、ダイナマイト、カーリット、導火線、工業雷管などの産業用火薬類並びに弾薬などの原料となる爆薬、無煙火薬などを製造する事業所をいう。 主として武器用の信管、火管及び雷管を製造する事業所は中分類27〔2761〕に分類される。 ○黒色火薬製造業；産業用・武器用無煙火薬製造業；硝安爆薬製造業；ダイナマイト製造業；カーリット製造業；導火線製造業；導爆線製造業；工業雷管製造業；電気雷管製造業；信号雷管製造業；猟用火工品製造業；銃用雷管製造業；猟銃用実包・空包製造業；建設用空包製造業；トリニトロ化合物製造業（火薬類に限る）；硝酸エステル製造業（火薬類に限る）；硝安油剤爆薬製造業；産業用信管・火管・雷管製造業
			農薬製造業	1692 主として銅製剤、石灰硫黄合剤などの無機殺虫・殺菌剤、除虫菊乳剤、硫黄系及びりん系の殺虫・殺菌剤などの農薬を製造する事業所をいう。 主として農薬以外の殺虫・殺そ（鼠）剤を製造する事業所は小分類165〔1652〕に分類される。 ○殺虫剤製造業（農薬に限る）；殺菌剤製造業（農薬に限る）；硫酸銅製剤製造業（殺菌用のもの）；除虫菊乳剤製造業；除草剤製造業；植物成長調整剤製造業
			香料製造業	1693 主として天然香料、合成香料又は調合香料を製造する事業所をいう。 ○天然香料製造業；くろもじ油製造業；みかん油製造業；苦へん桃油製造業；バルサム精製業；薄荷油精製業；合成香料製造業；調合香料製造業
			ゼラチン・接着剤製造業	1694 主として動物系ゼラチン、動植物系接着剤及び合成樹脂系接着剤を製造する事業所をいう。 ○にかわ製造業；大豆グルー製造業；ミルカゼイングルー製造業；合成樹脂系接着剤製造業；プラスチック系接着剤製造業
			写真感光材料製造業	1695 主として写真フィルム、感光紙、乾板などの感光材料並びに写真用化学薬品（写真用として包装したもの）を製造する事業所をいう。 ○写真フィルム製造業（X線フィルムを含む）；印画紙製造業；乾板製造業；青写真感光紙製造業；複写感光紙製造業；製版用感光性樹脂製造業；感光紙用化学薬品製造業；写真用化学薬品製造業（メトール、ハイドロキノン、調合剤などを包装したもの）；写真感光紙製造業；映画フィルム製造業
			天然樹脂製品・木材化学製品製造業	1696 主として乾留、抽出などにより天然樹脂、木材、木皮、その他の植物性原料からテレピン油、ロジン、しょう腦、天然染料、なめし剤、これらの関連製品などを製造する事業所をいう。主として動物性原料から天然の染料を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○木材乾留業；松根油製造業；木タール製造業（木材乾留によるもの）；木酢酸製造業（木材乾留によるもの）；漆液精製業；もろう（蠟）製造業；テレピン油製造業；なめし剤製造業（天然のもの）；タンニン抽出業（天然のもの）；タンニンエキス製造業；天然染料製造業；あい（藍）染料製造業；あかね染料製造業；しょう腦製造業；しょう腦油製造業；ダンマルガム精製業；コーパルガム精製業；セラック製造業
			試薬製造業	1697 主として試薬を製造する事業所をいう。 ○試薬製造業（診断用試薬を除く）
			他に分類されない化学工業製品製造業	1699 主として他に分類されない化学工業製品を製造する事業所をいう。 ○デキストリン製造業；浄水剤製造業；イオン交換樹脂製造業；防臭剤製造業（家庭用含む）；筆記用インキ製造業；スタンプ用インキ製造業；プラスチック安定剤製造業（無機系及び有機系混成のもの）；めっき薬品製造業；漂白剤製造業；防水剤製造業；骨炭製造業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	化学工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	医薬品（体外 診断用医薬品 を除く。）・ 医薬部外品・ 化粧品製造販 売業	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律	※動物用医薬品、医薬部外品は農林水産大臣の許可 ※薬局開設者が当該薬局における設備・器具をもって医薬品(薬局製 造販売医薬品)を製造する場合の許可は、有効期間6年となる。 ※製造所ごとに必要 ※薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって医薬品(薬局 製造販売医薬品)を製造し、当該薬局において直接消費者に販売する 場合の許可は、有効期間6年となる。
				医薬品（体外 診断用医薬品 を除く。）・ 医薬部外品・ 化粧品製造業 （製造工程の うち保管のみ を行う場合を 除く）☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律	※「製造販売」とは、製造（他に委託して製造をする場合を含み、 他から委託を受けて製造をする場合を除く。）又は輸入をした医薬 品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器若 しくは再生医療等製品を、販売、貸与、若しくは授与すること、又 は医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをい う。）を電気通信回線を通じて提供することをいう。
				医薬品（体外 診断用医薬品 を除く。）・ 医薬部外品・ 化粧品製造業 （製造工程の うち保管のみ を行う場合に 限る。）☆	登録	5年	厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律	※「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは 予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは 機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療 等製品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。 （例）医科用・歯科用医療機械器具、医療用品、歯科材料、衛生用 品、眼鏡、眼鏡レンズ等
				医療機器・体 外診断用医薬 品製造販売業 ☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律	※「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが 目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用され ることのないものをいう。
				医療機器・体 外診断用医薬 品製造業☆	登録	5年	厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律	※「再生医療等製品」とは、次に掲げる物（医薬部外品及び化粧品 を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。 一 次に掲げる医療又は獣医療に使用されることが目的とされてい る物のうち、人又は動物の細胞に培養その他の加工を施したもの イ 人又は動物の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成 ロ 人又は動物の疾病の治療又は予防 二 人又は動物の疾病の治療に使用されることが目的とされている 物のうち、人又は動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する 遺伝子を含有させたもの
				再生医療等製 品製造(製造 販売)業☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】		
				火薬類製造業	許可	なし	経済産業大臣 神戸市消防局 【近畿経済産 業局】	火薬類取締法	※理化学上の実験、鳥獣の捕獲もしくは駆除、射的練習または医療 の用に供するため製造する火薬類で、省令で定める数量以下のもの を製造する場合は許可不要 ※製造所ごとに許可が必要
				農薬製造業	登録	3年	農林水産大臣 【農水省農薬 対策室】	農薬取締法	※「農薬」とは、農作物等を害する病虫害の防除に用いられる殺菌 剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進または抑制 に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。
				化製場（にか わ製造業）	許可	なし	知事 ※保健所設置 市（神戸・尼 崎・姫路・西 宮・明石）は 市長 【管轄保健 所、県生活衛 生課】	化製場等に関す る法律	※「にかわ」とは、獣類の骨、皮、腸などを水で煮た液を乾かし固 めたものをいう。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 17100	石油製品・石炭製品製造業	石油精製業	1711	主として原油並びに留分を処理し、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、重油、潤滑油、パラフィン、アスファルト、液化石油ガス（LPG）などを製造する事業所をいう。 主として原油並びに留分を処理し、ガソリン、ナフサ、ジェット燃料油、灯油、軽油、重油、潤滑油、パラフィン、アスファルト、液化石油ガス（LPG）などを製造する事業所をいう。主として自ら掘採した天然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス（LPG）、圧縮ガスを製造する事業所は大分類Cー鉱業、採石業、砂利採取業〔0532〕に分類される。また、販売業務に附随して液化石油ガス（LPG）の充てんを行うものは大分類ー卸売業、小売業〔5331、6051〕に、他事業所のために液化石油ガス（LPG）の充てんのみを行うものは大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〔9299〕に分類される。 ○ガソリン製造業（原油から製造するもの）；パラフィン精製業；潤滑油・グリース製造業（石油精製によるもの）
		潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないもの）	1721	主として購入した鉱油（廃油を含む）及び動植物油などを混合加工して、潤滑油、グリースを製造する事業所をいう。 ○潤滑油製造業（購入原料によるもの）；機械油製造業（購入原料によるもの）；工作油剤製造業（購入原料によるもの）（切削油剤、塑性加工油剤、熱処理油剤、さび止め油剤）；グリース製造業
		コークス製造業	1731	主として石炭を原料として乾留によって、コークス及び副産物を製造する事業所をいう。 ○コークス製造業（成型コークスを含む）；半成コークス製造業
		舗装材料製造業	1741	主としてアスファルト及びタールの舗装用混合物（乳剤、アスファルト混合材、タール混合材など）及び舗装用ブロック（アスファルトブロック、タールブロックなど）を製造する事業所をいう。 ○舗装用混合物製造業；れき青乳剤製造業；舗装用ブロック製造業；タールブロック製造業；アスファルトブロック製造業
		その他の石油製品・石炭製品製造業	1791	主として他に分類されない石油製品及び石炭製品を製造する事業所をいう。 ○石油コークス製造業；再生燃料油製造業、廃油再生業（潤滑油、グリース以外のもの）；微粉炭製造業；カルサインコークス製造業；練炭製造業；豆炭製造業；ピッチ練炭製造業；成型炭製造業
E 18100	プラスチック製品製造業（別場を除く）	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	1811	主としてプラスチック製の板、棒を押出し、プレスなどの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 板とは厚さ0.5ミリメートル以上で硬質製のものをいう。なお、波板を製造する事業所も本分類に含まれる。主として発泡・強化プラスチック製の板・棒を製造する事業所は小分類184に分類される。 ○プラスチック平板製造業；プラスチック積層板製造業；プラスチック化粧板製造業；プラスチック波板製造業
		プラスチック管製造業	1812	主としてプラスチック製の管（だ円管を含む）を押出し、積層などの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 主として発泡・強化プラスチック製の管を製造する事業所は小分類184に分類される。 ○プラスチック硬質管製造業；プラスチックホース製造業；プラスチック積層管製造業
		プラスチック継手製造業	1813	主としてプラスチック製の継手を射出などの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。主として強化プラスチック製の継手を製造する事業所は小分類184に分類される。
		プラスチック異形押出製品製造業	1814	主としてプラスチック製の異形押出製品を押出成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。異形押出製品とは、断面形状が正方形、長方形、正円又はだ円ではない板状又は棒状の押出製品及び正円又はだ円でない管状の押出製品をいう。 主として発泡・強化プラスチック製の異形押出製品を製造する事業所は小分類184に、プラスチック製の波板を製造する事業所は細分類1811又は小分類184〔1843〕に分類される。 ○プラスチック雨どい・同附属品製造業
		プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業	1815	主としてプラスチック製の板・棒・管・継手・異形押出成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。
		プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	1821	主としてプラスチック製のフィルムを押出し、カレンダーなどの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 フィルムとは厚さが0.2ミリメートル未満で軟質製のものと及び0.5ミリメートル未満で硬質製のものをいう。 ○プラスチック積層フィルム製造業；プラスチックインフレーションチューブ製造業；プラスチック製袋製造業；写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業
		プラスチックシート製造業	1822	主としてプラスチック製のシートを押出し、カレンダーなどの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 シートとは、厚さが0.2ミリメートル以上で軟質製のものをいう。
		プラスチック床材製造業	1823	主としてプラスチックを原料としてカレンダー、圧縮などの成形加工により床材を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 ○プラスチックタイル製造業；塩化ビニルタイル製造業
		合成皮革製造業	1824	主としてプラスチックを用い、合成皮革をカレンダーなどの成形加工により製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 主として合成皮革製の靴を製造する事業所は中分類19〔1922〕に、合成皮革製のかばん・袋物を製造する事業所は中分類20〔2061、2071又は2072〕に分類される。
		プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業	1825	主としてプラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。 ○プラスチック製袋製造業（購入フィルムによるもの）

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	石油・石炭製 品工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	石油精製業	届出	なし	経済産業大臣 【資源エネル ギー庁】	石油の備蓄の確 保等に関する法 律	※特定設備を用いて石油製品の製造を行う事業をいう。 ※「石油製品」とは、揮発油、灯油、軽油及び重油並びにこれらに 準ずる炭化水素油及び石油ガス（液化したものを含む）であって省 令で定めるものをいう。
				揮発油特定加 工業☆ 軽油特定加 工業☆	登録	なし	経済産業大臣 【資源エネル ギー庁】	揮発油等の品質 の確保等に関する法律	
製造業	ゴム・プラス チック工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 18100	プラスチック製品 製造業（別掲を除く）	工業用プラスチック製品製造業	1831	主として射出、圧縮などの成形加工により電気機械器具用のプラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 プラスチックを成形したのち、ビス、ネジ等の接続器具を組み込むなどの加工を行う事業所は本分類に含まれる。ただし、同時成形加工を行うことによって歯車、軸受け、端子、抵抗器、コンデンサなどを製造する事業所は本分類に含まれない。 ○プラスチック製電話機きょう（筐）体製造業；プラスチック製冷蔵庫内装用品製造業；プラスチック製電気掃除機器体（ボデー）製造業；プラスチック製扇風機羽根製造業；プラスチック製テレビジョン・ラジオきょう（筐）体製造業；プラスチック系光ファイバ素線製造業
		輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	1832	主として射出、圧縮などの成形加工により輸送機械器具用のプラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。プラスチックを成形したのち、ビス、ネジ等の接続器具を組み込むなどの加工を行う事業所は本分類に含まれる。ただし、同時成形加工を行うことによって歯車、軸受け、端子、抵抗器、コンデンサなどを製造する事業所は本分類に含まれない ○プラスチック製自動車バンパー製造業；プラスチック製自動車ダッシュボード製造業；プラスチック製自動車ホイールキャップ製造業
		その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	1833	主として射出、圧縮などの成形加工によりその他の工業用プラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 ○プラスチック製カメラボデー製造業；プラスチック製複写機きょう（筐）体製造業
		工業用プラスチック製品加工業	1834	主として工業用プラスチック成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、パフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。
	発泡・強化プラスチック製品製造業	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）	1841	主として各種プラスチックを発泡成形加工して、軟質プラスチック発泡製品（半硬質性を含む）を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 ○軟質ポリウレタンフォーム製造業；ポリエチレンフォーム（軟質）製造業；軟質塩化ビニルフォーム製造業；軟質プラスチックブロック製造業（切断加工を含む）；軟質プラスチック金型成形製造業；軟質プラスチック連続発泡製品製造業
		硬質プラスチック発泡製品製造業	1842	主として各種プラスチックを発泡成形加工して、硬質プラスチック発泡製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 ただし、建築現場等で断熱材の充てんとして行う現場発泡は大分類Dー建設業〔07〕又は〔08〕に分類される。 ○硬質ポリウレタンフォーム製造業；ポリスチレンフォーム製造業；硬質塩化ビニルフォーム製造業；ポリスチレンベーパー製造業；板状発泡製品製造業；棒状発泡製品製造業；管状発泡製品製造業；硬質プラスチックブロック製造業（切断加工を含む）；硬質プラスチック金型成形製造業；硬質プラスチック連続発泡製品製造業
		強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	1843	主としてガラス繊維、炭素繊維などの補強材を加えて、圧縮・積層などの成形加工により、強化プラスチック製板・棒・管・継手を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 なお、強化プラスチック製波板を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○強化プラスチック製波板製造業
		強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	1844	主としてガラス繊維、炭素繊維などの補強材を加えて、圧縮などの成形加工により容器、浴槽などの強化プラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 ○強化プラスチック製浄化槽製造業；強化プラスチック製保安帽製造業；強化プラスチック製がい子製造業；強化プラスチック製橋脚製造業；強化プラスチック製コンテナ製造業
		発泡・強化プラスチック製品加工業	1845	主として発泡・強化プラスチック成形品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、パフ加工などを行い加工製品を製造する事業所をいう。 ○軟質プラスチック発泡製品加工業（半硬質性を含む）；硬質プラスチック発泡製品加工業；強化プラスチック製板・棒・管・継手加工業；強化プラスチック製容器加工業
		プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）	1851	主としてプラスチック又は回収プラスチックに充てん剤、安定剤、可塑剤、着色剤などの配合、混和を行って成形材料を製造する事業所をいう。 ○プラスチック配合成形材料製造業；再生プラスチック製造業；塩化ビニルコンパウンド製造業
		廃プラスチック製品製造業	1852	主として押出し、圧縮などの成形加工により、廃プラスチックを原料とするプラスチック製品を製造する事業所をいう。 ○廃プラスチック製くい製造業；廃プラスチック製柵製造業；廃プラスチック製魚礁製造業
	その他のプラスチック製品製造業	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業	1891	主として射出、圧縮などの成形加工によりプラスチック製日用雑貨・食卓用品（容器を除く）を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 ○プラスチック製台所用品（まな板、ポウル、コーナー、しゃもじ、洗い桶など）製造業；プラスチック製食卓用品（食器、盆、調味料入れなど）製造業；プラスチック漆器下地製造業；プラスチック製浴室用品（洗面器、石けん箱、腰掛けなど）製造業；プラスチック製パケツ製造業
		プラスチック製容器製造業	1892	主として中空、圧縮、射出などの成形加工によりプラスチック製容器を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 ○プラスチック製ボトル製造業；プラスチック製コンテナ製造業（ビール用、農水産用など）；プラスチック製ごみ容器製造業；プラスチック製灯油缶製造業；プラスチック製工業用薬品缶製造業；プラスチック製洗剤・シャンプー用容器製造業
		他に分類されないプラスチック製品製造業	1897	主として押出し、圧縮、射出などの成形加工により他に分類されないプラスチック製品を製造する事業所及び同製品の加工品を一貫して製造する事業所をいう。 ○テープ類製造業（プラスチック結束テープ等）；止水板製造業（塩化ビニル製など）；人工芝製造業（合成樹脂製のもの）；プラスチック製絶縁材料製造業；ビニル製外衣製造業（一貫作業によるもの）；プラスチック製つり（吊）革製造業；プラスチック製漁業用器具製造業；プラスチック製包装材料製造業
		他に分類されないプラスチック製品加工業	1898	主として各種プラスチック材料に切断、接合、塗装、蒸着めっき、パフ加工などを行い他に分類されない加工製品を製造する事業所をいう。

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	ゴム・プラス チック工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
E 19101	自動車タイヤ・チューブ製造業	タイヤ・チューブ製造業	自動車タイヤ・チューブ製造業	1911	主としてトラック、バス、乗用車、小型トラック、二輪自動車、産業車両、建設車両、農耕車両及び航空機用のタイヤ、チューブ（ソリッドタイヤを含む）及びフラップ、リムバンドを製造する事業所をいう。ただし、主として更生タイヤを製造する事業所は小分類199〔1994〕に、タイヤ、チューブを製造せず主としてフラップ、リムバンドを製造する事業所は小分類193〔1933〕に分類される。 ※〇「1933」工業用ベルト製造業
E 19102	その他のタイヤ・チューブ製造業	タイヤ・チューブ製造業	その他のタイヤ・チューブ製造業	1919	主として自転車、リヤカー、手押し運搬車など内燃機関を装着しない車両用のタイヤ、チューブ（ソリッドタイヤを含む）及びフラップ、リムバンドを製造する事業所をいう。タイヤ、チューブを製造せず主としてフラップ、リムバンドを製造する事業所は小分類193〔1933〕に分類される。 〇自転車タイヤ・チューブ製造業；リヤカータイヤ・チューブ製造業；一輪車タイヤ・チューブ製造業
E 19103	その他のゴム製品製造業	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	ゴム製履物・同附属品製造業	1921	主として地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、総ゴム草履、総ゴムサンダルなどを製造する事業所及びゴム製の履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。 〇地下足袋製造業；ゴム底布靴製造業；ゴム靴製造業；ゴム草履製造業；ゴム製履物用部分品・附属品製造業
			プラスチック製履物・同附属品製造業	1922	主としてプラスチック（合成皮革を含む）を甲とし、底にゴム又はプラスチックを使用した履物を製造する事業所及びプラスチック製の履物用部分品・附属品を製造する事業所をいう。 主として甲又は底になめし革を使用した履物を製造する事業所は中分類20〔2041〕に分類される。 〇プラスチック製靴製造業；合成皮革製靴製造業；プラスチック成形靴製造業；ハップサンダル製造業；バックレスサンダル製造業；プラスチック製射出成形サンダル製造業；プラスチック製草履製造業；プラスチック製スリッパ製造業；プラスチック製履物用部分品・附属品製造業
		ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	ゴムベルト製造業	1931	主としてコンベヤベルト、平ベルト、Vベルトを製造する事業所をいう。
			ゴムホース製造業	1932	主として編上げホース、布巻きホース、その他のホースを製造する事業所をいう。
			工業用ゴム製品製造業	1933	主としてゴムベルト、ゴムホース以外の車両、船舶、航空機用のゴム製部分品・附属品及び一般工業用のゴム製品を製造する事業所をいう。 〇防振ゴム製造業；工業用エポナイト製品製造業；工業用ゴムロール製造業；工業用ゴム管製造業；工業用ゴム板製造業；工業用スポンジゴム製品製造業；フラップ・リムバンド製造業；ゴム系接着剤製造業；ゴムライニング加工業；防げん（舷）材製造業；工業用ゴムライニング製品製造業；工業用ゴム製バックシン類製造業；工業用ゴム製シール類製造業；工業用ゴム製テープ類製造業 ※工業用ベルト製造業は「E19101」
		その他のゴム製品製造業	ゴム引布・同製品製造業	1991	主としてゴム引布を製造する事業所及び同一の事業所でゴム引布から一貫して防水外衣、潜水服、空気入り製品などのゴム引布製品を製造する事業所をいう。 他から受け入れたゴム引布からゴム引布製衣服及び縫製品を製造する事業所は中分類11に分類される。 〇ゴム引布製品製造業（ゴム引布から同製品まで一貫生産するもの）
			医療・衛生用ゴム製品製造業	1992	主として医療・衛生用のゴム製品を製造する事業所をいう。 〇ゴム製医療用品製造業（ゴム手袋など）；コンドーム製造業；ゴム製乳首製造業
			ゴム練生地製造業	1993	主として更生タイヤ、履物、工業用品などに用いるゴム練生地を製造する事業所をいう。 〇更生タイヤ練生地製造業
			更生タイヤ製造業	1994	主として古タイヤから更生タイヤを製造する事業所をいう。 ただし、主として自動車タイヤの修理を行う事業所は大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〔8619〕に分類される。
			再生ゴム製造業	1995	主として他から受け入れた古タイヤ、古チューブ、くずゴムから再生ゴムを製造する事業所をいう。 主として古タイヤ、くずゴムなどを集めて販売することを目的とし、再生ゴムの製造を行わない事業所は大分類Iー卸売業、小売業〔5369〕に分類される。
			他に分類されないゴム製品製造業	1999	主として他に分類されないゴム製品を製造する事業所をいう。 〇フォームラバー製造業；糸ゴム製造業；ゴムバンド製造業；ゴム手袋製造業（医療用を除く）；ゴムタイル製造業；ウェットスーツ製造業；スポンジゴム製品製造業（工業用を除く）；ゴム製漁業用浮子製造業；ゴム製防毒面製造業；ゴム製気球製造業；ゴム製戸止め製造業；消しゴム製造業；ゴム製印材製造業；ゴム製マット類製造業；ゴム板（工業用を除く）製造業；ゴム栓（キャップ）製造業；ゴム製吸着盤製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	ゴム・プラスチック工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下 (20人以下)						
製造業	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下 (20人以下)						
				医療機器・体外診断用医薬品製造業☆	登録	5年	厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※動物用医療機器は農林水産大臣の許可 ※製造所ごとに許可が必要
				医療機器・体外診断用医薬品製造販売業☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。 （例）医科用・歯科用医療機械器具、医療用品、歯科材料、衛生用品、眼鏡、眼鏡レンズ等 ※「製造販売」とは、製造（他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を除く。）又は輸入をした医薬品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を、販売、貸与、若しくは授与すること、又は医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。）を電気通信回線を通じて提供することをいう。 ※「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることがないものをいう。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 20100	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業	2011	主として皮のなめし、調整、仕上げを行う事業所をいう。 仕上げられた革に塗装その他の装飾を行う事業所も本分類に含まれる。 ○皮なめし業；タンニンなめし革製造業；クロムなめし革製造業；水産革製造業；は虫類革製造業；皮さらし業；染革業
		工業用革製品製造業（手袋を除く）	2021	主として工業用革製品を製造する事業所をいう。 ただし、主として工業用革手袋を製造する事業所は小分類205〔2051〕に分類される。 ○革ベルト製造業；バックシン製造業（なめし革製）；カスケツ製造業（なめし革製）；紡績用エプロンバンド製造業；工業用革ベルト製造業；自転車用サドル革製造業；オイルシール製造業（革製）；工業用ビッカー製造業；紡織機用エプロンバンド製造業
		革製履物用材料・同附属品製造業	2031	主として革製履物の底、かかと、その他の革製履物材料及び靴革ひも、その他の革製履物附属品を製造する事業所をいう。 ○製靴材料製造業（革製）；靴底製造業（革製）；靴革ひも製造業（完成したもの）；靴中敷物製造業（革製）
		革製履物製造業	2041	主として全部又は一部（甲又は底）がなめし革製の長靴、短靴、サンダル、スリッパ、草履などの履物を製造する事業所をいう。 ○革靴製造業；サンダル製造業（革製）；スリッパ製造業（革製）；草履製造業（革製）
		革製手袋製造業	2051	主として革製手袋を製造する事業所をいう。 合成皮革製の手袋を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○手袋製造業（合成皮革製のもの）；工業用革手袋製造業；スポーツ用革手袋製造業
		かばん製造業	2061	主として材料のいかんを問わず、携帯用かばんを製造する事業所をいう。 ○革製かばん製造業；繊維製かばん製造業；プラスチック製かばん製造業（合成皮革を含む）；ゴム引布製かばん製造業；スーツケース製造業；手提かばん製造業；かかえかばん製造業；ランドセル製造業；肩掛かばん製造業；書類入れバッグ製造業；スポーツ用バッグ製造業；楽器用ケース製造業；化粧用ケース製造業；光学器具用ケース製造業；携帯ラジオ用ケース製造業；トランク製造業（金属製、バルカナイズドファイバー製）
		袋物製造業	2071	主として材料のいかんを問わず、身の回り用袋物を製造する事業所をいう。 ○革製袋物製造業；プラスチック製袋物製造業（合成皮革を含む）；繊維製袋物製造業；紙・ストロー製袋物製造業；金属製袋物製造業；ビーズ・人造真珠製袋物製造業；携帯用袋物製造業；ゴム引布製袋物製造業；財布製造業（札入れ、がまぐちを含む）；たばこ入れ製造業；名刺入れ製造業；小物入れ製造業；眼鏡入れ製造業；くし入れ製造業；定期入れ製造業
		ハンドバッグ製造業		
		毛皮製造業	2081	主として毛皮のなめし、調整、縫合、染色、仕上げなどを行う事業所をいう。 ○毛皮縫製業；毛皮染色・仕上業
		その他のなめし革製品製造業	2099	主として他に分類されないなめし革製品を製造する事業所をいう。ただし、なめし革製の衣服あるいはなめし革裏地の衣服を製造する事業所は中分類11〔1189〕に分類される。 ○室内用革製品製造業；つり（吊）革製造業；腕時計用革バンド製造業；首輪製造業（革製）；服装用革ベルト製造業；革製肩帯製造業；帽子つば革製造業；革と製造業；革クッション製造業；革まくら製造業；馬具製造業（革及び類似品のもの）；ばん（鞍）具製造業（革及び類似品のもの）；むち製造業（革製のもの）

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	皮革工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	化製場	許可	なし	知事 ※保健所設置 市（神戸・尼 崎・姫路・西 宮・明石）は 市長 【管轄保健 所、県生活衛 生課】	化製場等に関する法律	※獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設をいう。 ※施設ごとに許可が必要

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 21100	窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業		
		板ガラス製造業	2111	主として普通板ガラス、変り板ガラス、フロートガラス、磨き板ガラス、すりガラス、合わせガラス、強化ガラスなどを製造する事業所をいう。 ただし、主として他から受け入れた板ガラスから合わせガラス、強化ガラスなどを製造する事業所は細分類2112に分類される。
		板ガラス加工業	2112	主として他から受け入れた板ガラスからすりガラス、合わせガラス、強化ガラス、曲げガラス、鏡などを製造する事業所をいう。 ○すりガラス製造業；合わせガラス製造業；強化ガラス製造業；曲げガラス製造業；複層ガラス製造業；自動車用ガラス製造業；石英ガラス製造業
		ガラス製加工素材製造業	2113	主として加工用素材としてのガラス製品であって、ガラスの粉、粒、塊、棒、管などを製造する事業所をいう。 主として電球・電子管用バルブを製造する事業所も本分類に含まれる。 ○光学ガラス素地製造業；電球類用ガラスバルブ製造業；電子管用ガラスバルブ製造業；アンブル用ガラス管製造業；ガラス繊維原料用ガラス製造業；電子機器用基盤ガラス製造業
		ガラス容器製造業	2114	主としてガラス製の飲料容器、食料容器、調味料容器、化粧品容器などを製造する事業所をいう。 ただし、食卓用及びちゅう房用のコップ、皿、鉢、バター入れ、湯沸しなどを製造する事業所は細分類2116に、理化学用及び医療用の耐酸瓶、アルコール瓶、試薬瓶などを製造する事業所は細分類2115に分類される。 ○ビール瓶製造業；酒瓶製造業；牛乳瓶製造業；サイダー瓶製造業；しょう油瓶製造業；化粧瓶製造業（化粧用クリーム瓶など）；清涼飲料用瓶製造業；滋養飲料用瓶製造業；こしょう瓶製造業
		理化学用・医療用ガラス器具製造業	2115	主として理化学及び医療・衛生用ガラス器具を製造する事業所をいう。 ○フラスコ製造業；ピーカー製造業；標本瓶製造業；耐酸瓶製造業；アルコール瓶製造業；試薬瓶製造業；試験管製造業；注射筒製造業（目盛りのないもの）；アンブル製造業；耐熱ガラス製理化学用・医療用器具製造業；寒暖計・体温計用ガラス製造業；シリンダ製造業；培養皿製造業；乳鉢製造業；吸い飲み製造業；洗浄用品製造業；一般薬瓶製造業
		卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2116	主として卓上用ガラス器具及びちゅう房用ガラス器具を製造する事業所をいう。 ○コップ製造業；皿製造業；ソース・しょう油差し製造業；耐熱ガラス製ちゅう房用器具製造業；インキスタンド製造業；金魚鉢製造業；花瓶製造業；灰皿製造業；鉢製造業；バター入れ製造業；柄付きパン製造業；コーヒー沸し製造業
		ガラス繊維・同製品製造業	2117	主としてガラス繊維（長繊維、短繊維）及びガラス繊維製の布、テープ、マット、ボード、フィルタなどの製品を製造する事業所をいう。 主としてガラス繊維を他から受け入れてガラス繊維製品を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○石英系光ファイバ系線製造業
		その他のガラス・同製品製造業	2119	主としてその他のガラス製品を製造する事業所をいう。 ○照明器具用ガラス製造業；時計用ガラス製造業；シャンデリアガラス製造業；石英ガラス製品製造業；ガラスブロック製造業；多泡ガラス製造業；電灯かさ製造業（ガラス製のもの）；眼鏡用ガラス製造業；漁業用ガラス浮玉製造業；魔法瓶用ガラス製中瓶製造業；ガラス製絶縁材料製造業；建設用ガラス製品製造業
	セメント・同製品製造業	セメント製造業	2121	主としてポルトランドセメント、高炉セメント、シリカセメント、フライアッシュセメントなどを製造する事業所をいう。 ○ポルトランドセメント製造業；高炉セメント製造業
		生コンクリート製造業	2122	主として生コンクリートを製造する事業所をいう。
		コンクリート製品製造業	2123	主としてコンクリート製の管、柱、くい、板、ブロックなどを製造する事業所をいう。主として生コンクリートを製造する事業所は細分類2122に、気泡コンクリート製品を製造する事業所は細分類2129に分類される。 ○コンクリートパイル製造業；コンクリートボール製造業；コンクリート管製造業；空洞コンクリートブロック製造業；土木用コンクリートブロック製造業；道路用コンクリート製品製造業；テラソー製造業；プレストレストコンクリート製品製造業（まくら木、はり、けた、矢板など）；建築用プレキャストコンクリートパネル製造業
		その他のセメント製品製造業	2129	主として木材セメント製、セメントモルタル製、気泡コンクリート製の板、ブロックなどの各種セメント製品を製造する事業所をいう。 ○木毛セメント板製造業；木片セメント板製造業；パルプセメント板製造業；厚形スレート製造業；気泡コンクリート製品製造業；スラグせっこう板製造業；窯業外装材製造業
	建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）	粘土がわら製造業	2131	主として粘土製の棟飾りを含む粘土製屋根かわらを製造する事業所をいう。 ただし、主として厚形スレートを製造する事業所は小分類212〔2129〕に分類される。
		普通れんが製造業	2132	主として建築用れんが、築炉用外張りれんがを製造する事業所をいう。 主として耐火れんがを製造する事業所は小分類215〔2151〕に分類される。 ○建築用れんが製造業；築炉用外張りれんが製造業；舗装用れんが製造業
		その他の建設用粘土製品製造業	2139	主としてその他の土木・建築用粘土製品を製造する事業所をいう。 ○陶管製造業；土管製造業；テラコッタ製造業；ストーブライニング用品製造業；粘土がわら白生地製造業；煙突製造業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	窯業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	医療機器・体外診断用医薬品製造業☆	登録	5年	厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※動物用医療機器は農林水産大臣の許可 ※製造所ごとに許可が必要 ※「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。 （例）医科用・歯科用医療機械器具、医療用品、歯科材料、衛生用品、眼鏡、眼鏡レンズ等 ※「製造販売」とは、製造（他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を除く。）又は輸入をした医薬品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を、販売、貸与、若しくは授与すること、又は医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。）を電気通信回線を通じて提供することをいう。 ※「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。
				医療機器・体外診断用医薬品製造販売業☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
E 21100	窯業・土石製品製造業	陶磁器・同関連製品製造業	衛生陶器製造業	2141	主として硬質、半硬質の衛生陶器、配管用取付品及び附属品を製造する事業所をいう。 主な製品は、浴槽、洗面手洗器、便器、水槽など及びこれらの附属品である。 ○衛生陶器製造業（硬質、半硬質のもの）；衛生陶器用配管用品製造業
			食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	2142	主として食卓用、ちゅう房用の陶磁器を製造する事業所をいう。 ○陶磁器製食器製造業；陶磁器製ちゅう房器具製造業；陶磁器製こんろ製造業；土なべ製造業
			陶磁器製置物製造業	2143	主として陶磁器製置物を製造する事業所をいう。 ○陶磁器製花瓶製造業；陶磁器製ランプ台製造業
			電気用陶磁器製造業	2144	主としてがい子、がい管、電気用特殊陶磁器など電気用陶磁器を製造する事業所をいう。 ○陶磁器製絶縁材料製造業；がい（磚）子・がい（磚）管製造業；電気用特殊陶磁器製造業；電気用セラミック製品製造業
			理化学用・工業用陶磁器製造業	2145	主として理化学及び工業用陶磁器（電気用を除く）を製造する事業所をいう。 ○熱電対保護管製造業；温度計用陶磁器製造業；理化学用・工業用セラミック製品製造業
			陶磁器製タイル製造業	2146	主として床タイル、壁タイルなどの陶磁器製タイルを製造する事業所をいう。 主としてタイルの紙はり、網はりなどの加工を行う事業所も本分類に含まれる。 ○うわ（釉）薬タイル製造業；モザイクタイル加工業（紙はり、網はりなど）
			陶磁器絵付業	2147	主として陶磁器に絵付けなどの装飾加工を行う事業所をいう。 ○陶磁器製がん具絵付業；陶磁器加工業（陶磁器に装飾加工を行うもの）
			陶磁器用はい（坯）土製造業	2148	主として陶磁器用材料に用いる各種の原土の精製及び配合を行う事業所をいう。 ○陶土精製業；陶磁器用粘土製造業
			その他の陶磁器・同関連製品製造業	2149	主としてその他の各種陶磁器、同関連製品を製造する事業所をいう。 ○植木鉢製造業；セラミックブロック製造業；陶瓶製造業；陶磁器製神仏具製造業；陶磁器素（生）地製造業；陶磁器関連製品素（生）地製造業；庭園用陶磁器製造業；水がめ製造業
		耐火物製造業	耐火れんが製造業	2151	主として耐火れんが、耐火断熱れんがを製造する事業所をいう。 ○耐火断熱れんが製造業
			不定形耐火物製造業	2152	主として不定形耐火物、耐火モルタルを製造する事業所をいう。 ○耐火モルタル製造業
			その他の耐火物製造業	2159	主として人造耐火材その他の耐火物を製造する事業所をいう。 ただし、主としてけいそう土製品を製造する事業所は小分類218〔2185〕に分類される。 ○マグネシアクリンカー製造業；合成ムライト製造業；高炉用ブロック製造業；粘土質るつぽ製造業
		炭素・黒鉛製品製造業	炭素質電極製造業	2161	主として炭素質電極を製造する事業所をいう。 ○黒鉛電極製造業
			その他の炭素・黒鉛製品製造業	2169	主として炭素棒、電気機械用黒鉛ブラシ、特殊炭素製品、黒鉛るつぽ、精製黒鉛、その他の炭素、黒鉛製品を製造する事業所をいう。主として天然黒鉛の精製、混合を行う事業所も本分類に含まれる。 主として人造黒鉛を製造する事業所は中分類16〔1629〕に分類される。 ○電ブラシ（刷子）製造業；炭素棒製造業；特殊炭素製品製造業；黒鉛るつぽ製造業；精製黒鉛製造業；炭素れんが製造業；黒鉛れんが製造業
		研磨材・同製品製造業	研磨材製造業	2171	主として天然研磨材及び人造研削材を製造する事業所をいう。 ○研削用ガーネット製造業；研削用けい砂フリント製造業；熔融アルミナ研削材製造業；炭化けい素研削材製造業；炭化ほう素、窒素、ほう素などの炭化物・窒化物研磨材製造業；シリコンカーバイド製造業
			研削と石製造業	2172	主として人造研削材で研削と石を製造する事業所をいう。 ○ビトリファイド法と石製造業；レジノイド法と石製造業；ゴム法と石製造業；マグネシア法と石製造業
			研磨布紙製造業	2173	主として天然又は人造の研磨材で研磨布紙を製造する事業所をいう。 ○耐水研磨布製造業；耐水研磨紙製造業；研磨ファイバ製造業
			その他の研磨材・同製品製造業	2179	主としてその他の研磨材・同製品を製造する事業所をいう。 主として石材の切出しを行う事業所はは大分類Cー鉱業、採石業、砂利採取業〔054〕に分類される。 ○再生研磨材製造業；研削と石加工業；天然と石製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	窯業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 21100	窯業・土石製品製造業	骨材・石工品等製造業	砕石製造業	2181 主として岩石の破碎、選別などを行って土木建築用の砕石を製造する事業所をいう。 ○玉石砕石製造業；岩石砕石製造業
			再生骨材製造業	2182 主としてコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の粉碎、選別などを行って土木建築用の再生骨材を製造する事業所をいう。
			人工骨材製造業	2183 主としてげつ岩、フライアッシュ、真珠岩、ひる石などを焼成し、人工骨材を製造する事業所をいう。 ○焼成真珠岩（パーライト）製造業；焼成ひる石製造業
			石工品製造業	2184 主として花こう岩（せん緑岩及びはんれい岩を含む）、石英粗面岩（浮石を含む）、安山岩、粘板岩、大理石、砂岩、ぎょう灰岩、その他の石材を建築その他の目的のために切せつ（截）造形仕上げを行う事業所をいう。 ただし、と石を製造する事業所は小分類217〔2179〕に分類される。ある程度仕上げられた碑石、墓石を売買し、注文によって文字を刻んだり、仕上げを行ったりするほかは加工を行わない事業所は大分類1ー卸売業、小売業に分類される。 主として石材の切出しを行う事業所は大分類Cー鉱業、採石業、砂利採取業〔05〕に分類される。 ○石材製造業；石細工業；石材切断・切削業；石磨き業；大理石加工品製造業；大理石磨き業；石材彫刻品製造業；石うす製造業；石とうろろ製造業；石碑製造業；建築用石材製造業（角石など）；すずり製造業；石工業（石工品を製造するもの）；敷石製造業；石タイル製造業；舗装タイル製造業（石タイル製のもの）；碑石製造業；墓石製造業
			けいそう土・同製品製造業	2185 主としてけいそう土の粉碎及びけいそう土質れんが、こんろなどのけいそう土製品を製造する事業所をいう。 ○けいそう土精製業；けいそう土製耐火物製造業；けい酸カルシウム保温材製造業；けい酸カルシウム板製造業
			鉱物・土石粉碎等処理業	2186 主として雲母、粘土、長石、カオリン、ざくろ石、軽石、石英、ペントナイト、石灰石など土石、岩石、鉱物の粉碎、摩砕、その他の処理を行う事業所をいう。 ただし、主として研削用ガーネット、研削用けい砂プリントを製造する事業所は小分類217〔2171〕に分類される。 ○石粉製造業；つき（搗）粉製造業；クレー製造業（陶石クレー、ろう石クレーを除く）；化学用粘土製造業；雲母精製業；シャモット製造業；ペントナイト精製業；重質炭酸カルシウム製造業
		その他の窯業・土石製品製造業	ロックウール・同製品製造業	2191 主としてロックウール及び保温、断熱、耐火、吸音などに用いられるロックウール製品を製造する事業所をいう。 ○ロックウール（岩綿、鉱さい綿）製造業；ロックウール製品製造業（板、帯、筒、ブランケット、フェルト、マット、化粧板、吸音板、シーリング板、吹付用ロックウールなど）
			石こう（膏）製品製造業	2192 主として焼石こう、石こうプラスタ、石こうボード、その他の石こう製品及び石こうを主要材料とする製品を製造する事業所をいう。 ○焼石こう製造業；石こうプラスタ製造業；石こうボード製造業；建築用装飾石こう製品製造業；石こう細工製造業（美術品、置物など）；医療用石こう製造業
			石灰製造業	2193 主として石灰石、ドロマイト、貝殻などから生石灰、消石灰、焼成ドロマイトなどを製造する事業所をいう。 ○生石灰製造業；消石灰製造業；焼成ドロマイト製造業；苦土石灰製造業；ドロマイトプラスタ製造業；貝灰製造業；軽質炭酸カルシウム製造業
			鋳型製造業（中子を含む）	2194 主としてけい砂により鋳造用鋳型・中子を製造する事業所をいう。 ○中子製造業
			他に分類されない窯業・土石製品製造業	2199 主として他に分類されない窯業・土石製品を製造する事業所をいう。 ○ほうろろ鉄器製造業；ほうろろ引き食器製造業；ほうろろ引き浴槽製造業；ほうろろ酒造タンク製造業；ほうろろ引き製バット製造業；家庭電氣用ほうろろ鉄器製造業；燃焼器具用ほうろろ鉄器製造業；看板・標識用ほうろろ鉄器製造業；ほうろろ製看板・標識製造業；ほうろろパネル製造業；七宝製品製造業；模造宝石製造業；人造宝石製造業；石筆製造業；白墨製造業；雲母板製造業；気硬性セメント製造業；うわ（釉）薬製造業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	窯業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細目	
		小・細分類	コード		
E 22100	鉄鋼業	製鉄業	高炉による製鉄業	2211	主として高炉により鉄鉄を製造する事業所をいう。 また、一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所も本分類に含まれる。 高炉が吹止しているものはこの分類に含まれない。 ○高炉鉄製造業；圧延鋼材製造業（高炉が稼働しているもの）；普通鋼製造業（高炉が稼働しているもの）；特殊鋼製造業（高炉が稼働しているもの）；鋼管製造業（高炉が稼働しているもの）
			高炉によらない製鉄業	2212	主として電気炉、小形高炉及び再生炉などにより鉄鉄を製造する事業所をいう。また、主として純鉄、原鉄、ペースメタルなど他に分類されない鉄鋼の製錬を行う事業所も本分類に含まれる。 純鉄粉を製造する事業所は小分類229〔2299〕に分類される。 ○電気炉鉄製造業；小形高炉鉄製造業；再生炉鉄製造業；純鉄製造業；原鉄製造業；ペースメタル製造業
			フェロアロイ製造業	2213	主としてフェロアロイを製造する事業所をいう。 ○合金鉄製造業
	製鋼・製鋼圧延業			2221	主として転炉、電気炉により鋼塊を製造し、又はその鋼塊から形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼、鋼管などの鋼材を製造する事業所をいう。 転炉、電気炉が休止しているものはこの分類には含まれない。高炉からの一貫作業により鋼材までの製造を行う事業所は小分類221〔2211〕に分類される。 ○製鋼業（転炉、電気炉が稼働しているもの）；圧延鋼材製造業（転炉、電気炉が稼働しているもの）；特殊鋼製造業（転炉、電気炉が稼働しているもの）；鋼管製造業（転炉、電気炉が稼働しているもの）
		製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	2231	主として他から受け入れた鋼塊及び鋼半製品から熱間圧延により形鋼、棒鋼、線材、厚板、薄板、帯鋼などの熱間圧延鋼材を製造する事業所をいう。 ○熱間圧延業（製鋼を行わないもの）
			冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	2232	主として他から受け入れた薄板、帯鋼などから冷間圧延により冷延鋼板、磨帯鋼などの冷間圧延鋼材を製造する事業所をいう。 ○冷延鋼板製造業；磨帯鋼製造業
			冷間ロール成型形鋼製造業	2233	主として他から受け入れた広幅帯鋼、帯鋼から軽量形鋼などを製造する事業所をいう。 ○軽量形鋼製造業
			鋼管製造業	2234	主として他から受け入れた管材、広幅帯鋼、帯鋼などから継目無鋼管、電縫鋼管、鍛接鋼管などを製造する事業所をいう。 ○継目無鋼管製造業；電縫鋼管製造業；ガス溶接鋼管製造業；鍛接鋼管製造業
			伸鉄業	2235	主として他から受け入れた圧延鋼材の発生品、ミスロール、鋼くすなどから熱間又は冷間圧延により棒鋼、薄板などの圧延鋼材を製造する事業所をいう。 ○伸鉄製造業；再生仕上鋼板製造業
			磨棒鋼製造業	2236	主として他から受け入れた棒鋼から冷間引抜などにより磨棒鋼を製造する事業所をいう。
			引抜鋼管製造業	2237	主として他から受け入れた鋼管（中古管を含む）から引抜鋼管を製造する事業所をいう。 ○再生引抜鋼管製造業
			伸線業	2238	主として他から受け入れた線材、バーインコイルから線引きにより鉄線、硬鋼線、ピアノ線などを製造する事業所をいう。 さらにその線から線材製品を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○鉄線製造業；硬鋼線製造業；ピアノ線製造業；くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）；針金製造業（線材から一貫作業によるもの）；金網製造業（線材から一貫作業によるもの）；鋼索製造業（線材から一貫作業によるもの）；PC鋼より線製造業（線材から一貫作業によるもの）
			その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	2239	主として溶接形鋼など他に分類されない鋼材を製造する事業所をいう。 ○溶接形鋼製造業
		表面処理鋼材製造業	亜鉛鉄板製造業	2241	主として他から受け入れた薄板、広幅帯鋼などから亜鉛鉄板を製造する事業所をいう。 ○着色亜鉛鉄板製造業
			その他の表面処理鋼材製造業	2249	主として他から受け入れた鋼管、鋼材からめっき鋼管、他に分類されない表面処理鋼材を製造する事業所をいう。 ○亜鉛めっき鋼管製造業；プリキ製造業；針金製造業（線材から一貫作業によらないもの）；亜鉛めっき硬鋼線製造業；ピニル鋼板製造業；ティンフリースチール製造業
		鉄素形材製造業	鉄鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）	2251	主として他から受け入れた鉄鉄から鋳鉄管、可鍛鋳鉄以外の機械用鋳物及び日用品などの鉄鉄鋳物を製造する事業所をいう。 ○機械用鉄鉄鋳物製造業；日用品用鉄鉄鋳物製造業
			可鍛鋳鉄製造業	2252	主として他から受け入れた鉄鉄から可鍛鋳鉄を製造する事業所をいう。 ○合金可鍛鋳鉄製造業；靴底金製造業；パイプ継手製造業；可鍛鋳鉄製鉄管継手製造業（フランジ形を含む）
			鋳鋼製造業	2253	主として鋼鋳物を製造する事業所をいう。
			鍛工品製造業	2254	主として他から受け入れた棒鋼などからハンマ、プレスなどで型鍛造などを行い鍛工品を製造する事業所をいう。
			鍛鋼製造業	2255	主として鋼塊を製造し、更に鋼塊からハンマ、プレスなどで鍛鋼品を製造する事業所をいう。 他から受け入れた鋼塊、鋼半製品からの鍛鋼を製造する事業所も本分類に含まれる。

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (★は確認要)	種類	期間	許認可権者【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	金属工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
E 22100	鉄鋼業	その他の鉄鋼業	鉄鋼シャースリット業	2291	主として他から受け入れた広幅帯鋼、帯鋼、鋼板の切断（溶断を含む）を行う事業所をいう。 ○鉄鋼シャーリング業；鉄鋼スリット業
			鉄スクラップ加工処理業	2292	主として他から受け入れた鉄スクラップ（鉄くず）を製鋼原料として電気炉、転炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所をいう。 ○製鋼原料用鉄スクラッププレス・シャーリング業；製鋼原料用鉄スクラップシュレッダー業；製鋼原料用鉄スクラップ化学処理業
			鋳鉄管製造業	2293	主として他から受け入れた鉄鉄から鋳鉄管を製造する事業所をいう。
			他に分類されない鉄鋼業	2299	主として他に分類されない鉄鋼を製造する事業所をいう。 ○鉄粉製造業；純鉄粉製造業；純鉄圧延業；ペレット製造業
E 23100	非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製錬・精製業	銅第1次製錬・精製業	2311	主として銅鉱石を処理し、銅の製錬及び精製を行う事業所をいう。 ○銅製錬・精製業；銅製造業（主として鉱石から製造するもの）；電気銅精製業（主として鉱石から製造するもの）
			亜鉛第1次製錬・精製業	2312	主として亜鉛鉱石を処理し、亜鉛の製錬及び精製を行う事業所をいう。 ○亜鉛製錬・精製業（主として鉱石から製造するもの）；電気亜鉛精製業
			その他の非鉄金属第1次製錬・精製業	2319	主として銅及び亜鉛以外の非鉄金属鉱石を処理し、製錬及び精製を行う事業所をいう。 ○鉛製錬・精製業（主として鉱石から製造するもの）；金、銀、白金製錬・精製業；貴金属製錬・精製業；ニッケル製錬・精製業（主として鉱石又はニッケルマットから製造するもの）；ニッケル地金製造業；チタン製錬・精製業（主として鉱石から製造するもの）；ウラン製錬・精製業；トリウム製錬・精製業；すず製錬業；アンチモン製錬業；水銀製錬業；マンガン製錬業；クロム製錬業；タングステン製錬業；モリブデン製錬業；マグネシウム製錬業；ゲルマニウム製錬業；シリコン製錬業；タンタル製錬業；アルミニウム製錬・精製業（主として鉱石又はアルミナから製造するもの）；アルミナ製錬業
		非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）	2321	主として鉛のくず及びドロスを処理し、鉛を再生する作業を行う事業所をいう。 減摩合金、活字合金などの鉛合金（はんだを含む）を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○鉛再生業；はんだ・減摩合金製造業；活字合金製造業
			アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）	2322	主としてアルミニウムのくず及びドロスを処理し、アルミニウムを再生する作業を行う事業所をいう。 アルミニウム合金を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○アルミニウム再生業；アルミニウム合金製造業
			その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	2329	主として鉛及びアルミニウム以外の非鉄金属のくず及びドロスを処理し、すず、水銀、ニッケルなどを再生する作業を行う事業所をいう。 これらの合金を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○貴金属再生業；すず再生業；水銀再生業；ニッケル再生業；貴金属合金製造業；銅合金製造業；ニッケル合金製造業；チタン合金製造業；すず合金製造業；亜鉛再生業；亜鉛合金製造業
		非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	伸銅品製造業	2331	主として銅、黄銅、青銅及びその他の銅合金から圧延、抽伸、押出しなどにより板、条、棒、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。 ○銅圧延業；銅合金圧延業；銅線・銅合金線製造業（裸電線を除く）；銅管製造業；黄銅棒製造業；銅くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）
			アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	2332	主としてアルミニウム及びその合金から圧延、抽伸、押出しなどにより板、条、棒、形材、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。 ○アルミニウム線製造業（裸電線を除く）；アルミニウム管製造業；アルミニウム圧延はく製造業
			その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	2339	主として銅、アルミニウム以外の非鉄金属及び合金から圧延、抽伸、押出しなどにより板、条、棒、線、はく（箔）、管などを製造する事業所をいう。 ○鉛・同合金圧延業；鉛・同合金伸線業；鉛管・鉛板製造業；貴金属・同合金圧延業；亜鉛・同合金圧延業；ニッケル・同合金圧延業；チタン・同合金圧延業；すず・同合金圧延業；マグネシウム・同合金圧延業
		電線・ケーブル製造業	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）	2341	主として銅、アルミニウム及びその合金のさお、線から裸電線、絶縁電線又はケーブルを製造する事業所をいう。 主として光ファイバケーブルを製造する事業所は細分類2342 に分類される。 ○裸電線製造業；絶縁電線製造業
			光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）	2342	主として光ファイバケーブルを製造する事業所をいう。 主として光ファイバ心線を製造する事業所も本分類に含まれる。 主として光ファイバ素線を製造する事業所は材質によって石英系は中分類21〔2117〕に、プラスチック系は中分類18〔1831〕に分類される。 ○光複合ケーブル製造業；光ファイバ通信ケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）；光架空地線製造業；光ファイバコード製造業；光ファイバ心線製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	金属工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	金属工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
E 23100	非鉄金属製造業	非鉄金属素形材製造業	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）	2351	主として銅及び同合金鋳物（ダイカストを除く）を製造する事業所をいう。ただし、精錬等により再生した材料（インゴット）は本分類に含まれない。
			非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）	2352	主としてアルミニウム及び同合金、マグネシウム及び同合金などの非鉄金属鋳物（ダイカストを除く）を製造する事業所をいう。ただし、精錬等により再生した材料（インゴット）は本分類に含まれない。 銅・同合金鋳物（ダイカストを除く）を製造する事業所は細分類2351に分類される。 ○アルミニウム・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）；マグネシウム・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）
			アルミニウム・同合金ダイカスト製造業	2353	主として溶融したアルミニウム又は同合金を、ダイカストマシンに取り付けられた金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。非鉄金属ダイカスト（アルミニウム・同合金を除く）を製造する事業所は細分類2354に分類される。
			非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）	2354	主として溶融した亜鉛、銅、マグネシウムなどの非鉄金属を、ダイカストマシンに取り付けられた金型に圧入し、ダイカスト製品を製造する事業所をいう。 ○亜鉛・同合金ダイカスト製造業；銅・同合金ダイカスト製造業；マグネシウム・同合金ダイカスト製造業
			非鉄金属鍛造品製造業	2355	主として銅、アルミニウム等の非鉄金属及び合金からハンマ、プレス等で鍛造を行い鍛造品を製造する事業所をいう。 ○銅・同合金鍛造品製造業；アルミニウム・同合金鍛造品製造業
		その他の非鉄金属製造業	核燃料製造業	2391	主として金属ウラン、酸化ウランなどの核燃料物質を成形加工（濃縮、再処理等を含む）する事業所をいう。 ○核燃料成形加工業；核燃料濃縮業；使用済核燃料再処理業
			他に分類されない非鉄金属製造業	2399	主として非鉄金属の粉末などを製造する事業所で他に分類されないものをいう。 ○非鉄金属粉末製造業（粉末や金を除く）；非鉄金属シャーリング業
E 24100	金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	2411	主として缶詰用缶、ビール缶、一般用缶、18 リットル缶、牛乳輸送用缶、アイスクリーム缶及びその他のめっき板等製品を製造する事業所をいう。 ただし、打抜き及びプレス加工製品を製造する事業所は小分類245〔2451、2452〕に分類される。 ○缶詰用缶製造業；18 リットル缶製造業；ブリキ製容器製造業；バケツ製造業；エアゾール缶製造業	
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	洋食器製造業	2421	主として食卓用刃物及びその他の洋食器（貴金属製を除く）を製造する事業所をいう。 ○食卓用ナイフ・フォーク・スプーン製造業；盆製造業
			機械刃物製造業	2422	主として金属加工機械（金属工作機械を除く）、木材加工機械、バルブ及び製紙機械、製本機械、皮革処理機械、たばこ製造機械などの機械に取り付けられる機械刃物を製造する事業所をいう。 ただし、金属工作機械に取り付けられる切削工具を製造する事業所は中分類26〔2664〕に、建設及び鉱山機械に取り付けられるビット、スベード、スチールなどを製造する事業所は中分類26〔2621〕に分類される。 ○木材加工機械刃物製造業；製紙機械刃物製造業；製本機械刃物製造業；たばこ製造機械刃物製造業
			利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）	2423	主として機械用及び農業用刃物を除くあらゆる種類の利器、工匠具及び手道具、すなわち、おの、かんな、のみ、金づち、包丁、ポケットナイフ、はさみ、バリカン、かみそり、マニキュア用器具、やっこ、ショベル、つるはし、ハンマ及びその他の修理業者、宝石加工業者、石工業者などの用いる特殊道具を製造する事業所をいう。 ○おの製造業；かんな製造業；のみ製造業；きり製造業；刃物製造業（包丁、はさみ、肉切用・製靴用・彫刻用刃物など）；缶切製造業；ポケットナイフ製造業；バリカン製造業；安全かみそり製造業（替刃を含む）；かみそり製造業；土工用具製造業；ショベル製造業；つるはし製造業；ハンマ製造業；石工用手道具製造業；宝石加工手道具製造業
			作業工具製造業	2424	主としてレンチ、スパナ、ペンチ、ドライバ、やすりなどを製造する事業所をいう。 ただし、主として利器工匠具及び手道具を製造する事業所は細分類2423に、のこぎりを製造する事業所は細分類2425に、農業用器具を製造する事業所は細分類2426に、動力付手持工具を製造する事業所は中分類26〔2664〕に分類される。 ○レンチ製造業；スパナ製造業；ペンチ製造業；ドライバ製造業；やすり製造業；やすり目立業
			手引のこぎり・のこ刃製造業	2425	主として手引のこぎり及びのこ刃（手引用、動力用）を製造する事業所をいう。 ただし、のこ盤を製造する事業所は中分類26〔2642〕に分類される。 ○のこ刃製造業（丸・帯のこぎりのもの）
			農業用器具製造業（農業用機械を除く）	2426	主としてくわ、かま、ホー、すき、まんのうなどを製造する事業所をいう。 主として農業用機械を製造する事業所は中分類26〔2611〕に分類される。 ○耕作用具製造業；養蚕用機器製造業（金属製のもの）；養蚕用機器製造業（金属製のもの）；養ほう機器製造業（金属製のもの）；農業用刃物製造業
			その他の金物類製造業	2429	主として普通金物と呼ばれ他に分類されない種々の製品を製造する事業所をいう。 ただし、主としてボルト、ナットを製造する事業所は小分類248〔2481〕に、くぎ、靴くぎなどを製造する事業所は小分類247〔2471〕に、機械刃物を製造する事業所は細分類2422に分類される。 ○建築用金物製造業；架線金物製造業；袋物用金具製造業；家具用金具製造業；建具用金具製造業；自動車用金物製造業；車両用金具製造業；船舶用金具製造業；かばん金具製造業；錠前製造業；かざり製造業；金庫錠製造業；戸車製造業（金属製）；ドアクローザ・ヒンジ製造業；扇錠製造業；組かざり製造業；輸送車両用金具製造業；小箱製造業；トランク金具製造業；スーツケース金具製造業；南京錠製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	金属工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	金属工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 24100	金属製品製造業	暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業	2431	主として铸铁製、真ちゅう製などの配管工事用附属品、すなわち、継手、ノズル、蒸気抜き、水抜きなどを製造する事業所をいう。 ただし、主としてバルブを製造する事業所は中分類25〔2592〕に、陶磁器製及びぼうろう鉄器製の衛生器具及び台所用品を製造する事業所は中分類21〔214、2199〕に分類される。 ○金属製衛生器具製造業；ノズル製造業；止め栓製造業
		ガス機器・石油機器製造業	2432	主としてガストーブ、石油ストーブのような暖房機器、ガス及び石油を燃料とする調理機器及び装置、冷蔵庫などを製造する事業所をいう。 主な製品は、ガストーブ、石油ストーブ、ガス及び石油を燃料とするこんろ、レンジ、温風暖房機（熱交換式のものを除く）、湯沸器、冷蔵庫、保温庫、炊飯機器、ふろ釜、ふろバーナ、オープン、フライヤ、ロースタ、タオル蒸し器、乾燥機、アイロンなどである。
		温風・温水暖房装置製造業	2433	主として温風暖房装置（熱交換式のもの）及び温水暖房装置を製造する事業所をいう。 ○温風暖房機製造業（熱交換式のもの）；温水ボイラ製造業；放熱器製造業；ユニットヒータ製造業
		その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）	2439	主としてその他の暖房又は調理用器具及び装置を製造する事業所をいう。 主な製品は、電気機械器具、ガス機器及び石油機器を除くストーブ、こんろ、湯沸し、熱風炉、調理用機器及び装置（調理用機械、洗浄装置）などである。 主として電子レンジ、電気ストーブ類を製造する事業所は中分類29〔2931、2939〕に、工業窯炉（燃焼炉）を製造する事業所は中分類25〔2534〕に、電気炉を製造する事業所は中分類29〔2923〕に、工業用、動力用及び船舶用のボイラを製造する事業所は中分類25〔2511〕に、板金製煙突、板金製タンク又は他の板金製品を製造する事業所は小分類244〔2446〕に分類される。 ○調理用機器・同装置製造業（電気式を除く）；太陽熱利用温水装置製造業；焼却器製造業；焼却炉製造業（産業用を除く）
		建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	2441	主として鉄骨を製造する事業所をいう。
		建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）	2442	主として鉄骨以外の建設用の金属製品を製造する事業所をいう。 ○鉄塔製造業；鋼橋製造業；貯蔵槽製造業；金属柵製造業；鋼板煙突製造業；金属門製造業；金属格子製造業；階段製造業
		金属製サッシ・ドア製造業	2443	主として建築用の金属製サッシ、ドアを製造する事業所をいう。 ○住宅用・ビル用アルミニウム製サッシ製造業；アルミニウム製ドア製造業
		鉄骨系プレハブ住宅製造業	2444	主として鉄骨系のプレハブ住宅を製造する事業所をいう。 ○組立家屋（プレハブ）用金属製品製造業
		建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）	2445	主として建築用の金属製品（サッシ、ドア、プレハブ住宅を除く）を製造する事業所をいう。 ○建築用板金製品製造業；建築用ラス製品製造業；金属製よろい戸製造業；建築装飾用金属製品製造業；金属屋根製品製造業；金属製シャッター製造業；金属製カーテンウォール製造業
		製缶板金業	2446	主として温水缶、板金製煙突及びタンク、ドラム缶、ガス容器（ボンベ）などの製造並びに他の事業所のために溶接、折り曲げなどの作業を含む金属板加工及び組立てを行う事業所をいう。 ○製缶業；温水缶製造業；蒸気缶製造業；鉄鋼板加工業（溶接、折り曲げ、ろう付けなど）；ガス容器（ボンベ）製造業；板金製タンク製造業；板金製煙突製造業；ドラム缶製造業；コンテナ製造業（金属製のもの）；アッパータンク製造業；梱包容器（スチール）製造業；ダクト製造業
		金属素材材製品製造業	2451	主としてアルミニウム、アルミニウム合金の打抜きによって、瓶の口金、調理用器具（フライパン、なべ、お玉等）・家庭用器具・医療用器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品などを製造する事業所をいう。主として他から支給されてアルミニウム・同合金の打抜き及びプレス作業を行う事業所も本分類に含まれる。ただし、建設用及び建築用の金属製品は本分類に含まれない。 ○自動車車体部分品製造業（アルミニウム・同合金）（スタンプ・プレス製品）；機械部分品製造業（アルミニウム・同合金）（スタンプ・プレス製品）；金属プレス業（アルミニウム・同合金）（自動車部分品、機械部分品、口金、その他の器具を製造するもの）；王冠製造業（アルミニウムのもの）；台所用品製造業（アルミニウム・同合金）（スタンプ・プレス製品）；医療器具製造業（アルミニウム・同合金）（スタンプ・プレス製品）；打抜プレス加工製品製造業（アルミニウム・同合金）
		金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）	2452	主としてアルミニウム、アルミニウム合金以外の金属の打抜きによって瓶の口金、調理用器具（フライパン、なべ、お玉等）・家庭用器具・医療用器具の製造、打抜き又はプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品などを製造する事業所をいう。ただし、建設用及び建築用の金属製品は本分類に含まれない。 ○自動車車体部分品製造業（アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品）；機械部分品製造業（アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品）；金属プレス業（アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品）；王冠製造業（アルミニウム・同合金を除く）；台所用品製造業（アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品）；医療器具製造業（アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品）；打抜プレス加工製品製造業（アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品）
		粉末や金製品製造業	2453	主として金属粉を混合し、それを金型内に充てんし、圧縮成形した後、焼結を行う粉末や金法によって機械部分品を製造する事業所をいう。 ○機械部分品製造業（粉末や金によるもの）；超硬チップ製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	金属工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	ガス用品製造業	登録 届出	3年以上 なし	経済産業大臣 【近畿経済産業局】	ガス事業法	※「ガス用品」とは、主として一般消費者等がガスを消費する場合に用いられる機械、器具または材料であって、政令で定めるものをいう（ガス瞬間湯沸器、ガストーブ、ガスバーナー付ふろがま、ガスふろバーナー等）。 ※「第一種ガス用品」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特にガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるガス用品であって、政令で定めるものをいい、「第二種ガス用品」とは、その他のガス用品をいう。 ※第一種ガス用品製造事業者は登録できる（任意）。 ※第二種ガス用品製造事業者は届出が必要
				高圧ガス容器製造業	登録	5年	経済産業大臣 【近畿経済産業局】	高圧ガス保安法	※ 高圧ガスを充てんするための容器の製造を行う事業をいう。 ※ 工場または事業場ごとに登録できる（任意）。
				医療機器・体外診断用医薬品製造業☆	登録	5年	厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※動物用医療機器は農林水産大臣の許可 ※製造所ごとに許可が必要
				医療機器・体外診断用医薬品製造販売業☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。 （例）医科用・歯科用医療機械器具、医療用品、歯科材料、衛生用品、眼鏡、眼鏡レンズ等 ※「製造販売」とは、製造（他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を除く。）又は輸入をした医薬品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を、販売、貸与、若しくは授与すること、又は医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。）を電気通信回線を通じて提供することをいう。 ※「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることがないものをいう。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 24100	金属製品製造業	金属被覆・彫刻業、熱処理業（ぼうろろ鉄器を除く）	2461	主として他から受け入れた金属製品にエナメル、ラッカーなどの塗装を行う事業所をいう。ただし、漆の塗装を行う事業所は中分類32〔3271〕に分類される。 ○エナメル塗装業（金属製品にエナメルを塗装するもの）；ラッカー塗装業（金属製品にラッカーを塗装するもの）
		溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）	2462	主として他から受け入れた金属製品に亜鉛被膜又は他のめっきあるいはアルミニウム、鉛、亜鉛などの被膜を行う事業所、又は缶及び諸器具のすず被膜直しを行う事業所をいう。 ただし、亜鉛被膜、すず被膜などのめっきを行った表面処理鋼材を製造する事業所は中分類22〔224〕に分類される。 ○亜鉛めっき業（主として成形品に行うもの）；すずめっき業（主として成形品に行うもの）
		金属彫刻業	2463	主として販売用として印刷以外の目的のために銀器、封印又は他の金属製品に対し彫刻、たがね彫りを行う事業所をいう。 ○金属彫刻品製造業；なっ染ロール彫刻業
		電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）	2464	主として他から受け入れた金属製品に電気めっきを行う事業所をいう。ただし、電気めっきを行った表面処理鋼材を製造する事業所は中分類22〔224〕に分類される。
		金属熱処理業	2465	主として他から受け入れた金属製品、機械部分品の焼入れ、焼なましなどの熱処理を行う事業所をいう。 ○機械部分品熱処理業；鋼材熱処理業；非鉄金属熱処理業
		その他の金属表面処理業	2469	主として金属張り及び研磨、陽極酸化処理などを行う事業所をいう。 ○電解研磨業；金属張り業；陽極酸化処理業；研磨業；メタリコン業（修理業を除く）；金属防せい（錆）処理加工業；シリコン研磨業；シリコン加工業
		金属線製品製造業（ねじ類を除く）	2471	主として他から受け入れた線（鉄、非鉄）から、又は、その線を引いてくぎ、特殊くぎなどを製造する事業所をいう。 主として線材からの一貫作業によってくぎ、特殊くぎを製造する事業所は中分類22〔2238〕又は中分類23〔2331〕に分類される。 ○鉄くぎ製造業（受け入れた鉄線によるもの）；銅くぎ製造業（受け入れた銅線によるもの）；くぎ・靴くぎ製造業
		その他の金属線製品製造業	2479	主として他から受け入れた線（鉄、非鉄）から、又はその線を引いて、金網、蛇かご、ワイヤロープ、有刺鉄線、溶接材料などを製造する事業所をいう。主として線材からの一貫作業によって上記製品を製造する事業所は中分類22〔2238〕又は中分類23〔2331〕に分類される。 ○ざる製造業（受け入れた線によるもの）；ワイヤチェーン製造業（受け入れた線によるもの）；ビニル被覆鉄線製造業；溶接材料製造業；金網製造業（線材から一貫作業によらないもの）；ワイヤロープ製造業（線材から一貫作業によらないもの）
		ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	2481	主としてボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ、スパイク、テーパピン、平行ピン、割ピン、びょう、ターンバックル、座金などを製造する事業所をいう。 ただし、同様な製品を製造する圧延業は中分類22に分類される。 ○ビス製造業；大くぎ製造業；割ピン製造業；座金製造業；かすがい製造業
		その他の金属製品製造業	2491	主として金庫を製造する事業所をいう。 主として金庫室の扉及び内張安全金庫類を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○金庫製造業（手提金庫を含む）
		金属製スプリング製造業	2492	主として板ばね、火造りばね、コイル状平ばねなどを製造する事業所をいう。 ○板ばね製造業；火造りばね製造業；火ばね製造業；ワイヤスプリング製造業
		他に分類されない金属製品製造業	2499	主として他に分類されない金属製品を製造する事業所をいう。 ○ヘルメット製造業（金属製のもの）；ドラム缶更生業；18リットル缶更生業；金属製ネームプレート製造業（腐しよく製のものの以外のもを含む）；フレキシブルチューブ製造業；金属製押出しチューブ製造業；金属製バックリング製造業；ガasket製造業；ガス灯製造業；反射鏡製造業（金属製のもの）；打ちばく製造業；石油灯製造業；金属製はしご（可搬式のもの）、脚立製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	金属工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
E 25100	はん用機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業	ボイラ製造業	2511	主としてボイラ及び附属品を製造する事業所をいう。 主として加熱用としての温水ボイラを製造する事業所は中分類24〔2433〕に分類される。 ○工業用ボイラ製造業；原動機用ボイラ製造業；発電用ボイラ製造業
			蒸気機関・タービン・水カタービン製造業（船用を除く）	2512	主として蒸気機関、蒸気タービン、水車及び水カタービン、ガスタービンを製造する事業所をいう。 主として機関車の製造、改造を行う事業所は中分類31〔3121〕に、ターボゼネレータを製造する事業所は中分類29〔2911〕に分類される。 ○蒸気タービン製造業
			はん用内燃機関製造業	2513	主として一般用の内燃機関を製造する事業所をいう。 主として自動車用及び二輪自動車用エンジンを製造する事業所は中分類31〔3113〕に、船用機関を製造する事業所は中分類31〔3134〕に、航空機用エンジンを製造する事業所は中分類31〔3142〕に分類される。 ○はん用ガソリン機関製造業；はん用石油機関製造業；はん用ディーゼル機関製造業；はん用ガス機関製造業
			その他の原動機製造業	2519	主として他に分類されない原動機を製造する事業所をいう。 ○風力機関製造業；圧縮空気機関製造業；水車製造業（水カタービンを除く）；特殊車両エンジン製造業
		ポンプ・圧縮機器製造	ポンプ・同装置製造業	2521	主として家庭用ポンプを含む一般産業用ポンプ及びポンプ装置を製造する事業所をいう。 主として油圧ポンプを製造する事業所は細分類2523に、ガソリン給油所の計量ポンプを製造する事業所は中分類27〔2731〕に分類される。 ○手動ポンプ製造業；動力ポンプ製造業；家庭用ポンプ製造業；消防用ポンプ製造業；船用ポンプ製造業
			空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業	2522	主として空気及びガス圧縮機、送風機並びに排風機を製造する事業所をいう。 主として冷凍機、空気調節装置を製造する事業所は小分類253〔2535〕に分類される。 ○圧縮機製造業；吹付機械製造業；ふいご製造業；排風機製造業
			油圧・空圧機器製造業	2523	主として油圧又は空気圧により作動する機器を製造する事業所をいう。 ○油圧ポンプ製造業；油圧モーター製造業；油圧バルブ製造業；油圧シリンダ製造業；油圧アクチュエータ製造業；油圧フィルタ製造業；油圧ユニット機器製造業；空気圧フィルタ製造業；空気圧バルブ製造業；空気圧シリンダ製造業；空気圧ユニット機器製造業；空気圧ルブリケータ製造業；流体素子製造業
		一般産業用機械・装置製造業	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）	2531	主として鎖伝導、変速機、減速機、歯車、クラッチ（機械形、水力形、磁力形）、シャフト、軸受（玉及びころ軸受を除く）を製造する事業所をいう。 ただし、上記の部分品で自動車の機械的動力伝導装置の製造を行うものは中分類31〔3113〕に、玉及びころ軸受の製造を行うものは小分類259〔2594〕に分類される。 ○歯車製造業（プラスチック製を含む）；軸・軸けい（頸）類製造業；平軸受・同部分品製造業；ベルト調車製造業；軸受製造業（玉・ころ軸受以外のもの）；動力伝導用鎖製造業（機械用、自転車用、オートバイ用）；滑車製造業
			エレベータ・エスカレータ製造業	2532	主として旅客又は貨物用エレベータ、エスカレータなどを製造する事業所をいう。 主として商工業用コンベヤ装置を製造する事業所は細分類2533に分類される。 ○エレベータ製造業（旅客又は貨物用のもの）
			物流運搬設備製造業	2533	主として工場、倉庫、鉱山、その他産業用のコンベヤ及び荷役運搬設備を製造する事業所をいう。 主としてエレベータ及びエスカレータを製造する事業所は細分類2532に分類される。 ○コンベヤ製造業；ローラーコンベヤ製造業；クレーン製造業（建設用を除く）；貨物取扱装置製造業；巻上機製造業；自動立体倉庫装置製造業；索道製造業；スキージフト製造業
			工業窯炉製造業（燃焼炉）	2534	主として石油、石炭、ガス及びその他の燃料を熱源とする工業窯炉（燃焼炉）を製造する事業所をいう。ただし、主として電気を熱源とする電気炉又は電熱装置を製造する事業所は中分類29〔2923〕に分類される。 ○燃焼炉製造業
			冷凍機・温湿調整装置製造業	2535	主として工業用及び商業用冷凍機、冷蔵装置、製氷機、冷凍・冷蔵ショーケース及び温湿調整装置（家庭用エアコンディショナを除く）を製造する事業所をいう。 主として電気冷蔵庫、家庭用エアコンディショナを製造する事業所は中分類29〔2931,2932〕に分類される。 ○製氷装置製造業；冷蔵装置製造業；工業用温湿調整装置製造業；業務用エアコンディショナ製造業；冷却塔製造業；温度・湿度調整装置製造業；空気調節装置製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	機械工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	ボイラー製造業	許可	なし	労働基準局長	ボイラー及び圧力容器安全規則	※施行令に定める小型ボイラーの製造は許可不要
				圧力容器製造業	許可	なし	労働基準局長	ボイラー及び圧力容器安全規則	※施行令に定める小型圧力容器の製造は許可不要
				クレーン・移動式クレーン・デリック・エレベーター・建設用リフト製造業	許可	なし	労働基準局長	クレーン等安全規則	※施行令に定めるクレーン、エレベーター等を製造する場合に許可が必要

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 25100	はん用機械器具製造業	その他のはん用機械・同部分品製造業	2591	主として消火器、消火装置の製造及び消防自動車（車両は購入したもの）のぎ装を行う事業所をいう。ただし、主として自動車の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てから消防自動車を製造する事業所は中分類31〔3111〕に分類される。また、主として自動車車体の製造並びに車体のシャシー組付けから消防自動車を製造する事業所は中分類31〔3112〕に分類される。 ○消防自動車ぎ装業；送水式動力消火装置製造業；泡まつ発生式動力消火装置製造業；散水式動力消火装置製造業
		弁・同附属品製造業	2592	主として流体の通路においてこれを導入し、遮断などして流体の制御に用いられる弁、コック及びその部分品、附属品を製造する事業所をいう。 ノズル、止め栓及び類似の配管用品を製造する事業所は中分類24〔2431〕に分類される。 ○一般バルブ・コック製造業；自動調整バルブ製造業；高温・高圧バルブ製造業；給排水栓製造業；蛇口製造業；バルブ・同附属品製造業
		パイプ加工・パイプ附属品加工業	2593	主として購入したパイプに切断、ねじ切り、曲げ作業を行い若しくはパイプ附属品の取り付け作業を行い機械用金属製パイプ加工品を製造する事業所をいう。 ○異形管製造業（購入管によるもの）；パイプ加工業（購入パイプによるもの）
		玉軸受・ころ軸受製造業	2594	主として玉及びころ軸受並びにその部分品を製造する事業所をいう。 主として玉及びころ軸受以外の軸受を製造する事業所は小分類253〔2531〕に分類される。 ○ころ軸受・同部分品製造業；玉軸受・同部分品製造業；プラスチック製軸受製造業；ボールベアリング製造業
		ピストンリング製造業	2595	主としてピストンリングを製造する事業所をいう。
		他に分類されないはん用機械・装置製造業	2596	主として他に分類されないはん用的な機械・装置を製造する事業所をいう。 ○潜水装置製造業；潤滑装置製造業；駐車装置製造業；焼却炉製造業；重油・ガス燃焼装置製造業（ボイラ用、工業用炉用に限る）；旋回窓製造業、自動車用エレベータ製造業
		各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）	2599	主として自己又は他人の所有する材料を機械処理して、多種類の機械及び部分品の製造加工及び修理を行う事業所をいう。 これらの事業所は一般に賃加工又は請負加工などを行うものであり、金属工作機械及び他の動力付金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理とを行うものである。 これらの事業所はその業態に特徴があつて、製造と修理とを分離しえないので、製品によって分類する一般の分類方法とは別に、修理活動をも含めて本項目を設け、これらの事業所をここに分類する。ただし、専ら機械の修理を行う事業所は大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〔90〕に分類される。 ○機械・部分品製造修理業（主な製品が定まらないもの）；取付具製造請負業（主な製品が定まらないもの）；各種機械製造修理業（各種機械の製造と修理を行うもの）
E 26100	生産用機械器具製造業	農業用機械製造業（農業用器具を除く）	2611	主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械を製造する事業所をいう。 主として農業用手道具を製造する事業所は中分類24〔2426〕に分類される。 ○動力耕うん機製造業；は種機械製造業；刈取機械製造業；砕土機製造業；噴霧機・散粉機製造業；脱穀機製造業；除草機製造業；わら加工用機械製造業；飼料・穀物乾燥機製造業；ふ卵装置製造業；育すう装置製造業；ガーテントラクタ製造業；電気ふ卵器製造業；農業用トラクタ製造業
		建設機械・鉱山機械製造業	2621	主として建設工事、土木建設、鉱山業に使用される重機械器具及び鉱山業、他に分類されない一般産業用に使用される破碎機、摩砕機、選別機を製造する事業所をいう。 ○建設機械・同装置・部分品・附属品製造業；鉱山機械・同装置・部分品・附属品製造業（ビット、スベード、スチールなど）；さく井機械製造業；エキスカベータ製造業；タンバカ製造業；油田用機械器具製造業；ロードローラ製造業；コンクリートミキサ製造業；ふるい分機製造業；破碎機製造業；選別機製造業；選鉱装置製造業；建設用トラクタ製造業；建設用クレーン製造業；建設用ショベルトラック製造業
		繊維機械製造業	2631	主として糸を製造する機械を製造する事業所をいう。 ○綿・スフ紡績機械製造業；毛紡績機械製造業；麻紡績機械製造業；絹紡績機械製造業；ねん糸機械製造業；蚕糸機械製造業
		製織機械・編組機械製造業	2632	主として製織機械（製織用準備機械を含む）、編機、組機、レース機械、刺しゅう機械、製網機械、製網機械のような織物・編物製造機械を製造する事業所をいう。 主として毛糸手編機械を製造する事業所は細分類2635に分類される。 ○綿織機製造業；絹・人絹織機製造業；麻・毛織機製造業；特殊織機製造業（リボン、ピロード、じゅうたんなど）；製織用準備機械製造業；製ちゅう（紐）機製造業；ニット機械製造業；製網機械製造業；製銅機械製造業；レース機械製造業；刺しゅう機械製造業
		染色整理仕上機械製造業	2633	主として洗浄、精練、漂白、なっ染、乾燥機械などの糸及び織物の処理・仕上機械を製造する事業所をいう。 ○繊維精練・漂白機械製造業；染色機械製造業；なっ染機械製造業；繊維仕上機械製造業；織物仕上機械製造業；織物乾燥機械製造業
		繊維機械部分品・取付具・附属品製造業	2634	主として繊維機械の部分品、取付具及び附属品を製造する事業所をいう。 主としてミシン部分品を製造する事業所は細分類2635に分類される。 ○化学繊維機械部分品製造業；紡績機械部分品製造業；製織機械部分品製造業；染色・整理・仕上機械部分品製造業；スピンドル製造業；針布製造業；ジャットル製造業；ドビー製造業；ジャカード製造業；おさ製造業；木管製造業（紡績用のもの）；メリヤス針製造業；ノズル（紡糸用のもの）製造業；プラスチック製ボビン製造業（繊維機械用）；編組機械部分品製造業；ワイヤーヘルド製造業；ドロップ製造業；チンローラ製造業；フルテッドローラ製造業；リング製造業
		縫製機械製造業	2635	主としてミシン及びミシン以外の縫製機械を製造する事業所をいう。 ○工業用ミシン製造業；家庭用ミシン製造業；毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）；ミシン部分品及び附属品製造業（テーブルを除く）；縫製準備工程機械（縫製用裁断機、目打機、柄合機、延反機、解反機）製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	機械工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	機械工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
E 26100	生産用機械器具製造業	生活関連産業用機械製造業	食品機械・同装置製造業	2641	主として農産物、畜産物又は水産物を原料素材として加工処理し、これを多種多様な食品、飲料、調味料等に調理精製するための工程において使用される食品機械・器具及び装置を製造する事業所をいう。 主として缶、瓶などに充てんする機械装置及び同部分品、附属品を製造する事業所は細分類2645に、冷凍機械を製造する事業所は中分類25〔2535〕に分類される。 ○精米機械・同装置製造業；精麦機械・同装置製造業；製粉機械・同装置製造業；製めん（麺）機械・同装置製造業；製パン機械・同装置製造業；製菓機械・同装置製造業；醸造用機械・同装置製造業；牛乳加工機械・同装置製造業；飲料加工機械・同装置製造業；肉類加工機械・同装置製造業；水産加工機械・同装置製造業；製茶用機械・同装置製造業；豆腐製造機械・同装置製造業；調理食品加工機械・同装置製造業；食料品加工機械・同部分品・附属品製造業
			木材加工機械製造業	2642	主として木材加工機械及び運搬が容易な電動式木工機械を製造する事業所をいう。主としてかん、おの、小刀、手引のこぎり及びひのこ刃を製造する事業所は中分類24〔2423、2425〕に分類される。 ○製材機械製造業；木工旋盤製造業；ベニヤ機械製造業；自動かん製造業；繊維板機械製造業；のこ盤製造業
			パルプ装置・製紙機械製造業	2643	主としてパルプ、紙及び板紙製造に用いる機械を製造する事業所をいう。 主として印刷・製本業用の機械を製造する事業所は細分類2644に分類される。 ○パルプ製造機械・同装置製造業；製紙機械・同装置製造業
			印刷・製本・紙工機械製造業	2644	主として印刷所、製本所、紙工品製造事業所などで用いる機械を製造する事業所をいう。 ○印刷機械・同装置製造業（事務用を除く）；製版機械・同装置製造業；製本機械・同装置製造業
			包装・荷造機械製造業	2645	主として包装（充てんを含む）及び荷造りする機械装置及び同部分品、附属品などを製造する事業所をいう。 また、瓶、缶などに充てんする機械装置及び同部分品、附属品を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○充てん機械製造業；袋詰め機製造業；容器成形充てん機製造業；缶詰機械製造業；瓶詰機械製造業；シール機械製造業；結さつ機製造業；ラベル貼り機製造業；小箱詰機製造業；上包み機製造業（折畳み式、ひねり形式、かぶせ形式、真空吸着式、収縮式、ストレッチ式を含む）；真空包装機及びガス封入包装機製造業；ケーサー製造業；ケースのり付機製造業；テープ貼り機製造業；パレット包装機製造業；バンド掛け機製造業；ひも掛け機製造業；ステープラ製造業
		基礎素材産業用機械製造業	鑄造装置製造業	2651	主として鑄造装置を製造する事業所をいう。 ○造型装置製造業；注湯装置製造業；製品処理装置製造業；砂処理装置製造業；ダイカストマシン・同附属装置製造業
			化学機械・同装置製造業	2652	主として一般化学製品製造工場などで使用される機械及び装置を製造する事業所をいう。 主として醸造用機械・同装置を製造する事業所は小分類264〔2641〕に、赤外線乾燥装置を製造する事業所は中分類29〔2929〕に、高周波加熱装置を製造する事業所は中分類29〔2969〕に分類される。 ○ろ過機器・同装置製造業；分離機器・同装置製造業；集じん機器・同装置製造業；圧搾機器・同装置製造業；熱交換器・同装置製造業；混合機・かくはん機・粉碎機・同装置製造業；反応用機器・同装置製造業；蒸発機器・同装置製造業；化学装置用タンク・同装置製造業；乾燥機器・同装置製造業；焼成機器・同装置製造業；造水機器・同装置製造業；大気汚染防止機器・同装置製造業；水質汚濁防止機器・同装置製造業；廃棄物処理機器・同装置製造業；純水製造装置製造業；廃液処理装置製造業；クリーンルーム装置製造業；遠心分離機製造業；インテグミキサ製造業；ニータ製造業；フレンダ製造業；蒸発機器製造業；電解槽製造業
			プラスチック加工機械・同附属装置製造業	2653	主としてプラスチック加工機械、同附属装置を製造する事業所をいう。 主として混練混合機を製造する事業所は細分類2652に分類される。 ○圧縮成形機製造業；射出成形機製造業；押出成形機製造業；中空成形機製造業；カレンダー製造業（プラスチック加工用）；真空成形機製造業；合成樹脂用溶接機・同用装置製造業；タブレットマシン製造業、パレット装置製造業、グラニュレータ製造業、コーティング機製造業；プラスチック成形加工機械製造業
			金属加工機械製造業	2661	主として金属塊から切削加工製品を製造する工作機械類を製造する事業所をいう。 ○旋盤製造業；ボール盤製造業；フライス盤製造業；研削盤製造業；歯切盤製造業；歯切盤及び歯車仕上げ機械製造業；マシニングセンタ製造業；放電加工機械製造業；中ぐり盤製造業；専用機製造業（金属工作機械）
			金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）	2662	主としてプレス、鍛造、屈曲、圧延、切断を行う機械を製造する事業所をいう。 これらの機械の成形作業は切削工具によらないものである。 主として電気溶接機を製造する事業所は中分類29〔2921〕に分類される。 ○圧延機械製造業；線引機製造業；製管機製造業；プレス機械製造業（液圧プレス、機械プレス、人カプレスなど）；せん断機製造業；鍛造機製造業；ガス溶接機製造業；巻線機（コイルワインディングマシン）製造業；空気ハンマ製造業；ベンディングマシン製造業；ワイヤフォーミングマシン製造業；ガス溶接機製造業
			金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）	2663	主として金属工作機械並びに金属加工機械用部分品及び附属品を製造する事業所をいう。 ○金属圧延用ロール製造業；工作機械（旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤など）用部分品及び附属品製造業；ダイピン類製造業；ダイスプリング製造業
			機械工具製造業（粉末や金業を除く）	2664	主として動力付の手持工具、切削工具、工具保持器、治具などを製造する事業所をいう。 主な製品は、(1) 電動工具、空気動工具(2) ブローチ、カッタ、バイト、ビット、ドレッサ、ドリル、リーマ、タップ、ダイス、ダイヤモンド工具、超硬工具、その他の切削工具(3) アーバ、コレット、ソケットその他の工具保持器などである。主として手道具（動力付きを除く）を製造する事業所は中分類24〔2423〕に、超硬チップを製造する事業所は中分類24〔2453〕に分類される。 ○特殊鋼工具製造業；動力付手持工具製造業（びょう打ハンマ、グラインダなど）

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	機械工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 26100	生産用機械器具製造業	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	2671	主として半導体（半導体集積回路、半導体素子）の製造に利用されるマスク・レチクル製造装置、ウェーハプロセス（電子回路形成）装置、半導体チップ組立装置などの各種製造装置を製造する事業所をいう。 ○ウェーハ加工（スライシング、研削、ラッピング）装置製造業；ウェーハ熱処理（酸化、拡散）装置製造業；ウェーハ露光装置製造業；ウェーハレジスト処理装置製造業；マスク・レチクル製造装置製造業；ウェーハ洗浄・乾燥装置製造業；ウェーハエッチング装置製造業；ウェーハイオン注入装置製造業；ウェーハ薄膜形成装置（CVD、スパッタリング、エビタキシャル成長）製造業；ウェーハ真空蒸着装置製造業；ウェーハダイシング装置製造業；チップボンディング装置製造業；チップモルディング装置製造業；
		フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	2672	主として液晶パネル（LCD）の製造に利用されるガラス基板製造用装置、カラーフィルタ製造用装置などの各種製造装置を製造する事業所をいう。 ○液晶パネル熱処理（酸化、拡散）装置製造業；液晶パネル露光装置製造業；液晶パネルレジスト処理装置製造業；液晶パネル洗浄・乾燥装置製造業；液晶パネルエッチング装置製造業；液晶パネルイオン注入装置製造業；液晶パネル薄膜形成装置（CVD、スパッタリング、エビタキシャル成長）製造業；液晶パネル真空蒸着装置製造業；液晶パネルガラス加工装置製造業；液晶パネル陽極酸化装置製造業；液晶パネルラビング装置製造業；液晶パネル基板貼合わせ装置製造業；液晶パネル用塗布装置製造業；液晶パネルエーシング装置製造業；液晶パネル用剥離装置製造業；液晶パネルレーザーリペア装置製造業；液晶パネル真空注入装置製造業；液晶パネルトリミング装置製造業
		その他の生産用機械・同部分品製造業	2691	主として金属製品の塑性加工に使用される金属製の型（プレス用、鍛造用、粉末や金用、鋳造用、ダイカスト用など）、部品（ガイドピンなど）及び附属品（ダイセットなど）を製造する事業所をいう。 ○金属製品用金型製造業；金属用金型部分品・附属品製造業
			2692	主として非金属製品の塑性加工に使用される金属製の型（プレス用、プラスチック用、ゴム用、ガラス用、窯業用など）、部品（ガイドピンなど）及び附属品（ダイセットなど）を製造する事業所をいう。 ○非金属製品用金型製造業；非金属用金型部分品・附属品製造業
			2693	主として真空装置、真空ポンプ、真空装置用部品、真空装置附属装置等を製造する事業所をいう。 ○真空や金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、スパッタリング装置、ドライエッチング装置、CVD装置、イオン注入装置等真空装置製造業、真空ポンプ製造業；真空装置用部品製造業；真空装置用附属機器製造業
			2694	主としてマニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、フレイバックロボット、数値制御ロボットなどの産業用ロボット及び福祉ロボット、医療ロボット、アミューズメントロボット、メンテナンスロボット、災害対応ロボットなどのサービス用ロボットを製造する事業所をいう。ただし、自動立体倉庫装置を製造する事業所は中分類25〔2533〕に分類される。 ○産業用ロボット製造業；サービス用ロボット製造業
			2699	主として他に分類されない特殊な生産用機械器具を製造する事業所をいう。 ○帽子製造機械製造業；皮革処理機械製造業；ゴム製品製造機械製造業；たばこ製造機械製造業；製靴機械製造業；石工機械製造業；製瓶機械製造業；鉛筆製造機械製造業；産業用銃製造業；集材機械製造業；金網製造機械製造業；自動選瓶機械製造業；のり刈取機械製造業；目立機械製造業；金属織物用機械製造業；白熱電球製造装置製造業
E 27101	事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業	事務用機械器具製造業	2711	主として複写機を製造する事業所をいう。 ○複写機（コピー機）製造業；複合機製造業
		その他の事務用機械器具製造業	2719	主として事務用機械器具（複写機を除く）を製造する事業所をいう。 ○事務用機械器具製造業；事務用印刷機械製造業；電子式卓上計算機製造業；電子会計機製造業（プログラム内蔵方式でないもの）；分類機、検孔機などのカード式関係機器製造業；エアシュータ（気送管）製造業；事務用シュレッダ製造業；製図機械器具製造業；データ処理機械製造業；計算機械製造業；会計機械製造業；謄写機製造業；あて名印刷機製造業；マイクロ写真機械製造業；時間記録機械製造業；タイプライタ製造業；金銭登録機械製造業；ファイリングシステム用器具製造業；貨幣処理機械製造業
		サービス用・娯楽用機械器具製造業	2721	主としてサービス用機械器具及び装置を製造する事業所をいう。 ○営業用洗濯機製造業；ドライクリーニング機製造業；ドライクリーニング用プレス機製造業；自動車整備・自動車関連サービス機器製造業（自動車電装試験機器、自動車整備リフト、自動車洗浄機、自動車ジャッキ、自動車車輪機器、自動車車体機器、自動車車検機器、自動車給油機器等）
		娯楽用機械製造業	2722	主として各種遊技場で供されるアミューズメント機器、遊園施設機械、遊戯機械を製造する事業所をいう。 ○アミューズメント機器製造業；遊園施設機械製造業；遊戯機械製造業 ×家庭用テレビゲーム機製造業〔3251〕
		自動販売機製造業	2723	主として物品、サービス、情報などを販売又は提供する機械及び同部分品、附属品などを製造する事業所をいう。 ただし、アミューズメント機器、遊園施設機械、遊戯機械を製造する事業所は細分類〔2722〕に分類される。 ○自動販売機・同部分品製造業
E 27102	武器製造業		2729	主としてサービス用又は娯楽用で他に分類されない機械及び装置を製造する事業所をいう。 ○両替機製造業；自動改札機製造業；自動入場機製造業；コインロッカー製造業；自動ドア製造業；浄水器製造業
		武器製造業	2761	主として銃、砲、銃弾、砲弾、銃砲弾以外の弾薬、特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの）などを製造する事業所が分類される。 ○けん銃製造業；小銃製造業；機関銃製造業；機関砲製造業；高射砲製造業；迫撃砲製造業；バズーカ砲製造業；銃弾製造業；迫撃砲弾弾体製造業；機関砲弾弾体製造業；ロケット弾弾体製造業；高射砲弾用薬きょう製造業；無反動砲弾用薬きょう製造業；銃弾用薬きょう製造業；武器用信管製造業；武器用信管の金属部品製造業；武器時計信管の金属部品製造業；武器用信管・火管・雷管装てん組立業；爆雷弾体製造業；爆雷外殻製造業；魚雷の機関部製造業；魚雷の操舵装置製造業；機雷のけい器製造業；迫撃砲弾装てん組立業；特殊装甲車両製造業；自走砲製造業（無限軌道のもの）；ハーフトラック製造業；銃剣製造業；火えん発射機製造業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	機械工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	機械工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	機械工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	武器製造業	許可	なし	経済産業大臣	武器等製造法	※ 改造及び修理を含む。 ※ 工場又は事業場ごとに許可が必要
				猟銃等製造業	許可	なし	知事 【県産業保安 課】	武器等製造法	※ 「猟銃等」とは、猟銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃、空気銃をいう。 ※ 改造及び修理を含む。 ※ 工場または事業場ごとに許可が必要

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 27103	その他の業務用機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業	体積計製造業	2731 主として、化学用体積計、積算体積計などの体積計を製造する事業所をいう。 ○ます製造業；メスフラスコ製造業；ピペット製造業；血沈計製造業；ガスメータ製造業；水量メータ製造業；オイルメータ（積算式ガソリン量器を含む）製造業
			はかり製造業	2732 主として非自動はかり、自動はかり、分銅及びおもりなどを製造する事業所をいう。 ○電気抵抗線式はかり製造業；誘導式はかり製造業；電磁式はかり製造業；手動天びん製造業；等比血手動はかり製造業；棒はかり製造業；手動指示はかり製造業；ばね式はかり製造業；自動はかり製造業；分銅製造業
			圧力計・流量計・液面計等製造業	2733 主として圧力計、流量計、液面計、金属温度計などを製造する事業所をいう。 ○アネロイド形指示圧力計製造業；航空用指示圧力計製造業（高度計、燃圧計など）；血圧計製造業；差圧流量計製造業；面積式流量計製造業；容積式流量計製造業；液面計製造業；膨張式温度計製造業；パイメタル式温度計製造業；電子血圧計製造業；金属温度計製造業
			精密測定器製造業	2734 主として寸法（形状寸法を含む）を精密に測定するための機器又は装置を製造する事業所をいう。 ○のぎす製造業；ダイヤルゲージ製造業；マイクロメータ製造業；面測定機器製造業；自動精密測定器製造業；工業用長さ計製造業；長さ測定器製造業；角度測定器製造業；ねじの測定器製造業；歯車の測定器製造業；投影機製造業
			分析機器製造業	2735 主として電気化学分析、光分析、クロマト分析、蒸留分離分析、電磁気分析、熱分析などの機器分析に用いる機器又は装置を製造する事業所をいう。 ○電気化学分析装置製造業；光分析装置製造業；電磁気分析装置製造業；クロマト装置製造業；蒸留・分離装置製造業；熱分析装置製造業；ガス分析機器装置製造業
			試験機製造業	2736 主として材料の変形、硬さ、抗張力、圧縮、よ（撓）れ、弾性疲労などの試験機を製造する事業所をいう。 ○金属材料試験機製造業；繊維材料試験機製造業；ゴム試験機製造業；プラスチック試験機製造業；木材試験機製造業；木炭材料試験機製造業；動つり合試験機製造業；制動試験機製造業；振動試験機製造業；動力試験機製造業
			測量機械器具製造業	2737 主として陸地、航海及び航空用の測量機械器具を製造する事業所をいう。 ○測角測量機製造業；水準測量機製造業；写真測量機製造業；磁気コンパス製造業
			理化学機械器具製造業	2738 主として他に分類されない科学研究用及び教育用機械器具などを製造する事業所をいう。 主として医療用、歯科医療用機械器具を製造する事業所は小分類274〔2741又は2742〕に、計量器、測定器、分析器、試験機を製造する事業所は細分類2731～2736に、電子応用測定装置を製造する事業所は中分類29〔296〕に、電気計測器を製造する事業所は中分類29〔297〕に分類される。 ○研究用化学機械器具製造業；教育用理化学機械器具製造業
			その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	2739 主として直尺、曲り尺、巻尺、雪尺などの長さ計、体温計（電子体温計を含む）、寒暖計、水銀温度計、回転計、速さ計、光度計、光束計、照度計、屈折度計、熱量計、粘度計、騒音計などの他に分類されない計量器、測定器、分析機器、試験機、測量機械器具、理化学機械器具を製造する事業所をいう。 ○直尺製造業；曲尺製造業；巻尺製造業；雪尺製造業；物差製造業；体温計製造業；寒暖計製造業；水銀温度計製造業；回転計製造業；速さ計製造業；光度計製造業；照度計製造業；粘度計製造業；騒音計製造業；密度計製造業
		医療用機械器具・医療用品製造業	医療用機械器具製造業	2741 主として外科用、内科用、眼科用、耳鼻いんこう科用、その他の医療用機械器具を製造する事業所をいう。 主として医療用電子応用装置を製造する事業所は中分類29〔2962〕に、医療用計測器を製造する事業所は中分類29〔2973〕に分類される。 ○医科用鋼製器具製造業；医科用内視鏡製造業；手術用機械器具製造業；血液体外循環機器製造業（人工腎臓装置、透析器、人工心臓装置）；人工呼吸器製造業；麻酔器具製造業；注射器具製造業；整形用機械器具製造業（ボルト、プレート等金属製品を含む）；消毒滅菌器製造業；医療用針製造業；手術台製造業；光線治療器製造業（レーザー応用治療装置製造業を除く）；医療用刃物製造業×医療用電子応用装置製造業〔2962〕；医療用X線装置製造業〔2961〕；医療用計測器製造業〔2973〕；診断用機械器具製造業〔2973〕；視覚機能検査機器製造業〔2973〕；体温計製造業〔2739〕；血圧計製造業〔2733〕；補聴器製造業〔3023〕
			歯科用機械器具製造業	2742 主として歯科診療施設用及び歯科技工所用の医療機械器具を製造する事業所をいう。 ○歯科用治療台製造業；歯科用ユニット製造業；歯科用鋼製小物製造業；歯科用バー製造業；歯科技工所用器具製造業；歯科用エンジン製造業×歯科用X線装置製造業〔2961〕
			医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）	2743 主として手術用品、外科用品、整形外科用品、放射線関連用品、眼科用品、耳鼻いんこう科用品、避妊用具などを製造する事業所をいう。また、動物用医療機械器具製造業も本分類に含む。 ○医療用縫合糸製造業；人工血管製造業；人工心臓弁製造業；義肢・義足製造業；検眼用品製造業；医療用接着剤製造業；家畜人工授精器具製造業；動物専用標識器具製造業；動物専用保定器具製造業×紙製衛生材料製造業〔1499〕；紙製生理用品製造業〔1499〕；紙おむつ製造業〔1499〕；コンドーム製造業〔1992〕；医療・衛生用ゴム製品製造業〔1992〕；医療用石こう製造業〔2192〕；医療用X線フィルム製造業〔1695〕；眼鏡製造業〔3297〕
			歯科材料製造業	2744 主として歯科材料を製造する事業所をいう。 ○歯科用合金製造業；歯冠材料製造業；義歯床材料製造業；歯科用接着充てん材料製造業；歯科用印象材料及びワックス製造業；歯科用研削研磨材料製造業×歯科用バー製造業〔2742〕；歯科技工所〔8361〕
		光学機械器具・レンズ製造業	顕微鏡・望遠鏡等製造業	2751 主として顕微鏡、望遠鏡、双眼鏡、オペラグラスなどを製造する事業所をいう。主として眼鏡を製造する事業所は中分類329〔3297〕に、電子顕微鏡を製造する事業所は中分類29〔2969〕に分類される。 ○双眼鏡製造業；拡大鏡製造業；オペラグラス製造業
			写真機・映画用機械・同附属品製造業	2752 主として写真機、映画用機械及び附属品を製造する事業所をいう。 ○写真複写機製造業；引伸機製造業；マガジン製造業；三脚製造業（写真機用）；露出計製造業；映画撮影機製造業；映写機製造業；幻灯機製造業；映画現像機械製造業；映写幕製造業；フィルタ製造業；乾板入れ製造業；セルフタイマ製造業；現像機械製造業；映画スクリーン製造業
			光学機械用レンズ・プリズム製造業	2753 主として光学機械用レンズ及びプリズムの製造加工を行う事業所をいう。 ○光学レンズ製造業；写真機用レンズ製造業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	機械工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	特定計量器製 造業	届出	なし	経済産業大臣 【県工業振興 課】	計量法	※「特定計量器」とは、取引もしくは証明における計量に使用さ れ、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、 適正な計量の実施を確保するためにその構造または器差に係る基準 を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう（タクシー メーター、皮革面積計、電力量計、照度計、騒音計、振動レベル計 等）。
				医療機器・体 外診断用医薬 品製造業☆	登録	5年	厚生労働大臣 【県薬務課】	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律	※動物用医療機器は農林水産大臣の許可 ※製造所ごとに許可が必要
				医療機器・体 外診断用医薬 品製造販売業 ☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県薬務課】	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律	※「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは 予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは 機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療 等製品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。 （例）医科用・歯科用医療機械器具、医療用品、歯科材料、衛生用 品、眼鏡、眼鏡レンズ等 ※「製造販売」とは、製造（他に委託して製造をする場合を含み、 他から委託を受けて製造をする場合を除く。）又は輸入をした医薬 品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器若 しくは再生医療等製品を、販売、貸与、若しくは授与すること、又 は医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをい う。）を電気通信回線を通じて提供することをいう。 ※「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが 目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用され ることのないものをいう。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
E 28100	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業	電子管製造業	2811	主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。 主として水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は中分類29〔2941〕に分類される。 ○真空管製造業（通信用のもの）；X線管製造業；水銀整流管製造業；光電管製造業；マイクロ波管製造業；放電管製造業
			光電変換素子製造業	2812	主として光電変換素子製造業（半導体素子を除く）を製造する事業所をいう。 ○発光ダイオード製造業；フォトカプラ、インタラフタ製造業
			半導体素子製造業（光電変換素子を除く）	2813	主として半導体素子を製造する事業所をいう。 ○ダイオード製造業；トランジスタ製造業；サイリスタ製造業；サーミスタ製造業
			集積回路製造業	2814	主として半導体集積回路、薄膜集積回路及び混成集積回路の製造並びに組立てを行う事業所をいう。 主として集積回路に抵抗器、コンデンサ、半導体素子などの個別部品を付加したものと及び超小形構造（1立方cmの中に、3個以上の素子実装密度を有するもの）の電子部品を製造する事業所も本分類に含まれる。 ただし、主として複合部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業所は小分類282〔2821〕に分類される。 ○半導体集積回路製造業；薄膜集積回路製造業；混成集積回路製造業；超小形構造集積回路製造業；中央演算処理装置（CPU）製造業；コンパータ製造業
			液晶パネル・フラットパネル製造業	2815	主として液晶パネル、有機ELパネルなどを製造する事業所をいう。 ○有機ELパネル製造業；液晶素子製造業
		電子部品製造業	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	2821	主として抵抗器、コンデンサ、変成器及び複合部品（回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したもの）を製造する事業所をいう。 ○抵抗器製造業（電力用を除く）；コンデンサ製造業（電力用を除く）；変成器製造業（電力用を除く）；電子機器用小型電源変圧器製造業；電子機器用蓄電器製造業
			音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業	2822	主としてスピーカ、マイクロホン、ヘッドホンなどの部品、磁気ヘッド及び、小形モーター（入力電力3ワット未満のもの）を製造する事業所をいう。ただし、電気音響機械及び附属品（完成品）を製造する事業所は中分類30〔3023〕に分類される。 ○スピーカ部品製造業；マイクロホン部品製造業；イヤホン部品製造業；ヘッドホン部品製造業
			コネクタ・スイッチ・リレー製造業	2823	主としてコネクタ、スイッチ及びリレーを製造する事業所をいう。 ○コネクタ製造業（配線器具を除く）；スイッチ製造業（配線器具及び電力用開閉器を除く）；リレー製造業（継電器及び遮断器を除く）
		記録メディア製造業	半導体メモリメディア製造業	2831	主として半導体メモリカード、メモリスティック、その他のメモリカードを製造する事業所をいう。 ○SDメモリカード製造業；メモリスティック製造業；コンパクトフラッシュ製造業
			光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	2832	主として記録する前の光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ等を製造する事業所をいう。 ただし、主として情報を記録した光ディスク、磁気ディスク、磁気テープを製造する事業所は中分類32〔3296〕に分類される。 ○光ディスク製造業（生のもの）；CD・R/RW製造業（生のもの）；DVD・R/RW製造業（生のもの）；磁気ディスク製造業（生のもの）；フレキシブルディスク製造業；MO製造業；オーディオ用テープ製造業；ビデオ用テープ製造業；コンピューター用テープ製造業
		電子回路製造業	電子回路基板製造業	2841	主として電子回路基板を製造する事業所をいう。 主な製品は、プリント配線板（回路設計に基づいて、部品間を接続するために導体パターンを絶縁基板の表面又は表面とその内部に、プリントによって形成された板）、モジュール基板（プリント配線板へ搭載され、電氣的相互接続が可能な板）などである。 ○片面・両面・多層リジッドプリント配線板製造業；ビルドアップ配線板製造業；フレキシブルプリント配線板製造業；フレックスリジッドプリント配線板製造業；セラミックスプリント配線板製造業；メタルコアプリント配線板製造業；リジッドモジュール基板製造業；TAB・COF基板製造業；セラミックモジュール基板製造業
			電子回路実装基板製造業	2842	主として電子回路実装基板（電子回路基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの）を製造する事業所をいう。 主な製品は、プリント配線実装基板（プリント配線板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの）、モジュール実装基板（モジュール基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの）などである。 ただし、電気機器の完成品を組立又は製造する事業所は中分類29〔291～297〕に、情報通信機器の完成品を組立又は製造する事業所は中分類30〔301～303〕のそれぞれに、ユニット部品は小分類〔285〕に分類される。 ○挿入部品実装基板製造業；チップ部品実装基板製造業；ICパッケージ実装基板製造業；ワイヤボンディング実装基板製造業；TAB・COF実装基板製造業；フリップチップ実装基板製造業
		ユニット部品製造業	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	2851	主として電源ユニット、高周波ユニット（受信用チューナ、受信用アンテナなど）及びコントロールユニットを製造する事業所をいう。 ○スイッチング電源製造業；放送（通信）受信チューナユニット製造業；分配・分岐・混合・分波・整合器製造業；フースタユニット製造業；コンパータユニット製造業；エアコンユニット製造業；選局ユニット製造業；タイマユニット製造業；モジュレータユニット製造業；パワーコントロールユニット製造業
			その他のユニット部品製造業	2859	主として他に分類されないユニット部品を製造する事業所をいう。 ○電子部品組立製造業；紙幣識別ユニット製造業；硬貨区分ユニット製造業；液晶表示ユニット製造業
			その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2899	主として整流器（電力用を除く）、磁性材部分品（粉末や金によるもの）など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。 ○整流器製造業（電力用を除く）；ダイヤル製造業；プラグ・ジャック製造業（電力用を除く）；磁性材部分品製造業（粉末や金によるもの）；雑音防止器製造業；テレビ画面安定器製造業；共振子・発振子製造業；フィルタ製造業；ソケット製造業（電球用を除く）；センサ製造業；タッチパネルセンサ製造業；カラーフィルタ製造業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	電気機器工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 29100	電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	2911	主として一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどにより動くされる発電装置、その他の回転電気機械を製造する事業所をいう。ただし、内燃機関用電動機、発電機を製造する事業所は小分類292〔2922〕に分類される。 ○ターボゼネレータ製造業；電動車両用モーター（トラクションモーター、電力モーター）製造業
		変圧器類製造業（電子機器用を除く）	2912	主として送配電用及び機器用の変圧器類を製造する事業所をいう。 無線周波及び低周波変成器、チョークコイルなどの電子機器用変成器を製造する事業所は中分類28〔2821〕に分類される。 ○変圧器製造業（送配電用、機器用、シグナル用）；ネオン変圧器製造業；計器用変成器製造業；リアクトル製造業；電圧調整器製造業
		電力開閉装置製造業	2913	主として電力開閉装置を製造する事業所をいう。 ○開閉器製造業（電力用のもの）
		配電盤・電力制御装置製造業	2914	主として配電盤及び電力制御装置を製造する事業所をいう。 主としてリアクトル及び電圧調整器を製造する事業所は細分類2912に分類される。 ○制御装置製造業（車両用を含む）；起動器製造業；抵抗器製造業（電力用のもの）；配電ばこ製造業；自動調整装置製造業；制御器製造業
		配線器具・配線附属品製造業	2915	主として配線器具（小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器など）及び配線ばこ並びに部品（パネルボード、小形配線ばこ、ヒューズなど）を製造する事業所をいう。 陶磁器製絶縁材料を製造する事業所は中分類21〔2144〕に、ガラス絶縁材料を製造する事業所は中分類21〔2119〕に分類されるが、電線管接続附属品及び電鈴（ベル用変圧器を含む）は本分類に含まれる。 主として電気照明器具を製造する事業所は小分類294〔2942〕に分類される。 ○小形開閉器製造業；点滅器製造業；接続器製造業；電球保持器製造業；鉄道用配線器具製造業；パネルボード製造業；小形配線ばこ製造業；ヒューズ製造業；電線管接続附属品製造業；ベル用変圧器製造業；プラスチック製差込プラグ製造業；スイッチ製造業
		産業用電気機械器具製造業	2921	主として電気溶接装置及び電極保持具を製造する事業所をいう。 主としてガス溶接装置を製造する事業所は中分類26〔2662〕に分類される。 ○電弧溶接機製造業；抵抗溶接機製造業；電極保持具製造業（溶接用）
	産業用電気機械器具製造業	内燃機関電装品製造業	2922	主として自動車、航空機などの内燃機関電装品を製造する事業所をいう。 ○スターターモーター製造業（自動車・航空機用）；航空機用電装品製造業；点火せん・点火装置製造業（内燃機関用）；電動機・発電機製造業（内燃機関用）；電気式始動機製造業；セルモーター製造業；発電機製造業（自動車・航空機用）；点火用コイル製造業；ディストリビュータ製造業；充電機製造業；磁石発電機製造業；点火せん用結線装置製造業
		電気炉・電熱装置製造業	2923	主として電気を熱源とする電気炉又は電熱装置を製造する事業所をいう。
		その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）	2929	主として蓄電器（電子機器用を除く）を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置並びに他に分類されない車両用、船舶用電気装置を製造する事業所をいう。 ○蓄電器製造業（電子機器用を除く）；はんだごて製造業（電気式）；電磁石製造業；車両用集電装置製造業；整流器製造業（電力用）；赤外線乾燥装置製造業；車載充電器製造業（電気自動車用）
		民生用電気機械器具製造業	2931	主としてちゅう房機器を製造する事業所をいう。 主としてガスこんろ、ガスレンジ、ガス湯沸器、ガス炊飯機器、ガスオープンを製造する事業所は中分類24〔2432〕に、冷凍機を製造する事業所は中分類25〔2535〕に分類される。 ○電気こんろ製造業；電子レンジ製造業；クッキングヒーター製造業（電気式のもの）；電気がま製造業（ジャー炊飯器を含む）；トースタ製造業；ホットプレート製造業；ジューサミキサ製造業；電気ポット製造業；食器乾燥機製造業；食器洗い機製造業；電気冷蔵庫製造業；フリーザ製造業；電磁調理器製造業
	民生用電気機械器具製造業	空調・住宅関連機器製造業	2932	主として空調・住宅関連機器を製造する事業所をいう。 主として業務用エアコンディショナを製造する事業所は中分類25〔2535〕に分類される。 ○扇風機製造業；換気扇製造業；電気温水器製造業；除湿機製造業；家庭用エアコンディショナ製造業；空気清浄機製造業
		衣料衛生関連機器製造業	2933	主として衣料衛生関連機器を製造する事業所をいう。 主として営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレス機を製造する事業所は中分類27〔2721〕に、家庭用ミシンを製造する事業所は中分類26〔2635〕に分類される。 ○家庭用電気洗濯機製造業；衣類乾燥機製造業；電気アイロン製造業；電気掃除機製造業；ハンドクリーナ製造業 ×営業用洗濯機製造業〔2721〕；家庭用ミシン製造業〔2635〕
		その他の民生用電気機械器具製造業	2939	主として電気暖房器、理美容機器などのような他に分類されない民生用電気機械器具を製造する事業所をいう。 ○電気ストーブ製造業；電気こたつ製造業；電気毛布製造業；電気カーペット製造業；電気かみそり製造業；家庭用高周波及び低周波治療器製造業；ヘアードライヤ製造業；家庭用生ごみ処理機製造業；温水洗浄便座製造業；電気マッサージ器具製造業
		電球・電気照明器具製造業	2941	主として電球及び類似の光源を製造する事業所をいう。 主として電気照明器具を製造する事業所は細分類2942に、電球用ガラスを製造する事業所は中分類21〔2113〕に分類される。 ○映写機用ランプ製造業；ネオンランプ製造業；蛍光灯製造業；白熱電球製造業；自動車用電球製造業；フラッシュランプ製造業；赤外線ランプ製造業；殺菌灯製造業；水銀放電灯製造業；写真フラッシュ用電球製造業；電氣的光源製造業
	電球・電気照明器具製造業	電気照明器具製造業	2942	主として白熱電灯器具、放電灯器具、携帯電灯、発電ランプなど及びこれらの附属品を製造する事業所をいう。 主としてガス灯、石油灯、ガソリン灯及びこれらの附属品を製造する事業所は中分類24〔2499〕に、照明用ガラス器具を製造する事業所は中分類21〔2119〕に、電球及び類似の光源を製造する事業所は細分類2941に分類される。 ○天井灯照明器具製造業；電気スタンド製造業；集魚灯器具製造業；投光器製造業；乗物用照明器具製造業；発電ランプ製造業；携帯電灯製造業；放電灯器具製造業；プラスチック製携帯電灯器具製造業；照明器具用安定器（スリムライン）製造業；ヘッドライト製造業；自動車用ウィンカ製造業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	電気機器工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	電気用品製造業	届出承認	なし	経済産業大臣 【近畿経済産業局】	電気用品安全法	※「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。 ①一般用電気工作物の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの ②携帯発電機であつて、政令で定めるもの ③蓄電池であつて、政令で定めるもの ※特定電気用品を製造する場合は適合承諾が必要 ※「特定電気用品」とは、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であつて、政令で定めるものをいう。 ※許可もしくは届出を要する電気用品は、政令で定めるものに限る。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
E 29100	電気機械器具製造業	電池製造業	蓄電池製造業	2951	主として蓄電池を製造する事業所をいう。 ○ニッケルカドミウム蓄電池製造業；リチウムイオン蓄電池製造業；鉛蓄電池製造業
			一次電池（乾電池、湿電池）製造業	2952	主として一次電池（乾電池、湿電池）を製造する事業所をいう。 ○水銀電池製造業；アルカリ電池製造業
		電子応用装置製造業	X線装置製造業	2961	主として医療用及び産業用X線装置を製造する事業所をいう。主としてX線管及びX線用整流管を製造する事業所は中分類28〔2811〕に分類される。 ○医療用・歯科用X線装置製造業；X線探傷機製造業
			医療用電子応用装置製造業	2962	主として電子エネルギーを利用した医療用の電子応用装置を製造する事業所をいう。 ○医療用粒子加速装置製造業；医療用放射性物質応用装置製造業；超音波画像診断装置製造業（循環器用、腹部用を含む）；超音波ドブラ診断装置製造業；磁気共鳴画像診断装置製造業；高周波及び低周波治療器製造業（家庭用を除く）；エミッションCT装置製造業；レーザー応用治療装置製造業；レーザー手術用機器製造業；結石破砕装置製造業
			その他の電子応用装置製造業	2969	主として粒子加速装置、放射性物質応用装置、弾性波応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、電気探知装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡など他に分類されない電子応用装置を製造する事業所をいう。 ○水中聴音装置製造業；魚群探知機製造業；磁気探知機製造業；高周波ミシン製造業；電子顕微鏡製造業；電子応用測定装置製造業（医療用を除く）；サイクロトロン製造業；放射線応用計測器製造業；レーザー装置製造業（医療用を除く）；高周波加熱装置製造業；産業用電子応用装置製造業
		電気計測器製造業	電気計測器製造業（別掲を除く）	2971	主として電気計測器を製造する事業所をいう。 ○計器・附属品製造業（電流計、電圧計、積算電力計、位相計、周波数計、検電計、音量計、電気動力計、電力計など）；定数測定器・附属品製造業（電気、電圧、電流及び電力測定器、周波数測定器、電波及び空中線測定器、回路素子測定器など）；検査・評価装置及び附属品製造業；特性測定器・附属品製造業（伝送量測定器、真空管特性測定器、磁性体測定器、誘電体測定器など）；総合試験装置・附属品製造業（搬送機器用試験装置、無線機器用試験装置、有線機器用試験装置など）
			工業計器製造業	2972	主として温度、流量、液面などの物象の状態量の計測記録又は計測制御のため検出、変換、指示記録、調節、調節操作などを一体的に、連けいして行う機器を製造する事業所をいう。 ○温度自動調節装置製造業；圧力自動調節装置製造業；流体自動調節装置製造業；流体組成自動調節装置製造業；液面調節装置製造業；自動燃焼調節装置製造業；ガス制御装置製造業；制御機器製造業
			医療用計測器製造業	2973	主として電気特性を利用した生体検査・診断用の各種の機器を製造する事業所をいう。 ○生体物理現象検査用機器製造業（体温・血圧等検査用モニタ、生体磁気計測装置）；生体電気現象検査用機器製造業（心電・脳波・筋電等検査用モニタ）；生体現象監視用機器製造業（集中患者監視装置、新生児モニタ、多現象モニタ、分娩監視装置）；生体検査用機器製造業（呼吸機能検査機器、視覚機能検査機器）；医療用検体検査機器製造業（臨床化学検査機器、血液検査機器）；診断用機械器具製造業；心電計製造業
		その他の電気機械器具製造業		2999	主として電球用口金など他に分類されない電気機械器具を製造する事業所をいう。 ○電球口金製造業；導入線製造業；電気接点製造業；ジュメット線製造業；永久磁石製造業；太陽電池製造業；燃料電池セパレータ製造業
		E 30100	情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業	有線通信機械器具製造業
スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業	3012				主としてスマートフォン、携帯電話機、PHS電話機を製造する事業所をいう。
無線通信機械器具製造業				3013	主として無線通信機械器具及び各種無線応用機器を製造する事業所をいう。 主として携帯電話機・PHS電話機を製造する事業所は分類3012に、主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所は細分類3014に、電気音響装置を製造する事業所は小分類302〔3023〕に、通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類28に、真空管を製造する事業所は中分類28〔2811〕に、半導体素子を製造する事業所は中分類28〔2812,2813〕にそれぞれ分類される。 ○ラジオ放送装置製造業；無線送信機製造業；無線受信機製造業；ロラン装置製造業；レーダ製造業；着陸誘導装置製造業；距離方位測定装置製造業；気象観測装置製造業；遠隔制御装置製造業；無線応用航法装置製造業；放送用テレビカメラ製造業；テレビジョン放送装置製造業；GPS装置製造業；カーナビゲーション製造業；可搬形通信装置製造業；車両用通信装置製造業；船舶用通信装置製造業；航空用通信装置製造業；携帯用通信装置製造業；救命艇用通信装置製造業；方向探知機製造業；ビーコン装置製造業；レーダ装置製造業
	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業			3014	主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所をいう。 主としてラジオ付カセットレコーダを製造する事業所は小分類302〔3023〕に、通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類28に、真空管を製造する事業所は中分類28〔2811〕に、半導体素子を製造する事業所は中分類28〔2812,2813〕にそれぞれ分類される。
	交通信号保安装置製造業			3015	主として交通保安の用に供する電気信号保安装置及び機械信号保安装置並びに鉄道軌条の転てつ器、その他の分岐器を製造する事業所をいう。 ○電気信号装置製造業；鉄道信号機製造業；自動転てつ器製造業；分岐器製造業
その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業				3019	主として音響信号装置、警報装置などのような他に分類されない電気通信装置を製造する事業所をいう。 ○火災警報装置製造業；盗難警報装置製造業；発光信号装置製造業；通報信号装置製造業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	電気機器工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	電気用品製造業	届出承認	なし	経済産業大臣 【近畿経済産業局】	電気用品安全法	※「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。 ①一般用電気工作物の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの ②携帯発電機であつて、政令で定めるもの ③蓄電池であつて、政令で定めるもの ※特定電気用品を製造する場合は適合承諾が必要 ※「特定電気用品」とは、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であつて、政令で定めるものをいう。 ※許可もしくは届出を要する電気用品は、政令で定めるものに限る。
				医療機器・体外診断用医薬品製造業☆	登録	5年	厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※動物用医療機器は農林水産大臣の許可 ※製造所ごとに許可が必要
				医療機器・体外診断用医薬品製造販売業☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。 （例）医科用・歯科用医療機械器具、医療用品、歯科材料、衛生用品、眼鏡、眼鏡レンズ等 ※「製造販売」とは、製造（他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を除く。）又は輸入をした医薬品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を、販売、貸与、若しくは授与すること、又は医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。）を電気通信回線を通じて提供することをいう。 ※「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。
製造業	電気機器工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	特定計量器製造業	届出	なし	経済産業大臣 【近畿経済産業局】	計量法	※「特定計量器」とは、取引もしくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう（タクシメーター、皮革面積計、電力量計、照度計、騒音計、振動レベル計等）。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目		
		小・細分類	コード			
E 30100	情報通信機械器具 製造業	映像・音響機械 器具製造業	ビデオ機器製造 業	3021	主として磁気録画装置（デジタルカメラを除く）又は画像再生装置を製造する事業所をいう。 ○磁気録画装置（V、T、R）製造業；画像再生装置（E、V、R）製造業；DVDプレーヤ製造 業；ビデオカメラ製造業；防犯カメラ製造業	
			デジタルカメラ 製造業	3022	主としてデジタルカメラを製造する事業所をいう。	
			電気音響機械器 具製造業	3023	主として録音装置、再生装置、拡声装置及び附属品（完成品）を製造する事業所をいう。 ○録音装置製造業；I Cレコーダ製造業；ステレオ製造業；拡声装置製造業；スピーカシステム製 造業；マイクロホン製造業；ヘッドホン製造業；補聴器製造業；ハイファイ用増幅器製造業；オーデ ィオディスクプレーヤ製造業；ピックアップ製造業	
			電子計算機・同 附属装置製造業	電子計算機製造 業（パーソナル コンピュータを 除く）	3031	主としてデジタル形電子計算機（プログラム内蔵方式であって、プログラム言語を使用するものに 限る）を製造する事業所をいう。 ○デジタル形電子計算機製造業；ハイブリッド形電子計算機製造業；電子会計機製造業；半導体設計 用装置製造業
			パーソナルコン ピュータ製造業	3032	主として以下の電子計算機を製造する事業所をいう。 ①事務用、科学技術用、計測制御用、教育用及び趣味的等多目的に使用される小型の電子計算機 ②主記憶装置にプログラムを任意に設定できる小形の電子計算機 ○パーソナルコンピュータ製造業（デスクトップ型、ノート型、タブレット型）	
			外部記憶装置製 造業	3033	主として中央処理装置（CPU）が入出力チャンネルを通してデータを書き込んだり、読み出すことが 可能な記憶装置を製造する事業所をいう。 ○磁気ディスク装置；光ディスク装置；ディスクアレイ装置；内蔵型HDD製造業；DVDマルチメ ディアドライブ製造業	
			印刷装置製造業	3034	主としてラインプリンタ、ページプリンタ等の印刷装置を製造する事業所をいう。 ○プロッタ（作図装置）製造業	
			表示装置製造業	3035	主として表示装置（CRTディスプレイ、液晶ディスプレイなど）を製造する事業所をいう。 ○CRTディスプレイ製造業；液晶ディスプレイ製造業（パーソナルコンピュータ用）	
			その他の附属装 置製造業	3039	主としてスキャナー、端末装置、その他の入力装置などの附属装置を製造する事業所をいう。 ○スキャナー製造業；現金自動預け払い機（ATM）製造業	
		E 31101	自動車・鉄道・航 空機同附属品製造 業	自動車・同附属 品製造業	自動車製造業 （二輪自動車 を含む）	3111
自動車車体・附 随車製造業	3112				主として乗用車、トラック、バスの車体の製造並びに車体のシャシー組付けを行う事業所及びトレ ーラを製造する事業所をいう。 主として自動車の完成品及び自動車シャシーを製造する事業所は細分類3111に、また、乗用車、ト ラック、バス用の鍛造品及びプレス加工車体附属品、部分品を製造する事業所は金属の種類によつて 中分類24〔2451又は2452〕に分類される。 ○ボデー製造業（自動車用）；トレーラ製造業；消防自動車製造業（主として自動車シャシーに架装 を行うもの）	
自動車部分品・ 附属品製造業	3113				主として自動車部分品及び附属品を製造するが、自動車完成品を製造しない事業所をいう。 主として自動車完成品の製造や組立てを行う事業所は細分類3111に、タイヤ、チューブを製造する 事業所は中分類19〔1911〕に、自動車用ガラスを製造する事業所は中分類21〔2112〕に、自動 車用金物を製造する事業所は中分類24〔2429〕に、自動車用スタンプ加工品を製造する事業所は 中分類24〔245〕に、ヘッドライトを製造する事業所は中分類29〔2942〕に、点火装置を製造す る事業所は中分類29〔2922〕に、蓄電池を製造する事業所は中分類29〔2951〕にそれぞれ分類 される。 ○自動車エンジン・同部分品製造業；二輪自動車用内燃機関製造業；ブレーキ・同部分品製造業（自 動車用）；クラッチ製造業（自動車用）；車軸製造業（自動車用）；ラジエータ製造業（自動車 用）；変速機製造業（自動車用）；デファレンシャルギヤ製造業（自動車用）；トランスミッション 製造業（自動車用）；車輪製造業（自動車用）；オイルフィルタ製造業（自動車用）；オイルス トレー製造業（自動車用）；二輪自動車部分品製造業；自動車バルブ製造業；カークーラー製造業； カーヒーター製造業；カーエアコン製造業；ワイパー製造業；クラクション製造業；カーライター製 造業；ステアリング（自動車用）製造業；自動車内燃機関製造業；原動機付自転車内燃機関製造業	
鉄道車両・ 同部分品製造業	鉄道車両製造業			3121	主として鉄道事業の用に供する機関車、電車、気動車、客車及び貨車並びに特殊鉄道の用に供する車 両の製造、修理又は改造を行う事業所をいう。 ただし、鉄道車両の修理、改造を行う事業所であって鉄道業の自家用のものは大分類Hー運輸業、郵 便業〔42〕に分類される。 ○機関車製造業；客車製造業；電車製造業；気動車製造業；貨車製造業；特殊車両製造業	
	鉄道車両用部分 品製造業			3122	主として鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。 ○ブレーキ装置製造業；ジャンパ連結器製造業；戸閉装置製造業	

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	電気機器工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	車両工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 31101	自動車・鉄道・航空機同附属品製造業	航空機・同附属品製造業	3141	主として飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所をいう。 また、航空機部分品及び補助装置を併せて製造する事業所も本分類に含まれる。 主として原動機、プロペラ及びその他の航空機部分品及び補助装置を製造するが、航空機の製造若しくは組立てを行わない事業所は細分類3142 又は3149 に分類される。なお、航空機のオーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。 ○飛行機製造業；滑空機製造業；飛行船製造業；気球製造業
		航空機用原動機製造業	3142	主として航空原動機及びその部分品を製造するが、完成航空機の製造若しくは組立てを行わない事業所をいう。 なお、オーバーホールを行う事業所も本分類に含まれる。 ○航空機ピストンエンジン製造業；航空原動機用ポンプ製造業；航空機用内燃機関製造業；ジェットエンジン空気取入口製造業；ターボスーパーチャージャ製造業；潤滑装置製造業；冷却装置製造業；排気装置製造業；始動機製造業（電気式でないもの）
		その他の航空機部分品・補助装置製造業	3149	主として他に分類されない航空機部分品及び補助装置を製造するが、完成航空機の組立てを行わない事業所をいう。 主として航空原動機及び部分品を製造する事業所は細分類3142 に、航空計器を製造する事業所は中分類27〔273〕に、航空機用電装品を製造する事業所は中分類29〔2922〕に分類される。 ○主翼製造業；プロペラ製造業；胴体製造業；尾部製造業；降着装置製造業（着陸及び揚陸用装置を含む）；パラシュート製造業；航空機用バルブ製造業；フラップ製造業；空気制動板製造業；昇降台製造業；安定板製造業；方向舵製造業；尾部組立部品製造業；フロート製造業；着陸用そり製造業；防水装置製造業；爆弾架製造業；砲塔及び砲塔く動装置製造業；標的製造業；リンクトレーナ製造業
E 31102	船舶製造・修理業、船用機関製造業	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3131	主として船舶の製造・修理設備として造船台、ドック若しくは引揚船台を有し、船舶を製造又は修理する事業所をいう。 ただし、主として船体ブロックの製造若しくは船舶用の部分品（甲板機械、アンカーチェーン、プロペラ、装品など）のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装、船台、建具、配線などを行う事業所は本分類に含まれない。また、舟艇を製造又は修理する事業所は細分類3133 に分類される。 ○鋼船製造・修理業；木造船製造・修理業；木製漁船製造・修理業
		船体ブロック製造業	3132	主として鋼船の船体ブロックを製造する事業所をいう。
		舟艇製造・修理業	3133	主として舟艇を製造又は修理する事業所をいう。 ○ヨット製造・修理業；ボート製造・修理業；強化プラスチック製舟艇製造業
		船用機関製造業	3134	主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。 ○船用内燃機関製造業
E 31103	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	3151	主としてフォークリフトトラック及び同部分品、附属品を製造する事業所をいう。
		その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	3159	主として他に分類されない構内を走行する運搬車両及び同部分品、附属品を製造する事業所をいう。 ○動力付運搬車製造業；構内トレーラ製造業；構内運搬車製造業；ショベルトラック製造業（建設用を除く）；ハンドトラック製造業
E 31104	その他の輸送用機械器具製造業	その他の輸送用機械器具製造業	3191	主として自転車及びその部分品を製造する事業所をいう。 購入部品から自転車を組立てる事業所も本分類に含まれる。 ただし、主として玉軸受を製造する事業所は中分類25〔2594〕に、児童乗物を製造する事業所は中分類32〔3251〕に分類される。 ○自転車製造組立業；車いす製造組立業（手動式のもの）；自転車部分品製造業（玉軸受を除く）；自転車フレーム製造業；空気入ポンプ製造業；自転車用バルブ製造業；車いす製造業（手動式のもの） ×児童乗物製造業〔3251〕；玉軸受製造業〔2594〕；自転車サドル革製造業〔2021〕；リヤカー製造業〔3199〕
		他に分類されない輸送用機械器具製造業	3199	主として畜力による乗物（荷牛馬車、馬車、そり、小形そり）及びその部分品、人力車、リヤカーのような他に分類されない輸送車両及び部分品を製造する事業所をいう。ロケット、気象観測用バルンのような飛しょう（翔）体・同部分品・附属品及び補助装置などを製造する事業所も本分類に含まれる。 主として搭載用誘導装置、制御装置及び計測器類を製造する事業所は中分類29〔2972〕に、地上誘導装置及び制御装置を製造する事業所は中分類30〔3013〕に分類される。 ○荷牛馬車製造業；人力車製造業；荷車製造業；そり製造業；畜力車部分品製造業；人力車部分品製造業；リヤカー製造業；ロケット製造業（武器用を除く）；ブースター製造業；人工衛星製造業；宇宙船製造業；気象観測用バルン製造業；ハンドトラック製造業；車いす製造業（電動式のもの）
E 32101	時計・同部分品製造業	時計・同部分品製造業	3231	主として電気時計を含む時計、時刻指示装置及び時計部分品並びに材料のいかんを問わず、時計側を製造する事業所をいう。 主として購入した機械と時計側から完成時計を製造する事業所も本分類に含まれる。 主として時計ガラスを製造する事業所は中分類21〔2119〕に、プラスチック製時計ガラスを製造する事業所は中分類18〔1897〕に分類される。 ○電気時計製造業；時計部分品製造業（文字板、ぜんまい、歯車、ねじなど）；時計側製造業 ×時計ガラス製造業〔2119〕
E 32102	眼鏡製造業（枠を含む）	眼鏡製造業（枠を含む）	3297	主として眼鏡レンズの研磨を行う事業所及び眼鏡枠又は完成した眼鏡を製造する事業所をいう。 個人の注文により眼鏡を調整する事業所は大分類1－卸売業、小売業〔6082〕に分類される。 ○眼鏡レンズ製造業（個人の注文によるものを除く）；眼鏡枠製造業；サングラス製造業 ×眼鏡店（個人の注文により調製するもの）〔6082〕；眼鏡用ガラス製造業〔2119〕

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	車両工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	航空機製造業	許可	なし	経済産業大臣 【近畿経済産業局】	航空機製造事業法	※航空機の修理を含む。 ※工場ごとに許可が必要
製造業	船舶工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	船舶製造業	許可	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監理部】	造船法	※総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をするものについて許可が必要
				小型船造船業	登録	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監理部】	小型船造船業法	※小型船の製造又は修繕（改造を含み、ドックまたは引揚船台を使用してするものに限る。）を行う事業をいう。 ※「小型船」とは、小型鋼船及び木船をいう。「小型鋼船」とは、総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上の鋼製の船舶（総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上のものを除く。）をいい、「木船」とは、総トン数二十トン以上または長さ十五メートル以上の木製の船舶をいう。 ※造船業の種類及び事業場ごとに登録が必要
製造業	車両工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	車両工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	その他の工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	その他の工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	その他の工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	医療機器・体外診断用医薬品製造業☆	登録	5年	厚生労働大臣 【県薬務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※動物用医療機器は農林水産大臣の許可 ※製造所ごとに許可が必要
				医療機器・体外診断用医薬品製造販売業☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県薬務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。 （例）医科用・歯科用医療機械器具、医療用品、歯科材料、衛生用品、眼鏡、眼鏡レンズ等 ※「製造販売」とは、製造（他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を除く。）又は輸入をした医薬品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を、販売、貸与、若しくは授与すること、又は医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。）を電気通信回線を通じて提供することをいう。 ※「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることがのないものをいう。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
E 32103	他に分類されない 製造業	貴金属・宝石製 品製造業	貴金属・宝石製 装身具（ジュエ リー）製品製造 業	3211	主として貴金属（金、銀、プラチナ等）及び宝石（ダイヤモンド、ルビー、エメラルド等の天然宝 石、真珠等）を用いた装身具などを製造する事業所をいう。 ただし、主として貴金属及び宝石以外の材料からつくられた装身具、身辺細貨品を製造する事業所は 小分類322に分類される。 ○装身具製造業（ネックレス、ブレスレット、指輪、イヤリングなどの貴金属・宝石製のもの）；装 飾品具製造業（貴金属・宝石製のもの）
			貴金属・宝石製 装身具（ジュエ リー）附属品・ 同材料加工業	3212	主として貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品の完成品をつくるための部品（座金、針金、管な ど）を製造加工する事業所をいう。 主として宝石の切断、研磨取り付け、真珠のせん孔等宝石の細工する事業所も含まれる。 ○宝石附属品加工業；宝石切断・研磨業；真珠穴あけ業
			その他の貴金属 製品製造業	3219	主として他に分類されない貴金属（金、銀、プラチナ等）及び宝石（ダイヤモンド、ルビー、エメラ ルド等の天然宝石、真珠など）を用いた製品を製造する事業所をいう。 ○貴金属製ナイフ・フォーク・スプーン製造業；洋食器製造業（貴金属製品）；貴金属製仏具製造 業；賞杯製造業（貴金属製品）
		装身具・ 装飾品・ボタ ン・同関連品製 造業（貴金属・ 宝石製を除く）	装身具・装飾品 製造業（貴金 属・宝石製を除 く）	3221	主として貴金属及び宝石以外の材料から身辺細貨品及び装飾品（造花、装飾用羽毛を除く）を製造す る事業所をいう。なお、貴金属及び宝石以外の材料からつくられるくしなど他に分類されない身辺細 貨品を製造する事業所及びすず・アンチモン製細工品を製造する事業所も本分類に含まれる。 ○プラスチック製装身具製造業；宝石箱製造業（貴金属・宝石製を除く）；小物箱製造業；くし製造 業（貴金属・宝石製を除く）；人造宝石装身具製造業；身辺細貨品製造業（貴金属製を除く）
			造花・装飾用羽 毛製造業	3222	主として材料のいかんを問わず、造花、葉飾及び主に鳥類の羽毛からつくられた装飾用羽毛（羽毛成 品を含む）を製造する事業所をいう。 羽毛の調整、染色などを行う事業所も本分類に含まれる。 ○羽根製造業；羽毛染色業；羽毛成品製造業
			ボタン製造業	3223	主として貴金属及び宝石以外の材料からつくられたボタン及びボタンの部品などを製造する事業所を いう。 ○ボタン製造業（貴金属・宝石製を除く）
			針・ピン・ホッ ク・スナップ・ 同関連品製造業	3224	主としてミシン針、手縫針、ピン・ホック・ホック止、スナップ、ファスナーなどを製造する事業所 をいう。 ○ミシン針製造業；刺しゅう針製造業；編針製造業；レコード針製造業；宝石針（レコード用）製造 業；安全ピン製造業；ヘアピン製造業；画びょう製造業；クリップ製造業；はとめ製造業；スナップ ボタン製造業（糸付けスナップを含む）；かしめ製造業；ファスナー製造業；こはぜ製造業
			その他の装身 具・装飾品製 造業	3229	主としてその他の装身具、装飾品を製造する事業所をいう。 ○かもじ製造業；かつら製造業；人形髪製造業
		楽器製造業	ピアノ製造業	3241	主としてピアノを製造する事業所をいう。
			その他の楽器・ 楽器部品・同材 料製造業	3249	主としてピアノを除く楽器及び楽器部品並びに同材料を製造する事業所をいう。 ○楽器製造業（ピアノを除く）；ギター製造業；電気ギター製造業；和楽器製造業；管楽器製造業； 打楽器製造業；弦楽器製造業；ハーモニカ製造業；オルゴール製造業；オルガン製造業；電子ピアノ 製造業
		がん具・運動用 具製造業	娯楽用具・がん 具製造業（人形 を除く）	3251	主として室内娯楽用具、がん具（人形を除く）及び児童乗物を製造する事業所をいう。 ○家庭用テレビゲーム機製造業；携帯用電子ゲーム機製造業；ラジオコントロールカー製造業；囲碁 用品製造業；将棋用品製造業；マージャンパイ製造業；かるた製造業；トランプ製造業；ゲーム盤製 造業；教材がん具製造業；風船製造業；折紙製造業；積木製造業；羽子板製造業；押絵羽子板製造 業；パーティ用品製造業；モデルシップ製造業；がん具用変圧器製造業；塗り絵製造業；プラモデル 製造業；乳母車製造業；子供用自転車製造業（径12インチ未満）；三・四輪車製造業（児童用） ×業務用テレビゲーム機製造業〔2722〕；ゲーム用カセット製造業〔3296〕；自転車製造業（径 12インチ以上）〔3191〕；アイススケート、ローラースケート製造業〔3253〕
			人形製造業	3252	主として模型以外の人形及び人形の部品、衣服、人形に附属する諸道具を製造する事業所をいう。 ○人形製造業（材料を問わず）；人形マスク製造業；人形附属品製造業（人形髪を除く）；ひな祭用 三方製造業
			運動用具製造業	3253	主として運動用具を製造する事業所をいう。 主な製品は、ゴルフ、テニス、バースボール、フットボール、バスケットボール、ボクシング、ス キー、スケート、卓球、玉突などの用具、備品及び運動場・体育館備品などである。ただし、運動用 衣服類を製造する事業所は中分類11〔1165、1169〕に、靴は使用材料によって中分類11 〔1189〕、19〔1921、1922〕、20〔2041〕に分類される。 ○スポーツ用具製造業（衣類、靴を除く）；運動用具製造業（衣類、靴を除く）；ゴルフクラブ製造 業；なめし革製運動用具製造業；玉突台・玉突用品製造業；体育設備製造業（飛台、ろく木など）； 釣ざお製造業；釣針製造業；びく製造業；釣り用リール製造業；空気銃製造業；猟銃製造業；猟銃実 包用薬きょう製造業；ゴムボール製造業；スキー用具製造業；ウインドサーフィン用具製造業；アイ ススケート、ローラースケート製造業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	その他の工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
				猟銃等製造業	許可	なし	知事 【県消防課】	武器等製造法	※「猟銃等」とは、猟銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃、空気銃をいう。 ※改造及び修理を含む。 ※工場又は事業場ごとに許可が必要

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 32103	他に分類されない製造業	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	3261	主として万年筆、シャープペンシル、ペン軸、ペン先、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、鉛筆しんなど及びこれらの部品を製造する事業所をいう。 ○ペン先・ペン軸製造業；シャープペンシル製造業；ガラスペン製造業；鉄筆製造業；万年筆ペン先製造業；ボールペン製造業；マーキングペン（マーカーペン）製造業；鉛筆しん製造業；色鉛筆しん製造業；鉛筆軸製造業；鉛筆塗装業
		毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）	3262	主として毛筆、画筆、描画テーブル、画板、パレット、スケッチボックス、絵画用縮図器、絵具及びろう、描画用インキ及び下図材料、焼画用品などの絵画用品を製造する事業所をいう。 製図用器具を製造する事業所は細分類3269に分類される。 ○油絵具製造業；絵画用筆製造業；パレット製造業（絵画用のもの）；スケッチボックス製造業；カンバス製造業（絵画用のもの）；水彩絵具製造業；画筆製造業；画布製造業；画絹製造業；アーチストワークス製造業；美術用木炭製造業；画架製造業；画板製造業；クレヨン製造業；バステル製造業×製図用器具製造業【3269】；パレット製造業（物流運搬用）【3293】
		その他の事務用品製造業	3269	主として他に分類されないその他の事務用品を製造する事業所をいう。 ○手押スタンプ製造業；焼印製造業；形板製造業；そろばん製造業；鉛筆箱（筆入れ）製造業；ステープラ製造業（ホッチキス）；穴あけ器製造業；鉛筆削器製造業；墨製造業；墨汁製造業；朱肉製造業；事務用のり製造業；謄写版製造業；計算尺製造業；製図用器具製造業（三角・T定規、コンパス、烏口など）；印章製造業
		漆器製造業	3271	主として生地の材料のいかんを問わず、漆器を製造する事業所をいう。 ○家具（漆塗り）製造業；漆器製造業（ぜん・わん・はしなど）；箱（漆塗り）製造業（小物箱・重箱など）；金属漆器製造業；漆工芸品製造業；漆器研ぎ出し業；漆器製宗教用具製造業；漆塗装業；漆塗り建具製造業；錆縁・額縁製造業（漆塗り）；じゅう器（漆塗り）製造業；美術品（漆塗り）製造業
		畳等生活雑貨製品製造業	3281	主として麦わら、パナマ、経木などの帽子を製造する事業所及びわらで、綱、綱、かます、俵、わら細工品などを製造する事業所をいう。 主として畳床を製造する事業所は細分類3282に分類される。 ○経木帽子製造業；紙糸帽子製造業；さなだ帽子製造業；わら工品製造業（畳を除く）；わら縄製造業；かます製造業（わら製のもの）；俵製造業（わら製のもの）；わら草履製造業×ハンドバッグ製造業【2072】；畳床製造業【3282】
		畳製造業	3282	主としてい（藁）草、わら及び合成繊維などで畳を製造する事業所をいう。 ○畳床製造業（プラスチック発泡製品とわら製品との合成品を含む）；畳表製造業；い草畳表製造業；プラスチック畳表製造業；むしろ製造業；花むしろ製造業；ござ製造業；薄べり製造業；青むしろ製造業；七島むしろ製造業；合成繊維製畳表製造業
		うちわ・扇子・ちょうちん製造業	3283	主として材料のいかんを問わず、うちわ、扇子、ちょうちんを製造する事業所をいう。 ○扇子・扇子骨製造業；羽根扇子製造業；ちょうちん・同部品製造業；うちわ・うちわ骨製造業
		ほうき・ブラシ製造業	3284	主として材料のいかんを問わず、家庭用、工業用、その他あらゆる種類のほうき及びブラシを製造する事業所をいう。 ○ブラシ類製造業（家庭用・工業用など）；竹ほうき製造業；草ほうき製造業；くまで製造業；ささら製造業；モップ製造業；はけ製造業；はたき製造業；たわし製造業；毛はたき製造業；家庭用ほうき製造業；歯ブラシ製造業；化粧用ブラシ製造業
		喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）	3285	主としてシガレットライター及びシガレットケース等の喫煙用具を製造する事業所をいう。 ○たばこ用ライター製造業；たばこ用ケース製造業；たばこフィルター製造業（カートリッジ式のもの）；喫煙パイプ製造業；きせる製造業
		その他の生活雑貨製品製造業	3289	主として傘、マッチ、魔法瓶など他に分類されない生活雑貨製品を製造する事業所をいう。 ○洋傘・同部分品製造業；洋傘骨製造業；洋傘手元製造業；和傘製造業；蛇の目傘製造業；日傘製造業；和傘骨製造業；マッチ製造業；マッチ箱製造業；マッチ軸製造業；魔法瓶製造業；保温ジャー製造業（電子式を除く） ×魔法瓶用ガラス製中瓶製造業【2119】；電子式保温ジャー製造業【2931】

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	その他の工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
E 32103	他に分類されない製造業	他に分類されない製造業	煙火製造業	3291 主として煙火（観賞用、競技用、信号用、がん具用など）並びに信号炎管及び信号火せん（箭）を製造する事業所をいう。 ○花火製造業；信号炎管製造業；信号火せん製造業；信号弾・えい光弾・せん光弾製造業
		他に分類されない製造業	看板・標識機製造業	3292 主として看板及び標識機（電氣的、機械的なものを含む）を製造する事業所をいう。ネオンサインを製造する事業所も本分類に含まれる。 ○広告装置製造業；展示装置製造業；ネオンサイン製造業；看板製造業（看板書き業を除く）；宣伝用気球（アドバルーン）製造業
			パレット製造業	3293 主として材料のいかんを問わず、荷役・運搬用パレットを製造する事業所をいう。
			モデル・模型製造業	3294 主として材料のいかんを問わず、モデル、模型を製造する事業所をいう。 ただし、靴型を製造する事業所は中分類12〔1299〕に、工業用試作品モデル及びデザインモデルを製造する事業所は細分類3295に分類される。 ○人台製造業；マネキン人形製造業；人体模型製造業；食品模型製造業；果物模型製造業 ×模様形製造業〔1159〕；靴型製造業〔1299〕；教材用模型がん具製造業〔3251〕；モデルシップ製造業〔3251〕；プラモデル製造業〔3251〕
			工業用模型製造業	3295 主として材料のいかんを問わず、工業用の模型を製造する事業所をいう。 ○鑄造模型製造業；金型加工用倣いモデル製造業；デザインモデル製造業；試作品モデル製造業；木型製造業
			情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）	3296 主として情報を記録した物を製造する事業所をいう。 ただし、主として新聞、書籍等を発行する事業所は大分類Gー情報通信業〔413, 414〕に、印刷物を印刷する事業所は中分類15〔151〕に、生の記録媒体物（磁気テープ、磁気ディスク等）を製造する事業所は中分類28〔2832〕に、情報処理・情報提供サービスを行っている事業所は大分類Gー情報通信業〔392〕に分類される。 ○オーディオディスクレコード製造業；ビデオディスクレコード製造業；磁気カード製造業（入力まで行っている事業所）；電子応用がん具用カセット製造業
			他に分類されないその他の製造業	3299 主として他のいずれにも分類されない各種製品を製造する事業所をいう。 ○押絵製造業；靴中敷物製造業（革製を除く）；つえ製造業；幻灯スライド製造業；懐炉製造業；救命具製造業；獣毛整理業（羊毛、羊毛類の毛を除く）；パールエッセンス製造業；人体保護具製造業（ヘルメット、顔面保護具など）；懐炉灰製造業；鳥獣魚類はく製製造業；たどん製造業；真珠核製造業；リノリウム・同製品製造業；靴ひきマット製造業；線香製造業；葬具製造業；繊維壁材製造業；建築用吹付材製造業；ルームユニット製造業；種子帯製造業；におい袋製造業；はえ取紙製造業；オガライト製造業；オガタン製造業；木質パレット製造業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	その他の工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
F 33100	電気業	電気業	発電業	3311 事業者自らが維持、運用する電気工作物（発電用又は蓄電用）を用いて、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業のため、または自家用発電や特定供給を行うための電気の発電、放電を行う事業所をいう。ただし、一般送配電事業により離島等供給を行う事業所を除く。 ○水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；風力発電所；蓄電施設
			送配電業	3312 事業者自らが維持、運用する電気工作物（送電用及び配電用）により、供給区域において振替供給、接続供給や電力量調整供給を行う事業所（発電事業に該当する部分を除く。）をいう。なお、離島等供給、最終保障供給、特定送配電事業を行う事業所を含む。 ○一般送配電事業；送電事業；配電事業；特定送配電事業；変電施設
			電気小売業	3313 電気の小売供給を行う事業所をいう。ただし、一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分の事業を除く。 ○小売電気事業
			電気卸供給業	3314 電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）に対し、発電又は放電を指示する方法等により集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業のために供給する事業所をいう。 ○特定卸供給事業（アグリゲーター）
F 34100	ガス業	ガス業	ガス製造業	3411 自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業所をいう。ただし、自ら採取した天然ガスを導管により供給する事業所は大部分C－鉱業、採石業、砂利採取業【0532】に分類される。 ○ガス製造事業；天然ガス業（導管により供給するもの） ×天然ガス鉱業【0532】
			ガス導管業	3412 自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域又は特定の供給地点において託送供給を行う事業所をいう。 ○一般ガス導管事業；特定ガス導管事業
			ガス小売業	3413 導管によりガスの小売供給を行う（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。）事業所をいう。 ○簡易ガス事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもの）
F 35100	熱供給業	熱供給業		3511 一般の需要に応じボイラ、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所をいう。 ○地域暖房業；地域暖房業；蒸気供給業
F 36100	水道業	上水道業		3611 一般の需要に応じ給水の目的で布設する水道管及びその他の施設をもって人の飲用に適する水を供給する事業所をいう。かんがい用水の供給を行う事業所は大部分A－農業、林業【0131】に分類される。 ○水道用水供給事業；簡易水道業；浄水場・配水場・ポンプ場・貯水池管理事務所；船舶給水業
		工業用水道業		3621 一般の需要に応じ給水の目的で布設する水道管及びその他の施設をもって、工業の用に供する水（水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水を供給するものを除く）を供給する事業所をいう。 ○工業用水浄水場；工業用水配水場；工業用水ポンプ場
		下水道業	下水道処理施設 維持管理業	3631 主として下水を処理するために設けられる処理施設及びポンプ施設の運転、保守、点検などの作業を行う事業所をいう。 ○下水処理場（維持管理の作業を行うもの）；下水ポンプ場（維持管理の作業を行うもの）
			下水道管路施設 維持管理業	3632 主として下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設の清掃、調査・点検、補修などの作業を一体的に行う事業所をいう。 ○下水出張所（維持管理の作業を行うもの）
G 37101	電気通信業	固定電気通信業	地域電気通信業 （有線放送電話 業を除く）	3711 主として県内等地域内における固定通信を行うための手段の設置、運用を行う事業所をいう。 ○東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の本社・支店・ネットワークセンター；固定通信により地域内における電気通信役務を提供している事業者の本社・支社・支店・営業所・ネットワークセンター
			長距離電気通信 業	3712 主として長距離における固定通信を行うための手段の設置、運用を行う事業所をいう。 ○固定通信により長距離（県間・国際間等）の電気通信役務を提供している事業者の本社・支社・支店・国際通信センター・サブセンター・海底線中継所・衛星通信所
			有線放送電話業	3713 有線による放送及び通話両面の設備を用い主として市町村等の一定の区域内における利用者のために放送と通話取扱のサービスを提供する事業所をいう。 ○有線放送電話農業協同組合；有線放送電話共同施設協会；有線放送電話協会（有線放送電話事業を営むもの）
			その他の固定電 気通信業	3719 他に分類されない固定電気通信業を営む事業所をいう。 ○音声蓄積サービス業；ファックス蓄積サービス業；ISP（インターネット・サービス・プロバイダ）；IX（インターネット・エクスチェンジ）業；IDC（インターネット・データ・センター）業；ICT基盤共用サービス業（IaaS、PaaS）
		移動電気通信業		3721 主として移動通信を行うための手段の設置、運用を行う事業所（基地局を設置せずに事業を行う仮想移動電気通信事業者の事業所を含む）をいう。 ○携帯電話業；PHS業；衛星携帯電話業
G 37102	電気通信に附帯するサービス業	電気通信に附帯するサービス業		3731 他に分類されない電気通信に附帯するサービスを提供する事業所をいう。 ○電気通信業務受託会社；空港無線電話業務受託会社；移動無線センター；媒介等業務受託者（携帯電話機等小売が主のものを除く）

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	発電事業	届出	なし	経済産業大臣 【資源エネルギー庁】	電気事業法	※発電事業とは、自ら電力を発電し、小売電気事業者等に供給する事業をいう。 ※発電事業の届出は、以下の何れの条件にも該当する発電用の電気工作物について、小売電気事業者等の用に供する電力の合計が1万kWを超えるものである場合に必要となる。 ①系統連系点単位でつながっている発電設備の設備容量の合計値が1000kW以上であること。 ②上記①を満たすものについて、発電設備の発電容量(kW)に占める託送契約上の同時最大受電電力(自己託送を除く。)の割合が5割を超えること(出力10万kWを超える場合は1割を超えること)。 ③上記①を満たすものについて、当該発電設備の年間の発電電力量(kWh)(所内消費除く。)に占める系統への逆潮流量(自己託送を除く。)の割合が5割を超えることが見込まれること(出力10万kWを超える設備の場合は、逆潮流量が1割を超えること)。
				小売電気事業	登録	なし	経済産業大臣 【資源エネルギー庁】	電気事業法	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	ガス製造事業	届出	なし	経済産業大臣 【資源エネルギー庁】	ガス事業法	※自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であって、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。 ※一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業をいう。 ※自らが維持し、及び運用する導管により供給区域において託送供給を行う事業をいう。 ※自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業をいう。
				ガス小売事業	登録	なし	経済産業大臣 【資源エネルギー庁】	ガス事業法	
				一般ガス導管事業	許可	なし	経済産業大臣 【資源エネルギー庁】	ガス事業法	
				特定ガス導管事業	届出	なし	経済産業大臣 【資源エネルギー庁】	ガス事業法	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	熱供給業	許可	なし	経済産業大臣 【資源エネルギー庁】	熱供給事業法	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	水道事業	認可	なし	厚生労働大臣	水道法	※登録は任意
				下水道処理施設維持管理業	登録	5年	国土交通大臣 【近畿地方整備局】	下水道処理施設維持管理業者登録規程	
通信業	通信業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	電気通信事業 (プロバイダー)	登録 届出	なし	総務大臣 【近畿総合通信局】	電気通信事業法	※設置する電気通信回線設備の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は届出、超える場合は登録が必要。 ※電気通信事業者が無線設備を用いたネットワークを構築するときには、電波法に基づく無線局免許も必要になる場合がある。
サービス業	情報通信サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細目
		小・細分類	コード	
G 38100	放送業	公共放送業（有線放送業を除く）		3811 主として公共の目的のため、非営利的に放送事業を行う事業所をいう。
		民間放送業（有線放送業を除く）	テレビジョン放送業（衛星放送業を除く）	3821 主として広告料収入又は有料放送収入によりテレビジョン放送事業（ラジオ放送事業を兼営するものを含む）を行う事業所をいう。 ○テレビジョン放送事業者（ラジオ放送事業を兼営するものを含む）本社・同放送局・同放送センター
			ラジオ放送業（衛星放送業を除く）	3822 主として広告料収入又は有料放送収入によりラジオ放送事業を行う事業所をいう。 ○中波ラジオ放送事業者本社・同放送局；超短波（FM）放送事業者本社・同放送局；コミュニティFM放送事業者本社・同放送局；短波放送事業者本社・同放送局
			衛星放送業	3823 主として放送衛星又は通信衛星により放送事業を行う事業所をいう。 ○衛星放送事業者本社・同放送局・同放送センター；放送衛星・通信衛星提供事業者本社・同放送局・同放送センター；有料衛星放送管理事業者本社
			その他の民間放送業	3829 他に分類されない放送事業を行う事業所をいう。 ○文字単営放送事業者本社・同放送局
		有線放送業	有線テレビジョン放送業	3831 主として有線の電気通信設備によりテレビジョン放送事業（ラジオ放送事業を兼営するものを含む）を行う事業所をいう。 ○ケーブルテレビ（CATV）業；共同聴視業
			有線ラジオ放送業	3832 主として有線の電気通信設備によりラジオ放送事業のみを行う事業所をいう。 ○有線音楽放送業；街頭放送業；告知放送業
G 39101	ソフトウェア業	ソフトウェア業	受託開発ソフトウェア業	3911 顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。 ○プログラム作成業；情報システム開発業；システム開発コンサルタント業；システムインテグレーションサービス業
			組込みソフトウェア業	3912 情報通信機械器具、輸送用機械器具、家庭用電気製品等に組み込まれ、機器の機能を実現するためのソフトウェアを作成する事業所をいう。
			パッケージソフトウェア業	3913 電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。
			ゲームソフトウェア業	3914 家庭用テレビゲーム機、携帯用電子ゲーム機、パーソナルコンピュータ等で用いるゲームソフトウェア（ゲームソフトウェアの一部を構成するプログラムを含む。）の作成及びその作成に関して、調査、分析、助言などを行う事業所をいう。 ○ゲーム用ソフトウェア作成業 ×ゲーム用カセット製造業〔3296〕；ゲーム用光ディスク製造業〔3296〕
G 39102	情報処理サービス業	情報処理・提供サービス業	情報処理サービス業	3921 電子計算機などを用いて委託された計算サービス（顧客が自ら運転する場合を含む）、データエントリーサービスなどを行う事業所をいう。 ○受託計算サービス業；計算センター；データエントリー業
G 39103	情報提供サービス業	情報処理・提供サービス業	情報提供サービス業	3922 各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する事業所をいう。 ○データベースサービス業（不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報などの提供サービス業）
G 39104	その他の情報処理・提供サービス業	情報処理・提供サービス業	市場調査・世論調査・社会調査業	3923 市場・世論・社会に関する情報の調査・分析を行う事業所をいう。 ×情報提供サービス業〔3922〕；経営コンサルタント業〔7281〕
			その他の情報処理・提供サービス業	3929 他に分類されない情報処理・提供サービスを行う事業所をいう。 ×情報提供サービス業〔3922〕；経営コンサルタント業〔7281〕；市場調査・世論調査・社会調査業〔3923〕
G 40101	インターネット附随サービス業	インターネット附随サービス業	ポータルサイト・サーバ運営業	4011 主としてインターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用させるサービスを提供する事業所であって、他に分類されないものをいう。 広告の提供を目的とするものや、サーバ等の機能を主として他の事業の目的のために利用させるものは、本分類には含まれない。 ○ウェブ情報検索サービス業；インターネット・ショッピング・サイト運営業；インターネット・オークション・サイト運営業 ×インターネット広告業〔7311〕 ※性風俗関連特殊営業を除く。
			アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ	4012 主としてインターネットを通じて、アプリケーションを提供する事業所又は音楽、映像等のコンテンツを配信する事業所であって、他に分類されないものをいう。 ○ICTアプリケーション共用サービス業（ASP事業、SaaS事業）；コンテンツ配信プラットフォームサービス（放送に該当しないもの） ※性風俗関連特殊営業を除く。
			インターネット利用サポート業	4013 主としてインターネットを通じて、インターネットを利用する上で必要なサポートサービスを提供する事業所をいう。 ○電子認証業；情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業 ※性風俗関連特殊営業を除く。
G 41101	新聞業、出版業	新聞業		4131 主として新聞の発行（電子版を含む。）を行う事業所をいう。ただし、主として新聞の印刷を行う事業所は大部分E-1製造業〔151〕に分類される。 ○新聞社；新聞発行業；新聞印刷発行業 ×新聞印刷業〔151〕；新聞印刷発行業（印刷を主とするもの）〔151〕
		出版業		4141 主として書籍、教科書、辞典、パンフレット、雑誌、定期刊行物などの出版（電子出版を含む。）を行う事業所をいう。ただし、主として書籍等の印刷を行う事業所は大部分E-1製造業〔151〕に分類される。 ○書籍出版・印刷出版業；教科書出版・印刷出版業；辞典出版・印刷出版業；パンフレット出版・印刷出版業；雑誌・定期刊行物出版・印刷出版業；情報誌発行業 ×印刷業〔151〕；印刷出版業（印刷を主とするもの）〔151〕

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	放送業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)	無線局（民間 放送業）	免許	なし	総務大臣 【近畿総合通 信局】	電波法	※無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
				有線テレビ ジョン放送事 業	許可 届出	なし	総務大臣 【近畿総合通 信局】	放送法	※施設の設置は総務大臣の許可が必要 ※業務の開始は総務大臣への届出が必要
				共同聴視業	許可 届出	なし	総務大臣 【近畿総合通 信局】	有線電気通信法	※ラジオの共同聴視業および小規模（引込端子数が500未満）
				有線ラジオ放 送業	届出	なし	総務大臣 【近畿総合通 信局】	放送法	
製造業	ソフトウェア 業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
製造業	情報処理サー ビス業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
サービス業	情報通信サー ビス業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)						
サービス業	情報通信サー ビス業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)						
通信業	インターネット 附随サービ ス業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	電気通信事業 (プロバイ ダー)	登録 届出	なし	総務大臣 【近畿総合通 信局】	電気通信事業法	※設置する電気通信回線設備の規模及び当該電気通信回線設備を設 置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合は届出、 超える場合は登録が必要。 ※電気通信事業者が無線設備を用いたネットワークを構築するとき には、電波法に基づく無線局免許も必要になる場合がある。
出版業	－	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		コード	細 目
		小・細分類	コード		
G 41102	ニュース供給業	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	ニュース供給業	4161	新聞、定期刊行物、テレビジョン、ラジオ等にニュースを供給する事業所をいう。 ○新聞社支局（印刷発行を行わないもの）；日本放送協会放送局支局（放送設備のないもの）；民間放送局支局（放送設備のないもの）
G 41103	広告制作業	広告制作業		4151	主として印刷物にかかる広告の企画、制作を行う事業所をいう。 ただし、依頼人のために広告に係る総合的なサービスを提供する事業所は大部分しー学術研究、専門・技術サービス業〔7311〕に分類される。 ○広告制作業（印刷物にかかるもの）；広告制作プロダクション（印刷物にかかるもの） ×広告業〔7311〕；屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）〔7311〕；映像情報制作・配給業〔411〕；新聞業〔4131〕；出版業〔4141〕；著述家業〔7271〕；デザイン業〔7261〕；コピーライター業〔7299〕
G 41104	その他の映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業	4114	主として映画、ビデオ又はテレビジョン番組の配給を行う事業所をいう。 フィルムの配達交換、購入などを行う事業所も本分類に含まれる。 ○映画フィルム配給部（映画制作業から独立しているもの）；映画配給業；ケーブルテレビジョン番組配給業；有線テレビジョン放送番組配給業
		音声情報制作業	レコード制作業	4121	主としてレコードの企画・制作を行う事業所をいう。 ○レコード会社；音楽出版会社
			ラジオ番組制作業	4122	主としてラジオ番組の制作を行う事業所をいう。 ○ラジオコマーシャル制作業
		映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	4169	他に分類されない映像・音声・文字情報制作に附帯するサービスを提供する事業所をいう。 ○映画出演者あっせん業；映画フィルム現像業（※）；タイトル書き業；ポストプロダクション業；貸スタジオ業（映画撮影・録音用）；レコーディングスタジオ；レコーディングエンジニア業；出版物編集業 ×映画用諸道具賃貸業〔7091〕；映写機賃貸業〔7091〕；映画フィルム賃貸業〔7091〕；写真現像・焼付業〔7993〕；映写機修理業〔9011〕 ※映画フィルム現像業については、他の業者から委託をうけ加工する場合は「G41151」
G 41151	映像情報制作業	映像情報制作・配給業	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）	4111	主として映画（アニメーションを除く）の制作を行う事業所又は制作及び配給の両者を行う事業所並びに記録物、創作物などのビデオ制作を行う事業所をいう。 ○映画撮影所；小型映画制作業；映画制作業；ビデオ制作業 ※○〔4169〕映画フィルム現像業（業者から委託を受けて行うものに限る。）
			テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）	4112	主としてテレビジョン番組（アニメーションを除く）の制作を行う事業所をいう。 ○テレビコマーシャル制作業
			アニメーション制作業	4113	主としてアニメーションの制作を行う事業所をいう。

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	情報通信サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
サービス業	情報通信サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
サービス業	情報通信サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
製造業	その他の工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
H 42100	鉄道業	鉄道業	普通鉄道業	4211 線路を使用して旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。ただし、軌道業、地下鉄道業、モノレール鉄道業、案内軌条式鉄道業、鋼索鉄道業、索道業、無軌条電車業を除く。 ○鉄道事業者の本社・支社・支店（現業活動を併せ行うもの）；運行本部；運転指令所；駅；建築区；保線区；車掌区；電力区；信号通信区；電車区；CTCセンター
			軌道業	4212 道路面に敷設された線路を使用して、主として旅客の運送を行う事業所をいう。
			地下鉄道業	4213 主として地下（山岳トンネルを除く）に敷設された線路を使用して、旅客の運送を行う事業所をいう。
			モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）	4214 軌条上をこ（跨）座式又は懸垂式で車両を走行させ、主として旅客の運送を行う事業所をいう。
			案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）	4215 案内軌条により誘導された車両を走行させ、主として旅客の運送を行う事業所をいう。
			鋼索鉄道業	4216 軌条と索条（ワイヤロープ）を併用して高度差のある地点間で車両を走行させ、主として旅客の運送を行う事業所をいう。 ○ケーブルカー業
			索道業	4217 架空の索条（ワイヤロープ）に運搬用具（搬器）をつるして旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。 ○ロープウェイ業；リフト業
			その他の鉄道業	4219 主として他に分類されない鉄道業を営む事業所をいう。 ○無軌条電車業（トロリーバス業）
H 43100	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業		4311 自動車により有償で乗合旅客の運送を行う事業所をいう。 ○乗合バス業
		一般乗用旅客自動車運送業		4321 乗車定員10人以下の自動車を貸切って有償で旅客の運送を行う事業所をいう。 ○ハイヤー業；タクシー業；福祉タクシー業
		一般貸切旅客自動車運送業		4331 乗車定員11人以上の自動車を貸切って有償で旅客の運送を行う事業所をいう。 ○貸切バス業
		その他の道路旅客運送業	特定旅客自動車運送業	4391 特定の者との契約に基づき、自動車により有償で特定の旅客の運送を行う事業所をいう。
			他に分類されない道路旅客運送業	4399 自動車により無償で旅客の運送を行う事業所及び人力車、自転車などの軽車両によって旅客の運送を行う事業所をいう。 ○無償旅客自動車運送業；人力車業；輪タク業；乗合馬車業
H 44100	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）	4411 他人の需要に応じて有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）により貨物の運送を行う事業所をいう。
			特別積合せ貨物運送業	4412 一般貨物自動車運送業のうち、営業所その他の事業場において集貨された貨物の仕分を行い、集貨された貨物を積合せて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配送に必要な仕分を行う事業所であって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。
		特定貨物自動車運送業		4421 特定の荷主との契約に基づき、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）により有償で貨物の運送を行う事業所をいう。
		貨物軽自動車運送業		4431 三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車により有償で貨物の運送を行う事業所をいう。
		集配利用運送業		4441 他人の需要に応じて有償で、船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して、自動車による集貨及び配達を併せ一貫して貨物の運送を行う事業所をいう。 ○第二種利用運送業 ※鉄道・軌道関係は「H44151」
		その他の道路貨物運送業		4499 自動車により無償で貨物の運送を行う事業所並びに自転車などの軽車両及び原動機付自転車によって貨物の運送を行う事業所をいう。 ○無償貨物自動車運送業；自転車貨物運送業
H 44151	集配利用運送業（鉄道・軌道関係）	集配利用運送業		4441 他人の需要に応じて有償で、鉄道運送事業者の行う運送を利用して、自動車による集貨及び配達を併せ一貫して貨物の運送を行う事業所をいう。 ○第二種利用運送業 ※鉄道・軌道関係以外は「H44100」

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者【照会先】	関係法令	備考																														
		資本金	従業員数 (小規模)																																				
運送業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	鉄道事業	許可	なし	国土交通大臣	鉄道事業法	※路線及び鉄道事業の種類ごとに許可が必要																														
				索道事業	許可	なし	国土交通大臣	鉄道事業法	※索道ごとに許可が必要																														
運送業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	一般乗合・一般乗用旅客自動車運送事業☆	許可	なし	運輸局長【兵庫陸運部】	道路運送法	※一般乗合旅客自動車運送事業とは、路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業をいう。 ※一般乗用旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業をいう。																														
				個人タクシー（1人1車制）	許可	1年以上	運輸局長【兵庫陸運部】	道路運送法	※個人タクシーの許可は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を前提として交付される。																														
				自家用有償旅客運送事業☆	登録	2年	運輸局長【兵庫陸運部】	道路運送法	※特定非営利活動法人（NPO法人）等が自家用自動車によって福祉有償運送又は公共交通空白地有償運送を行う事業をいう。 ※自動車の運行管理の体制の整備等について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送（事業者協力型自家用有償旅客運送）に係る登録の有効期間及び当該登録の更新に際し是正措置の命令を受けていないこと等道路運送法で定める事項に該当する場合の有効期間は、5年である。 ※更新時の有効期間は2年、3年又は5年																														
				一般貸切旅客自動車運送事業☆	許可	5年	運輸局長【兵庫陸運部】	道路運送法	※一般貸切旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業をいう。 ※平成29年3月31日以前に許可を受けている場合は、下表のとおり、許可を受けた日によって有効期限が決まる。																														
				<table><tr><th colspan="4">平成29年3月31日以前に許可を受けている場合の有効期限</th></tr><tr><th>許可を受けた年の西暦下一桁</th><th>許可を受けた月日の範囲</th><th>更新年</th><th>有効期限 (月日は許可を受けた月日となる。)</th></tr><tr><td rowspan="2">2又は7</td><td>1月1日～3月31日</td><td>令和4年</td><td>令和4年1月1日～同年3月31日</td></tr><tr><td>4月1日～12月31日</td><td>平成29年</td><td>平成29年4月1日～同年12月31日</td></tr><tr><td>3又は8</td><td>—</td><td>平成30年</td><td>平成30年1月1日～同年12月31日</td></tr><tr><td>4又は9</td><td>—</td><td>平成31年</td><td>平成31年1月1日～同年12月31日</td></tr><tr><td>5又は0</td><td>—</td><td>令和2年</td><td>令和2年1月1日～同年12月31日</td></tr><tr><td>1又は6</td><td>—</td><td>令和3年</td><td>令和3年1月1日～同年12月31日</td></tr></table> (例) 1967年12月15日に許可を受けた事業者 → 2017年（平成29年）12月15日まで有効 2001年1月6日に許可を受けた事業者 → 2021年（令和3年）1月6日まで有効					平成29年3月31日以前に許可を受けている場合の有効期限				許可を受けた年の西暦下一桁	許可を受けた月日の範囲	更新年	有効期限 (月日は許可を受けた月日となる。)	2又は7	1月1日～3月31日	令和4年	令和4年1月1日～同年3月31日	4月1日～12月31日	平成29年	平成29年4月1日～同年12月31日	3又は8	—	平成30年	平成30年1月1日～同年12月31日	4又は9	—	平成31年	平成31年1月1日～同年12月31日	5又は0	—	令和2年	令和2年1月1日～同年12月31日	1又は6	—	令和3年	令和3年1月1日～同年12月31日
				平成29年3月31日以前に許可を受けている場合の有効期限																																			
許可を受けた年の西暦下一桁	許可を受けた月日の範囲	更新年	有効期限 (月日は許可を受けた月日となる。)																																				
2又は7	1月1日～3月31日	令和4年	令和4年1月1日～同年3月31日																																				
	4月1日～12月31日	平成29年	平成29年4月1日～同年12月31日																																				
3又は8	—	平成30年	平成30年1月1日～同年12月31日																																				
4又は9	—	平成31年	平成31年1月1日～同年12月31日																																				
5又は0	—	令和2年	令和2年1月1日～同年12月31日																																				
1又は6	—	令和3年	令和3年1月1日～同年12月31日																																				
特定旅客自動車運送事業☆	許可	なし	運輸局長【兵庫陸運部】	道路運送法	※特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業であって、無償旅客自動車運送事業以外のものをいう。																																		
旅客軽車両運送事業	届出	なし	運輸局長【兵庫陸運部】	道路運送法	※他人の需要に応じ、軽車両により有償で旅客を運送する事業をいう。																																		
運送業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	一般貨物自動車運送事業☆	許可	なし	運輸局長【兵庫陸運部】	貨物自動車運送事業法	※他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。																														
貨物運送取扱事業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	特定貨物自動車運送事業☆	許可	なし	運輸局長【兵庫陸運部】	貨物自動車運送事業法	※特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。																														
				貨物軽自動車運送事業	届出	なし	運輸局長【兵庫陸運部】	貨物自動車運送事業法	※他人の需要に応じ、三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車により有償で貨物を運送する事業をいう。																														
				第二種利用運送業	許可	なし	国土交通大臣	貨物利用運送事業法	「第二種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じて、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車による運送とを一貫して行う事業をいう。																														

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
H 45100	水運業	外航海運業	外航旅客海運業	4511	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により主として旅客の運送を行う事業所をいう。 旅客船により自動車と当該自動車の運転者、乗務員、乗客又は積載貨物の運送を併せて行う事業所も本分類に含まれる。 ○外航旅客定期航路業；外航旅客不定期航路業
			外航貨物海運業	4512	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により主として貨物の運送を行う事業所をいう。 ○外航貨物定期航路業；外航貨物不定期航路業
		沿海海運業	沿海旅客海運業	4521	日本沿岸諸港間（港湾内を除く）を船舶により主として旅客の運送を行う事業所をいう。 旅客船により自動車と当該自動車の運転者、乗務員、乗客又は積載貨物との運送を併せて行う事業所も本分類に含まれる。 ○国内旅客定期航路業；国内旅客不定期航路業（旅客定員12 人以下の船舶によるものも含む）；自動車航送業（旅客定員13 人以上の旅客船によるもの）
			沿海貨物海運業	4522	日本沿岸諸港間を船舶により主として貨物の運送を行う事業所をいう。 ○内航貨物定期航路業；内航貨物不定期航路業； 自動車航送業（旅客定員13 人以上の船舶によるものを除く）
		内陸水運業	港湾旅客海運業	4531	主として港湾内において船舶により旅客の運送を行う事業所をいう。 ○通船業；港湾内遊覧船業
			河川水運業	4532	主として河川において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。 ○河川渡船業；河川遊覧船業
			湖沼水運業	4533	主として湖沼において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。 ○湖沼渡船業；湖沼遊覧船業
		船舶貸渡業	船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）	4541	主として運航業者に船舶（内航船舶を除く）の貸渡し又は運航の委託を行う事業所をいう。
			内航船舶貸渡業	4542	主として運航業者に内航船舶の貸渡し又は運航の委託を行う事業所をいう。
		H 46100	航空運輸業	航空運送業	
航空機使用業（航空運送業を除く）				4621	航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業所をいう。
H 47100	倉庫業	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）		4711	倉庫（冷蔵倉庫を除く）に物品を保管することを業とする事業所をいう。 ○普通倉庫業（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、危険品倉庫、トランクルームを含む）水面木材倉庫業
		冷蔵倉庫業		4721	低温装置を施した倉庫に物品を保管することを業とする事業所をいう。

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
運送業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	対外旅客定期 航路事業	届出	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監 理部】	海上運送法	※本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港 間に航路を定めて行う旅客定期航路事業をいう。
				一般旅客定期 航路事業	許可	なし	運輸局長 【神戸運輸監 理部】	海上運送法	※特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいう。
				特定旅客定期 航路事業	許可	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監 理部】	海上運送法	※特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航 路事業をいう。
				旅客不定期航 路事業	許可	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監 理部】	海上運送法	※本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の各港間にお ける人の運送をする不定期航路事業をいう。
				不定期航路事 業	届出	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監 理部】	海上運送法	※定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。
				貨物定期航路 事業	届出	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監 理部】	海上運送法	※一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従って貨物を運送 する旨を公示して行う船舶運航事業をいう。
				内航海運業	登録 届出	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監 理部】	内航海運業法	※総トン数100トン以上又は長さ30メートル以上の船舶による内航 海運業を営む場合は登録、総トン数100トン未満の船舶であつて長 さ30メートル未満のものによる内航海運業を営む場合は届出。
運送業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	船舶貸渡業	届出	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監 理部】	海上運送法	※船舶の貸渡（期間よう船を含む。）又は運航の委託をする事業を いう。
				航空運送事業	許可	なし	国土交通大臣 【大阪航空 局】	航空法	※他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送 する事業をいう。
運送業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	航空機使用事 業（宣伝広 告、空中写 真、測量等）	許可	なし	国土交通大臣 【大阪航空 局】	航空法	※他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で、旅客または貨物の 運送以外の行為の請負を行う事業をいう。
倉庫業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	倉庫業	登録	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監 理部】	倉庫業法	※寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預り、一時預りその 他の政令で定めるものを除く。）を行う事業をいう。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		コード	細 目
		小・細分類	コード		
H 48101	利用運送業（集配利用運送業を除く）	貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	利用運送業（集配利用運送業を除く）	4821	貨物自動車運送事業者、船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業所をいう。 ○第一種利用運送業 ※鉄道・軌道関係は「H48151」
H 48102	運送取次業	貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	運送取次業	4822	自動車、船舶又は航空機による貨物の運送の取次若しくは委託又は運送貨物の受取を行う事業所をいう。 ※鉄道・軌道関係は「H48151」
H 48103	その他の運輸に附帯するサービス業	運送代理店		4831	主として運送機関の業務を代行して運送契約の締結などの代理を行う事業所をいう。 ○海運代理店；航空運送代理店
		こん包業	こん包業（組立こん包業を除く）	4841	主として運送のために物品の荷造り若しくはこん包を引受ける事業所をいう。 ○荷造業；貨物こん包業
			組立こん包業	4842	主として海上輸送のために、設備された機械により各種包装材料を加工し、こん包容器を組立てて工業製品の外装を行う事業所をいう。 ○工業製品組立こん包業；輸出こん包業
		運輸施設提供業	鉄道施設提供業	4851	鉄道施設を使用して営業を行う者に対し、主として貸し付けることを目的として、鉄道施設を提供する事業所をいう。 ただし、主として設計・監督を行う事業所は大分類「学術研究、専門・技術サービス業」〔7421〕に分類される。 ○第三種鉄道事業者
			道路運送固定施設業	4852	道路運送車両などの用に供するため料金をとって道路、橋りょう又はトンネルを提供することを主たる業務とする事業所をいう。 ○自動車道業；有料道路・有料橋経営業
			自動車ターミナル業	4853	乗合バス及び特別積合せトラックの用に供するため料金をとって一般自動車ターミナルを提供することを主たる業務とする事業所をいう。 ○バスターミナル業；トラックターミナル業
			貨物荷扱固定施設業	4854	貨物の荷扱いのため荷扱場、荷役棧橋設備などを提供することを主たる業務とする事業所をいう。 ○荷さばき施設提供業
			棧橋泊きよ業	4855	けい船岸壁、上屋その他のふ頭施設を提供することを主たる業務とする事業所をいう。 ○ふ頭業
			飛行場業	4856	主として飛行場を民間航空機に使用させる事業所をいう。 ○国際空港；地方空港；ヘリポート
		その他の運輸に附帯するサービス業	海運仲立業	4891	主として船舶による貨物の運送又は船舶の貸渡し、売買若しくは運航の委託のあっせんを行う事業所をいう。
			他に分類されない運輸に附帯するサービス業	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービスを提供する事業所をいう。 ○検数業；検量業；船積貨物鑑定業；水先業；海難救助業；航路標識事務所（灯台）；航空無線標識所（航空灯台）；通運計算業；網取業；曳船業；観光協会；道路パトロール業；鉄道線路補修業；海上交通センター；通関業 ※サルベージ業；港湾運送関連業（他に分類されないもの）は「H48152」、水路測量業は「H48153」

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	運輸サービス業（運送取扱業）	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	第一種利用運送事業	登録	なし	運輸局長 【兵庫陸運部】	貨物利用運送事業法	※「第一種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業であって、第二種貨物利用運送事業以外のものをいう。
サービス業	運輸サービス業（運送取扱業）	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
サービス業	運輸サービス業（その他の運輸サービス業）	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	海運代理店業	届出	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監理部】	海上運送法	※船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む者のためにその事業に属する取引の代理をする事業をいう。
				航空運送代理店業	届出	なし	国土交通大臣 【大阪航空局】	航空法	※航空運送事業者のために航空機による運送の契約の締結の代理を行う事業をいう。
				自動車道事業	免許	なし	国土交通大臣 【近畿運輸局】	道路運送法	※一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。 ※法人の場合は別途、届出が必要
				自動車ターミナル事業	許可	なし	国土交通大臣 【近畿運輸局】	自動車ターミナル法	※一般自動車ターミナルを自動車運送事業の用に供する事業をいう。 ※「自動車ターミナル」とは、旅客の乗降または貨物の積卸しのため、自動車運送事業の事業用自動車を同時に二両以上停留させることを目的として設置した施設であって、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの以外のものをいう。
				海運仲立業	届出	なし	国土交通国土交通大臣 【神戸運輸監理部】	海上運送法	※海上における船舶による物品の運送又は船舶の貸渡し、売買もしくは運航の委託の媒介をする事業をいう。 ※法人の場合は別途届出が必要
				検数事業	許可	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監理部】	港湾運送事業法	※船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明を行う事業をいう。
				検量事業	許可	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監理部】	港湾運送事業法	※船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算または証明を行う事業をいう。
				鑑定事業	許可	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監理部】	港湾運送事業法	※船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定を行う事業をいう。
				水先業	免許	なし	国土交通大臣 【神戸運輸監理部】	水先法	※「水先」とは、水先区において、船舶に乗り込み当該船舶を導くことをいう。
				通関業	許可	なし	税関長 【神戸税関】	通関業法	※「通関業務」とは、他人の依頼によってする次に掲げる事務をいう。 イ、次に掲げる手続き又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。 （１）税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認の申請からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続き ①輸出又は輸入の申告 ②本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込みの申告 ③保税蔵置場、保税工場もしくは総合保税地域に外国貨物を置くこと等に係る申告 （２）行政不服審査法又は関税法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣に対してする不服申立て （３）税関官署の調査、検査もしくは処分につき、税関官署に対してする主張又は陳述 ロ、税関官署又は財務大臣に対して提出する通関手続又はイの（２）の不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類を作成すること。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		コード	細 目
		小・細分類			
H 48151	利用運送業・運送 取次業（鉄道・軌 道関係）	貨物運送取扱業 （集配利用運送 業を除く）	利用運送業（集 配利用運送業を 除く）	4821	鉄道運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業所をいう。 ○利用運送業（第一種利用運送業） ※鉄道・軌道関係以外は「H48101」
			運送取次業	4822	鉄道による貨物の運送の取次若しくは委託又は運送貨物の受取を行う事業所をいう。 ○運送取次業 ※鉄道・軌道関係以外は「H48102」
H 48152	サルベージ、港湾 運送業	港湾運送業		4811	港湾において船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送の作業の全部又は一部を行う事業所をいう。 ○一般港湾運送業；港湾荷役業；はしけ運送業；いかだ運送業
		その他の運輸に 附帯するサービ ス業	他に分類されな い運輸に附帯す るサービス業	4899	○サルベージ業；港湾運送関連業（他に分類されないもの）
H 48153	水路測量業	その他の運輸に 附帯するサービ ス業	他に分類されな い運輸に附帯す るサービス業	4899	○水路測量業
H 48154	レッカー・ロード サービス業	その他の運輸に 附帯するサービ ス業	レッカー・ロー ドサービス業	4892	レッカー車により事故車等を移動させるサービス及びそれに附帯する緊急的なロードサービスを提供する事業所をいう。なお、前者又は後者のサービスのみを提供する事業所も本分類に含まれる。 ×自動車修理業 [8911]；自動車タイヤ修理業 [8919]；陸送業 [9299]
H 49100	郵便業（信書使事 業を含む）	郵便業（信書使 事業を含む）		4911	主として郵便物、信書便物として差し出された物の引受、取集・区分及び配達を行う事業所をいう。 ○郵便事業株式会社；特定信書使事業者 ×郵便局 [8611]；簡易郵便局 [8621]

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
貨物運送 取扱事業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	第一種利用運 送事業	登録	なし	運輸局長 【兵庫陸運 部】	貨物利用運送事 業法	※「第一種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、 利用運送を行う事業であって、第二種貨物利用運送事業以外のものを いう。
運送業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	港湾運送事業 港湾運送関連 事業	許可 届出	なし なし	国土交通大臣 【神戸運輸監 理部】 国土交通大臣 【神戸運輸監 理部】	港湾運送事業法 港湾運送事業法	※港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通大臣の許可が必要 ※一般港湾事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業 については許可が必要 ※他人の需要に応じて次に掲げる行為を行う事業をいう。 ①港湾においてする船舶に積み込まれた貨物の位置の固定もしくは 積載場所の区画、船積貨物の荷造りもしくは荷直し、又は船舶への 貨物の積み込みもしくは船舶からの貨物の取卸しに先行し、もしくは 後続する船倉の清掃 ②港湾においてする船積貨物の警備
建設業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	水路測量業	許可	なし	海上保安庁長 官【海上保安 庁】	水路業務法	※省令で定める場合は許可不要
運送業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	一般貨物自動 車運送事業☆	許可	なし	運輸局長 【兵庫陸運 部】	貨物自動車運送 事業法	※他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事 業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
郵便業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	一般信書使事 業・特定信書 使事業	許可	なし	総務大臣	民間事業者によ る信書の送達に 関する法律	※「一般信書使事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるた めに提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうちに一 般信書便役務を含むものをいう。「一般信書便役務」とは、信書便 の役務であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。 一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ40センチメートル、30センチ メートル及び3センチメートル以下であり、かつ、重量が250グラ ム以下の信書便物を送達するもの 二 国内において信書便物が差し出された日から3日以内に当該信 書便物を送達するもの 「特定信書使事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるた めに提供する事業であって、その提供する信書便の役務が特定信書便 役務のみであるものをいう。「特定信書便役務」とは、信書便の役 務であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 長さ、幅及び厚さの合計が90センチメートルを超え、又は重量 が4キログラムを超える信書便物を送達するもの 二 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送 達するもの 三 その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定 める額を超えるもの

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
I 50101	各種商品卸売業	各種商品卸売業	各種商品卸売業 （従業者が常時 100人以上のもの）	5011 中分類51－繊維・衣服等卸売業、52－飲食料品卸売業、53－建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54－機械器具卸売業、55－その他の卸売業（ただし、細分類5598－代理商、仲立業を除く）のうち複数の中分類にわたり、かつ、小分類3項目以上にわたる商品の仕入卸売を行う事業所で、その性格上いずれが主たる事業であるかを判別することができない事業所であって、従業者が常時100人以上のものをいう。 ○総合商社（従業者が常時100人以上のもの）；貿易商社（各種商品を取り扱う事業所で従業者が常時100人以上のもの）
			その他の各種商品卸売業	5019 中分類51－繊維・衣服等卸売業、52－飲食料品卸売業、53－建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54－機械器具卸売業、55－その他の卸売業（ただし、細分類5598－代理商、仲立業を除く）のうち複数の中分類にわたり、かつ、小分類3項目以上にわたる商品の仕入卸売を行う事業所で、その性格上いずれが主たる事業であるかを判別することができない事業所であって、従業者が常時100人未満のものをいう。 ○総合商社（従業者が常時100人未満のもの）；各種商品卸売業（従業者が常時100人未満のもの）；貿易商社（各種商品を取り扱う事業所で従業者が常時100人未満のもの）
I 51101	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	繊維品卸売業 （衣服、身の回り品を除く）	繊維原料卸売業	5111 主として繊維原料を卸売する事業所をいう。 ○生糸卸売業；生糸問屋；生糸輸出商；野蚕糸卸売業（天蚕糸、さく蚕糸など）；副蚕糸卸売業；繭卸売業；野繭卸売業（天蚕、さく蚕など）；綿花卸売業；麻類卸売業；原毛卸売業；獣毛卸売業；化学繊維卸売業；レーヨンパルプ卸売業；羊毛卸売業
			糸卸売業	5112 主として織物用の糸を卸売する事業所をいう。 ○綿糸卸売業（織物用）；人絹糸卸売業（織物用）；スフ糸卸売業（織物用）；合成繊維糸卸売業（織物用）；毛糸卸売業（織物用）；絹糸卸売業（織物用）；麻糸卸売業（織物用）；特和紡糸卸売業（織物用）
			織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）	5113 主として織物を卸売する事業所をいう。 ○綿・スフ織物卸売業；絹・人絹織物卸売業；毛織物卸売業；合成繊維織物卸売業；化繊布卸売業；和紡織物卸売業；フェルト地卸売業；ニット生地卸売業；反物卸売業；麻織物卸売業；ふとん地卸売業
I 51102	衣服・身の回り品卸売業	衣服卸売業	男子服卸売業	5121 主として既製の背広服、学生服、オーバーコートなどの男子服を卸売する事業所をいう。 ○洋服卸売業（婦人・子供用を除く）；オーバーコート卸売業（婦人・子供用を除く）；レインコート卸売業（婦人・子供用を除く）；学生服卸売業（婦人・子供用を除く）；作業服卸売業（婦人用を除く）；白衣卸売業（婦人用を除く）；スポン卸売業（婦人・子供用を除く）
			婦人・子供服卸売業	5122 主として既製の婦人・子供服を卸売する事業所をいう。 ○レインコート卸売業（婦人・子供用）；婦人用事務服卸売業；毛皮コート卸売業（婦人・子供用）；スカート卸売業；白衣卸売業（婦人用）；ベビー服卸売業
			下着類卸売業	5123 主として下着類（和装用下着を除く）を卸売する事業所をいう。 ○下着類卸売業（パンツ、スボン下、スリッパ、ショーツなどを含む）；シャツ卸売業；ニットシャツ卸売業；ワイシャツ卸売業；ブラジャー卸売業
			その他の衣服卸売業	5129 主としてその他の衣服を卸売する事業所をいう。 ○和服卸売業；和装用下着卸売業；印半てん卸売業；半てん卸売業 ×運動衣卸売業（野球用ユニホーム、剣道着、柔道着など） [5593]
		身の回り品卸売業	寝具類卸売業	5131 主として寝具類を卸売する事業所をいう。 ○パジャマ卸売業；毛布卸売業；ふとん卸売業；蚊帳卸売業；敷布卸売業；ふとん綿卸売業；丹前卸売業；座ふとん卸売業；マットレス卸売業（ベッド用のもを含む）；ナイトガウン卸売業
			靴・履物卸売業	5132 主として材料のいかんを問わず、各種の靴類及びげた、草履、スリッパなどを卸売する事業所をいう。 ただし、スポーツ用の靴を卸売する事業所は中分類55 [5593] に分類される。 ○革靴卸売業；ゴム靴卸売業；合成皮革靴卸売業；プラスチック成形靴卸売業；布製靴卸売業；靴ひも卸売業；靴附属品卸売業；靴修理材料卸売業；地下足袋卸売業；鼻緒卸売業；げた卸売業；草履卸売業；せった卸売業；スリッパ卸売業；サンダル卸売業
			かばん・袋物卸売業	5133 主として材料のいかんを問わず、かばん及び袋物を卸売する事業所をいう。 ○ランドセル卸売業；ハンドバッグ卸売業；小物入れ類卸売業（さいふ、札入れ、定期券入れなど）；トランク卸売業
			その他の身の回り品卸売業	5139 主としてその他の身の回り品、装身具（貴金属製を除く）を卸売する事業所をいう。 ○タオル卸売業；手ぬぐい卸売業；ハンカチーフ卸売業；ふろしき卸売業；足袋卸売業；手袋卸売業（繊維・革製）；おむつカバー卸売業；和傘卸売業；洋傘卸売業；小間物卸売業（ヘアネット、くし、かんざし、歯ブラシ、ヘアブラシ、衣服ブラシ、おしろいはけ、たばこケースを含む）；うちわ卸売業；扇子卸売業；ボタン卸売業；ライター卸売業；きせる卸売業；縫糸卸売業；刺しゅう糸卸売業；組ひも卸売業；リボン卸売業；指輪卸売業（貴金属製を除く）；装身具卸売業（貴金属製を除く）；水引卸売業（元結を含む）；洋品雑貨卸売業（靴下、マフラー、ネクタイ、カラー、ガーター、サスペンダー、ステッキ、ベルトを含む）；帽子卸売業；婦人帽子卸売業；かつら卸売業；手編毛糸卸売業；化粧道具卸売業 ×運動衣卸売業（野球用ユニホーム、剣道着、柔道着など） [5593] ；ゴム手袋卸売業 [5599] ；装身具卸売業（貴金属製のもの） [5596] ；スポーツ用手袋卸売業 [5593]

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)	総合商社、貿易商社	-	-	-	-	※総合商社、貿易商社等は取扱品目に応じて法で必要と定める許認可等が必要
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)						
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細目
		小・細分類	コード	
I 52101	農畜産物・水産物卸売業	農畜産物・水産物卸売業	米麦卸売業	5211 主として米及び麦を卸売する事業所をいう。 ○米穀卸売業；麦類卸売業
			雑穀・豆類卸売業	5212 主として雑穀及び豆類を卸売する事業所をいう。 ○大豆卸売業；落花生卸売業；豆類（乾燥）卸売業；小麦粉卸売業；穀粉卸売業；でん粉卸売業
			野菜卸売業	5213 主として生鮮野菜を卸売する事業所をいう。 ○青物卸売業；青物市場仲買業
			果実卸売業	5214 主として果実を卸売する事業所をいう。 ○木の実卸売業；果物市場仲買業
			食肉卸売業	5215 主として食肉を卸売する事業所をいう。 ○精肉卸売業；牛肉卸売業；豚肉卸売業；馬肉卸売業；獣肉卸売業；冷凍肉卸売業；鳥肉卸売業；畜産副生物卸売業（臓器、舌など）
			生鮮魚介卸売業	5216 主として各種の鮮魚及び貝類を卸売する事業所をいう。 ○鮮魚卸売業；貝類卸売業；川魚卸売業；冷凍魚卸売業
			その他の農畜産物・水産物卸売業	5219 主としてその他の農畜産物及び水産物を卸売する事業所をいう。 ○原皮卸売業；原毛皮卸売業；原羽毛卸売業；種実卸売業（製油用）；家畜卸売業；家さん卸売業（愛がん用を除く）；卵卸売業；はちみつ卸売業；わら類卸売業（加工品を除く）；生のり卸売業；海藻卸売業
I 52102	食料・飲料卸売業	食料・飲料卸売業	砂糖・味そ・しょう油卸売業	5221 主として砂糖類、味そ及びしょう油を卸売する事業所をいう。 ○砂糖問屋；砂糖卸売業；角砂糖卸売業；粉糖卸売業；氷砂糖卸売業；異性化糖卸売業；味そ卸売業；しょう油卸売業；たまり（溜）卸売業
			酒類卸売業	5222 主として酒類を卸売する事業所をいう。 ○酒卸売業；酒問屋；日本酒卸売業；洋酒問屋；洋酒卸売業；果実酒卸売業；みりん卸売業
			乾物卸売業	5223 主として乾物類を卸売する事業所をいう。 ○乾物問屋；塩干魚卸売業；乾燥卵卸売業；くん（煙）煙卵卸売業；冷凍液卵卸売業；粉卵卸売業；干しのり卸売業；干し海藻卸売業；こんぶ卸売業；干しきのこ卸売業；こんにゃく粉卸売業；乾燥野菜卸売業；干ひょう卸売業；香辛料卸売業（からし、七味とうがらし、カレー粉などを含む）；こうや（高野）豆腐卸売業；ひ（魷）卸売業；寒天卸売業
			菓子・パン類卸売業	5224 主として菓子及びパン類を卸売する事業所をいう。 ○和菓子卸売業；洋菓子卸売業；干菓子卸売業；だ菓子卸売業；甘納豆卸売業；ビスケット卸売業；あめ卸売業；あん卸売業；水あめ卸売業；キャンデー卸売業；塩豆卸売業；ピーナッツ菓子卸売業
			飲料卸売業（別掲を除く）	5225 主として酒類及び牛乳以外の各種の飲料（缶詰、瓶詰を含む）を卸売する事業所をいう。 ○清涼飲料卸売業；シロップ卸売業；果汁卸売業；ミネラルウォーター卸売業；炭酸水卸売業；コーヒードリンク卸売業；果汁飲料卸売業；茶類飲料卸売業；乳酸菌飲料卸売業
			茶類卸売業	5226 主として各種の茶及び類似品を卸売する事業所をいう。 ○茶卸売業；はま茶卸売業；こぶ茶卸売業；紅茶卸売業；はぶ茶卸売業；麦茶卸売業；コーヒードリンク卸売業；ココア卸売業；中国茶卸売業
			牛乳・乳製品卸売業	5227 主として牛乳及び乳製品を卸売する事業所をいう。 ○酪農製品卸売業（牛乳、バター、チーズ、練乳、粉乳など）；アイスクリーム卸売業
			その他の食料・飲料卸売業	5229 主としてその他の食料及び飲料を卸売する事業所をいう。 ○水産練製品卸売業（かまぼこ、はんぺん、ちくわなど）；おでん材料卸売業；うどん・そば・中華そば卸売業；乾めん類卸売業（干しうどん、そうめん、干しそばなど）；納豆卸売業；氷卸売業；アイスキャンデー卸売業；酢卸売業；ソース卸売業；醸造調味料卸売業（味そ、しょう油を除く）；イースト菌卸売業；ベーキングパウダー卸売業；塩蔵肉卸売業；塩蔵魚卸売業；くん製品卸売業；ハム・ベーコン・ソーセージ卸売業；食用油卸売業；液卵卸売業；冷凍調理食品卸売業；レトルト食品卸売業；食用油脂卸売業；豆腐卸売業；塩卸売業；なめ味そ卸売業；加工豆卸売業（煮豆、納豆など）；缶詰食品卸売業；瓶詰食品卸売業；つぼ詰食品卸売業
I 53101	木材・竹材卸売業	建築材料卸売業	木材・竹材卸売業	5311 主として木材及び竹材を卸売する事業所をいう。 ○銘木卸売業；竹材卸売業；ベニヤ板卸売業；パルプ材卸売業；杭木卸売業；まくら木卸売業；おけ材卸売業；たる材卸売業；合板卸売業；げた材卸売業；杉皮卸売業
I 53102	セメント・板ガラス卸売業	建築材料卸売業	セメント卸売業	5312 主としてセメントを卸売する事業所をいう。
			板ガラス卸売業	5313 主として板ガラスを卸売する事業所をいう。
I 53103	その他の建築材料卸売業	建築材料卸売業	建築用金属製品卸売業（建築用金物を除く）	5314 主として建築用金属製品（建築用金物を除く）を卸売する事業所をいう。 ○サッシ卸売業
			その他の建築材料卸売業	5319 主としてその他の建築材料を卸売する事業所をいう。 ○れんが卸売業；かわら卸売業；タイル卸売業；スレート卸売業；ヒューム管・セメントボール卸売業；石材卸売業；人造石卸売業；大理石卸売業；大谷石卸売業；コンクリートブロック卸売業；砂利卸売業；砕石卸売業；土・砂卸売業；壁土卸売業；漆くい卸売業；石灰卸売業；繊維板卸売業；陶管卸売業；衛生用陶磁器卸売業；パネル等建築部材卸売業；プラスチック板・管卸売業（建築用）

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)	米穀の出荷又は販売の事業	届出	なし	知事 【県総合農政課】	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	※米穀の出荷又は販売の事業を行う者とは、営利の目的をもってすると否とを問わず、自己の名義により継続反復して、生産者からの委託を受けて米穀を集荷し、有償で他人に譲渡すること（出荷）又は、自ら所有する米穀を有償で他人に譲渡すること（販売）を目的として事業活動を行う者をいう（年間事業規模20精米トン未満の者を除く。）。 ※平成16年4月1日時点での、登録卸売業者、登録小売業者、登録出荷取扱業者及び自主流通法人については、同日から届出事業者とみなさるため、届出は不要。
				家畜商☆	免許	なし	知事 【県畜産業】	家畜商法	※家畜の売買もしくは交換またはそのあつ旋を行う事業をいう。 ※「家畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。
				魚介類行商	登録	翌々年の年度末まで	知事 【県生活衛生課】	魚介類行商条例	
				食料品販売業☆	許可	5年以上	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	食品衛生法	※食品衛生法で定める許可を要する事業は左表のとおり ※仕出屋、弁当屋は食料品販売業に分類される（飲食店営業の許可が必要）。 ※有効期間は管轄保健所の定めによる。 ※販売所・営業の種類ごとに許可が必要 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割（当該営業を承継させるものに限る）の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②事業承継者が許可の承継届（許可番号は不変）
1.食肉販売業 2.魚介類販売業（魚介類を生きているまま販売する営業を除く。） 3.魚介類競り売り営業（鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をいう。）									
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)	酒類販売業☆	免許	なし	税務署長	酒税法	※食中毒等のリスクが低いと考えられる乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業（容器包装に入れられたものの仕入れ・販売を行う場合）、魚介類販売業（容器包装に入れられたものの仕入れ・販売を行う場合）等は営業届出で可 ※「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料をいい、清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウイスキー類、ブランデー類、原料用アルコール、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ類、リキュール類、粉末酒、雑酒に分類される。 ※酒類製造者がその免許を受けた製造場においてする酒類の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつばら自己の営業場において飲用に供する事業は免許不要 ※販売所ごとに免許が必要
				塩卸売業	登録	なし	財務大臣 【近畿財務局】	塩事業法	※特殊用塩または特殊製法塩のみに係る塩の卸売を業として行う者は届出
				塩特定販売業	登録	なし	財務大臣 【近畿財務局】	塩事業法	※塩特定販売業者とは、自ら又は他の者に委託して輸入をした塩を販売し、又は自ら使用することを業として行う者をいう。
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)						
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)						
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
I 53104	化学製品卸売業	化学製品卸売業	塗料卸売業	5321 主として塗料を卸売する事業所をいう。 ○エナメル卸売業；ラッカー卸売業；ワニス卸売業；ペンキ卸売業；ペイント類卸売業；漆卸売業；しぶ（渋）卸売業；印刷インキ卸売業；パテ卸売業
			プラスチック卸売業	5322 主としてプラスチックを卸売する事業所をいう。 ○プラスチック板・管卸売業（建築用を除く）
			その他の化学製品卸売業	5329 主としてその他の化学製品を卸売する事業所をいう。 ○工業薬品卸売業（硫酸、硝酸、塩酸、乳酸、防腐剤、溶剤、にがりなど）；硫黄卸売業；ソーダ卸売業；なめし革剤卸売業；接着剤卸売業；現像薬卸売業；農薬卸売業；コールドタル卸売業；コールドタル製品卸売業；カーバイド卸売業；工業用アルコール卸売業；圧縮ガス卸売業；液体ガス卸売業；油煙卸売業；カーボンブラック卸売業；工業用塩卸売業；筆記用インキ卸売業；靴墨卸売業；界面活性剤卸売業；仕上剤卸売業；染料卸売業；顔料卸売業；あい（藍）卸売業；着色剤卸売業；食品染料卸売業；粗製ひまし油卸売業；動植物油脂卸売業（食用油を除く）；ろう卸売業；木ろう卸売業；油脂製品卸売業（ボイル油、ステアリン酸、オレイン酸、グリセリンなど）；はぜろう卸売業；火薬卸売業；爆薬卸売業；火工品卸売業；花火（煙火）卸売業
I 53105	石油卸売業	石油・鉱物卸売業	石油卸売業	5331 主として石油類を卸売する事業所をいう。 ○揮発油卸売業；潤滑油卸売業；灯油卸売業；軽油卸売業；重油卸売業；機械油卸売業；液化石油ガス（LPG）卸売業；プロパンガス卸売業；天然ガス卸売業
I 53106	その他の鉱物・金属材料卸売業	石油・鉱物卸売業	鉱物卸売業（石油を除く）	5332 主として石炭、金属鉱物及び非金属鉱物を卸売する事業所をいう。 ただし、土、砂、砂利、石材など主として土木建設用に使用する鉱物を卸売する事業所は小分類531【5319】に分類される。 ○石炭卸売業；コークス卸売業；鉄鉱卸売業；銅鉱卸売業；マンガン鉱卸売業；タングステン鉱卸売業；ボーキサイト卸売業；砂鉄卸売業；モリブデン鉱卸売業；石灰石卸売業；雲母卸売業；けい石卸売業；ほたる（螢）石卸売業；明ばん石卸売業；粘土卸売業；陶磁器用原料卸売業
		鉄鋼製品卸売業	鉄鋼粗製品卸売業	5341 主として鉄鋼粗製品を卸売する事業所をいう。 ○鉄鉱卸売業；原鉄卸売業；粗鋼卸売業；鋼半製品卸売業；铸・鍛鋼品卸売業
			鉄鋼一次製品卸売業	5342 主として鉄鋼一次製品を卸売する事業所をいう。 ○鋼板卸売業；鋼管卸売業；形鋼卸売業；プリキ卸売業；亜鉛鉄板卸売業
			その他の鉄鋼製品卸売業	5349 主としてその他の鉄鋼製品を卸売する事業所をいう。 ○針金卸売業；鉄線卸売業；ドラム缶卸売業；高压容器卸売業；ワイヤロープ卸売業；有刺鉄線卸売業；溶接材料卸売業；ばね卸売業；チェーン卸売業
		非鉄金属卸売業	非鉄金属地金卸売業	5351 主として非鉄金属地金を卸売する事業所をいう。 ○銅地金卸売業；金地金卸売業；銀地金卸売業；白金地金卸売業；アルミニウム地金卸売業；真ちゅう（鍮）地金卸売業；鉛地金卸売業；はんだ卸売業；すず（錫）地金卸売業
			非鉄金属製品卸売業	5352 主として非鉄金属製品を卸売する事業所をいう。 ○銅板卸売業；銅管卸売業；銅棒卸売業；アルミニウム板卸売業；アルミニウム管卸売業；アルミニウム棒卸売業；鉛板卸売業；鉛管卸売業；すず（錫）管卸売業；金属はく（箔）卸売業；銅・アルミニウム線卸売業（電線を除く） ×銅・アルミニウム電線卸売業【5432】；金・銀・白金製品卸売業（食器を除く）【5596】
I 53107	再生資源卸売業	再生資源卸売業	空瓶・空缶等空容器卸売業	5361 主として空瓶、空缶（ドラム缶、18リットル缶など）、空袋、空箱などの空容器であって、再び容器として使用できるものを集荷、選別して卸売する事業所をいう。 集荷、選別にあわせて洗浄、修理、塗装などを行う事業所も本分類に含まれる。 ○空缶問屋；空缶集荷業；空瓶問屋；空瓶集荷業；古瓶卸売業；空袋問屋（麻、綿など布製のもの）；空袋集荷業（麻、綿など布製のもの）；空紙袋問屋；空紙袋集荷業；空箱問屋；空箱集荷業
			鉄スクラップ卸売業	5362 主として鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所をいう。 鉄スクラップを製鋼原料として電気炉に直接投入できるように加工処理を行う事業所は大分類F－製造業【2292】に分類される。 ○鉄スクラップ（鉄くず）問屋；鉄スクラップ（鉄くず）集荷業；廃車処理業（解体を主とするもの）
			非鉄金属スクラップ卸売業	5363 主として非鉄金属スクラップを集荷、選別して卸売する事業所をいう。集荷、選別に合わせて、プレス、裁断、異物処理などを行う事業所も本分類に含まれる。 ○非鉄金属スクラップ回収業；故銅問屋；銅くず問屋；銅くず集荷業；銅合金くず問屋；銅合金くず集荷業；亜鉛・鉛・すずくず問屋；亜鉛・鉛・すずくず集荷業；合金くず問屋；合金くず集荷業；アルミニウム・軽合金くず問屋；アルミニウム・軽合金くず集荷業
			古紙卸売業	5364 主として製紙原料用古紙及びその他の古紙を集荷、選別して卸売する事業所をいう。 ○製紙原料古紙問屋；製紙原料古紙集荷業；古紙問屋；紙くず卸売業
			その他の再生資源卸売業	5369 主として繊維ウエイス、カレット（ガラスくず）、くずゴム及び他に分類されない再生資源を集荷、選別して卸売する事業所をいう。建場業、同附随回収業も本分類に含まれる。 ○繊維ウエイス問屋；くず繊維卸売業；ぼろ（繊維くず）卸売業；カレット（ガラスくず）卸売業；カレット（ガラスくず）集荷業；古ゴム問屋；古ゴム卸売業；古ゴム集荷業；くずゴム集荷業；建場業；仕切場；くず物回収業；プラスチック再生資源卸売業；古材卸売業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)	火薬販売業	許可	なし	知事 神戸市消防局 【県産業保安課】	火薬類取締法	
				毒物・劇薬販売業	登録	6年	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮）は市長 【管轄保健所、県業務課】	毒物及び劇物取締法	
				農薬販売業	届出	なし	知事 【県農業改良課】	農薬取締法	
				高圧ガス販売業	届出	なし	知事 ※政令指定都市（神戸市）は市長 【県産業保安課】	高圧ガス保安法	
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)	液化石油ガス販売業☆	登録	なし	知事 経済産業大臣 神戸市消防局 【県産業保安課】	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	※二以上の都道府県の区域内に販売所を設置して事業を行う場合は経済産業大臣の登録が必要 ※「液化石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したものをいう。
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)	石油販売業	届出	なし	経済産業局長 【近畿経済産業局】	石油の備蓄の確保等に関する法律	※石油販売業者のうち、その石油の年間販売量が経済産業省令で定める量以上のもので、かつ、石油精製業者の何れかと経済産業省令で定める密接な関係を有するものを特定石油販売業者という。 ※原油の販売を行う者も届出が必要
				石油輸入業	登録	なし			
				石油ガス輸入業	届出	なし			
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)	金属くず商	許可	なし	公安委員会	金属くず営業条例	
				金属くず行商	届出	5年	公安委員会	金属くず営業条例	

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
I 54101	産業機械器具卸売業	産業機械器具卸売業	農業用機械器具卸売業	5411	主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫等の農業用に使用される機械器具を卸売する事業所をいう。 ○噴霧機・散粉機卸売業；動力耕うん機卸売業；トラクタ卸売業（農業用）；コンバイン卸売業；田植機卸売業
			建設機械・鉱山機械卸売業	5412	主としてしゅんせつ、発掘、道路建設、掘削などの土木建設及び破砕機、摩砕機、選別機などの鉱山機械を卸売する事業所をいう。 ○トラクタ卸売業（建設用）；掘削機械卸売業；くい打機卸売業；整地機械卸売業；コンクリート機械卸売業；せん孔機卸売業；さく井機卸売業；破砕機卸売業；摩砕機卸売業；選別機卸売業；建設用クレーン卸売業
			金属加工機械卸売業	5413	主として旋盤、ボール盤、フライス盤などの金属工作機械及びプレス、せん断機、鍛造機械、鑄造装置などの金属加工機械を卸売する事業所をいう。 ○旋盤卸売業；ボール盤卸売業；フライス盤卸売業；研削盤卸売業；プレス機械卸売業；せん断機卸売業；鍛造機械卸売業；製管機卸売業
			事務用機械器具卸売業	5414	主として金銭登録機（レジスタ）、複写機、ワードプロセッサ、会計機などの事務用機械器具を卸売する事業所をいう。 ○電子式桌上計算機卸売業；複写機（コピー機）卸売業；複合機卸売業；事務用印刷機卸売業
			その他の産業機械器具卸売業	5419	主として他に分類されない産業機械器具を卸売する事業所をいう。 ○繊維機械卸売業（紡績機、織機、紡績機械附属品、おさ枠、製綿機、製糸機械、製糸用小道具、なっ染用機械、ニット機械など）；製材機械卸売業；醸造機械卸売業；製じょう（縄）機卸売業；ミシン卸売業；製めん（麺）機械器具卸売業；缶詰製造機械卸売業；乾燥機卸売業；理髪理容機械卸売業（電気式を除く）；自動販売機卸売業；ドライクリーニング用機械器具卸売業；ポンプ卸売業；製氷機械器具卸売業；製本機械器具卸売業；製紙機械器具卸売業；造船機械器具卸売業；治具・工具類卸売業；製菓機械器具卸売業；船員卸売業；配管・暖房工事用品卸売業（ボイラ、ラジエータ、油燃器、配管工事用真ちゅう製品、送風器、排気用品など）；建築用配管・暖房装置卸売業（スチーム装置、ガス使用装置、配管装置、空調調節装置など）；娯楽用機械器具卸売業；煙突卸売業；クレーン卸売業（荷役運搬用）
I 54102	自動車卸売業	自動車卸売業	自動車卸売業（二輪自動車を含む）	5421	主として自動車を卸売する事業所をいう。 ○乗用車卸売業；トラック卸売業；トレーラ卸売業；二輪自動車卸売業；スクータ卸売業；中古自動車卸売業
			自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く）	5422	主として自動車の部分品及び附属品を卸売する事業所をいう。 ○オートバイ部分品・附属品卸売業；自動車電装品卸売業；自動車タイヤ卸売業；カーアクセサリー卸売業；カーエアコン卸売業；カーステレオ卸売業
			自動車中古部品卸売業	5423	主として自動車の中古部品を卸売する事業所をいう。 ただし、鉄スクラップを卸売する事業所は中分類53[5362]に分類される。 ○自動車解体業（部品取りを主とするもの）
I 54103	電気機械器具卸売業	電気機械器具卸売業	家庭用電気機械器具卸売業	5431	主として家庭用電気機械器具を卸売する事業所をいう。 ○テレビジョン受信機卸売業；ラジオ受信機卸売業；電気音響機械器具卸売業（オーディオ機器、ヘッドホン、イヤホンなど）；電気冷蔵庫卸売業；電気掃除機卸売業；電気洗濯機卸売業（家庭用）；電気ストーブ卸売業；電気カミソリ卸売業；照明器具卸売業；ルームエアコン卸売業；扇風機卸売業；電気医療機械器具卸売業（家庭用）；DVDレコーダ卸売業；電子レンジ卸売業；電球卸売業；録音・録画ディスク卸売業（CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで記録されていないもの）；電気毛布卸売業；デジタルカメラ卸売業
			電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）	5432	主として家庭用電気機械器具以外の電気機械器具を卸売する事業所をいう。 ○無線通信機械器具卸売業；テレビジョン発信機卸売業；拡声装置卸売業；有線通信機械器具卸売業；電話機卸売業；交換機卸売業；電信機卸売業；警報機卸売業；発電機卸売業；電動機卸売業；変圧器卸売業；整流器卸売業；充電機卸売業；電線卸売業；電らん卸売業；ヘアドライヤ卸売業（業務用）；電気洗濯機卸売業（業務用）；電気炉卸売業；蓄電池卸売業；ネオンサイン装置卸売業；配線器具卸売業（ソケット、スイッチ、がい（罫）子、パイプなど）；架線金物卸売業；コンピュータ・パーソナルコンピュータ（デスクトップ型、ノート型、タブレット型）卸売業
I 54104	その他の機械器具卸売業	その他の機械器具卸売業	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）	5491	主として自動車以外の輸送用機械器具を卸売する事業所をいう。 ○自転車卸売業；自転車部分品卸売業；自転車タイヤ・チューブ卸売業；荷車卸売業；リヤカー卸売業；運搬車卸売業（電気式を除く）；手押車卸売業；運搬用トラクタ卸売業；船舶卸売業；航空機卸売業；ヨット卸売業；モーターボート卸売業
			計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業	5492	主として計量器・理化学機械器具・光学機械器具などを卸売する事業所をいう。 ○学術用機械器具卸売業；実験用機械器具卸売業；測定用機械器具卸売業；測量用機械器具卸売業；度量衡器卸売業；はかり（秤）卸売業；写真機械器具卸売業（撮影機、映写機を含む）；光学機械器具卸売業（望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡など）；光学レンズ卸売業；時計卸売業；眼鏡卸売業（枠を含む）；体温計卸売業；寒暖計卸売業；サングラス卸売業 ×電気医療機械器具卸売業（業務用） [5493]；写真フィルム卸売業 [5599]；時計バンド卸売業 [5599]；デジタルカメラ卸売業 [5431]
			医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）	5493	主として医療用機械器具を卸売する事業所をいう。 ○電気医療機械器具卸売業（業務用）；レントゲン装置卸売業；歯科医療機械器具卸売業；吸入器卸売業（医療用） ×電気医療機械器具卸売業（家庭用） [5431]；体温計卸売業 [5492]；医療材料卸売業 [5522]

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)	古物営業☆	許可	なし	公安委員会	古物営業法	※「古物営業」とは、次に掲げる営業をいう。 ①古物を買出し、もしくは交換し、又は委託を受けて売出し、もしくは交換する営業 ただし、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のものに限る。 ②古物市場（古物商間の古物の売買または交換のための市場）を経営する営業 ※「古物」とは、一度使用された物品（注）もしくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。 （注）大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物）で政令で定めるものを除く。 ※海外から仕入れた物品を取扱う場合は許可不要 ※法人成りの場合→法人名で許可を再申請（許可番号は変更）
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)						
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)						
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)						
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)	計量器販売業	届出	なし	知事【県工業振興課】	計量法	※届出製造時業者又は届出修理事業者が製造または修理をしたものの販売の事業を行う場合は届出不要
				高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業☆	許可	6年	知事【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※動物医療機器は農林水産大臣の許可 ※販売所ごとに許可が必要 ※「高度管理医療機器」とは、医療機器であって、副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものをいう。 【例】コンタクトレンズ、輸液ポンプ、人工呼吸器、縫合糸等
				管理医療機器販売業	届出	なし	知事【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「特定保守管理医療機器」とは、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがあるものをいう。 【例】X線診断装置、CT装置等
				医療機器・体外診断用医薬品製造販売業☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「管理医療機器」とは、高度医療機器以外の医療機器であって、副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。 【例】家庭用電機マッサージ器、補聴器、家庭用永久磁石磁気治療器等 ※「製造販売」とは、製造（他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を除く。）又は輸入をした医薬品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を、販売、貸与、若しくは授与すること、又は医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。）を電気通信回線を通じて提供することをいう。 ※「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることがないものをいう。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
I 55101	家具・建具・じゅう器等卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業	5511	主として家具及び建具を卸売する事業所をいう。 ○事務用家具卸売業；木製家具卸売業；金属製家具卸売業；洋家具卸売業；和家具卸売業；ベッド卸売業；たんす卸売業；長持卸売業；机卸売業；いす卸売業；戸棚卸売業；本棚卸売業；浴槽卸売業；流し台卸売業；火鉢卸売業；指物卸売業；戸障子卸売業；ふすま卸売業；びょうぶ卸売業；金属製建具卸売業；つい立卸売業；衣こう（桁）卸売業；日おい（覆）卸売業；鏡卸売業；額縁卸売業
		荒物卸売業	5512	主として荒物を卸売する事業所をいう。 ○荒物問屋；荒物雑貨卸売業（たわし、掃除用ブラシ、ざる、しゃくし（杓子）、小楊子、七輪、あんか（行火）、ひしゃくなど）；ほうき（箒）卸売業；しゅうほうき卸売業；はし卸売業；竹細工卸売業；かご卸売業；わら工品卸売業；こうり卸売業；バスケット卸売業；しの竹製品卸売業（敷物・家具用を除く）；つる細工卸売業；荷造ひも卸売業；線香問屋；マッチ卸売業；ろうそく卸売業；ハケツ卸売業（プラスチックのもの）
		畳卸売業	5513	主として畳を卸売する事業所をいう。 ○畳表卸売業；畳床卸売業；い表卸売業；花むしろ卸売業；ござ卸売業；上敷卸売業；七島表卸売業；とま卸売業；とう敷物卸売業；竹敷物卸売業
		室内装飾繊維品卸売業	5514	主として室内装飾用の織物及び同製品を卸売する事業所をいう。 ○じゅうたん卸売業；カーペット卸売業；カーテン卸売業
		陶磁器・ガラス器卸売業	5515	主として陶磁器及びガラス器を卸売する事業所をいう。 ○家庭用陶磁器卸売業；瀬戸物問屋；焼物卸売業；七宝焼卸売業；土器卸売業；素焼
		その他のじゅう器卸売業	5519	主としてその他のじゅう器を卸売する事業所をいう。 ○魔法瓶卸売業；プラスチック製容器卸売業；プラスチック製食器卸売業；漆器卸売業；金属製食器卸売業（貴金属製を含む）（ナイフ、フォーク、スプーン、皿など）
I 55102	医療品・化粧品等卸売業	医薬品・化粧品等卸売業	5521	主として医薬品を卸売する事業所をいう。 ○薬種問屋；漢方薬問屋；朝鮮人参卸売業；生薬卸売業
		医療用品卸売業	5522	主として医療用品を卸売する事業所をいう。 ○医療材料卸売業；歯科材料卸売業；衛生材料卸売業；紙おむつ卸売業；聴診器用ゴム管卸売業；衛生用ゴム製品卸売業；コルセット卸売業（医療用）
		化粧品卸売業	5523	主として化粧品、石けん、香水、おしろいなどを卸売する事業所をいう。 ○香水卸売業；おしろい卸売業；整髪料卸売業；香油卸売業；化粧水卸売業；クリーム卸売業；石けん卸売業（化粧、洗顔、薬用のもの）；シャンプー卸売業；歯磨卸売業；白髪染卸売業
		合成洗剤卸売業	5524	主として合成洗剤を卸売する事業所をいう。 ○石けん卸売業（化粧、洗顔、薬用を除く）
I 55103	紙・紙製品卸売業	紙・紙製品卸売業	5531	主として紙を卸売する事業所をいう。 ○紙問屋；洋紙卸売業；和紙卸売業；板紙卸売業；加工紙卸売業；段ボール卸売業 ×紙くず卸売業 [5364]
		紙製品卸売業	5532	主として紙製品を卸売する事業所をいう。 ○紙器卸売業；紙製品卸売業（事務用品、学用品、日用品、名刺台紙、私製はがきなど）；トイレットペーパー卸売業；ティッシュペーパー卸売業；アルバム卸売業；カレンダー卸売業；包装紙卸売業；障子紙・襖紙卸売業 ×紙おむつ卸売業 [5522]

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)	古物営業☆	許可	なし	公安委員会	古物営業法	※「古物営業」とは、次に掲げる営業をいう。 ①古物を売買し、もしくは交換し、又は委託を受けて売買し、もしくは交換する営業 ただし、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のものに限る。 ②古物市場（古物商間の古物の売買または交換のための市場）を経営する営業 ※「古物」とは、一度使用された物品（注）もしくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。 （注）大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物）で政令で定めるものを除く。 ※海外から仕入れた物品を取扱う場合は許可不要 ※法人成りの場合→法人名で許可を再申請（許可番号は変更）
				◇古物の例 ・美術品類 ・衣類 ・時計・宝飾品類 ・自動車（部品含む） ・自動二輪車・原付自転車（部品含む） ・写真機類 ・チケット類 ・事務機器類 ・機械工具類 ・道具類（家具、じゅう器、運動用具、楽器、CD、ゲームソフト等） ・皮革・ゴム製品類（カバン、靴等） ・自転車類 ・書籍					
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)	医薬品販売業☆	許可	6年	知事 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※医薬品の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入した医薬品を薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に、医薬品の製造業者がその製造した医薬品を医薬品の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する場合は、許可不要 ※医薬部外品、化粧品販売業は許可不要 ※販売所ごとに許可が必要 ※医薬品、医薬部外品、化粧品の輸入販売は製造販売業の許可が必要 ※他に委託して製造する場合は、製造販売業許可が必要 ※医薬品販売業の許可区分は「店舗販売業」「配置販売業」「卸売販売業」となる。 ※薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品（薬局製造販売医薬品）を製造し、当該薬局において直接消費者に販売する場合の許可は、有効期間6年となる。 ※動物用医薬品・医薬部外品は農林水産大臣の許可
				医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造販売業☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「医薬部外品」とは、次の各号に掲げることが目的とされており、かつ、人体に対する作用が緩和なものであって機械器具でないもの及びこれらに準ずるもので厚生労働大臣の指定するものをいう。 ①吐きけその他の不快感又は口臭もしくは体臭の防止 ②あせも、ただれ等の防止 ③脱毛の防止、育毛又は除毛 ④人又は動物の保健のためにするぬすみ、はえ、蚊、のみ等の駆除
				医療機器・体外診断用医薬品製造販売業☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「製造販売」とは、製造（他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を除く。）又は輸入をした医薬品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を、販売、貸与、若しくは授与すること、又は医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。）を電気通信回線を通じて提供することをいう。
				再生医療等製品製造販売業☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。
				再生医療等製品販売業☆	許可	6年	知事 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「再生医療等製品」とは、次に掲げる物（医薬部外品及び化粧品を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。 一 次に掲げる医療又は獣医療に使用されることが目的とされている物のうち、人又は動物の細胞に培養その他の加工を施したもの イ 人又は動物の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成 ロ 人又は動物の疾病の治療又は予防 二 人又は動物の疾病の治療に使用されることが目的とされている物のうち、人又は動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含むものをいう。
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
155104	他に分類されない卸売業	他に分類されない卸売業	金物卸売業	5591	主として金物類を卸売する事業所をいう。 ○金物問屋；刃物問屋；利器工匠具卸売業；鋳前卸売業；金具類卸売業；ちょうつがい卸売業；ボルト卸売業；ナット卸売業；リベット卸売業；くぎ卸売業；やすり卸売業；18リットル缶卸売業；バケツ卸売業；なべ卸売業；フライパン卸売業；やかん卸売業；鉄瓶卸売業；五徳卸売業；金火ばし卸売業；アルミニウム台所用品卸売業；すき・くわ・かま卸売業
			肥料・飼料卸売業	5592	主として各種の肥料及び飼料を卸売する事業所をいう。 ○肥料問屋；化学肥料卸売業（硫酸、石灰窒素、過りん酸石灰、カリ肥料、化成肥料など）；有機質肥料卸売業（油かす類、魚肥、骨粉など）；ペットフード卸売業
			スポーツ用品卸売業	5593	主としてスポーツ用品を卸売する事業所をいう。 ○スポーツ用靴卸売業（スキー靴、スケート靴、登山靴、スパイクシューズ等を含む）；スポーツ用具卸売業（野球用品、ゴルフ用品、ボウリング用品、スキー・スケート用品、登山用品、釣道具など）；運動衣卸売業（野球ユニホーム、剣道着、柔道着など）；サーフボード卸売業；スポーツ用手袋卸売業；競泳用水着卸売業
			娯楽用品・がん具卸売業	5594	主として娯楽用品、がん具を卸売する事業所をいう。 ○娯楽用品卸売業（囲碁、将棋、マージャン、トランプ、花札、かるたなど）；人形卸売業；幼児用乗り物卸売業；テレビゲーム機卸売業；携帯ゲーム機卸売業；ゲーム用ソフト卸売業
			たばこ卸売業	5595	主として各種のたばこを卸売する事業所をいう。
			ジュエリー製品卸売業	5596	主として金・銀加工製品及び宝石類を卸売する事業所をいう。 ただし、貴金属製食器を卸売する事業所は小分類551〔5519〕に分類される。 ○宝石卸売業；金製品卸売業；銀製品卸売業；白金製品卸売業；装身具卸売業（貴金属製のもの）；さんご卸売業；真珠卸売業
			書籍・雑誌卸売業	5597	主として書籍・雑誌を卸売する事業所をいう。 ○古本・古雑誌卸売業
			代理商、仲立業	5598	売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をする与否にかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために卸売業の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所をいう。 ○ブローカー；船宿（仲立のもの、遠隔の根拠地からその附近の漁場に出漁し仮泊する漁船に対して、船主の委託を受けて漁業資材、航海中の食糧などの仕込、生産物の販売について、一切の仲介・あっせんを行う事業所）；馬くろう業；農産物集荷業（手数料をとることを主たる業とするもの）
			他に分類されないその他の卸売業	5599	主として他に分類されないその他の商品を卸売する事業所をいう。 ○種苗卸売業；種実卸売業（製油用を除く）；植木卸売業；花卸売業；愛がん用動物卸売業；愛がん用家さん卸売業；観賞用魚卸売業；文房具卸売業（万年筆、ペン、ペン軸、鉛筆、筆、すずり、そろばん、クレヨン、インキスタンドなど）；教育標本卸売業；印章・印判卸売業；朱肉卸売業；香類卸売業；写真フィルム卸売業；印画紙卸売業；美術品・骨とう品卸売業（書画、刀剣など）；き章・バッジ卸売業；楽器類卸売業（バイオリン、アコーディオン、ギターなど）；と（砥）石卸売業；金剛砂卸売業；なめし革製品卸売業（革ベルト、バックル、馬具など）；生ゴム卸売業；ラテックス卸売業；ゴムホース卸売業；ゴムベルト卸売業；ゴム手袋卸売業；さわ（際）物卸売業；土産物細工卸売業；製紙用パルプ卸売業；音楽ソフト卸売業（DVD、ブルーレイディスクなどの物理的媒体に記録済のもので音楽ビデオを含む）；映像ソフト卸売業（DVD、ブルーレイディスクなどの物理的媒体に記録済のもので音楽用以外のもの）；ガラス繊維卸売業；仮設トイレ卸売業；絵具卸売業（油絵・水彩用）；時計バンド卸売業；木炭卸売業；まき（薪）卸売業；練炭卸売業；豆炭卸売業；オガライト卸売業（オガタンを含む）；成型木炭卸売業 ×レーヨンパルプ卸売業〔5111〕；わら類卸売業（加工品を除く）〔5219〕；原皮卸売業〔5219〕；原毛皮卸売業〔5219〕；家畜卸売業〔5219〕；わら工品卸売業〔5512〕；種実卸売業（製油用）〔5219〕；装身具卸売業（貴金属製を除く）〔5139〕；金地金卸売業〔5351〕；銀金地卸売業〔5351〕；白金金地卸売業〔5351〕；ジュエリー製品卸売業〔5596〕；石炭卸売業〔5332〕；電気小売業（事業者向けのもの）〔3313〕；電気卸供給業〔3314〕；ガス小売業（導管による事業所向けのもの）〔3413〕

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 （☆は確認要）	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考	
		資本金	従業員数 （小規模）							
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 （5人以下）	肥料販売業	届出	なし	知事 【県農産園芸課】	肥料取締法	※事業所ごとに届出が必要	
				飼料販売業	届出	なし	知事 【県畜産課】	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律		
				猟銃等販売業	許可	なし	知事 【県産業保安課】	武器等取締法		※「猟銃等」とは、猟銃、捕鯨砲、もり銃、と殺銃、空気銃をいう。
				たばこ卸売販売業	登録	なし	財務大臣 【近畿財務局】	たばこ事業法		※消費者に対する販売以外の販売をいう。 ※特定販売業者が卸売販売を行う場合は登録不要 ※販売所ごとに届出が必要
				製造たばこの特定販売業	登録	なし	財務大臣 【近畿財務局】	たばこ事業法		たばこ製造の特定販売業者とは、自ら輸入をした製造たばこの販売を業として行う者をいう。
				古物営業☆	許可	なし	公安委員会	古物営業法		※「古物営業」とは、次に掲げる営業をいう。 ①古物を売買し、もしくは交換し、又は委託を受けて売買し、もしくは交換する営業 ただし、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のものに限る。 ②古物市場（古物商間の古物の売買または交換のための市場）を経営する営業 ※「古物」とは、一度使用された物品（注）もしくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。 （注）大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物）で政令で定めるものを除く。 ※海外から仕入れた物品を取扱う場合は許可不要 ※法人成りの場合→法人名で許可を再申請（許可番号は変更）
				◇古物の例 ・美術品類 ・衣類 ・時計・宝飾品類 ・自動車（部品含む） ・自動二輪車・原付自転車（部品含む） ・写真機類 ・チケット類 ・事務機器類 ・機械工具類 ・道具類（家具、じゅう器、運動用具、楽器、CD、ゲームソフト等） ・皮革・ゴム製品類（カバン、靴等） ・自転車類 ・書籍						
動物取扱業	登録	5年	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県衛生課】	動物愛護及び管理に関する法律	動物取扱業とは、動物の取扱業、保管、貸出し、訓練、展示を営もうとする者をいう。					

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
I 56101	百貨店、総合スーパー	百貨店	5611	百貨店、デパートメントストア等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備と応接要員を備え、他主体による各種専門店を配置しつつ、階別に異なる主要商品の展示を基本に、主として衣料、宝飾品、インテリア用品などの高単価商品を小売する業態の事業所（従業者が常時50人以上）をいう。
		総合スーパーマーケット	5621	総合スーパーマーケット等と称され、衣食住にわたる各種商品を扱う設備を備え、他主体による専門店を配置する場合も含め、主として衣料、食料品、生活雑貨などの最寄り品をセルフサービス方式により総合的に小売する業態の事業所（従業者が常時50人以上）をいう。
I 56102	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	その他の各種商品小売業	5699	主として他に分類されない衣食住にわたる各種商品を小売する事業所（従業者が常時50人未満）をいう。
I 56151	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	5631	コンビニエンスストア等と称され、各種最寄り品を扱う設備を備え、各種代金の支払等のサービスを提供し、主として飲食料品を小売する業態の事業所をいう。
I 56152	ドラッグストア	ドラッグストア	5641	ドラッグストア等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として医薬品や化粧品を取り扱い、家庭用品や加工食品などの各種最寄り品も小売する業態の事業所をいう。
I 56153	ホームセンター	ホームセンター	5651	ホームセンター等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として各種工具、建築材料、園芸用品、収納用品、電機器具などの住関連商品を取り扱い、家庭用品や飲食料品も小売する業態の事業所をいう。
I 56154	均一価格店	均一価格店	5661	均一価格店等と称され、各種商品を扱う設備を備え、主として食器や文具等の家庭用品を取り扱い、加工食品等も含めた各種最寄り品を均一価格を基本に小売する業態の事業所をいう。

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	百貨店、デパート、スーパー	-	-	-	-	※百貨店、デパート、スーパー等は取扱品目に応じて法で必要と定める許認可等が必要
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	小売市場	許可	なし	知事 【県産業労働部経営商業課】	小売商業調整特別措置法	※一つの建物であって、その建物内の店舗面積の大部分が五十平方メートル未満の店舗面積に区分され、かつ、十以上の小売商の店舗の用に供されるものをいう。 ※一つの建物ごとに許可が必要
				前払式割賦販売業	許可	なし	経済産業大臣 【近畿経済産業局】	割賦販売法	※法で定める指定商品を引き渡すに先立って購入者から二回以上にわたりその代金の全部又は一部を受領する事業をいう。 ※年間の販売額が1000万円未満その他法に定める場合は許可不要
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	薬局☆	許可	6年	知事 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。 ※販売所ごとに許可が必要 ※医薬品の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入した医薬品を薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に、医薬品の製造業者がその製造した医薬品を医薬品の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する場合は、許可不要 ※医薬部外品、化粧品販売業は許可不要 ※医薬品、医薬部外品、化粧品の輸入販売は製造販売業の許可が必要 ※他に委託して製造する場合は、製造販売業許可が必要 ※医薬品販売業の許可区分は「店舗販売業」「配置販売業」「卸売販売業」となる。 ※動物用医薬品・医薬部外品は農林水産大臣の許可 ※薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品(薬局製造販売医薬品)を製造し、当該薬局において直接消費者に販売する場合の許可は、有効期間6年となる。
				医薬品販売業☆	許可	6年	知事 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。 ※「医薬部外品」とは、次の各号に掲げることが目的とされており、かつ、人体に対する作用が緩和なものであって機械器具でないもの及びこれらに準ずるもので厚生労働大臣の指定するものをいう。 ①吐きけその他の不快感又は口臭もしくは体臭の防止 ②あせも、ただれ等の防止 ③脱毛の防止、育毛又は除毛 ④人又は動物の保健のためにするぬすみ、はえ、蚊、のみ等の駆除
				医療機器・体外診断用医薬品製造販売業☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「製造販売」とは、製造（他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を除く。）又は輸入をした医薬品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を、販売、貸与、若しくは授与すること、又は医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。）を電気通信回線を通じて提供することをいう。
				医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造販売業☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
I 57101	呉服・服地・寝具 小売業	呉服・服地・寝具 小売業	5711	主として呉服及び服地を小売する事業所をいう。 下着類、ネクタイ、靴下、足袋、手袋、手ぬぐい、タオル、半えり、ふろしきなどの小売業は小分類 579〔5792, 5793〕に分類される。 ○呉服店；和服小売業；反物小売業；帯小売業；小ぎれ小売業；裏地小売業；らしゃ小売業
		寝具小売業	5712	主として寝具類を小売する事業所をいう。 ○ふとん小売業；毛布小売業；ふとん地小売業；敷布小売業；蚊帳小売業；ふとん綿小売業；丹前小 売業；ナイトガウン小売業；まくら小売業；マットレス小売業；パジャマ小売業
I 57102	男子服小売業	男子服小売業	5721	主として既製・注文を問わず背広服、学生服、オーバーコートなどの男子服を小売する事業所をい う。 ただし、主として個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所は大分類Nー生活関 連サービス業、娯楽業〔7931〕に分類される。 ○洋服店；注文服店（材料店持ちのもの）；テラーショップ；学生服小売業；オーバーコート小売 業；レインコート小売業；ジャンパー小売業；作業服小売業；スポン小売業 ×注文服店（材料個人持ちのもの）〔7931〕；ワイシャツ小売業〔5793〕；運動衣小売業 〔6071〕
I 57103	婦人・子供服小売 業	婦人・子供服小 売業	5731	主として既製・注文を問わず婦人服を小売する事業所をいう。 洋服店などで、主として個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所は大分類Nー 生活関連サービス業、娯楽業〔7931〕に分類される。 ○婦人服仕立業；婦人用事務服小売業；洋服店；レインコート小売業；毛皮コート小売業；プティッ ク（婦人服） ×婦人服仕立業（材料個人持ちのもの）〔7931〕；白衣小売業〔5799〕；運動衣小売業 〔6071〕
		子供服小売業	5732	主として既製・注文を問わず子供服を小売する事業所をいう。 ○子供服仕立業；ベビー服小売業
I 57104	靴・履物小売業	靴・履物小売業	5741	主として各種の靴類（革製、布製、ゴム製、ビニール製など、材料のいかんを問わない）を小売する 事業所をいう。ただし、スポーツ用の靴を小売する事業所は中分類60〔6071〕に分類される。靴 の小売と修理を兼ねて行う事業所も本分類に含まれる。 主として中古靴を小売する事業所は中分類60〔6097〕に分類される。専ら、靴の修理を行う事業 所は大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〔9093〕に分類される。 ○ゴム靴小売業；合成皮革靴小売業；プラスチック成形靴小売業；布製靴小売業；地下足袋小売業； 靴附属品小売業；注文靴小売業；靴ひも小売業；靴墨小売業 ×中古靴小売業〔6097〕；靴修理業（修理専門のもの）〔9093〕；スポーツ用靴小売業（スキー 靴、スケート靴、登山靴、スパイクシューズなど）〔6071〕
		履物小売業（靴 を除く）	5742	主としてげた、草履、スリッパなどを小売する事業所をいう。 ○げた屋；草履小売業；スリッパ小売業；サンダル小売業
I 57105	その他の織物・衣 服・身の回り品小 売業	その他の織物・ 衣服・身の回り 品小売業	5791	主としてかばん及びハンドバッグ、札入れ、名刺入れなどの袋物を小売する事業所をいう。 ○トランク小売業；ハンドバッグ小売業
		下着類小売業	5792	主として下着類を小売する事業所をいう。 ○補整着小売業；Tシャツ小売業
		洋品雑貨・小間 物小売業	5793	主として洋品雑貨及び小間物を小売する事業所をいう。 ○洋品店；装身具小売業（貴金属製を除く）；化粧道具小売業；シャツ小売業；ワイ〇洋品店；装身 具小売業（貴金属製を除く）；化粧道具小売業；シャツ小売業；ワイシャツ小売業；帽子小売業；ネ クタイ小売業；ハンカチーフ小売業；ふろしき小売業；手ぬぐい小売業；タオル小売業；足袋小売 業；靴下小売業；扇子・うちわ小売業；紋草小売業；ベルト小売業；バックル小売業；裁縫用品小売 業；補整着小売業；下着小売業；Tシャツ小売業
		他に分類されな い織物・衣服・ 身の回り品小売 業	5799	主として傘、ステッキなど他に分類されない衣服及び身の回り品を小売する事業所をいう。 ○洋傘小売業；和傘小売業；ステッキ小売業；白衣小売業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
物品販売業	小売業	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
I 58101	各種食料品小売業	食料品スーパーマーケット	5811	食料品スーパーマーケット等と称され、各種食料品を扱う設備を備え、主として生鮮食料品（青果、鮮魚、精肉）を対象に、その加工設備を有する場合も含め、セルフサービス方式により小売する業態の事業所をいう。
		その他の各種食料品小売業	5819	主として他に分類できない各種食料品を小売する事業所をいう。 ○各種食料品店；食料雑貨店
I 58102	酒小売業	酒小売業	5851	主として酒を小売する事業所をいう。 ○酒屋
I 58103	食肉小売業	食肉小売業	5831	主として食肉及び肉製品を小売する事業所をいう。 主として鳥肉を小売する事業所は細分類5832 に分類される。 ○肉屋；獣肉小売業；塩蔵肉小売業；冷凍肉小売業；肉製品小売業；魚肉ハム・ソーセージ小売業
		卵・鳥肉小売業	5832	主として卵及び鳥肉を小売する事業所をいう。
I 58104	鮮魚小売業	鮮魚小売業	5841	主として各種鮮魚及び貝類を小売する事業所をいう。 ○魚屋；貝類小売業；かき小売業；川魚小売業；食用かえる小売業；冷凍魚小売業；海藻小売業（生のもの）
I 58105	野菜・果実小売業	野菜・果実小売業	5821	主として野菜を小売する事業所をいう。 ○八百屋
		果実小売業	5822	主として果実を小売する事業所をいう。 ○果物屋
I 58106	菓子・パン小売業	菓子・パン小売業	5861	主として各種の菓子類、あめ類を製造してその場で小売する事業所をいう。 主としてパン類を製造して小売する事業所は細分類5863 に分類される。 ○洋菓子小売業（製造小売）；和菓子小売業（製造小売）；干菓子小売業（製造小売）；だ菓子小売業（製造小売）；せんべい小売業（製造小売）；あめ小売業（製造小売）；ケーキ小売業（製造小売）；まんじゅう小売業（製造小売）；もち小売業（製造小売）；焼いも屋；甘ぐり小売業；アイスクリーム・アイスキャンデー小売業（製造小売）；ドーナッツ小売業（製造小売）
		菓子小売業（製造小売でないもの）	5862	主として各種の菓子類、あめ類を小売する事業所（製造小売を除く）をいう。 主としてパン類を小売する事業所は細分類5863 又は5864 に分類される。 ○洋菓子小売業（製造小売でないもの）；和菓子小売業（製造小売でないもの）；干菓子小売業（製造小売でないもの）；だ菓子小売業（製造小売でないもの）；せんべい小売業（製造小売でないもの）；あめ小売業（製造小売でないもの）；ケーキ小売業（製造小売でないもの）；まんじゅう小売業（製造小売でないもの）；もち小売業（製造小売でないもの）；アイスクリーム・アイスキャンデー小売業（製造小売でないもの）；ドーナッツ小売業（製造小売でないもの）
		パン小売業（製造小売）	5863	主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を製造してその場で小売する事業所をいう。
		パン小売業（製造小売でないもの）	5864	主として食パン、コッペパン、菓子パンなど各種のパン類を小売する事業所（製造小売を除く）をいう。
I 58107	米穀類小売業	その他の飲食物品小売業	5895	主として米麦、雑穀及び豆類を小売する事業所をいう。 ○米麦小売業；雑穀小売業；豆類小売業
I 58108	その他の飲食物品小売業	その他の飲食物品小売業	5891	主として牛乳を小売する事業所をいう。 ○牛乳スタンド
		飲料小売業（別掲を除く）	5892	主として酒類及び牛乳以外の各種の飲料を小売する事業所をいう。 ○清涼飲料小売業；果汁飲料小売業；ミネラルウォーター小売業；乳酸菌飲料小売業；茶類飲料小売業
		茶類小売業	5893	主として各種の茶（緑茶、紅茶など）及び類似品（ココア、コーヒーなど）を小売する事業所をいう。 ○こぶ茶小売業；コーヒー小売業；ココア小売業；豆茶小売業；麦茶小売業；紅茶小売業
		料理品小売業	5894	主として各種の料理品（折詰料理、そう菜など）を小売する事業所をいう。ただし、客の注文によって調理をし提供（持ち帰り又は配達）する事業所は、大分類M一宿泊業、飲食サービス業（中分類77一持ち帰り・配達飲食サービス業）に分類される。 ○そう（惣）菜屋；折詰小売業；揚物小売業；駅弁売店；調理パン小売業（サンドイッチ、ハンバーガーなど他から仕入れたもの又は作り置きのもの）；おにぎり小売業；すし小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）；煮豆小売業；ハンバーガー店（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）；持ち帰り弁当屋（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）；ピザ小売業（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）
		豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	5896	主として豆腐、こんにゃく、納豆、漬物、かまぼこ、ちくわなどの加工食品を小売する事業所をいう。 ○こんにゃく小売業；納豆小売業；つくだ煮小売業；漬物小売業；たい味そ小売業；ちくわ小売業；おでん材料小売業
		乾物小売業	5897	主として水産物及び農産物の乾物を小売する事業所をいう。 ○乾物屋；干魚小売業；干びょう小売業；ふ（麩）小売業；乾燥野菜小売業；乾燥果実小売業；こうや（高野）豆腐小売業；干しのり小売業；くん製品小売業；海藻小売業（乾燥したもの）
		他に分類されない飲食物品小売業	5899	主として他に分類されない飲食物品を小売する事業所をいう。 ○氷小売業；乾めん類小売業；インスタントラーメン小売業；缶詰小売業；夕食材料宅配業；乳製品小売業（ヨーグルト、バター、チーズなど）；調味料小売業（塩、味そ、しょう油、食酢、ソース、砂糖、食用油脂、香辛料、七味とうがらしなど）

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	酒類販売業☆	免許	なし	税務署長	酒税法	※「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料をいい、清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウイスキー類、ブランデー類、原料用アルコール、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ類、リキュール類、粉末酒、雑酒に分類される。 ※酒類製造者がその免許を受けた製造場においてする酒類の販売業及び酒場、料理店その他酒類をもつばら自己の営業場において飲用に供する事業は免許不要 ※販売所ごとに免許が必要
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	食料品販売業☆	許可	5年以上	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	食品衛生法	※食品衛生法で定める許可を要する事業は左表のとおり ※仕出屋、弁当屋は食料品販売業に分類される（飲食店営業の許可が必要）。 ※有効期間は管轄保健所の定めによる。 ※販売所・営業の種類ごとに許可が必要 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割（当該営業を承継させるものに限る）の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②事業承継者が許可の承継届（許可番号は不変） ※食品衛生法上の許可が必要ないものとしては甘栗屋、焼芋屋、ケーキ屋（店舗で製造していないもの）等がある。
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	1.食肉販売業 2.魚介類販売業（魚介類を生きているまま販売する営業を除く。） 3.魚介類競り売り営業（鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をいう。）					※食中毒等のリスクが低いと考えられる乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業（容器包装に入れられたものの仕入れ・販売を行う場合）、魚介類販売業（容器包装に入れられたものの仕入れ・販売を行う場合）等は営業届出で可
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	米穀の出荷又は販売の事業	届出	なし	知事 【県総合農政課】	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	飲食店（仕出屋、弁当屋、露店・自動車による食料品販売等）☆ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業☆	許可	5年以上	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	食品衛生法	※仕出屋、弁当屋、露店・自動車によるたこ焼き・焼き芋・アイスクリーム等の販売等の場合は飲食店の許可が必要 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割（当該営業を承継させるものに限る）の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②事業承継者が許可の承継届（許可番号は不変） ※仕入れた弁当をそのままの状態で販売する場合は許可不要 ※調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する場合は「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」の許可が必要

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
I 59101	自動車小売業	自動車小売業	自動車（新車） 小売業	5911	主として自動車（新車）を小売する事業所をいう。 ○乗用車（新車）小売業
			中古自動車小売業	5912	主として中古自動車を小売する事業所をいう。
			自動車部分品・ 附属品小売業	5913	主として自動車の部分品及び附属品を小売する事業所をいう。 ○自動車タイヤ小売業；カーアクセサリ小売業；カーエアコン小売業；カーステレオ小売業；カーナビゲーション小売業
			二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）	5914	主として二輪自動車（原動機付自転車を含む）及びその部分品、附属品を小売する事業所をいう。 ○スクータ小売業；原動機付自転車小売業；二輪自動車部分品・附属品小売業
I 59102	自転車小売業	自転車小売業		5921	主として自転車及びその部分品、附属品を小売する事業所をいう。 ○自転車店；リヤカー小売業；自転車・同部分品・附属品小売業；自転車タイヤ・チューブ小売業；中古自転車小売業
I 59103	電気・電気事務機械器具小売業（中古品を除く）	機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	電気機械器具小売業（中古品を除く）	5931	主としてテレビジョン受信機、ラジオ受信機、電気冷蔵庫、電熱器、電気アイロン、電球など各種の家庭用電気機械器具及びその部分品を小売する事業所をいう。 主としてテレビジョン受信機、ラジオ受信機、電気冷蔵庫、電熱器、電気アイロン、電球など各種の家庭用電気機械器具及びその部分品を小売する事業所をいう。 ○テレビジョン受信機小売業；電気洗濯機小売業；電気ストーブ小売業；電気アイロン小売業；電気冷蔵庫小売業；電気掃除機小売業；電球小売業；電気音響機械器具小売業（オーディオ機器、ヘッドホン、イヤホンなど）；扇風機小売業；電気医療機械器具小売業；電気井戸ポンプ小売業；CDプレーヤー小売業；DVDレコーダー小売業；ビデオカメラ小売業；録音・録画ディスクメディア小売業（CD、DVD、ブルーレイディスク、SDカードなどで記録されていないもの）；電話機小売業；携帯電話機小売業；電気毛布小売業；ホットカーペット小売業；デジタルカメラ小売業
			電気事務機械器具小売業（中古品を除く）	5932	主としてタイムレコーダ、パーソナルコンピュータ、プリンターなど各種の電気事務機械器具及びその部分品・附属品を小売する事業所をいう。 ○パーソナルコンピュータ小売業（デスクトップ型、ノート型、タブレット型）；データ保存用CD・DVD小売業（記録されていないもの）；パソコンソフト小売業（ゲーム用ソフトを除く） ×ゲーム用ソフト小売業〔6072〕
I 59104	中古電気製品小売業	機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	中古電気製品小売業	5933	主として中古テレビジョン受信機、中古電気冷蔵庫、中古電気洗濯機及び中古パーソナルコンピュータなど各種の中古電気製品を小売する事業所をいう。 ○中古テレビジョン受信機小売業；中古電気冷蔵庫小売業；中古電気洗濯機小売業；中古パーソナルコンピュータ小売業（デスクトップ型、ノート型、タブレット型）
I 59105	その他の機械器具小売業	機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	その他の機械器具小売業	5939	主としてその他の機械器具を小売する事業所をいう。 ○ガス器具小売業；ミシン・編機・同部分品小売業；石油ストーブ小売業；度量衡器小売業；タイプライタ小売業；金庫小売業；浄水器小売業
I 60101	家具・建具・畳小売業	家具・建具・畳小売業	家具小売業	6011	主として各種の家庭用家具を小売する事業所をいう。 ○いす小売業；机小売業；テーブル小売業；ベッド小売業；つい立小売業；びょうぶ小売業；浴槽小売業；額縁小売業；本箱小売業；鏡台小売業；じゅうたん小売業；カーテン小売業
			建具小売業	6012	主としてふすま、障子、その他の建具を小売する事業所をいう。 ○木製建具小売業；金属製建具小売業；建具屋
			畳小売業	6013	主として畳、ござ、花むしろ類を小売する事業所をいう。畳完成品の製造小売と畳の裏返し、畳の修理を兼ねている事業所も本分類に含まれる。ただし、専らたたし、専ら畳の裏返し、畳の修理を行う事業所は大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）〔9099〕に分類される。 ○畳店；ござ小売業；花むしろ小売業
			宗教用具小売業	6014	主として各種の宗教用具を小売する事業所をいう。 ○仏具小売業；神具小売業
I 60102	じゅう器小売業	じゅう器小売業	金物小売業	6021	主として家庭用その他各種の金物雑貨などを小売する事業所をいう。 本分類には、バケツ、じょうろのような板金製品を製造小売する事業所も含まれる。 なお、主として農業用機械器具を小売する事業所は中分類604〔6041〕に分類される。 ○金物店；刃物小売業；そり刃小売業；くざ小売業；ほうろろ鉄器小売業；鉄器小売業；アルミニウム製品小売業；鋏前小売業；魔法瓶小売業
			荒物小売業	6022	主としてほうき、ざる、日用雑貨（荒物を主とするもの）、ろうそくなどあるいはこれらのものを合わせ小売する事業所をいう。 ○荒物屋；日用雑貨小売業（荒物を主とするもの）；ほうき小売業；ざる小売業；はし小売業；ふるい小売業；たわし小売業；竹かご小売業；バスケット小売業；竹細工小売業；わら製品小売業；縄小売業；しゅろ細工小売業；ろうそく小売業；マッチ小売業；こうり（行李）小売業；ポリバケツ小売業；ガムテープ・荷造りも小売業；農業用ビニールシート小売業
			陶磁器・ガラス器小売業	6023	主として各種の陶磁器及びガラス器を小売する事業所をいう。 ○瀬戸物小売業；焼物小売業；土器小売業；食器小売業（陶磁器製、ガラス製のもの）；花器小売業（陶磁器製、ガラス製のもの）
			他に分類されないじゅう器小売業	6029	主として他に分類されないじゅう器を小売する事業所をいう。 ○漆器小売業；茶道具小売業；花器小売業（陶磁器製、ガラス製のものを除く）；プラスチック製食器小売業；華道具小売業；貴金属製食器小売業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
物品販売業	小売業	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)	古物営業（中 古自動車）☆	許可	なし	公安委員会	古物営業法	※中古自動車を取扱う場合に必要
物品販売業	小売業	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)	古物営業（中 古自転車）☆	許可	なし	公安委員会	古物営業法	※中古自転車を取扱う場合に必要
物品販売業	小売業	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)	高度管理医療 機器・特定保 守管理医療機 器販売業☆	許可	6年	知事 【県業務課】	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律	※販売所ごとに許可が必要 ※動物医療機器は農林水産大臣の許可 ※「高度管理医療機器」とは、医療機器であって、副作用又は機能 の障害が生じた場合において人の生命及び健康に重大な影響を与え るおそれがあることからその適切な管理が必要なものをいう。 【例】コンタクトレンズ、輸液ポンプ、人工呼吸器、縫合糸等 ※「特定保守管理医療機器」とは、保守点検、修理その他の管理に 専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行わ れなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれ があるものをいう。 【例】X線診断装置、CT装置等 ※「管理医療機器」とは、高度医療機器以外の医療機器であって、 副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に影 響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものをい う。 【例】家庭用電機マッサージ器、補聴器、家庭用永久磁石磁気治療 器等 ※「製造販売」とは、製造（他に委託して製造をする場合を含み、 他から委託を受けて製造をする場合を除く。）又は輸入をした医薬 品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器若 しくは再生医療等製品を、販売、貸与、若しくは授与すること、又 は医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをい う。）を電気通信回線を通じて提供することをいう。 ※「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが 目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用され ることのないものをいう。
				管理医療機器 販売業	届出	なし	知事 【県業務課】	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律	
				医療機器・体 外診断用医薬 品製造販売業 ☆	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律	
物品販売業	小売業	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)	古物営業（電 気製品）☆	許可	なし	公安委員会	古物営業法	
物品販売業	小売業	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)	計量器販売業	届出	なし	知事 【県工業振興 課】	計量法	※届出製造時業者又は届出修理事業者が製造又は修理をしたものの 販売の事業を行う場合は届出不要
物品販売業	小売業	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
I 60103	医薬品・化粧品小売業	医薬品・化粧品小売業	医薬品小売業（薬局を除く）	6031 主として要指導医薬品及び一般用医薬品を小売する事業所をいう。 ○薬店；漢方薬小売業；生薬小売業；薬種商販売業
			薬局	6032 主として薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所であって、医薬品の販売を併せ行う事業所（病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く）をいう。 ○ファーマシー
			化粧品小売業	6033 主として化粧品を小売する事業所をいう。 ○化粧品店；香水小売業；香油小売業；おしろい小売業；整髪料小売業；石けん小売業（化粧、洗顔、薬用のもの）；歯磨き小売業；シャンプー小売業；白髪染小売業
I 60104	農耕用品小売業	農耕用品小売業	農業用機械器具小売業	6041 主として農業用機械器具を小売する事業所をいう。 ○すき・くわ・かま小売業；鳥獣害防除器具小売業；畜産用機器小売業；養蚕用機器小売業；耕うん機小売業；ハンドトラクタ小売業；コンバイン小売業
			苗・種子小売業	6042 主として苗及び種子を小売する事業所をいう。 苗及び種子を栽培して販売するものは大分類A―農業、林業〔01，02〕に分類される。 ○種苗小売業；苗木小売業
			肥料・飼料小売業	6043 主として肥料，農薬及び飼料を小売する事業所をいう。 ○肥料小売業（化学肥料，有機質肥料，複合肥料など）；農薬小売業；園芸用土小売業
I 60105	燃料小売業	燃料小売業	ガソリンスタンド	6051 計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン，軽油及び液化石油ガス（LPG）を小売する事業所をいう。 ○給油所；液化石油ガス（LPG）スタンド
			燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）	6052 主として灯油、プロパンガス、非石油系燃料などの燃料を小売する事業所をいう。 ○灯油小売業；プロパンガス小売業；非石油系燃料小売業（まき、練炭、豆炭、石炭など）；電気自動車向け充電スタンド；水素燃料電池自動車向け水素ステーション ×ガス小売業（導管による消費者向けのもの）〔3413〕

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (★は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	薬局★	許可	6年	知事 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。 ※販売所ごとに許可が必要 ※医薬品の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入した医薬品を薬局開設者又は医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者に、医薬品の製造業者がその製造した医薬品を医薬品の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売し、授与し、又はその販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する場合は、許可不要 ※医薬部外品、化粧品販売業は許可不要 ※医薬品、医薬部外品、化粧品の輸入販売は製造販売業の許可が必要 ※他に委託して製造する場合は、製造販売業許可が必要 ※医薬品販売業の許可区分は「店舗販売業」「配置販売業」「卸売販売業」となる。 ※動物用医薬品・医薬部外品は農林水産大臣の許可 ※薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品(薬局製造販売医薬品)を製造し、当該薬局において直接消費者に販売する場合の許可は、有効期間6年となる。 ※「体外診断用医薬品」とは、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることがないものをいう。 ※「医薬部外品」とは、次の各号に掲げることが目的とされており、かつ、人体に対する作用が緩和なものであって機械器具でないもの及びこれらに準ずるもので厚生労働大臣の指定するものをいう。 ①吐きけその他の不快感又は口臭もしくは体臭の防止 ②あせも、ただれ等の防止 ③脱毛の防止、育毛又は除毛 ④人又は動物の保健のためにするぬすみ、はえ、蚊、のみ等の駆除 ※「製造販売」とは、製造（他に委託して製造をする場合を含み、他から委託を受けて製造をする場合を除く。）又は輸入をした医薬品（原薬たる医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を、販売、貸与、若しくは授与すること、又は医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。）を電気通信回線を通じて提供することをいう。
				医薬品販売業★	許可	6年	知事 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	
				医療機器・体外診断用医薬品製造販売業★	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	
				医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造販売業★	許可	5年	知事 厚生労働大臣 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	毒物・劇薬販売業	登録	6年	知事 【県業務課】	毒物及び劇物取締法	※店舗ごとに登録が必要
				農薬販売業	届出	なし	知事 【県農業改良課】	農薬取締法	※営業所ごとに届出が必要
				肥料販売業	届出	なし	知事 【県農産園芸課】	肥料取締法	※営業所ごとに届出が必要
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	飼料販売業	届出	なし	農林水産大臣 【県畜産課】	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	
				揮発油販売業（ガソリンスタンド）★	登録	なし	経済産業大臣 【近畿経済産業局】	揮発油等の品質の確保等に関する法律	※経済産業省令の定めによる自動車に揮発油を給油する設備（タンク、配管、ポンプ、計量器及び給油管）を用いて、揮発油を販売する事業をいう。 ※法人成りの場合→法人名で許可を再申請（許可番号は変更） ※許可名義人が死亡の場合→一次のいずれかの方法による。 ①事業継承者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②事業継承者が許可の承継届（許可番号は不変） ※登録の死後は、管轄する経済産業局が2つ以上にまたがらない場合は、経済産業局長となる。
				石油販売業（灯油・軽油等）	届出	なし	経済産業大臣 【近畿通経済産業局】	石油の備蓄の確保等に関する法律	※経済産業省令で定める規模以下のものは届出不要
				高圧ガス販売業	届出	なし	知事 ※政令指定都市（神戸市）は市長 【県産業保安課】	高圧ガス保安法	※次の場合は届出不要 ①第一種高圧ガス製造者であって、その製造をした高圧ガスをその事業所において販売する場合 ②医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売の事業を営む者が貯蔵数量が常時容積五立方メートル未満の販売所において販売する場合 ※二以上の都道府県の区域内に販売所を設置して事業を行う場合は経済産業大臣の登録が必要 ※販売所ごとに届出が必要
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	液化石油ガス販売業★	登録	なし	知事 経済産業大臣 神戸市消防局 【県産業保安課】	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	※「液化石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したものをいう。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
I 60106	書籍・文房具小売業	書籍・文房具小売業	書籍・雑誌小売業（古本を除く）	6061 主として書籍及び雑誌を小売する事業所をいう。 主として書籍、雑誌を賃貸する事業所は分類Kー不動産業、物品賃貸業【7099】に分類される。 ○書店；洋書取次店；楽譜小売業 ×貸本屋【7099】；古本屋【6062】；教育用磁気テープ小売業【6099】
			古本小売業	6062 主として古書籍、古雑誌などの古本を小売する事業所をいう。 ○古本屋；古書籍小売業；古雑誌小売業 ×貸本屋【7099】
			新聞小売業	6063 主として新聞を小売する事業所をいう。 ○新聞販売店；新聞取次店
			紙・文房具小売業	6064 主として紙、紙製品及び文房具を小売する事業所をいう。 ○洋紙小売業；板紙小売業；和紙小売業；ふすま紙小売業；障子紙小売業；帳簿類小売業；ノート小売業；万年筆小売業；鉛筆小売業；ペン小売業；インキ小売業；すずり小売業；筆小売業；朱肉小売業；製図用具小売業；そろばん小売業；手工材料小売業；絵画用品小売業（水彩絵具、毛筆、パレット、画架など）
I 60107	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	スポーツ用品小売業	6071 主として各種のスポーツ用品を小売する事業所をいう。 主としてがん具を小売する事業所は細分類6072に分類される。 ○運動具小売業；ゴルフ用品小売業；釣具小売業；狩猟用具小売業；スポーツ用靴小売業（スキー靴、スケート靴、登山靴、スパイクシューズなど）；運動衣小売業（野球用ユニホーム、剣道着、柔道着など）；ジェットスキー小売業；サーフボード小売業；登山用品小売業（登山ザック、登山用テントなど）
			がん具・娯楽用品小売業	6072 主としてがん具及び娯楽用品を小売する事業所をいう。 ○おもちゃ屋；人形小売業；模型がん具小売業；教育がん具小売業；羽子板小売業；娯楽用品小売業（囲碁、将棋、マージャン、トランプ、花札、かるたなど）；テレビゲーム機小売業；ゲーム用ソフト小売業
			楽器小売業	6073 主として各種の楽器及びレコードを小売する事業所をいう。 ○洋楽器小売業；ピアノ小売業；和楽器小売業；三味線小売業；音楽ソフト小売業（DVD、ブルーレイディスクなどの物理的媒体に記録済のもので音楽ビデオを含む）
I 60108	写真機・時計・眼鏡小売業	写真機・時計・眼鏡小売業	写真機・写真材料小売業	6081 主として写真機及び写真材料を小売する事業所をいう。 主としてデジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所は分類Nー生活関連サービス業、娯楽業【7993】に分類される。 ○撮影機小売業；映写機小売業；写真感光材料小売業；写真フィルム小売業；写真機用レンズ小売業 ×写真プリント、フィルム現像・焼付業【7993】；DPE取次業【7993】；デジタルカメラ小売業【5931】
			時計・眼鏡・光学機械小売業	6082 主として時計、眼鏡及び光学機械並びに附属品を小売する事業所をいう。 専ら時計、眼鏡及び光学機械並びに附属品の修理を行う事業所は分類Rーサービス業（他に分類されないもの）【90】に分類される。 ○時計屋；コンタクトレンズ小売業；双眼鏡小売業；望遠鏡小売業 ×時計修理業【9092】；眼鏡修理業【9099】；光学機械修理業【9011】
I 60109	建築材料小売業	他に分類されない小売業	建築材料小売業	6093 主として木材、セメント、板ガラスなどの建築材料を小売する事業所をいう。 ○木材小売業；セメント小売業；板ガラス小売業；ブロック小売業；プラスチック建材小売業
I 60110	他に分類されない小売業	他に分類されない小売業	たばこ・喫煙具専門小売業	6091 専らたばこ及び喫煙具を小売する事業所をいう。 なお、たばこ及び喫煙具の小売と他の商品の小売を兼ねている事業所については、他の商品によって分類される。
			花・植木小売業	6092 主として花及び植木を小売する事業所をいう。 主として造花を小売する事業所は細分類6099に分類される。 ○花屋；切花小売業；フローリスト；盆栽小売業
			ジュエリー製品小売業	6094 主として金・銀加工製品及び宝石類を小売する事業所をいう。 ただし、貴金属製食器を小売する事業所は細分類602【6029】に分類される。 ○宝石小売業；金製品小売業；銀製品小売業；白金製品小売業；装身具小売業（貴金属製のもの）
			ペット・ペット用品小売業	6095 主として犬、猫、小鳥、熱帯魚などのペット及びペットフード、ペット用品を小売する事業所をいう。 ○ペットショップ；愛がん動物小売業；観賞用魚小売業；ペットフード小売業
			骨とう品小売業	6096 主として骨とう品を小売する事業所をいう。
			中古品小売業（骨とう品を除く）	6097 主として中古の衣服、家具、楽器、運動用品、靴など他に分類されない中古品を小売する事業所をいう。 ○中古衣服小売業；古道具小売業；中古家具小売業；古建具小売業；古楽器小売業；古写真機小売業；古運動具小売業；中古靴小売業；古レコード小売業；中古CD小売業；中古ゲーム用ソフト小売業；リサイクルショップ（中古電気製品小売業、古本屋を除く）
			他に分類されないその他の小売業	6099 主として他に分類されないその他の商品を小売する事業所をいう。 本分類には、売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をするか否とにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために小売業（個人を含む）の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行う事業所も含まれる。なお、主としてインターネットを通じて、仲介のためのプラットフォームの提供を行うものは、本分類には含まれない。 ○美術品小売業（骨とう品を除く）；名刺小売業；印章小売業；印判小売業；帆布小売業；造花小売業；標本小売業；旗ざお・物干しざお小売業；碑石・墓石小売業；石工業（個人の注文によって彫刻、仕上げを行い販売するもの）；荷車小売業（中古品を含む）；古切手小売業；郵便品（記念切手類・同収集品）小売業；古銭小売業；教育用磁気テープ小売業；合成洗剤小売業；石けん小売業（化粧、洗顔、薬用以外のもの）；映像ソフト小売業（DVD、ブルーレイディスクなどの物理的媒体に記録済のもので音楽用以外のもの）；絵画小売業；金・銀・白金地金小売業；小売代理商・小売仲立業 ×装身具小売業（貴金属製を除く）【5793】；装身具小売業（貴金属製のもの）【6094】；石けん小売業（化粧、洗顔、薬用のもの）【6033】；電気小売業（消費者向けのもの）【3313】；ガス小売業（導管による消費者向けのもの）【3413】 ※性風俗関連特殊営業を除く。 ※無店舗小売業（通信販売、訪問販売、自動販売機による販売等）は、主力商品で分類を判断する。

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	古物営業 (古本) ☆	許可	なし	公安委員会	古物営業法	※古本、古書等を取扱う場合に必要
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	猟銃等販売業	許可	なし	知事 【県産業保安課】	武器等製造法	
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業 ☆	許可	6年	知事 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※販売所ごとに許可が必要 ※「高度管理医療機器」とは、医療機器であって、副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものをいう。 【例】コンタクトレンズ、輸液ポンプ、人工呼吸器、縫合糸等
				管理医療機器販売業	届出	なし	知事 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	※「管理医療機器」とは、高度医療機器以外の医療機器であって、副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものをいう。 【例】家庭用電機マッサージ器、補聴器、家庭用永久磁石磁気治療器等
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	たばこ小売販売業	許可	なし	財務大臣 【近畿財務局】	たばこ事業法	※営業所ごとに許可が必要
				動物取扱業	登録	5年	知事 ※保健所設置市(神戸、尼崎、姫路、西宮、明石)は市長 【管轄保健所、県衛生課】	動物愛護及び管理に関する法律	※動物取扱業とは、動物の取扱業、保管、貸出し、訓練、展示を営もうとする者をいう。
				古物営業 ☆	許可	なし	公安委員会	古物営業法	※「古物営業」とは、次に掲げる営業をいう。 ①古物を買出し、もしくは交換し、又は委託を受けて売出し、もしくは交換する営業 ただし、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のものに限る。 ②古物市場（古物商間の古物の売買又は交換のための市場）を経営する営業 ※「古物」とは、一度使用された物品（注）もしくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。 （注）大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物）で政令で定めるものを除く。 ※海外から仕入れた物品を取扱う場合は許可不要 ※法人成りの場合→法人名で許可を再申請（許可番号は変更）
◇古物の例 ・美術品類 ・衣類 ・時計・宝飾品類 ・自動車（部品含む） ・自動二輪車・原付自転車（部品含む） ・写真機類 ・チケット類 ・事務機器類 ・機械工具類 ・道具類（家具、じゅう器、運動用具、楽器、CD、ゲームソフト等） ・皮革・ゴム製品類（カバン、靴等） ・自転車類 ・書籍									

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
J 64100	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	クレジットカード業、割賦金融業	6431	チケット又はクレジットカードを発行し、会員に対して加盟店からの物品などを購入することについてあつせんを行い、加盟店に対しては会員に代わって立替払いを行う事業所をいう。 ○クレジットカード会社；信販会社（クレジットカード業のもの）；各種チケット団体（クレジットカード業のもの）
		割賦金融業	6432	主として割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う事業所をいう。 ×ファクタリング業者（売掛債権買取業のもの）〔6499〕
J 65151	金融商品取引業	金融商品取引業 （投資助言・代理業、運用業、補助的金融商品取引業を除く）	6511	金融商品取引法に基づき主務大臣の登録を受け、主として流動性の高い有価証券の売買等、店頭デリバティブ取引、流動性の低い権利（みなし有価証券）の売買等を行う事業所をいう。 ○第一種金融商品取引業者（証券会社、抵当証券業者、金融先物取引業者など）；第二種金融商品取引業者（証券会社、抵当証券業者、商品投資販売業者、金融先物取引業者など）
			6512	金融商品取引法に基づき主務大臣の登録を受け、投資顧問契約に基づく助言を行う事業所をいう。 ○投資助言・代理業者；証券投資顧問業者 ×日本証券投資顧問業協会〔9312〕
			6513	金融商品取引法に基づき主務大臣の登録を受け、主として投資一任契約等に基づく財産等の運用、委託者指図型投資信託の運用を行う事業所をいう。 また、特別の法律により、中小企業等に対し、当該企業等の自己資本の充実を促進し、健全な成長発展を図るため、株式引受の方法により資金を供給するなどする事業所も本分類に含まれる。 ○投資運用業者；ベンチャーキャピタル；中小企業投資育成株式会社；農業法人投資育成会社
J 65152	商品先物取引業・商品投資顧問業	商品先物取引業、商品投資顧問業	6521	商品先物取引法に基づき主務大臣の許可を受け、主として国内及び外国の商品取引所の商品市場における先物取引の受託を業として営む事業所並びに主として商品取引所の商品市場によらず相対で商品先物取引等を業として営む事業所をいう。 ○国内商品市場先物取引業者；外国商品市場商品先物取引業者；店頭商品デリバティブ取引業者 ×特定店頭商品デリバティブ取引業者〔6529〕；商品先物取引仲介業者〔6529〕
		商品投資顧問業	6522	商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき主務大臣の許可を受け、主として顧客から出資された資産を商品投資により運用する契約を締結すること、又は商品投資に係る投資判断に基づき顧客のために投資を行うことを業とする事業所をいう。
		その他の商品先物取引業、商品投資顧問業	6529	他に分類されない商品先物取引業等を行う事業所をいう。 ○特定店頭商品デリバティブ取引業者；商品先物取引仲介業者 ×国内商品市場先物取引業者〔6521〕；外国商品市場商品先物取引業者〔6521〕；店頭商品デリバティブ取引業者〔6521〕；商品投資顧問業者〔6522〕

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
金融業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	包括信用購入あっせん業者 (少額包括信用購入あっせん業者を含む) ☆	登録	なし	経済産業大臣 【近畿経済産業局】	割賦販売法	※登録証がないため、登録に係る通知または登録証明書の写を徴求して確認を行う。 ※個人での登録は不可。 ※法律上、登録が不要とされている場合があるが、保証対象外となる。
				クレジットカード番号等取扱契約締結事業者 ☆	登録	なし	経済産業大臣 【近畿経済産業局】	割賦販売法	※登録証がないため、登録に係る通知または登録証明書の写を徴求して確認を行う。 ※個人での登録は不可。
				個別信用購入あっせん業者 ☆	登録	3年	経済産業大臣 【近畿経済産業局】	割賦販売法	※登録証がないため、登録に係る通知または登録証明書の写を徴求して確認を行う。 ※個人での登録は不可。 ※法律上、登録が不要とされている場合があるが、保証対象外となる。
金融業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	第一種金融商品取引業 ☆	登録	なし	内閣総理大臣 【近畿財務局】	金融商品取引法	※個人での登録は不可。 ※法律上、登録が不要とされている場合があるが、保証対象外となる。
				第一種少額電子募集取扱業 ☆	登録	なし	内閣総理大臣 【近畿財務局】	金融商品取引法	
				第二種金融商品取引業 ☆	登録	なし	内閣総理大臣 【近畿財務局】	金融商品取引法	※法律上、登録が不要とされている場合があるが、保証対象外となる。
				第二種少額電子募集取扱業 ☆	登録	なし	内閣総理大臣 【近畿財務局】	金融商品取引法	
				投資助言・代理業者、証券投資顧問業者 ☆	登録	なし	内閣総理大臣 【近畿財務局】	金融商品取引法	※法律上、登録が不要とされている場合があるが、保証対象外となる。
				投資運用業者 ☆	登録	なし	内閣総理大臣 【近畿財務局】	金融商品取引法	※個人での登録は不可。 ※法律上、登録が不要とされている場合があるが、保証対象外となる。
				適格機関投資家等特例業務 ☆	届出	なし	内閣総理大臣 【近畿財務局】	金融商品取引法	
				海外投資家等特例業務 ☆	届出	なし	内閣総理大臣 【近畿財務局】	金融商品取引法	
金融業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	国内商品先物取引業者 ☆	許可	6年	主務大臣（経済産業大臣、農林水産大臣）	商品先物取引法	※個人での許可取得は不可。
				商品投資顧問業者 ☆	許可	6年	主務大臣（経済産業大臣、農林水産大臣）	商品投資に係る事業の規制に関する法律	※個人での許可取得は不可。
				特定店頭商品デリバティブ取引業者 ☆	届出	なし	主務大臣（経済産業大臣、農林水産大臣）	商品先物取引法	※ホームページでは届出年月日は確認できない。届出年月日の確認ができない場合、その事情を次回申送事項等に記載しておく。
				商品先物取引仲介業者 ☆	登録	6年	主務大臣（経済産業大臣、農林水産大臣）	商品先物取引法	

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		コード	細 目
		小・細分類			
J 66100	補助的金融業等	補助的金融業、 金融附帯業	その他の補助的 金融業、金融附 帯業	6619	その他の補助的金融業務及び金融附帯業務を営む事業所をいう。 ○前払式支払手段発行者（前払式支払手段として提供されるQRコード決済・電子マネーを含む）； 資金移動業者（資金移動業として提供されるQRコード決済・電子マネーを含む） ※上記の他に、公共工事前払金保証会社、債権管理回収業者（サービサー）、整理回収機構等があるが、保証対象外である。
		金融代理業	金融商品仲介業	6631	金融商品取引業又は登録金融機関の委託を受けて、有価証券の売買の媒介等を行う事業所をいう。 ×金融商品取引業を行う登録金融機関〔6511〕
J 67100	保険業（保険媒介代理業を含む）	保険媒介代理業	生命保険媒介業	6741	生命保険業者のために生命保険契約の募集、保険料の集金等を行う事業所をいう。
			損害保険代理業	6742	損害保険業者のために、火災海上保険等の契約の締結、保険料の収納等を行う事業所をいう。
			共済事業、少額 短期保険代理業	6743	各種共済協同組合法等による共済事業を行う事業者のために共済契約の締結、共済料の収納等を行う事業所及び、少額短期保険業者のために、少額短期保険契約の締結、保険料の収納等を行う事業所をいう。 ○火災共済協同組合代理所；少額短期保険代理店
J 67151	保険サービス業	保険サービス業	保険料率算出団体	6751	所属会員のために各種保険の危険度を調査し、保険料の算出を行う事業所をいう。 ○損害保険料率算出機構
			損害査定業	6752	保険業者から独立した経営による損害査定を行う事業所をいう。
			その他の保険 サービス業	6759	他に分類されない保険サービスを行う事業所をいう。 ○生命保険相談所；保険仲立業者

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
金融業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	資金移動業 (第一種) ☆ 資金移動業 (第二種・第三種) ☆ 前払式支払手段発行者 (自家型発行者) ☆ 前払式支払手段発行者(第三者型発行者) ☆ 金融商品仲介業者 ☆ 金融サービス仲介業者(ただし、有価証券等仲介業務を行う者に限る) ☆	登録 登録 届出 登録	なし なし なし なし	財務局長 【近畿財務局】 財務局長 【近畿財務局】 財務局長 【近畿財務局】 財務局長 【近畿財務局】	資金決済に関する法律 資金決済に関する法律 資金決済に関する法律 資金決済に関する法律	※個人での登録は不可(第一種のみ)。 ※資金移動業(第一種、第二種、第三種とも)は登録証がないため、登録に係る通知または登録証明書の写を徴求して確認を行う。 ※法律上、届出が不要とされている場合があるが、保証対象外となる。 ※個人での登録は不可。 ※その他の補助的金融業、金融附帯業については、資金移動業務を行うもの及び前払式支払手段(プリペイドカード、商品券等)の発行の業務を行うものに限り、保証対象となる。
保険媒介代理業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	損害保険代理店 生命保険募集人(生命保険代理店)	登録 登録	なし なし	財務局長 【近畿財務局】 財務局長 【神戸財務事務所】	保険業法 保険業法	※損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者で、その損害保険会社の役員または使用人でないものをいう。 ※損害保険代理店委託契約書により登録番号を確認する。 ※生命保険会社の委託を受けて、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者をいう。 ※登録申請は生命保険会社から(社)生命保険協会兵庫県事務室を経由して、神戸財務事務所になされる。 ※保険会社から販売委託を受けた保険代理店は、雇用関係のない者に販売行為を委託(再委託)することはできない。
サービス業	その他のサービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
K 68101	建物売買業、土地 売買業	建物売買業、土 地売買業	建物売買業 6811	主として建物の売買を行う事業所をいう。 ただし、自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所は大分類Dー建設業〔0611、 0641、0651〕に分類される。 ○建売業（自ら建築施工しないもの）；事務所売買業；マンション分譲業；中古住宅売買業 ×建売業（自ら建築施工するもの）〔0611、0641、0651〕
			土地売買業 6812	主として土地の売買（分譲を含む）を行う事業所をいう。 土地を売るために土地の開発を行う事業所は本分類に含まれる。 ただし、自ら労働者を雇用し土地造成を行いそれを分譲する事業所及び農地の開発工事を行う事業所 は大分類Dー建設業〔0611 又は0621〕に分類される。 ○土地分譲業 ×農地開発請負業〔0611 又は0621〕；土地改良区〔0131〕；土地売買業（自ら土地造成を行う もの）〔0621〕 ※土地売買業について、投機を目的とした土地購入資金は保証対象外
K 68102	不動産代理業・仲 介業	不動産代理業・仲介業	6821	主として不動産の売買、貸借、交換の代理又は仲介を行う事業所をいう。 駐車場の貸借の仲介を行う事業所も本分類に含まれる。 ○土地ブローカー；建物仲介業；貸家仲介業
K 69101	不動産賃貸業（貸 家業、貸間業を除く）	不動産賃貸業 （貸家業、貸間 業を除く）	貸事務所業 6911	主として事務所、店舗その他の営業所を比較的長期（通例月別又はそれ以上）に賃貸する事業所をい う。 ○貸店舗業（店舗併用住宅を除く）；貸倉庫業
			土地賃貸業 6912	主として土地を賃貸する事業所をいう。 ○地主（土地の賃貸を業とするもの）
			その他の不動産 賃貸業 6919	主として比較的短期（通例時間別、日別又は週別）に事務所、店舗その他の営業所又は土地に定着す る施設を賃貸する事業所をいう。 ○貸事務所業（短期のもの）；貸会議室業 ×集会場〔9511〕；映画館賃貸業〔8011〕；劇場賃貸業〔8021〕；スポーツ施設賃貸業 〔804〕；競輪場賃貸業〔8031〕；ウィークリーマンション賃貸業〔6921〕
K 69102	貸家業・貸間業	貸家業・貸間業	貸家業 6921	主として住宅（店舗併用住宅を含む）を賃貸する事業所をいう。 住宅とは、世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物及び独立して家庭生 活を営むことができるように区画され設備された建物の一部をいう。 ○住宅賃貸業；アパート業；ウィークリーマンション賃貸業；貸別荘業；住宅供給公社；貸店舗業 （店舗併用住宅のもの）
			貸間業 6922	専用又は共用の炊事用排水設備がなく独立して家庭生活を営むことができないような室を賃貸する事 業所をいう。
K 69103	駐車場業	駐車場業	6931	主として自動車の駐車のための場所を賃貸する事業所をいう。長期的に倉庫に物品を保管することを 業とする事業所は長期的に倉庫に物品を保管することを業とする事業所は大分類Hー運輸業、郵便業 〔47〕に分類される。 ○ガレージ業；自動車庫庫業；駐車場管理業
K 69104	不動産管理業	不動産管理業	6941	主としてビル、マンション等の所有者（管理組合等を含む）の委託を受けて経營業務あるいは保全業 務等不動産の管理を行う事業所をいう。 ただし、所有者の委託を受けて駐車場の管理運営を行う事業所は駐車場業〔6931〕に分類される。 ○ビル管理業；マンション管理業；アパート管理業；土地管理業；住宅宿泊管理業 ×ビルメンテナンス業〔9221〕

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
不動産業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	宅地建物取引 業☆	免許	5年	知事 国土交通大臣 【県・県土整 備部】	宅地建物取引業 法	※宅地もしくは建物の売買・交換・貸借の代理・媒介をする事業をいう。 ※二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営む場合は国土交通大臣の免許が必要 ※法人成りの場合 → 法人名で許可を再申請（許可番号は変更）
不動産業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
不動産業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
不動産業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
倉庫業	物品預り・駐 車場業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)	路外駐車場	届出	なし	知事 市町長 【県都市計画 課】	駐車場法	※道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。 ※自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル未満の場合は届出不要 ※駐車場ごとに届出が必要 ※特定の者だけが利用する駐車場（月極駐車場等）の場合は届出不要
不動産業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	マンション管 理業	登録	5年	国土交通大臣 【高層住宅管 理業協会】	マンションの管 理の適正化の推 進に関する法律	※法律において、マンションとは次に掲げるものをいう。 イ 二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの並びにその敷地及び附属施設 ロ 一団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）が当該団地内にあるイに掲げる建物を含む数棟の建物の所有者（専有部分のある建物にあっては、区分所有者）の共有に属する場合における当該土地及び附属施設 ※法律において、「マンション管理業」とは管理組合から委託を受けて「管理事務」を行う行為で業として行うもの（マンションの区分所有者等が当該マンションについて行うものを除く。）と定義されている。「管理事務」とは、マンションの管理に関する事務であって、「基幹事務（・管理組合の会計の収入及び支出の調定に関する事務。・管理組合の出納に関する事務。・専有部分を除くマンションの維持又は修繕の実施に関する企画又は実施の調整に関する事務。）」を含むものをいう。 ※住宅宿泊管理業とは、家主不在型の住宅宿泊事業者等から委託を受けて、報酬を得て、住宅の管理を行う事業をいう。
				住宅宿泊管理 業	登録	5年	国土交通大臣 【近畿地方整 備局】	住宅宿泊事業法	

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		コード	細 目
		小・細分類			
K 70100	物品賃貸業	各種物品賃貸業	総合リース業	7011	産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが他の小分類3項目以上にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する事業所をいう。
			その他の各種物品賃貸業	7019	物品賃貸業のうち、他の小分類3項目以上にわたる各種の物品を賃貸する性格を有するものであって、他に分類されない事業所をいう。 ○各種物品レンタル業
		産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）	7021	主として各種産業の用に供する機械器具（建設機械器具を除く）を賃貸する事業所をいう。 建設機械器具を賃貸する事業所は細分類7022に、事務用機械器具を賃貸する事業所は小分類703〔7031、7032〕に分類される。 ○農業機械器具賃貸業；通信機械器具賃貸業；電話交換機賃貸業；医療機械器具賃貸業；鉱山機械器具賃貸業；金属工作機械賃貸業；金属加工機械賃貸業；プラスチック成形加工機械賃貸業；電動機賃貸業；計測器賃貸業；自動販売機（コインオペレータ）賃貸業；冷蔵陳列棚賃貸業；荷役運搬機械設備賃貸業；コンテナ賃貸業；パレット賃貸業；ボウリング機械設備賃貸業 ×建設機械器具賃貸業〔7022〕
			建設機械器具賃貸業	7022	主として各種の建設工事に用いる建設機械器具を賃貸する事業所をいう。 主な賃貸物品は、掘さく機械、整地機械、ロードローラ、ランマ、アスファルト舗装機械、建設用クレーン、鋼矢板などである。 ○掘削機械器具賃貸業；建設用クレーン賃貸業；整地機械賃貸業；基礎工事用機械賃貸業；仮設資材賃貸業
		事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）	事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）	7031	主として事務用機械器具を賃貸する事業所をいう。 主な賃貸物品は、複写機、タイムレコーダ、金銭登録機などである。電子計算機・同関連機器を賃貸する事業所は細分類7032に分類される。 ○電子式複写機（コピー機）賃貸業；複合機賃貸業；金銭登録機賃貸業；ファイリングシステム用器具賃貸業
			電子計算機・同関連機器賃貸業	7032	主として電子計算機及び同関連機器を賃貸する事業所をいう。 ○パーソナルコンピュータ賃貸業（デスクトップ型、ノート型、タブレット型）
		自動車賃貸業		7041	主として自動車を賃貸する事業所をいう。 主な賃貸物品は、乗用車、ライトバン、バス、トラック、タンクローリー、二輪自動車などである。 ○レンタカー業；自動車リース業
		スポーツ・娯楽用品賃貸業		7051	主としてスポーツ用品及び娯楽用品を賃貸する事業所をいう。 ○スキー用品賃貸業；スケート靴賃貸業；貸自転車業；運動会用具賃貸業；貸テント業；貸ヨット業；貸モーターボート業；貸馬業
		その他の物品賃貸業	映画・演劇用品賃貸業	7091	主として映画・演劇用物品を賃貸する事業所をいう。 映画フィルムの配給に当たる事業所は、大分類G—情報通信業〔4114〕に分類される。 ○映画用諸道具賃貸業；演劇用諸道具賃貸業；映写機賃貸業；映画フィルム賃貸業；貸衣しょう業（映画・演劇用のもの） ※性風俗関連特殊営業を除く。
			音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）	7092	主としてコンパクトディスクなどの音楽・映像記録物を賃貸する事業所をいう。 ○レンタルビデオ業；DVD賃貸業；CD賃貸業；ブルーレイディスク賃貸業
			貸衣しょう業（別掲を除く）	7093	主として冠婚葬祭用、パーティ用などの衣しょうを賃貸する事業所をいう。 ○貸衣しょう業（映画・演劇用を除く）；レンタルブティック ※性風俗関連特殊営業を除く。
			他に分類されない物品賃貸業	7099	他に分類されない物品を賃貸する事業所をいう。 ○レンタルブック業；貸楽器業；貸美術品業；貸ふとん業；貸植木業；貸花環業；貸ピアノ業；医療・福祉用具賃貸業 ※性風俗関連特殊営業を除く。

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	物品賃貸業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)	高度管理医療 機器・特定保 守管理医療機 器賃貸業☆	許可	6年	知事 【県業務課】	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律	※販売所ごとに許可が必要 ※「高度管理医療機器」とは、医療機器であって、副作用又は機能 の障害が生じた場合において人の生命及び健康に重大な影響を与え るおそれがあることからその適切な管理が必要なものをいう。 【例】コンタクトレンズ、輸液ポンプ、人工呼吸器、縫合糸等
				管理医療機器 賃貸業	届出	なし	知事 【県業務課】	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関す る法律	※「特定保守管理医療機器」とは、保守点検、修理その他の管理に 専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行わ れなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれ があるものをいう。 【例】X線診断装置、CT装置等
				自家用車自動 車賃貸業（レ ンタカー）	許可	なし	運輸局長 【兵庫陸運 部】	道路運送法	※「管理医療機器」とは、高度医療機器以外の医療機器であって、 副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に影 響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものをい う。 【例】家庭用電機マッサージ器、補聴器、家庭用永久磁石磁気治療 器等
				ビデオ・CD レンタル業	-	-	-	-	※許認可はないが、著作権上問題がないことを著作権所有者・団体 （日本映像ソフト協会・日本音楽著作権協会等）との契約書等によ り確認する。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
L 71100	学術・開発研究機関	自然科学研究所	理学研究所	7111	地震研究所、有機合成研究所、気象研究所のような理学研究所をいう。
			工学研究所	7112	工業技術研究所、物質・材料研究機構、産業技術総合研究所のような工学研究所をいう。
			農学研究所	7113	農業、林業、漁業に関する研究所、試験所をいう。
			医学・薬学研究所	7114	医学・薬学に関する試験所、研究所をいう。 診断、治療上の必要からあるいは食品衛生、予防衛生、栄養生理、医薬品などに関し、依頼に応じて試験、検査、検定などを行うことを業務の一環としている施設も本分類に含まれる。
		人文・社会科学研究所		7121	文化、芸術などの人文科学又は政治、経済などの社会科学に関する研究を行う事業所をいう。
L 72101	法律事務所、特許事務所	法律事務所、特許事務所	法律事務所	7211	訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議の申立て、再審査請求などの法律事務を行う事業所をいう。 ○弁護士事務所；弁護士法人事務所；法律相談所
			特許事務所	7212	特許、実用新案、意匠又は商標に関する登録申請、異議の申立てなどの代理及び鑑定などの業務を行う事業所をいう。 ○弁理士事務所；特許出願代理業
L 72102	公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所	公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所	公証人役場、司法書士事務所	7221	公正証書の作成、私署証書の認証を行う事業所及び司法官署に提出する書類の作成、登記又は供託に関する手続の代理を行う事業所をいう。
			土地家屋調査士事務所	7222	不動産の表示に関する登記について必要な土地、家屋に関する調査又は測量、登記の申請手続き及び筆界特定の手続きについての代理を行う事業所をいう。
L 72103	公認会計士事務所、税理士事務所	公認会計士事務所、税理士事務所	公認会計士事務所	7241	財務書類の監査、証明、調整又は財務に関する調査、立案、相談などの業務を行う事業所をいう。 ○監査法人事務所；外国公認会計士事務所；会社設立決算事務引受業
			税理士事務所	7242	税務代理、税務書類の作成及び税務相談などの業務を行う事業所をいう。
L 72104	デザイン業	デザイン業		7261	主として物品、画像、空間などの製作に関して、形状、模様、色彩などの視覚表現を組み合わせ、利用者への利便性や審美性を考慮しつつ専門的なデザインのサービスを提供する事業所をいう。ただし、そのデザインを利用するが、製品の製造加工を行う事業所、プログラムの設計を行う事業所、広告の企画・制作を行う事業所、芸術作品の創作、演出などの専門的なサービスを提供する事業所、建築設計、設計監理などの土木・建築に関する専門的なサービスを提供する事業所、機械の設計を行う事業所は本分類に含まれない。 ○グラフィックデザイン業；パッケージデザイン業；インダストリアルデザイン業（テキスタイル・ファッションデザイン、インテリアデザイン等）；ディスプレイデザイン業；UI（ユーザー・インターフェース）・UX（ユーザー・エクスペリエンス）デザイン業；サービスデザイン業
L 72105	著述・芸術家業	著述・芸術家業	著述家業	7271	個人で詩歌、小説などの文芸作品の創作、文芸批評、評論などの専門的なサービスを行う事業所をいう。 ○作家業；シナリオライター業；歌人業；評論家業
			芸術家業	7272	個人で美術・音楽・演劇などの芸術作品の創作、演出などの専門的なサービスを行う事業所をいう。 ○彫刻家業；鍍金家業；作曲家業；声楽家業；ピアニスト業；映画監督業；演出家業；ポスター画家業；イラストレーター業；能楽師業
L 72106	興信所	その他の専門サービス業	興信所	7291	主として個人及び法人の信用調査を行う事業所をいう。 ○信用調査所；商業興信所；探偵業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	その他のサービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
サービス業	専門サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	法律事務所 (弁護士)	登録	なし	日本弁護士連 合会	弁護士法	
				特許事務所 (弁理士)	登録	なし	弁理士会	弁理士法	
サービス業	専門サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	公証人役場	任命	なし	法務大臣	公証人法	
				司法書士事務 所	登録	なし	日本司法書士 会連合会	司法書士法	
				土地家屋調査 士事務所	登録	なし	日本土地家屋 調査士連合会	土地家屋調査士 法	
サービス業	専門サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	公認会計士事 務所	登録	なし	日本公認会計 士協会	公認会計士法	
				税理士事務所	登録	なし	日本税理士会 連合会	税理士法	
サービス業	専門サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
サービス業	専門サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
サービス業	専門サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	探偵業	届出	なし	公安委員会	探偵業の業務の 適正化に関する 法律	※探偵業とは、他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動につ いての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的として 面接による聞き取り、尾行、張り込みその他これらに類する方法により 実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務を いう（専ら、報道機関の依頼を受けて、その報道の用に供する目的 で行われるものを除く。）。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
L 72107	その他の専門サービス業	行政書士事務所	7231	官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類などの作成を行う事業所をいう。
		社会保険労務士事務所	7251	労働・社会保険諸法令に基づく申請書等・帳簿書類の作成、提出手続の代行、申請等に関する事務代理、労務管理その他の労働・社会保険に関する事項の相談・指導を行う事業所をいう。
		経営コンサルタント業、純粋持株会社	7281	マネジメントに関する診断、指導、教育訓練、調査研究などを行う事業所をいう。 ○経営管理事務所；経営管理診断事務所；経営管理指導研究事務所；経営管理相談所 ※[7282]「純粋持株会社」は、企業グループ内の主たる経済活動と同一の業種に分類される。
		その他の専門サービス業	7292	主としてある言語で表現された文章の内容を他の言語に直すことを行う事業所をいう。
		通訳業、通訳案内業	7293	言語を異にする人々の会話の仲立ちをする業務を行う事業所及び訪日外国人に対して外国語を用いて旅行に関する案内業務を行う事業所をいう。
		不動産鑑定業	7294	不動産に関する鑑定評価、調査、相談などの業務を行う事業所をいう。
		他に分類されない専門サービス業	7299	他に分類されない専門サービスを提供する事業所をいう。 ○鑑定業；司会業；コピーライター業；海事代理士業；投資顧問業（証券・商品投資を除く）；国際規格審査業 ×船積貨物鑑定業〔4899〕；司法書士事務所〔7221〕；証券投資顧問業者〔6512〕；商品投資顧問業者〔6522〕；広告制作業〔4151〕
L 73100	広告業	広告業	7311	主として依頼人のために、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択等、総合的なサービスを提供する事業所、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネットその他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する事業所が分類される。 広告文案の作成、商業美術などの業務を行うが、広告媒体に広告しない事業所は大分類Gー情報通信業〔4151〕に分類される。 ○総合広告業；広告代理業；新聞広告代理業；インターネット広告業；屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）；車内広告業（総合的なサービスを提供するもの）；電柱広告業（総合的なサービスを提供するもの） ×テレビコマーシャル制作業〔4112〕；ラジオスポット制作業〔4122〕；広告制作業〔4151〕；コピーライター業〔7299〕；デザイン業〔7261〕；新聞業〔4131〕；出版業〔4141〕；放送業〔38〕；印刷業〔151〕；サンプル配布業〔9299〕；ポスティング業〔9299〕；ちんどん屋〔9299〕；看板設置業〔07〕；電飾看板設置業〔0812〕
L 74101	獣医療業	獣医療業	7411	獣医学上の内科的、外科的、歯科的サービスを提供する事業所をいう。 ○家畜診療所；動物病院；ペットクリニック

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	専門サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	行政書士事務所	登録	なし	日本行政書士会連合会	行政書士法	※「経営コンサルタント」という公的資格はないが、原則として中小企業診断士をおいていることが保証要件となる。
				社会保険労務士事務所	届出	なし	全国社会保険労務士連合会	社会保険労務士法	
				中小企業診断士事務所	登録	5年	経済産業大臣	中小企業支援法	
				経営コンサルタント業	-	-	-	-	
				通訳案内士	登録	なし		通訳案内士法	
				不動産鑑定士事務所	登録	5年	知事 【県都市政策課】	不動産の鑑定評価に関する法律	
				海事代理士事務所	登録	なし	運輸局長	海事代理士法	
サービス業	広告業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	技術士事務所	登録	なし	文部科学大臣	技術士法	※二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土交通大臣の登録が必要
				屋外広告業	登録	5年	知事 ※神戸・姫路・尼崎・西宮・明石は市長 【県都市計画課】	屋外広告物法	
サービス業	技術サービス業（獣医業）	5000万円以下	100人以下 【法人300人以下】 (5人以下)	獣医業	届出	なし	知事 【県畜産課】	獣医師法	※屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う事業をいう。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
L 74102	土木建築サービス業	土木建築サービス業	建築設計業	7421	建築設計、設計監理などの土木・建築に関する専門的なサービスを提供する事業所をいう。 国、地方公共団体などの各種建設工事の設計・監理を行う現業機関も本分類に含まれる。 ○設計監理業；建物設計製図業；建設コンサルタント業
			その他の土木建築サービス業	7429	他に分類されない土木建築サービスを提供する事業所をいう。 鉱山、油田の試掘を請負う事業所は大分類Cー鉱業、採石業、砂利採取業〔05〕に分類される。 ○試すい（錐）業（鉱山用を除く）；建築積算業 ×油田さく井請負業〔0531〕；油田試掘請負業〔0531〕；採鉱試掘請負業〔05〕 ※地質調査業は「L 74151」
L 74103	機械設計業	機械設計業		7431	各種機械の設計を行う事業所をいう。 ○機械設計製図業
L 74104	商品・非破壊検査業	商品・非破壊検査業	商品検査業	7441	各種商品の検査、検定、品質管理を行う事業所をいう。 ただし、非破壊検査法により商品の検査を行う事業所は細分類7442に、運輸に附帯する検数、検量、鑑定などのサービスを提供する事業所は大分類Hー運輸業、郵便業〔4899〕に分類される。 ○計量検定所
			非破壊検査業	7442	主として原子力発電所、船舶、航空機、化学プラント、橋りょう（梁）、ビル等の構造物、設備又はボイラ等の使用中の安全確保のため、放射線、超音波、渦電流、浸透現象等を利用して構造物、設備を破壊せずに検査する事業所をいう。 ×商品検査業（非破壊検査法によらないもの）〔7441〕；計量証明業〔745〕；建物等維持管理業〔922〕；水質検査業〔8492〕
L 74105	計量証明業	計量証明業	一般計量証明業	7451	主として委託を受けて、貨物の積卸し又は入出庫に際して長さ、質量、面積、体積又は熱量を計量し、その結果の証明（証明行為の形式を問わない）を行う事業所をいう。 ただし、船積貨物の積込又は陸揚にかかわる検数・鑑定及び検量を行う事業所は大分類Hー運輸業、郵便業〔4899〕に分類される。 ○質量計量証明業；長さ・面積等計量証明業
			環境計量証明業	7452	主として委託を受けて、環境の状態に関し、濃度、騒音レベル、振動レベル、放射能などを計量し、その結果の証明（証明行為の形式を問わない）を行う事業所をいう。 ○環境測定分析業；作業環境測定分析業；土壌汚染測定分析業；水質汚濁測定分析業；浮遊粉じん測定業；放射能等測定分析業
			その他の計量証明業	7459	主として委託を受けて、貨物以外の長さ、質量など又は環境の状態以外の濃度などの物象の状態の量に関し計量し、その結果の証明（証明行為の形式を問わない）を行う事業所をいう。 ただし、貨物にかかわる質量などの計量証明を行う事業所は細分類7451に、環境にかかわる濃度などの計量証明を行う事業所は細分類7452に分類される。 ○金属・鉱物分析業；貨物以外の質量証明業；環境以外の濃度計量証明業
L 74106	写真業	写真業	写真業（商業写真業を除く）	7461	主として肖像を撮影し、撮影した肖像の写真プリント、フィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所をいう。 デジタルカメラ等の画像データのプリント、フィルム現像、焼付、引伸及びその取次を行う事業所並びにフィルム複写を行う事業所は大分類Nー生活関連サービス業、娯楽業〔7993〕に、広告、出版などの業務的使用者のための写真業は細分類〔7462〕に分類される。 ○写真撮影業；写真館；街頭写真業
			商業写真業	7462	主として広告、出版及びその他の業務的使用者のための写真業を行う事業所をいう。 フィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所は大分類Nー生活関連サービス業、娯楽業〔7993〕に、映画制作業は大分類Gー情報通信業〔4111〕に、映画フィルムの現像を行う事業所は大分類Gー情報通信業〔4169〕に分類される。 ○宣伝写真業；出版写真業；広告写真業；芸術写真業 ×写真プリント、引伸業（映画フィルムを除く）〔7993〕；写真材料小売業〔6081〕；映画制作業〔4111〕；映画フィルム現像業〔4169〕；写真製版業〔1521〕
L 74107	その他の技術サービス業	その他の技術サービス業		7499	その他の技術サービスを提供する事業所をいう。 ○電気保安協会；普及指導センター；プラントエンジニアリング業；プラントメンテナンス業
L 74151	測量業・地質調査業	土木建築サービス業	測量業	7422	基準点測量、地図を作成するための測量、土木測量、河川測量、境界測量などの専門的なサービスを提供する事業所をいう。
			その他の土木建築サービス業	7429	○地質調査業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	技術サービス業（その他の技術サービス業）	5000万円以下	100人以下（5人以下）	建築士事務所☆	登録	5年	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会	建築士法	※他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査もしくは鑑定又は手続きの代理を行うものをいう。 ※申込人が建築士の資格者でなくても、事務所に建築士を1名以上有することで登録できる。 ※建築士は建築士事務所を開設しなければその事業を行うことはできない。 ※建築士事務所登録は、各都道府県が指定する指定事務所登録機関が行う（兵庫県は社団法人兵庫県建築士事務所協会）。
				建設コンサルタント業	登録	5年	国土交通大臣	建設コンサルタント登録規程	※登録は任意
				補償コンサルタント業	登録	5年	国土交通大臣	補償コンサルタント登録規程	※登録は任意
サービス業	技術サービス業（その他の技術サービス業）	5000万円以下	100人以下（5人以下）						
サービス業	技術サービス業（その他の技術サービス業）	5000万円以下	100人以下（5人以下）						
サービス業	技術サービス業（その他の技術サービス業）	5000万円以下	100人以下（5人以下）	計量証明業	登録	なし	知事【県工業振興課】	計量法	※運送、寄託または売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明を行う事業をいう。
				作業環境測定機関	登録	なし	厚生労働大臣	作業環境測定法	※「作業環境測定」とは、作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。
サービス業	技術サービス業（その他の技術サービス業）	5000万円以下	100人以下（5人以下）						
サービス業	技術サービス業（その他の技術サービス業）	5000万円以下	100人以下（5人以下）						
建設業	-	3億円以下	300人以下（20人以下）	測量業☆	登録	5年	国土交通大臣【近畿地方整備局】	測量法	※「測量」とは、土地の測量をいい、地図の調整及び測量用写真の撮影を含む。 ※申込人が測量士の資格者でなくても、事務所に建築士を1名以上有することで登録できる。 ※小道路もしくは建物のため等の局地的測量または高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものは登録不要
				地質調査業	登録	5年	国土交通大臣【近畿地方整備局】	地質調査業者登録規程	※登録は任意

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
M 75101	旅館、ホテル	旅館、ホテル	7511	主として短期間（通例、日を単位とする）宿泊等を一般公衆に提供する営利的な事業所をいう。 多数人が共用する構造設備を主とする簡易宿所は小分類752〔7521〕に、長期滞在を原則とする下宿業は小分類753〔7531〕に分類される。 ○シティホテル；観光ホテル；ビジネスホテル；割ぼう旅館；民宿（旅館、ホテルに該当するもの） ※性風俗関連特殊営業を除く。	
		その他の宿泊業			
M 75102	その他の宿泊業	簡易宿所	7521	宿泊する場所が主として多数人で共用する構造及び設備であって宿泊等を一般公衆に提供する営利的な事業所をいう。 ○ベッドハウス；山小屋；カプセルホテル；民宿（簡易宿所に該当するもの） ×会社の宿泊所〔7591〕；合宿所〔7599〕；ユースホステル〔7591〕；ウィークリーマンション賃貸業〔6921〕；貸別荘業〔6921〕 ※性風俗関連特殊営業を除く。	
		下宿業	7531	主として長期間（通例、月を単位とする）食事付きで宿泊を提供する事業所又は寝具を提供して宿泊させる事業所をいう。住宅及び住宅の一部を賃貸する事業所は大分類K－不動産業、物品賃貸業〔6921、6922〕に分類される。 ×アパート業〔6921〕；貸家業〔6921〕；貸間業〔6922〕；法人用独身寮〔7599〕	
		その他の宿泊業	会社・団体の宿泊所	7591	主として短期間（通例、日を単位とする）会社・団体の所属員など、特定の対象のみに宿泊等を提供する事業所をいう。 ○会員宿泊所；共済組合宿泊所；共済組合会館（宿泊設備を有するもの）；保養所；ユースホステル
		リゾートクラブ	7592	主として預託金制、共有制により利用権を取得した会員に宿泊施設又は宿泊施設を核とするリゾート施設を提供する事業所をいう。	
		他に分類されない宿泊業	7599	他に分類されない宿泊等を提供する事業所をいう。 社会福祉施設の宿泊所は大分類P－医療、福祉〔85〕に分類される。 ○合宿所；法人用独身寮；学生寮；キャンプ場；住宅宿泊事業（民泊）	
M 76101	食堂、レストラン	食堂、レストラン（専門料理店を除く）	7611	主として主食となる和洋中各種の料理をその場所で飲食させる事業所をいう。 ただし、専門料理店、そば・うどん店、すし店など特定の料理をその場所で飲食させる事業所は小分類〔762、763、764〕に分類される。 ○大衆食堂；お好み食堂；定食屋；めし屋；ファミリーレストラン（和洋中各種の料理を提供するもの） ×ファミリーレストラン（中華料理のみを提供するもの）〔7623〕；中華レストラン〔7623〕	
		専門料理店	日本料理店	7621	主として日本料理をその場所で飲食させる事業所をいう。なお、ある地域の生活の中で、作り食べ伝承されてきた、その土地特有の料理をその場所で飲食させる事業所も本分類に含まれる。ただし、細分類7622から7692に分類される事業所を除く。 ○てんぷら料理店；うなぎ料理店；川魚料理店；精進料理店；鳥料理店；釜めし屋；お茶漬屋；にぎりめし屋；とんかつ料理店；かに料理店；牛丼店；ちゃんこ鍋店；しゃぶしゃぶ店；すき焼き店；懐石料理店；割ぼう料理店；焼鳥屋；おでん屋；もつ焼屋；ジンギスカン料理店
			中華料理店	7623	主として中華料理をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○上海料理店；北京料理店；広東料理店；四川料理店；台湾料理店；ぎょうざ（餃子）店；ちゃんぽん店
			ラーメン店	7624	主としてラーメンをその場所で飲食させる事業所をいう。 ○中華そば店
			焼肉店	7625	主として焼肉（自ら網で焼くもの）をその場所で飲食させる事業所をいう。 ×ステーキハウス〔7629〕；バーベキュー料理店〔7629〕；ジンギスカン料理店〔7621〕
			その他の専門料理店	7629	主として他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○フランス料理店；イタリア料理店；スパゲティ店；朝鮮料理店；印度料理店；カレー料理店；エスニック料理店；無国籍料理店
M 76102	そば・うどん店	そば・うどん店	7631	主としてそばやうどんなどをその場所で飲食させる事業所をいう。 ○きしめん店；ほうとう店	

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	宿泊業	5000万円以下	100人以下 【旅館業200人以下】 (20人以下)	旅館業☆	許可	なし	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	旅館業法	※ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割（当該営業を承継させるものに限る）の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②営業者の地位を承継することについて都道府県知事が承認（許可番号は不変） ※営業所ごとに許可が必要
サービス業	宿泊業	5000万円以下	100人以下 【旅館業200人以下】 (20人以下)	住宅宿泊事業☆	届出	なし	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	住宅宿泊事業法	※住宅宿泊事業とは、旅館業法に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業をいう。 ※営業日数には制限があり、年間提供日数180日以内（条例で実施期間の制限が可能）とされている。 ※保証申込時における届出の確認は、以下の何れかの書類による。 ①当協会担当者又は金融機関担当者が住宅宿泊事業に係る物件所在地に赴き、標識を写真撮影し、プリントアウトしたもの ②届出を受理した自治体より申込人に対して送付された住宅宿泊事業に係る届出番号及び届出年月日が記載された書面の写し ※住宅の利用状況に応じ、以下の分類がある。 ①家主居住型：住宅に人を宿泊させる間、不在（一時的なものを除く）とならないもの ②家主不在型：住宅に人を宿泊させる間、不在（一時的なものを除く）となるもの
物品販売業	飲食店	5000万円以下	50人以下 (5人以下)	飲食店☆	許可	5年以上	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	食品衛生法	※飲食店営業とは一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいう。 ※仕出し屋、弁当屋、露店、自動車による食料品販売等の場合は飲食店営業の許可が必要であるが、食料品販売業に分類される。 ※有効期間は管轄保健所の定めによる。 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割（当該営業を承継させるものに限る）の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②事業承継者が許可の承継届（許可番号は不変） ※製造所・営業の種類ごとに許可が必要
物品販売業	飲食店	5000万円以下	50人以下 (5人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
M 76103	すし店	すし店	7641	主としてすしをその場所で飲食させる事業所をいう。 ×すし屋（持ち帰り専門店）【7711】；すし屋（宅配専門店）【7721】	
M 76104	喫茶店	喫茶店	7671	主としてコーヒー、紅茶、清涼飲料などの飲料や簡易な食事などをその場所で飲食させる事業所をいう。 ○フルーツバーラー；音楽喫茶；珈琲店；カフェ	
M 76105	遊興飲食店	専門料理店	料亭	7622	主として日本料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。 ○待合 ※公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものは保証対象外
		酒場、ビヤホール		7651	主として酒類及び料理（簡易な食事を含む）又は酒類のみをその場所で飲食させる事業所をいう。 ○大衆酒場；居酒屋；ダイニングバー；オーセンティックバー ※公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものは保証対象外
		バー、キャバレー、ナイトクラブ		7661	主として洋酒や料理などを提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。 ○スナックバー ※公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものは保証対象外
M 76106	その他の飲食店	その他の飲食店	ハンバーガー店	7691	主としてハンバーガーをその場所で飲食させる事業所をいう。 ×ハンバーガー店（持ち帰り専門店）【7711】
			お好み焼き・焼きそば・たこ焼店	7692	主としてお好み焼、焼きそば、たこ焼をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○もんじゃ焼店 ×お好み焼店（持ち帰り専門店）【7711】
			他に分類されない飲食店	7699	主として大福、今川焼、ところ天、汁粉など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○大福屋；今川焼屋；ところ天屋；氷水屋；甘酒屋；汁粉屋；甘味処；アイスクリーム店；サンドイッチ専門店；フライドチキン店；ドーナツ店；ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの） ×ドライブイン〔飲食店であって主たる飲食料品が判明するものは、細分類7611、7621、7623～7641、7671～7692のそれぞれに分類される〕
M 77100	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業		7711	飲食することを主たる目的とした設備を有さず、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所をいう。 従って、飲食料品を作り置き、客の求めに応じて、販売する事業所は、ここには含まない。 なお、車両等を使い、不特定な場所において客の注文に応じ調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所もここに含める。 ○持ち帰りすし店；持ち帰り弁当屋；クレープ屋；移動販売（調理を行うもの） ×持ち帰りすし店（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）【5894】；持ち帰り弁当屋（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）【5894】；総菜屋（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）【5894】
		配達飲食サービス業		7721	その事業所内で調理した飲食料品を、客の求める場所に届ける主に対個人消費者向けの事業所及び、客の求める場所において調理した飲食料品を提供する主に対個人消費者向けの事業所をいう。 ○宅配ピザ屋；仕出し料理・弁当屋；デリバリー専門店；ケータリングサービス店；配食サービス業
		施設給食業		7731	学校や病院等の施設において、特定された多人数に対して、調理した飲食料品を継続的に提供する対事業所向けの事業所をいう。 ○給食センター；病院給食業；機内食提供サービス業

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (★は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
物品販売業	飲食店	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)	特定遊興飲食 店営業	許可	なし	公安委員会	風俗営業等の規 制及び業務の適 正化等に関する 法律	※特定遊興飲食店営業とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に 遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営 むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間において のみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をい う。
物品販売業	飲食店	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	飲食店	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)						
				風俗営業（接 待飲食等営 業）★	許可	なし	公安委員会	風俗営業等の規 制及び業務の適 正化等に関する 法律	※風俗営業（接待飲食等営業）とは、次のいずれかに該当する営業 をいう。 ①キヤバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接 待をして客に遊興又は飲食をさせる営業 ②喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家 公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ル クス以下として営むもの ③喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他か ら見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下 である客席を設けて営むもの ※食品衛生法上の飲食店営業の許可が別途必要
物品販売業	飲食店	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)						
物品販売業	小売業	5000万円 以下	50人以下 (5人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
N 78101	洗濯業、洗張・染物業	洗濯業	普通洗濯業	7811 衣服その他の繊維製品及び皮革製品を原型のまま洗濯する事業所をいう。 ○洗濯業；クリーニング業；ランドリー業；クリーニング工場
			洗濯物取次業	7812 洗濯物の受取り及び引渡しを行う事業所をいう。 ○クリーニング取次所
			リネンサプライ業	7813 繊維製品を洗濯し、これを使用させるために貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行う事業所をいう。 ○貸おむつ業；貸おしぼり業；貸そうきん業；貸モップ業
		その他の洗濯・理容・美容・浴場業	洗張・染物業	7891 個人の注文によって、衣服などを分解し、洗張、湯のし、染抜（しみぬき）などを行う事業所及び衣類、織物などの染色を行う事業所をいう。 染物の取次を行う事業所も本分類に含まれる。 業者からの委託（染替えを除く）によって染色を行う事業所は大分類Eー製造業〔114〕に分類される。 ○張物業；湯のし業；染抜（しみぬき）業；京染屋；丸染屋；染直し業；色揚げ業；染物取次業
N 78102	理容業	理容業		7821 主として頭髮の刈り込み、顔そりなどの理容サービスを提供する事業所をいう。 ○理髪店；パーバー；床屋
N 78103	美容業	美容業		7831 主としてパーマメントウェーブ、結髪、化粧などの美容サービスを提供する事業所をいう。 ○美容院；ビューティサロン
N 78104	公衆浴場業	一般公衆浴場業		7841 日常生活の用に供するため、公衆又は特定多数人を対象として入浴させるもので、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づく都道府県知事の統制をうけ、かつ、当該施設の配置について公衆浴場法第2条第3項に基づく都道府県の条例による規制の対象となっている事業所をいう。 ○銭湯業 ×温泉浴場業〔7851〕；蒸し風呂業〔7851〕；コインシャワー業〔7899〕
		その他の公衆浴場業		7851 薬浴、美容など特殊な効果を目的として公衆又は特定多数人を対象として入浴させる事業所をいう。 ○温泉浴場業；蒸し風呂業；砂湯業；サウナ風呂業；スパ業；鉱泉浴場業；健康ランド；スーパー銭湯
N 78105	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場など主として個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供する事業所をいう。 ○コインシャワー業；コインランドリー業、寝具消毒・乾燥業、ゲルマニウム温浴 ※寝具消毒・乾燥業のうち、業者から委託を受けて行うものは「N78151」、マニキュア業；ペディキュア業；ネイルサロンは「N78152」 ※性風俗関連特殊営業を除く。
N 78151	寝具消毒・乾燥業（業者から委託を受けて行うもの）	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	7899 ○寝具消毒・乾燥業（業者から委託を受けて行うものに限る。） ※業者以外は「N78105」

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	洗濯・理美容・浴場業 (洗濯業・洗張・染物業)	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	クリーニング業	届出	なし	知事 ※保健所設置市(神戸・尼崎・姫路・西宮・明石)は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	クリーニング業法	※洗濯をしないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割(当該営業を承継させるものに限る)の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請(許可番号は変更) ②事業承継者が許可の承継届(許可番号は不変)
サービス業	洗濯・理美容・浴場業 (理容業)	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	理容所	届出	なし	知事 ※保健所設置市(神戸・尼崎・姫路・西宮・明石)は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	理容師法	※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割(当該営業を承継させるものに限る)の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請(許可番号は変更) ②事業承継者が許可の承継届(許可番号は不変) ※営業所ごとに許可が必要
サービス業	洗濯・理美容・浴場業 (美容業)	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	美容所	届出	なし	知事 ※保健所設置市(神戸・尼崎・姫路・西宮・明石)は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	美容師法	※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割(当該営業を承継させるものに限る)の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請(許可番号は変更) ②事業承継者が許可の承継届(許可番号は不変) ※営業所ごとに許可が必要
サービス業	洗濯・理美容・浴場業 (浴場業)	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	浴場業☆	許可	なし	知事 ※保健所設置市(神戸・尼崎・姫路・西宮・明石)は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	公衆浴場法	※公衆浴場を営営する事業をいう。 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割(当該営業を承継させるものに限る)の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請(許可番号は変更) ②事業承継者が許可の承継届(許可番号は不変) ※営業所ごとに許可が必要
サービス業	その他の生活関連サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	コイシランドリー	届出	なし	知事 ※保健所設置市(神戸・尼崎・姫路・西宮・明石)は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	クリーニング業法	※法律上は届出の対象外であるが、各自治体において要綱等を定め、届出が必要となっている。 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割(当該営業を承継させるものに限る)の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請(許可番号は変更) ②事業承継者が許可の承継届(許可番号は不変)
サービス業	その他の事業サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
N 78152	エステティック業、マニキュア、ペディキュア、ネイルサロン	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	エステティック業	7892	手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所をいう。 ○エステティックサロン；美颜術業；美容脱毛業；ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（皮膚を美化して体型を整えるもの）
			リラクゼーション業（手技を用いるもので医療類似行為を除く）	7893	手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所をいう。 ただし、エステティックを業とする者がその業務を行う事業所は細分類〔7892〕に、医療類似行為を業とする者がその業務を行う事業所は大分類P－医療、福祉〔835〕に分類される。 なお、手技を用いないでその業務を行う事業所は細分類〔7899〕に分類される。 ○ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（心身の緊張を弛緩させるのみのもの） ×ボディケア・ハンドケア・フットケア・アロマオイルトリートメント・ヘッドセラピー・タラソセラピー（皮膚を美化して体型を整えるもの）〔7892〕；ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー（医療類似行為のもの）〔8359〕；ゲルマニウム温浴〔7899〕；リフレクソロジー〔8359〕
			ネイルサービス業	7894	化粧品・器具等を用いて、手および足の爪の手入れ、造形、修理、補強、装飾など爪に係る施術を行う事業所をいう。 ○ネイルサロン；マニキュア業；ペディキュア業 ×美容業〔7831〕；エステティック業〔7892〕
N 79101	旅行業	旅行業	旅行業（旅行者代理業を除く）	7911	運送又は宿泊等のサービスの提供について、提供者又は旅行者を代理して契約を締結する等の行為を行う事業所をいう。 ○第一種旅行業；第二種旅行業；第三種旅行業；地域限定旅行業；旅行サービス手配業；住宅宿泊仲介業
			旅行者代理業	7912	旅行業を営む者を代理して契約を締結する行為を行う事業所をいう。
N 79102	物品預り業	物品預り業		7941	一時的に物品を預かる事業所をいう。 倉庫に物品を保管する事業所は大分類H－運輸業、郵便業〔47〕に分類される。 ○手荷物預り業；自転車預り業；コインロッカー業 ×普通倉庫業〔4711〕；ガレージ業〔6931〕；駐車場業〔6931〕
N 79103	他に分類されない生活関連サービス業	家事サービス業	家事サービス業（住込みのもの）	7921	個人の家庭に住込んで家事労働に従事する者をいう。 ○住込みのお手伝い
			家事サービス業（住込みでないもの）	7922	個人の家庭に通って家事労働に従事する者をいう。 ○家政婦（夫）；住込みでないお手伝い
		火葬・墓地管理業	火葬業	7951	主として死体の火葬を業務とする事業所をいう。 ○火葬場
			墓地管理業	7952	墓地の管理を行う事業所をいう。 ○霊園管理事務所；納骨堂
		冠婚葬祭業	葬儀業	7961	主として死体埋葬準備、葬儀執行を業務とする事業所をいう。 霊きゅう自動車で死体を運搬する事業所は大分類H－運輸業、郵便業〔4411〕に分類される。 ○斎場；葬儀会館
			結婚式場業	7962	主として挙式、披露宴の挙行など婚礼のための施設・サービスを提供する事業所をいう。
		冠婚葬祭互助会	7963	婚礼のための施設・サービスの提供及び葬儀執行の業務を一体として行い、これらの便益の提供を受けるものから、当該便益等の提供に先立って、対価の一部又は全部を二カ月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領する事業所をいう。	

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	洗濯・理美容・浴場業 (美容業)	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
旅行業	旅行業	3億円以下	300人以下 (20人以下)	旅行業	登録	5年	観光庁長官 【県観光振興課】	旅行業法	※報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業をいう。 ①旅行者のため、運送又は宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為 ②運送又は宿泊のサービスを提供する者のため、旅行者に対するこれらのサービスの提供について、代理して締結し、又は媒介を提供する行為 ③他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送又は宿泊のサービスを提供する行為 ④その他法で定める行為 ※報酬を得て、旅行者の依頼を受けて、「運送又は宿泊の手配」「全国通訳案内士及び地域通訳案内士以外の有償によるガイドの手配」「免税店における物品販売の手配」を行う事業をいう。 ※既に旅行業登録がある場合、重複して旅行サービス手配業の登録を受ける必要はない。 ※住宅宿泊仲介業とは、旅行業法に規定する旅行者以外の者が、報酬を得て、宿泊者又は住宅宿泊事業者のため、代理して契約の締結等を行う事業（民泊仲介サイトの運営等）をいう。 ※報酬を得て、旅行業を営む者の行為について代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。
				旅行サービス手配業	登録	なし	観光庁長官 【県観光振興課】	旅行業法	
				住宅宿泊仲介業	登録	5年	観光庁長官 【県観光振興課】	住宅宿泊事業法	
				旅行業者代理業（旅行代理店）	登録	なし	観光庁長官 【県観光振興課】	旅行業法	
倉庫業	物品預り・駐車場業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
サービス業	その他の生活関連サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
				墓地・納骨堂・火葬場	許可	なし	知事	墓地、埋葬等に関する法律	
				一般貨物自動車運送業（葬儀業）☆	許可	なし	運輸局長 【兵庫県陸運部】	貨物自動車運送事業法	※霊柩車を自己所有している場合に必要
				冠婚葬祭互助会	許可		経済産業大臣 【近畿経済産業局】	割賦販売法	

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
		他に分類されない生活関連サービス業	結婚相談業、結婚式場紹介業	7992 主として結婚相手の紹介、婚礼のための相談などを行う事業所及び婚礼のための施設の紹介、あそびを行う事業所をいう。 ○結婚相談所；結婚紹介業 ×結婚式場業〔7962〕；結婚相談所（社会福祉施設のもの）〔8599〕
			写真プリント、現像・焼付業	7993 主としてデジタルカメラ等の画像データのプリント又はフィルム現像、焼付、引伸及びその取次を行う事業所並びにフィルム複写を行う事業所をいう。 ○写真修整業 ×映画フィルム現像業〔4169〕 ※写真プリント、現像・焼付業で業者から委託を受けて加工を行うものは「N79153」
		他に分類されないその他の生活関連サービス業		7999 主として他に分類されない個人サービスを提供する事業所をいう。 ○易断所；観相業；観光案内業（日本語による観光ガイド）；靴磨き業；ペット美容室；犬猫霊園管理事務所；運転代行業；綿打直し仲介業；チケット類売買業；宝くじ売りさばき業；ハウスクリーニング業（個人宅） ※古綿打直し業は「N79151」
N 79151	衣服裁縫修理業	衣服裁縫修理業		7931 主として個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所をいう。 裏返しなどの衣服の更生を行う事業所も本分類に含まれる。 業者から材料を支給されて衣服の製造を行う事業所は大分類E－製造業〔116〕に、個人の注文により店持ちの材料により衣服を仕立てる事業所は大分類I－卸売業、小売業〔5721, 5731, 5732〕に分類される。 ○衣服裁縫業（材料個人持ちのもの）；衣服修理業；更生仕立直し業；裏返し業；和・洋服裁縫業（材料個人持ちのもの）；かけはぎ業
		他に分類されない生活関連サービス業	他に分類されないその他の生活関連サービス業	7999 古綿打直し業
N 79152	食品賞加工業	他に分類されない生活関連サービス業	食品賞加工業	7991 家庭消費用として原料個人持ちの粉及び穀類などを賞加工する事業所をいう。主として商業者、ホテル、レストランなどから委託を受けて、精穀、製粉など穀類の賞加工を行う事業所は大分類E－製造業〔096〕に分類される。 ○小麦粉賞加工業；菓子賞加工業；精米賞加工業
N 79153	写真現像・焼付業（委託）	他に分類されない生活関連サービス業	写真プリント、現像・焼付業	7993 ○写真プリント、現像・焼付業（業者から委託を受けて加工を行うものに限る。） ※業者以外の場合は「N79103」
N 80101	映画館	映画館		8011 アトラクションのあるなしにかかわらず商業的に映画の公開を行う事業所をいう。 主として映画館の賃貸を行う事業所も本分類に含まれる。 ○映画劇場；野外映画劇場；映画館賃貸業；ミニ・シアター；ビデオ・シアター
N 80102	フィットネスクラブ	スポーツ施設提供業	フィットネスクラブ	8048 室内プール、トレーニングジム、スタジオなどの運動施設を有し、会員に提供する事業所をいう。 ○フィットネスジム；アスレチッククラブ ×スイミングスクール〔8246〕

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
				自動車運転代行業☆ 古物営業（チケット類売買業）☆	認定 許可	なし なし	公安委員会 公安委員会	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 古物営業法	令和6年4月1日以降、認定証が廃止され、認定証に代わるものとして公安委員会から認定を受けたことを示す標識を事業者自らが作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示することとされた（令和6年3月31日以前に認定を受けた事業者も同様）。
サービス業	その他のサービス業（加工・修理業）	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
サービス業	その他のサービス業（加工・修理業）	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
製造業	その他の工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
サービス業	映画・娯楽業（映画館）	5000万円以下	100人以下 (20人以下)	興行場☆	許可	なし	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	興行場法	※映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸または観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割（当該営業を承継させるものに限る）の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②事業承継者が許可の承継届（許可番号は不変）
サービス業	映画・娯楽業（娯楽業）	5000万円以下	100人以下 (20人以下)	浴場業☆	許可	なし	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	公衆浴場法	※浴場施設がある場合には許可が必要 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割（当該営業を承継させるものに限る）の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②事業承継者が許可の承継届（許可番号は不変）

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
N 80103	その他の娯楽業	興行場（別掲を除く）、興行団	劇場	8021	演劇を提供する事業所及びその附属の劇団、歌劇団、オーケストラ並びに劇場を持つ興行団をいう。 主として劇場を賃貸する事業所も本分類に含まれる。 契約により出演する独立の劇団、楽団は細分類8023、8024 に分類される。 ○劇場附属の劇団；劇場附属のオーケストラ；劇場附属の歌劇団；劇場附属のダンシングチーム；劇場を持つ劇団；劇場賃貸業 ※性風俗関連特殊営業を除く
			興行場	8022	落語、講談、浪曲、見世物、軽業（かるわざ）、野球、相撲などの娯楽を提供する事業所及び興行場を持つ興行団をいう。 主として興行場を賃貸する事業所も本分類に含まれる。 興行場を持たない興行団は細分類8023～8025 に分類される。 ○寄席；演芸場；見世物興行場；曲芸・軽業興行場；相撲興行場；ボクシング場；野球場（プロ野球興行用）；サーキット場（プロのレース興行用） ※性風俗関連特殊営業を除く。
			劇団	8023	契約により出演又は自ら公演し演劇を提供する事業所、俳優及び演劇興行を請負う事業所をいう。 劇場附属の劇団及び俳優並びに劇場を持つ劇団は細分類8021 に分類される。 ○劇団（独立のもの）；歌劇団（独立のもの）；俳優業（フリーのもの）；演劇興行請負業；芸能プロダクション；コンサート・ツアー業 ※性風俗関連特殊営業を除く。
			楽団、舞踏団	8024	契約により音楽、舞踏などの出演又は自ら公演する事業所をいう。 主として音楽、舞踏などの個人教授を行う事業所は大部分類〇教育、学習支援業〔824〕に分類される。 ○楽団（独立のもの）；バンド（独立のもの）；舞踊団（独立のもの）；歌謡歌手業（フリーのもの）
			演芸・スポーツ等興行団	8025	契約により出演又は自ら公演し、落語、浪曲、見世物、野球、相撲、ボクシング、レスリングなどの娯楽を提供する他に分類されない事業所をいう。 興行場附属及び興行場を持つものは細分類8022 に分類される。 ○寄席出演業；見世物業；曲芸・軽業（かるわざ）団；相撲部屋；ボクシングジム；浪曲興行；プロ野球団；プロレス協会；落語家業；音楽業；漫才業；プロサッカー団 ※性風俗関連特殊営業を除く。
		競輪・競馬等の競走場、競技団	競輪場	8031	競輪の娯楽を提供する事業所をいう。 競輪場を賃貸する事業所も本分類に含まれる。 競輪の施行及び実施をする事業所は細分類8034に分類される。 ○市営競輪場；民営競輪場；競輪場管理組合；競輪場施設賃貸業
			競馬場	8032	競馬の娯楽を提供する事業所をいう。 競馬場を賃貸する事業所も本分類に含まれる。 競馬の施行及び実施をする事業所は細分類8035に分類される。 ○県営競馬場；競馬場（日本中央競馬会所属）；競馬場施設会社
			自動車・モーターボートの競走場	8033	小型自動車、モーターボートの競走の娯楽を提供する競走場をいう。競走場を賃貸する事業所も本分類に含まれる。小型自動車、モーターボート等の競走の施行及び実施をする事業所は細分類8036に分類される。 ○市営モーターボート競走場；市営小型自動車競走場；競艇場施設会社；小型自動車競走施設会社
			競輪競技団	8034	競輪を施行又は実施する事業所をいう。 競輪選手の登録、訓練などの競技に附帯する業務も本分類に含まれる。 ○市競輪事業部；全国競輪施行者協議会；JKA（Japan KeirinAurace foundation）；競輪選手団 ×競輪場〔8031〕；場外車券売場〔8096〕
			競馬競技団	8035	競馬を施行又は開催する事業所をいう。 馬主、馬などの登録、調教師、騎手の免許、訓練などの競馬に附帯する業務も本分類に含まれる。 ○市競馬事務局；日本中央競馬会；地方競馬全国協会；競馬きゅう舎；競走馬育成牧場；競走馬育成請負業 ×競走馬生産牧場〔0129〕；競走馬生産育成牧場（オーナーブリーダー牧場）〔0129〕；競馬場〔8032〕；場外馬券売場〔8096〕
			自動車・モーターボートの競技団	8036	小型自動車、モーターボートの競走の施行及び実施をする事業所をいう。 選手、自動車の登録などの競技に附帯する業務も本分類に含まれる。 ○小型自動車競走会；小型自動車選手団；市競艇事業部（課）；日本モーターボート競走会；全国モーターボート競走施行者協議会
	スポーツ施設提供業	スポーツ施設提供業（別掲を除く）	8041	主として興行的でないスポーツ（アマチュア競技）を行うための施設を提供する事業所をいう。 体育館及びフィットネスクラブ並びにゴルフ競技、ボウリング競技及びテニス競技を行うための施設を提供する事業所は本分類に含まれない。 主として興行的スポーツのための施設を提供する事業所は小分類802〔8022〕に分類される。 ○陸上競技場；運動広場；バレーボール場；卓球場；クレール射撃場；スケートリンク；アイススケート場；ローラースケート場；サッカー場；プール；乗馬クラブ；フィールドアスレチック場	
			8042	各種のスポーツを必要に応じて室内で行うことができるように多目的に設備された施設を提供する事業所をいう。	
		ゴルフ場	8043	ゴルフ競技を行うための施設を提供する事業所をいう。ゴルフの練習施設を提供する事業所は細分類8444 に分類される。	
		ゴルフ練習場	8044	ゴルフの練習施設を提供する事業所をいう。	
		ボウリング場	8045	ボウリング競技を行うための施設を提供する事業所をいう。 ○ボウリングセンター	
		テニス場	8046	テニス競技を行うための施設を提供する事業所をいう。	
		バッティング・テニス練習場	8047	バッティング及びテニスの練習施設を提供する事業所をいう。 ○バッティングセンター	

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	映画・娯楽業 (娯楽業)	5000万円以下	100人以下 (20人以下)						
				射撃場	指定	なし	公安委員会	銃砲刀剣類所持等取締法	

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
N 80103	その他の娯楽業	公園、遊園地	公園	8051 樹木、池等の自然環境を有して、娯楽を提供し、又は休養を与える事業所をいう。遊園地は細分類8052 に分類される。 ○庭園：公園管理事務所
			遊園地（テーマパークを除く）	8052 各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。 ○遊園場
			テーマパーク	8053 文化、歴史、科学などに関する特定のテーマに基づき施設全体の環境づくりを行い、各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。
		遊戯場	ビリヤード場	8061 玉突きを行うための施設を提供する事業所をいう。
			囲碁・将棋所	8062 囲碁、将棋を行うための施設を提供する事業所をいう。 ○碁会所；囲碁センター；将棋集会所；将棋センター
			マージャンクラブ	8063 マージャンを行うための施設を提供する事業所をいう。 ○マージャン荘
			パチンコホール	8064 パチンコ、パチスロ、アレンジボール、じゃん球などを行うための施設を提供し、貸し球又はコインを景品とする事業所をいう。 ○パチンコ店；アレンジボール店；じゃん球店；パチスロ店
			ゲームセンター	8065 主としてテレビゲーム機などの遊戯を行うための施設を提供する事業所をいう。 ○スロットマシン場 ※性風俗関連特殊営業を除く。
			その他の遊戯場	8069 他に分類されない遊戯を行うための施設を提供する事業所をいう。 ○デジタルダーツ；シミュレーションゴルフ
		その他の娯楽業	ダンスホール	8091 ダンスを行うための施設を提供する事業所をいう。ダンスホールを賃貸する事業所も本分類に含まれる。 ○ダンスホール賃貸業 ※性風俗関連特殊営業を除く
			マリナー業	8092 主としてヨット、モーターボート、水上オートバイなどのプレジャーボートを保管するための施設を提供する事業所をいう。 ○ヨットハーバー
			遊漁船業	8093 主として船舶により乗客を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業所をいう。 ○釣船業；瀬渡船業；船宿（釣船業）
			芸ぎ業	8094 芸ぎなどの娯楽を提供する職業的個人及びこれらを有する事業所をいう。 ○置屋；検番
			カラオケボックス業	8095 個室において、主としてカラオケを行うための施設を提供する事業所をいう。 ※性風俗関連特殊営業を除く
			娯楽に附帯するサービス業	8096 プレイガイド、場外馬券・車券の取次販売など他に分類されない娯楽に附帯するサービスを提供する事業所をいう。 ○プレイガイド；場外馬券売場；場外車券売場；演劇俳優あっせん業；舞台技術サービス業；競輪・競馬等予想業；ゴルフ会員権買取販売業（売買あっせんを含む） ※性風俗関連特殊営業を除く
			他に分類されない娯楽業	8099 他に分類されない娯楽を提供する事業所をいう。 ○釣堀業；ダイビングサービス業 ※性風俗関連特殊営業を除く

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	映画・娯楽業 (娯楽業)	5000万円 以下	100人以下 (20人以下)	風俗営業（遊 技場営業）☆	許可	なし	公安委員会	風俗営業等の規 制及び業務の適 正化等に関する 法律	風俗営業（遊技場営業）とは、次のいずれかに該当する営業をい う。 ①まあじやん屋、はちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそ るおそれのある遊技をさせる営業 ②スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途 以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることが できるものを備える店舗その他これに類する区画された施設におい て当該遊技設備により客に遊技をさせる営業 ※営業中における当該施設（ゲームセンター）の内部をそれぞれ当 該施設の置かれるホテルもしくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地 内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものは許 可不要 ※デジタルダーツ又はシミュレーションゴルフを設置して客に遊技 させる事業について、平成30年9月21日付警察庁通達の内容を満た すものは、風俗営業の許可不要
				遊魚船業	登録	5年	知事 【県水産課】	遊魚船業の適正 化に関する法律	※船舶により乗客を漁場に案内し、釣りその他の農林水産省令で定 める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。
				演劇俳優あつ 旋業	許可	3年	厚生労働大臣 【公共職業安 定所】	職業安定法	※許可更新時の有効期間は5年
				浴場業（ヘル スセンター） ☆	許可	なし	知事 ※保健所設置 市（神戸・尼 崎・姫路・西 宮・明石）は 市長 【管轄保健 所、県生活衛 生課】	公衆浴場法	※公衆浴場を経営する事業をいう。 ※法人成り、許可名義人死亡、事業譲渡、合併・分割（当該営業を 承継させるものに限る）の場合 → 次のいずれかの方法による。 ①事業承継者名で許可を再申請（許可番号は変更） ②事業承継者が許可の承継届（許可番号は不変）

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
○ 81100	学校教育	幼稚園	8111	幼児を保育し、その心身を発達させるための教育を行う事業所をいう。 ○幼稚園型認定こども園 ×保育所 [8531] ；保育所型認定こども園[8531] ；地方裁量型認定こども園[8531] ；幼保連携型認定こども園[8191]	
		小学校	8121	義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを行う事業所をいう。	
		中学校、義務教育学校	中学校	8131	小学校における教育を基礎として、義務教育として行われる普通教育を行う事業所をいう。 ×中等教育学校 [8142] ；義務教育学校 [8132]
			義務教育学校	8132	義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して行う事業所をいう。 ×小学校 [8121] ；中学校 [8131]
		高等学校、中等教育学校	高等学校	8141	中学校における教育を基礎として、高度な普通教育及び専門教育を行う事業所をいう。 学校教育法による通信教育を行う事業所も本分類に含まれる。 ×中等教育学校 [8142]
			中等教育学校	8142	小学校における教育を基礎として、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して行う事業所をいう。 学校教育法による通信教育を行う事業所も本分類に含まれる。
		特別支援学校	8151	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、併せてその障害を補うために必要な知識技能を授ける事業所をいう。	
		高等教育機関	大学	8161	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させるための教育を行う事業所をいう。学校教育法による専門職大学及び通信教育を行う事業所も本分類に含まれる。短期大学は細分類8162に分類される。 ○専門職大学
			短期大学	8162	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活に必要な能力を育成するための教育を行う事業所をいう。学校教育法による専門職短期大学及び通信教育を行う事業所も本分類に含まれる。 ○専門職短期大学
			高等専門学校	8163	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成するための教育を行う事業所をいう。
		専修学校、各種学校	専修学校	8171	職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図るための教育を行う事業所をいう。 ○高等専修学校（高等課程を置く専修学校）；専門学校（専門課程を置く専修学校）
			各種学校	8172	学校教育法による学校教育に類する教育を行う事業所をいう。 ○洋裁学校；タイピスト学校；写真学校；理容師・美容師養成施設；自動車教習所；学習塾（各種学校のもの）；進学塾（各種学校のもの）；予備校（各種学校のもの） ×学習塾（各種学校でないもの） [8231] ；進学塾（各種学校でないもの） [8231] ；自動車教習所（各種学校でないもの） [8299]
		高等教育機関の支援機関	8181	高等教育機関の評価、大学入学共通テストの実施など高等教育機関の支援活動を行う事業所をいう。ただし、評価機関であっても、高等教育機関の評価が主たる事業ではない場合は、その主たる事業によりそれぞれの産業に分類される。	
		幼保連携型認定こども園	8191	子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育て支援事業を行う事業所をいう。 ×幼稚園[8111] ；保育所[8531] ；幼稚園型認定こども園[8111] ；保育所型認定こども園[8531] ；地方裁量型認定こども園[8531]	
○ 82101	社会教育	社会教育	公民館	8211	市町村その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の活動を行う事業所をいう。
			図書館	8212	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆又は特定人の利用に供する事業所をいう。 ○専門図書館；点字図書館
			博物館、美術館	8213	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して一般公衆の利用に供する事業所をいう。 ○産業博物館；天文博物館；貿易博物館；郵政博物館；宝物館；歴史民俗資料館；郷土資料館；埋蔵文化財収蔵庫；民俗資料収蔵庫
			動物園、植物園、水族館	8214	一般公衆に対して動植物を観覧させる事業所をいう。 ○へび専門園
			青少年教育施設	8215	心身ともに健全な青少年を育成するために青少年教育活動を行う事業所をいう。 ○青年の家；都市青年の家；児童文化センター；少年自然の家；青年館
			社会通信教育	8216	通信の方法により一定の教育計画の下に教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答などを行う事業所をいう。社会教育法に基づく認定社会通信教育を行う事業所、営利法人・個人等が実施主体の非認定社会通信教育を行う事業所も本分類に含まれる。ただし、学校教育法による通信教育は本分類に含まれない。
			その他の社会教育	8219	他に分類されない社会教育を行う事業所をいう。

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
教育、学習 支援業	学校教育事業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)	幼稚園	認可	なし	知事 【県教育課】	学校教育法	※学校法人・準学校法人等は保証対象外
				幼稚園型認定 こども園	認定	5年	知事 【県こども政 策課】	就学前の子ども に関する教育、 保育等の総合的 な提供の推進に 関する法律	※「認定こども園」とは、次の2つの機能を備える施設をいう。 ①保護者が働いている、働いていないにかかわらず、就学前の子 どもを受け入れ、幼児教育、保育を一体的に提供する。 ②地域の子育て家庭を対象に、相談活動や親子の集いの場などを提 供し、子育て支援を行う。
				盲学校・聾学 校・養護学校	認可	なし	知事 【県教育課】	学校教育法	※学校法人・準学校法人等は保証対象外
				専修学校・各 種学校	認可	なし	知事 【県教育課】	学校教育法	※学校法人・準学校法人等は保証対象外
				自動車教習所	指定	なし	公安委員会	道路交通法	※指定は任意（職員、設備等に関する基準に適合する場合に指定さ れる。）
教育、学習 支援業	その他の教 育、学習支援 業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)	幼保連携型認 定こども園	認可	なし	知事 【県こども政 策課】 ※ 神戸市・尼 崎市・姫路 市・西宮市は 市長	就学前の子ども に関する教育、 保育等の総合的 な提供の推進に 関する法律	※「認定こども園」とは、次の2つの機能を備える施設をいう。 ①保護者が働いている、働いていないにかかわらず、就学前の子 どもを受け入れ、幼児教育、保育を一体的に提供する。 ②地域の子育て家庭を対象に、相談活動や親子の集いの場などを提 供し、子育て支援を行う。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
○ 82102	職業・教育支援施設	職業・教育支援施設	職員教育施設・支援業	8221 官公庁、企業若しくは事業所が業務遂行のため所属職員等を対象として教育・研修を行う事業所又は官公庁、企業若しくは事業所からの委託を受けて業務遂行のための教育・研修を行う事業所をいう。 ○社員教育受託業
			職業訓練施設	8222 公的に職業能力開発、技能講習などを行う事業所をいう。 ○職業能力開発総合大学校；職業能力開発大学校；職業能力開発短期大学校；職業能力開発校；職業能力開発促進センター；障害者職業能力開発校；海技大学校；海上技術短期大学校；海上技術学校；航空大学校；水産研究・教育機構水産大学校
			その他の職業・教育支援施設	8229 他に分類されない職業・教育支援施設を営む事業所をいう。 ○少年院；児童自立支援施設；若者自立支援施設
○ 82103	学習塾、教養・技能教授業	学習塾		8231 小学生、中学生、高校生などを対象として学校教育の補習教育又は学習指導を行う事業所をいう。 ○学習塾（各種学校でないもの）；進学塾（各種学校でないもの）；予備校（各種学校でないもの）
		教養・技能教授業	音楽教授業	8241 主として音楽に関する技能・技術を教授する事業所をいう。 ○ピアノ教授所；バイオリン教授所；エレクトーン教授所；ギター教授所；三味線教授所；琴教授所；尺八教授所；声楽教授所；歌謡教室；カラオケ教室；長唄指南所
			書道教授業	8242 主として書道を教授する事業所をいう。 ○書道教室
		生花・茶道教授業	8243 主として生花・茶道を教授する事業所をいう。 ○華道教室	
			そろばん教授業	8244 主としてそろばんを教授する事業所をいう。 ○そろばん塾(各種学校でないもの)
		外国語会話教授業	8245 主として外国語会話を教授する事業所をいう。 ○英会話教室(各種学校でないもの)；外国語会話教室（各種学校でないもの）	
			スポーツ・健康教授業	8246 スポーツ技能、健康、美容などの増進のため、指導者が柔道、水泳、ヨガ、体操などを教授することを主たる目的とする事業所をいう。 ただし、教授が行われている場合でもスポーツを行うための施設を提供することを主とした事業所は、大分類N－生活関連サービス業、娯楽業〔804〕に分類される。 ○スイミングスクール；ヨガ教室；気功術教授所；テニス教室；バレーボール教室；エアロビクス教室；リズム教室；体操教室；ゴルフスクール；柔道場（教授しているもの）；剣道場（教授しているもの）；サーフィン教室；ダイビングスクール ×フィットネスクラブ〔8048〕
		その他の教養・技能教授業	8249 他に分類されない教養や技能、趣味の活動などを教授する事業所をいう。 ○囲碁教室；編物教室；着物着付教室；料理教室；美術教室；工芸教室（彫金、陶芸など）；教養講座；日本舞踊・ダンス教室；フラワーデザイン教室；カルチャー教室（総合的なもの）；パソコン・スマートフォン教室	
○ 82104	他に分類されない教育、学習支援業	他に分類されない教育、学習支援業	8299 他に分類されない教育、学習支援を営む事業所をいう。学校教育法に基づかずに、資格取得、技能習得を目的として体系的・組織的な教育を行う事業所も本分類に含まれる。 ○料理学校（専修学校、各種学校でないもの）；洋裁学校（専修学校、各種学校でないもの）；美容学校（専修学校、各種学校でないもの）；自動車教習所（各種学校でないもの）；家庭教師；通信教育（学校教育の補習）	

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
教育、学習 支援業	その他の教 育、学習支援 業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)						
教育、学習 支援業	学習塾、教 養・技能教授 業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)						
教育、学習 支援業	その他の教 育、学習支援 業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)	自動車教習所	指定	なし	公安委員会	道路交通法	※指定は任意（職員、設備等に関する基準に適合する場合に指定される。）

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】			細 目
		小・細分類		コード	
P 83101	病院・一般診療所	病院	一般病院	8311	20人以上の患者を入院させるための施設を有して医師又は歯科医師が医業を行う事業所をいう。 ただし、精神病床のみを有するものは細分類8312に分類される。 ○病院（精神病床のみでないもの）；特定機能病院；地域医療支援病院；療養病床を有する病院；結核病院
			精神科病院	8312	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有して医師が医業を行う事業所をいう。
		一般診療所	有床診療所	8321	19人以下の患者を入院させるための施設を有して医師が医業を行う事業所をいう。 ○医院（有床のもの）；療養型病床群を有する診療所
			無床診療所	8322	患者を入院させるための施設を有しないで、又は往診のみによって医師が医業を行う事業所をいう。 ○医院（無床のもの）
P 83102	歯科診療所	歯科診療所		8331	患者を入院させるための施設を有しないで、若しくは往診のみによって、又は19人以下の患者を入院させるための施設を有して歯科医師が歯科医業を行う事業所をいう。 ○歯科医院
P 83103	助産・看護業	助産・看護業	助産所	8341	助産師がその業務（病院又は診療所において行うものを除く）を行う事業所をいう。助産師が出張のみによってその業務を行う場合も含む。 ○助産師業
			看護業	8342	看護師、保健師、助産師又は准看護師が、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対して、その居宅において、療養上の世話や診療の補助を行うもの、又は独立して看護を業とするものをいう。 ○訪問看護ステーション
P 83104	療術業	施術業	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	8351	国家資格を有して医業類似行為を業とする者であるあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師がその業務を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。
			療術業	8352	温熱療法、光熱療法、電気療法、刺激療法などによる医業類似行為を業とする者がその業務を行う事業所をいう。これらの者が出張のみによってその業務を行う場合も含む。 ○太陽光線療法業；温泉療法業；催眠療法業；視力回復センター；カイロプラクティック療法業；ボディケア・ハンドケア・フットケア・ヘッドセラピー・タラソセラピー（医業類似行為のもの）；リフレクソロジー
P 83105	医療に附帯するサービス業	医療に附帯するサービス業	歯科技工所	8361	歯科医師又は歯科技工士が業として特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の作成、修理又は加工を行う事業所をいう。 ○歯科技工業 ※業者から委託を受けて行うものは「P83151」
			その他の医療に附帯するサービス業	8369	主として臓器のあつせん、医療に係る検体検査など医療業に附帯するサービスを提供する事業所をいう。 ○アイバンク；腎バンク；骨髄バンク；衛生検査所；滅菌業（医療用器材）；臨床検査業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
医療、福祉業	医業	5000万円以下	100人以下 【法人300人以下】 (5人以下)	病院☆	許可	なし	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県医務課】	医療法	※病院とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者二十人以上の収容施設を有するものをいう。
				一般診療所☆	届出許可	なし	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県医務課】	医療法	※「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者十九人以下の収容施設を有するものをいう。 ※医師が診療所を開設する場合は届出が必要 ※医師でない者（医療法人を含む）が診療所を開設する場合は許可が必要
医療、福祉業	歯科医業	5000万円以下	100人以下 【法人300人以下】 (5人以下)	一般診療所（歯科診療所）☆	届出許可	なし	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県医務課】	医療法	※「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者十九人以下の収容施設を有するものをいう。 ※歯科医師が診療所を開設する場合は届出が必要 ※歯科医師でない者（医療法人を含む）が診療所を開設する場合は許可が必要
医療、福祉業	その他の医療・保健衛生業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	助産所☆	届出許可	なし	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県医務課】	医療法	※「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院または診療所に置いてなすものを除く。）をなす場所をいう。 ※助産師が助産所を開設する場合は届出が必要。 ※助産師でない者（医療法人を含む）が診療所を開設する場合は許可が必要
医療、福祉業	その他の医療・保健衛生業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	届出	なし	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県医務課】	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	
				施術所（柔道整復師）	届出	なし	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県医務課】	柔道整復師法	
				視能訓練士（視力回復センター）	免許	なし	厚生労働大臣 【厚生労働省】	視能訓練士法	※厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者をいう。
医療、福祉業	その他の医療・保健衛生業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	歯科技工所	届出	なし	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	歯科技工士法	※歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。
				衛生検査所	登録	なし	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【管轄保健所、県生活衛生課】	臨床検査技師等に関する法律	※「衛生検査所」とは、人体から排出され、又は採取された検体についての検査を業として行う場所をいう（病院、診療所または厚生労働大臣が定める施設内の場所を除く。）。

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		コード	細 目
		小・細分類			
P 83151	歯科技工所（委託）	医療に附帯するサービス業	歯科技工所	8361	○歯科技工業（業者から委託を受けて行うものに限る。） ※業者以外からの場合は「P83105」
P 84102	健康相談施設	健康相談施設	結核健康相談施設	8421	結核の予防、治療などについて相談指導を行う事業所をいう。 ○結核予防会総合健診推進センター；結核集団検診業
			精神保健相談施設	8422	精神病など精神障害の予防、治療、社会復帰などの精神保健について相談指導を行う事業所をいう。 ○精神保健福祉センター；精神健康相談所
			母子健康相談施設	8423	母子保健に関する各種の相談に応ずるとともに、母性、乳児及び幼児の保健についての相談指導を行う事業所をいう。 ○母子健康包括支援センター
			その他の健康相談施設	8429	他に分類されない健康相談を行う事業所をいう。 ○市町村保健センター；農村検診センター；健康科学センター
P 84103	その他の保健衛生	その他の保健衛生	検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）	8491	国内に常在しない感染症の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に関して感染症予防に必要な措置などを行う事業所をいう。 ○検疫所支所；検疫所出張所 ×動物検疫所〔9731〕；植物防疫所〔9731〕
			検査業	8492	疫病の予防、健康管理、健康の増進、環境衛生の改善などに必要な検査、試験を行う事業所をいう。 ○寄生虫卵検査業；水質検査業；食肉衛生検査所
			他に分類されない保健衛生	8499	他に分類されない保健衛生に関するサービスの提供を行う事業所をいう。 ○犬管理所；犬管理事務所
P 85103	児童福祉事業	児童福祉事業	保育所	8531	日日保護者の委託を受けて、乳児又は幼児を保育する福祉事業を行う事業所をいう。 ○保育所型認定こども園；地方裁量型認定こども園；小規模保育事業所；事業所内保育事業所 ×幼稚園〔8111〕；幼稚園型認定こども園〔8111〕；幼保連携型認定こども園〔8191〕
			その他の児童福祉事業	8539	乳児、幼児、少年に対する他に分類されない福祉事業を行う事業所をいう。 ○児童相談所；乳児院；母子生活支援施設；児童厚生施設（児童館）；児童養護施設；障害児入所施設；児童発達支援センター；児童心理治療施設；児童家庭支援センター；母子・父子福祉センター；母子・父子休養ホーム；家庭的保育事業所；居宅訪問型保育事業所；ベビーシッター

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
製造業	その他の工業	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
医療、福祉業	その他の医療・ 保健衛生業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)	診療放射線技 師	免許	なし	厚生労働大臣 【厚生労働 省】	診療放射線技師 法	※厚生労働大臣の免許を受けて、医師または歯科医師の指示の下 に、放射線を人体に対して照射（撮影を含む。）することを業とする 者をいう。
				理学療法士	免許	なし	厚生労働大臣 【厚生労働 省】	理学療法士及び 作業療法士法	※身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復 を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッ サージ、温熱その他の物理的手段を加えることを業とする者をい う。
				作業療法士	免許	なし	厚生労働大臣 【厚生労働 省】	理学療法士及び 作業療法士法	※身体又は精神に障害がある者に対し、主としてその応用的動作能 力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業 を行わせることを業とする者という。
				義肢装具士	免許	なし	厚生労働大臣 【厚生労働 省】	義肢装具士法	※厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師 の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具 の製作及び身体への適合を行うことを業とする者をいう。
医療、福祉業	その他の医療・ 保健衛生業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)	臨床工学技士	免許	なし	厚生労働大臣 【厚生労働 省】	臨床工学技士法	※厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医 師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検を行うこと を業とする者をいう。
医療、福祉業	社会保険・社会 福祉・介護事業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)	児童福祉施設 （保育所等）	認可	なし	知事 【県児童課】	児童福祉法	※「児童福祉施設」とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達 支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児 童家庭支援センターをいう。 ※託児所は保育所に含まれる。 ※認可外保育施設は、届出が必要
				障害児通所支 援事業	届出	なし	知事 【県障害福祉 課】	児童福祉法	※「障害児通所支援」とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいう。 ※「障害児相談支援」とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支 援利用援助をいう。 ※知事または市町村長による指定（有効期間6年）もある。
				障害児相談支 援事業					

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
P 85104	老人福祉・介護事業（介護老人保健施設を除く）	老人福祉・介護事業	特別養護老人ホーム	8541 常時介護を必要とし、在宅介護が困難な老人又はこれに準じる状態の要介護者に対して介護サービスを提供する事業所をいう。 ○介護老人福祉施設
			介護医療院	8543 長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事業所をいう。
			通所・短期入所介護事業	8544 要介護者を通所又は短期入所させ、介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行う事業所をいう。 ○老人デイサービスセンター；老人短期入所施設；小規模多機能型居宅介護事業所
			訪問介護事業	8545 要介護者等の居宅において、入浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話をを行う事業所をいう。 ○訪問入浴介護事業所；夜間対応型訪問介護事業所 ×訪問看護ステーション [8342]
			認知症老人グループホーム	8546 比較的安定した状態にある痴呆の要介護者に対し、共同生活を営む住居において介護等の日常生活上の世話や機能訓練を行う事業所をいう。
			有料老人ホーム	8547 入居一時金等の料金を徴収して老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する事業所をいう。
			その他の老人福祉・介護事業	8549 他に分類されない老人福祉・介護事業を行う事業所をいう。 ○養護老人ホーム；軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）；老人福祉センター；高齢者生活福祉センター；老人憩の家；老人介護支援センター；地域包括支援センター；居宅介護支援事業所
P 85105	介護老人保健施設	老人福祉・介護事業	介護老人保健施設	8542 心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事業所をいう。
P 85106	障害者福祉事業	障害者福祉事業	居住支援事業	8551 施設等に入所・入居して生活する障害者につき、入浴、排せつ又は食事の介護、身体機能又は生活能力の向上や日常生活の世話、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業所をいう。 ○障害者支援施設；グループホーム（障害者福祉事業のもの）；福祉ホーム（障害者福祉事業のもの）；国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ×障害児入所施設 [8539]；児童発達支援センター [8539]；児童心理治療施設 [8539]；精神科病院 [8312]
			その他の障害者福祉事業	8559 障害者に対する他に分類されない福祉事業を行う事業所をいう。 ○生活介護事業所（障害者福祉事業のもの）；自立訓練事業所；地域活動支援センター ×障害児入所施設 [8539]；児童発達支援センター [8539]；児童心理治療施設 [8539]；精神科病院 [8312]
P 85107	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	更生保護事業	8591 保護観察対象者、刑務所出所者等の更生を助けることを目的とする更生保護事業を行う事業所をいう。 ○更生保護施設；更生保護協会
			他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業	8599 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業を行う事業所をいう。 労働者のための福利厚生事業並びに特定団体所属員及びその家族に対する福利厚生事業を行う事業所は、その行う主な事業内容によりそれぞれに分類される。 ○社会福祉協議会；共同募金会；善意銀行；授産施設；宿所提供施設；医薬品医療機器総合機構；婦人相談所；婦人保護施設

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
医療、福祉業	社会保険・社会福祉・介護事業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	介護医療院	許可	6年	知事 【県高齢政策課】	介護保険法	※「介護医療院」とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 ※「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。 ※「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業をいう。 ※「有料老人ホーム」とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。 ※介護保険法に基づく、知事又は市町村長による指定（有効期間6年）もある。 ◎【指定居宅サービス事業】 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売 ◎【指定地域密着型サービス事業】 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◎【指定居宅介護支援事業】 居宅要介護者が指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう便宜の提供等を行う事業 ◎【指定介護老人福祉施設】 特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）であつて、要介護者に機能訓練、健康管理、療養上の世話等を行うことを目的とする施設。 ◎【指定介護予防サービス事業】 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売 ◎【地域密着型介護予防サービス事業】 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護 ◎【指定介護予防支援事業】 居宅要支援者が指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう便宜の提供等を行う事業
				老人福祉施設	届出	なし	知事 【県高齢政策課】	老人福祉法	
				老人居宅生活支援事業					
				有料老人ホーム					
医療、福祉業	社会保険・社会福祉・介護事業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	介護老人保健施設	許可	6年	知事 【県高齢政策課】	介護保険法	※要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。
医療、福祉業	社会保険・社会福祉・介護事業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	障害福祉サービス事業	指定	6年	知事 【県障害福祉課】	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	※「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいう。
医療、福祉業	社会保険・社会福祉・介護事業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
Q 86100	郵便局（別掲を除く）	郵便局受託業	簡易郵便局	8621	日本郵便株式会社等からの委託を受けて、複合的に各種サービスを提供する事業所をいう。
			その他の郵便局受託業	8629	他に分類されない郵便局受託業を行う事業所をいう。 ○郵便切手類販売所；印紙売りさばき所 ×ゆうパック配達請負業〔44〕
R 88100	廃棄物処理業	一般廃棄物処理業	し尿収集運搬業	8811	主としてし尿を収集運搬する事業所をいう。
			し尿処分業	8812	主として収集されたし尿を処分する事業所をいう。
			浄化槽清掃業	8813	主として浄化槽の清掃を行う事業所をいう。
			浄化槽保守点検業	8814	主として浄化槽の保守点検を行う事業所をいう。
			ごみ収集運搬業	8815	主としてごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物（し尿を除く）を収集運搬する事業所をいう。 ×動物のふん尿・死体収集運搬業（畜産農業から生じたもの）〔8821〕；死亡獣畜取扱所〔8891〕
			ごみ処分業	8816	主として収集運搬されたごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物（し尿を除く）を処分する事業所をいう。 ○ごみ焼却業；ごみ埋立業；粗大ごみ破碎・圧縮業；ごみ高速たい（堆）肥化業

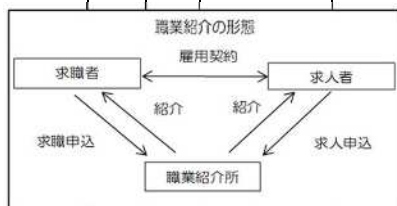
中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
郵便業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)	簡易郵便局	委託	なし	日本郵便㈱	簡易郵便局法	※「郵便切手類」とは、郵便はがき、年賀はがきを含む。 ※「印紙」とは、収入印紙、自動車重量税印紙、特許印紙及び登記印紙をいう。
				郵便切手類販 売者 印紙の売りさ ばき人	委託	なし	日本郵便㈱	郵便切手類販売 所等に関する法 律	
サービス業	廃棄物処理業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)	一般廃棄物処 理業（収集運 搬、処分）☆	許可	2年	市町長	廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律	※「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃 油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物で あって、固形状又は液状のものをいう。 ※「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう ※許可は「収集・運搬」と「処分」に分かれている（両方取得する 場合もある。）。 ※次に該当する場合は許可不要 ①事業者自らがその一般廃棄物を運搬または処分する場合 ②専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分 を行う場合（古紙回収業等） ③市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業とし て行う場合 ④再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物 のみの収集、運搬又は処分を業として行う者であって市町村長の指 定を受けた場合 ⑤引越荷物運送業者が転居の際に排出する日常生活により生じた一 般廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合 で一定の要件を満たす場合 ⑥その他環境省令で定める場合 ※再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用）又は廃牛腎柱のみを 適正に収集、運搬又は処分する者は、一般廃棄物処理業の許可は不 要（条件付）。 ※浄化槽清掃業とは、浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、 その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及 び附属機器類の洗浄、掃除等を伴う事業をいう。
				浄化槽清掃業 ☆	許可	不定	市町長	浄化槽法	
				浄化槽保守点 検業	登録	5年	知事 ※保健所設置 市（神戸・尼 崎・姫路・西 宮・明石）は 市長【県環境 整備課、保健 所設置市担当 課】	浄化槽保守点検 業者の登録に関 する条例	

業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目	
		小・細分類	コード		
		産業廃棄物処理業	産業廃棄物収集運搬業	8821	主として事業活動に伴って生じた廃棄物〔専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物（爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの）を除く〕を収集運搬する事業所をいう。 ○船舶廃油収集運搬業
		産業廃棄物処分業	8822	主として収集運搬された事業活動に伴って生じた廃棄物〔専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物（爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの）を除く〕を処分する事業所をいう。 ○汚泥処理業；廃酸・廃アルカリ処理業；廃油処理業；廃プラスチック類処理業；船舶廃油処理業；産業廃棄物埋立業	
		特別管理産業廃棄物収集運搬業	8823	主として特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、燃えやすい廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿等有害な物質を含む産業廃棄物をいう）を収集運搬する事業所をいう。 ただし、放射性廃棄物収集運搬業は小分類889〔8899〕に分類される。 ○特別管理汚泥収集運搬業；特別管理廃油収集運搬業；感染性産業廃棄物収集運搬業；廃石綿等収集運搬業	
		特別管理産業廃棄物処分業	8824	主として特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、燃えやすい廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿等有害な物質を含む産業廃棄物をいう）を処分する事業所をいう。 ただし、放射性廃棄物処理業は小分類889〔8899〕に分類される。 ○特別管理汚泥処分業；特別管理廃油処分業；感染性産業廃棄物処分業；廃石綿等処分業；特別管理産業廃棄物埋立業	
		その他の廃棄物処理業	死亡獣畜取扱業	8891	死んだ獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）を解体し、埋却し、又は焼却するための事業所をいう。
			他に分類されない廃棄物処理業	8899	他に分類されない廃棄物の処理を行う事業所をいう。 ○放射性廃棄物収集運搬業；放射性廃棄物処理業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 （☆は確認要）	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 （小規模）						
				産業廃棄物処理業（収集運搬、処分）☆	許可	5年	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【県環境整備課、保健所設置市担当課】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	※「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。 ※「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。 ①事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物（左記参照） ②輸入された廃棄物（航行廃棄物）並びに本邦に入境する者が携帯する廃棄物（携帯廃棄物）（①に掲げる廃棄物、政令で定める航行廃棄物並びに政令で定める携帯廃棄物を除く。） ※許可は「収集・運搬」と「処分」に分かれている（両方取得する場合もある。）。 ※次に該当する場合は許可不要 ①事業者らが自らその産業廃棄物を運搬又は処分する場合 ②専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分を行う場合 ③海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う場合 ④再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う者であって都道府県の指定を受けた場合 ⑤その他厚生省令で定める場合 ※事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合するものは許可の有効期間7年 ※同一都道府県内において、一つの政令市の区域を越えて収集運搬を行う場合（積替え・保管を含まないものに限る。）は、都道府県の許可のみで当該都道府県全域での運搬が可能
				◇ 政令で定める産業廃棄物の一例 ・紙くず（条件付） ・木くず（条件付） ・繊維くず（条件付） ・食料品、医薬品、香料製造業における固形状の不要物 ・ゴムくず ・金属くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・鉱さい ・工作物の除去に伴って発生した不要物（コンクリート破片等） ・動物のふん尿（畜産農業関係） ・動物の死体（畜産農業関係）					
				廃油処理事業（船舶廃油）	許可	なし	国土交通大臣 【近畿運輸局】	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	
				特別管理産業廃棄物処理業☆	許可	5年	知事 ※保健所設置市（神戸・尼崎・姫路・西宮・明石）は市長 【県環境整備課、保健所設置市担当課】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
◇ 政令で定める特別管理産業廃棄物の一例 ・廃油（条件付） ・廃酸（条件付） ・廃アルカリ（条件付） ・感染性産業廃棄物 ・特定有害産業廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、下水汚泥処理物、廃石綿等、はいじん、燃え殻、その他政令で定めるもの）									
死亡獣畜取扱場	許可	なし	知事 【県生活衛生課】	化製場等に関する法律	※死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するために設けられた施設をいう。				

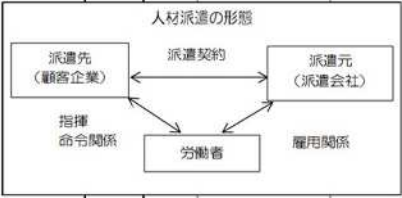
業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
R 89100	自動車整備業	自動車整備業	8911	自動車の整備修理を総合的に行う事業所をいう。 ○自動車修理業；オートバイ整備修理業
		その他の自動車整備業	8919	主として自動車の車体や電装品、タイヤ等の部分品の整備修理、自動車エンジンの再生、自動車の清掃などを行う事業所をいう。 ○自動車車体修理業；自動車車体整備業；自動車再塗装業；自動車溶接業（自動車修理のためのもの）；自動車電装品整備業；自動車蓄電池修理業；自動車タイヤ修理業；自動車タイヤ整備業；自動車ブレーキ修理業；自動車部品整備業；自動車エンジン修理業；自動車再生業；自動車エンジン再生業；自動車工場（自動車・自動車エンジンの再生を主とするもの）；自動車清掃業；自動車洗車業；自動車ガラス修理業；自動車フィルム施工業
R 90100	機械等修理業（別掲を除く）	機械修理業（電気機械器具を除く）	9011	一般機械の修理を行う事業所をいう。 ○機械修理業；内燃機関修理業；航空機整備業；ミシン修理業；光学機械修理業；映写機修理業；農業用トラクタ修理業；ガーデントラクタ修理業；フォークリフト整備業 ※修理のため必要な部分品・附属品等を金属工作機械・金属加工機械等を使用して製造し、各種機械を修理するものは「製造業」
		建設・鉱山機械整備業	9012	建設機械及び鉱山機械の整備修理を行う事業所をいう。 ○建設用トラクタ整備業；掘削機械整備業；建設用クレーン整備業；整地機械整備業；基礎工事用機械整備業 ※修理のため必要な部分品・附属品等を金属工作機械・金属加工機械等を使用して製造し、各種機械を修理するものは「製造業」
		電気機械器具修理業	9021	電気機械器具の修理を行う事業所をいう。 ○ラジオ修理業；テレビ修理業；電気冷蔵庫修理業；変圧器修理業 ※修理のため必要な部分品・附属品等を金属工作機械・金属加工機械等を使用して製造し、各種機械を修理するものは「製造業」
		表具業	9031	ふすま、びょうぶ、巻物、掛物などの布はく又は紙はりを行う事業所をいう。 ○表装業；経師業；びょうぶ張業；ふすま張業；障子張業
		その他の修理業	9091	家具の修理を行う事業所をいう。 ○いす修理業
		時計修理業	9092	時計（電気時計を含む）の修理を行う事業所をいう。 ○電気時計修理業
		履物修理業	9093	履物の修理を行う事業所をいう。 ○靴修理業；革靴修理業；ゴム靴修理業；スック靴修理業；げた修理業
		かじ業	9094	主として注文で手工鍛造、その他のかじ業を行う事業所をいう。 銅塊、棒銅などからハンマ、プレスなどで鍛鋼品、鍛工品を製造する事業所、非鉄金属鍛造品を製造する事業所及びくわ、かま、すきなどの農業用器具を製造する事業所は大部分Eー製造業のそれぞれに分類される。 ○手工鍛造業；農業用器具修理業（手工鍛造によるもの）
		他に分類されない修理業	9099	他に分類されないその他の修理を行う事業所をいう。 本分類には台所用金属器具の修理、楽器の修理（調律修正を含む）、洋傘、くら、馬具、かばん、袋物類の修理、のこぎりの目立、はさみ・包丁研ぎなどの修理を行う事業所が含まれる。 ○金物修理業；楽器修理業；ピアノ調律・修正業；オルガン調律・修正業；三味線修理業；三味線・太鼓張替業；くら・馬具修理業；かばん・袋物修理業；洋傘修理業；装身具修理業；のこぎり目立業；研ぎ屋；はさみ・包丁研ぎ業；たる・おけ修理業；ゴム製品修理業（自動車タイヤ、ゴム靴の修理を除く）；メタリコン修理業；眼鏡修理業；計量器修理業；自転車修理業；自転車タイヤ修理業；畳裏返し業
		職業紹介業	9111	主として労働者に職業をあっせんする事業所をいう。 ○民営職業紹介業；家政婦（夫）紹介所；マネキン紹介所；配せん人紹介所；労働者供給業；労働者募集業；内職あっせん業；シルバー人材センター；ファミリー・サポート・センター ×公共職業安定所〔9731〕；映画出演者あっせん業〔4169〕；演劇俳優あっせん業〔8096〕

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
製造業	その他の工業	資本金	従業員数 (小規模)	自動車特定整備事業☆	認証	なし	運輸局長 【兵庫陸運部】	道路運送車両法	※省令で定める検査対象外軽自動車（総排気量250cc 以下のオートバイ等）及び小型特殊自動車（フォーク・リフト、農耕トラクタ等）のみを取り扱う場合は許可不要 ※自動車特定整備事業は次の3 つに分類される。 ①普通自動車特定整備事業 ②小型自動車特定整備事業 ③軽自動車特定整備事業 ※許可名義人が死亡の場合→ 事業者の地位の承継届（許可番号は不変） ※自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに認証が必要
		3億円以下	300人以下 (20人以下)						
サービス業	その他のサービス業（加工・修理業）	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	医療機器修理業☆	許可	5年	知事 【県業務課】	医薬品、医療機器等の品質、有効性及安全性の確保等に関する法律	※事業所ごとに許可必要
				特定計量器修理業	届出	なし	知事 【県工業振興課】	計量法	※「特定計量器」とは、取引もしくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう（タクシメーター、皮革面積計、電力量計、照度計、騒音計、振動レベル計等）。 ※届出製造事業者が特定計量器の修理の事業を行う場合は届出不要
				電気計器修理業	届出	なし	経済産業大臣 【近畿経済産業局】	計量法	※「電気計器」とは電気の取引又は証明における法定計量単位による計量に使用される特定計量器であって、政令で定めるものをいう。
サービス業	職業紹介・労働者派遣業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	有料職業紹介事業☆	許可	3年	厚生労働大臣 【兵庫労働局】	職業安定法	※「職業紹介」とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっ旋することをいう。 ※次のいずれかに該当する職業については、有料職業紹介事業を行ってはならない。 ①港湾運送業務に就く職業 ②建設業務に就く職業 ③その他の職業にあっせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすとして政令で定める職業 ※事業所ごとに許可が必要 ※許可更新時の有効期間は5年



業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
R 91102	労働者派遣業	労働者派遣業		9121 主として派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務の遂行等に関する指揮命令を受けてその事業所のための労働に従事させることを業とする事業所をいう。 なお、主として請負によって各種事業を行っている事業所、自らその業務の遂行等に関する指揮命令を行っている事業所は、経済活動の種類によりそれぞれの産業に分類される。
R 92101	速記・ワープロ入力・複写業	速記・ワープロ入力・複写業	速記・ワープロ入力業	9211 主として速記を行う事業所をいう。 ※ワープロ入力請負業；あて名書業；筆耕業；テープ起こし業は「R92151」
			複写業	9212 主として各種の複写機器を用いて複写加工を行い各種の複写物を制作する事業所をいう。 ただし、主として情報を記録した物を製造する事業所は大分類E－製造業〔3296〕に、新聞、書籍等を発行する事業所は大分類G－情報通信業〔4131、4141〕に分類される。 ○地図複製業；マイクロ写真業 ×オーディオディスクレコード製造業〔3296〕；ビデオディスクレコード製造業〔3296〕；新聞業〔4131〕；出版業〔4141〕；印刷業〔151〕
R 92102	建物サービス業	建物等維持管理業	ビルメンテナンス業	9221 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対象となる登録業務も含め、ビルの維持管理業務（清掃、衛生管理、設備の保守・点検、保安管理等）を総合的に請負い、そのサービスを提供する事業所をいう。 ○ビルサービス業 ×床磨き業〔9229〕；ガラスふき業〔9229〕；煙突掃除業〔9229〕；ビル清掃業〔9229〕；建築物飲料水管理業〔9229〕；清掃業（一般廃棄物収集・処理業）〔881〕；清掃業（産業廃棄物収集・処理業）〔882〕；ビル管理業〔6941〕；害獣駆除業〔9295〕；害虫駆除業〔9295〕；住宅消毒業〔9295〕；物品消毒業〔9295〕；船内くんじょう業〔9295〕
			その他の建物等維持管理業	9229 主としてビルなどの建物を対象として、清掃などの建物の維持管理業務の一部を請負い、そのサービスを提供する事業所をいう。また、鉄道車両、船舶、航空機等を対象として建物に対して行われる清掃と類似した業務を請負う事業所も本分類に含まれる。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の対象となる登録業務も含め、ビルの維持管理業務（清掃、衛生管理、設備の保守・点検、保安管理等）を総合的に請負い、そのサービスを提供する事業所は細分類9221に分類される。 ○床磨き業；ガラスふき業；煙突掃除業；ビル清掃業；建築物飲料水管理業；建築物清掃業；建築物排水管清掃業；船舶清掃業 ×ビルメンテナンス業〔9221〕；ビルサービス業〔9221〕；清掃業（一般廃棄物収集・処理業）〔881〕；清掃業（産業廃棄物収集・処理業）〔882〕；害獣駆除業〔9295〕；害虫駆除業〔9295〕；住宅消毒業〔9295〕；物品消毒業〔9295〕；船内くんじょう業〔9295〕
			ペストコントロール業	9295 主として人間にとって有害な生物等（害獣・害虫、細菌、ウイルス）の防除・駆除・消毒を行う事業所をいう。 ○害獣駆除業；害虫駆除業；住宅消毒業；物品消毒業；船内くんじょう業 ×建築物清掃業〔9229〕；ビル清掃業〔9229〕；農作物害虫駆除業〔013〕
R 92103	警備業	警備業		9231 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生の警戒及び防止並びに人身の安全の確保若しくは、貴重品等の運搬の際の盗難等の事故の発生の警戒及び防止の業務を請負う事業所をいう。 ○警備保障業

中小企業者の規模要件の判定に用いる業種分類		規模要件		許認可業種 (☆は確認要)	種類	期間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	職業紹介・労働者派遣業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	労働者派遣事業☆	許可	3年	厚生労働大臣 【兵庫労働局】	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	※「労働者派遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し該当労働者を該当他人に雇用させることを約してするものを含まない。 ※次の何れか該当する業務については、労働者派遣事業を行ってはならない。 ①港湾運送業務 ②建設業務 ③警備業 ④その他労働者派遣により派遣労働者に従事することが適当でないと認められる業務として政令で定める業務【病院等における医療関連業務（一部を除く。）】 ※事業所ごとに許可、届出が必要 ※許可更新時の有効期間は5年 ※平成27年10月1日に「一般労働者派遣事業」（許可制）と「特定労働者派遣事業」（届出制）の区別が廃止され「労働者派遣事業」（許可制）に一本化された。 ※平成27年9月30日以前の許可、届出について、「一般労働者派遣事業」の許可は、有効期間の間は有効であり、「特定労働者派遣事業」の届出は、平成30年9月30日まで有効である。 ※「特定労働者派遣業」とは、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。「一般労働者派遣事業」とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。
サービス業	その他の事業 サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)						
サービス業	その他の事業 サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	建築物清掃業 建築物空気環境測定業 建築物空気調和用ダクト清掃業 建築物飲料水 水質検査業 建築物飲料水貯水槽清掃業 建築物ねずみ こん虫等防除業 建築物環境衛生総合管理業 建築物排水 管清掃業	登録	6年	知事 【県生活衛生課】	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	※登録は任意
サービス業	その他の事業 サービス業	5000万円以下	100人以下 (5人以下)	警備業☆ 機械警備業	認定 届出	5年 なし	公安委員会 公安委員会	警備業法 警備業法	令和6年4月1日以降、認定証が廃止され、認定証に代わるものとして公安委員会から認定を受けたことを示す標識を事業者自らが作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示することとされた（令和6年3月31日以前に認定を受けた事業者も同様）。 ※警備業務用機械装置を使用して行う警備業をいう。



業種 コード	業種名	日本標準産業分類 【第14回改定（R6.4）】		細 目
		小・細分類	コード	
R 92104	他に分類されない 事業サービス業	他に分類されない 事業サービス 業	ディスプレイ業	9291
				主として販売促進、教育啓もう、情報伝達等の機能を発揮させることを目的として、店舗、博覧会々場、催事などの展示等に係る調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工監理を一貫して請負い、これら施設の内装、外装、展示装置、機械設備（音響、映像等）などを総合的に構成演出する業務を行う事業所をいう。 ×職別工事業【07】；室内装飾工事業【0782】；内装工事業【0782】；設備工事業【08】；事務所用・店舗用装備品製造業【1391】；看板・標識機製造業【3292】；モデル・模型製造業【3294】；広告業【73】；看板書き業【9293】；土木・建築サービス業【742】；インテリアデザイン業【7261】；商業デザイン業【7261】；屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）【7311】；商品展示所【9299】
			産業用設備洗浄業	9292
				主として石油精製所、化学工場、セメント工場、製紙工場、発電所及び製鉄所などに設置された各種設備機器、配管設備、貯水槽及び上下水道管を機械的又は化学的方法を用いて洗浄する事業所をいう。 ○プラント洗浄業；産業用配管洗浄業；産業用タンク洗浄業；産業用上下水道管洗浄業 ×ビルメンテナンス業【9221】；自動車清掃業【8919】；ビル清掃業【9229】
			看板書き業	9293
				主として屋号などの看板書きを行う事業所をいう。看板書きを行うもので単純な加工を注文によって行う事業所も本分類に含まれる。 ただし、規格品などを大量に製造する事業所は大分類E－製造業【2199, 3292】に、屋外広告に係る総合的なサービスを提供する事業所は大分類L－学術研究、専門・技術サービス業【7311】に分類される。 ○看板屋（看板書きを行うもので単純な加工を行うものを含む）；ペンキ屋（看板書きを主とするもの） ×看板製造業（看板書き及び看板書きを行うもので単純な加工を行うものを除く）【2199, 3292】；屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）【7311】
			コールセンター業	9294
				電話等により顧客サポート、苦情対応などの顧客対応の窓口業務を専門的に行う事業所をいう。通信販売などの受注、消費者からの問い合わせ・苦情などを電話等で受け付ける事業所、電話をかけて購買を勧誘する事業所も含まれる。 ○テレマーケティング業 ×電話事務代行業【9299】；マーケティングリサーチ業【3923】
			他に分類されないその他の事業サービス業	9299
				他に分類されないその他の事業に対するサービスを提供する事業所をいう。 ○新聞切抜業；鉄くず破砕請負業；船舶解体請負業；集金業；取立業；陸送業；商品展示所；パーティ請負業；ハンケットサービス業；はく（箔）押し業（印刷物以外のものに行うもの）；圧縮ガス充てん業；液化ガス充てん業；液化石油ガス（LPG）充てん業；プリペイドカード等カードシステム業；メーリングサービス業；サンフル配布業；ポストイング業；ちんどん屋；自家用自動車管理業；展示会（見本市を含む）の企画・運営業；コンベンション（国際会議等）の企画・運営業 ※温泉供給業は「R92152」 ※集金業・取立業については、公共料金及びこれに順するものの集金に限る。
R 92151	ワープロ入力請負、あて名書、筆耕等	速記・ワープロ入力・複写業	速記・ワープロ入力業	9211
R 92152	温泉供給業	他に分類されない事業サービス業	他に分類されないその他の事業サービス業	9299
R 95100	その他のサービス業	集会場		9511
		と畜場		9521
		他に分類されないサービス業		9599
				講演会、展示会、集会など主として各種集会及び催しの利用に供する施設を運営する事業所をいう。 食用に供する目的で獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう）をと殺し又は解体するために設けられた事業所をいう。 獣畜のと殺又は解体を請負う事業所も本分類に含まれる。 毛皮獣をと殺し、毛皮の調整及び染色を行う事業所は大分類E－製造業【2081】に、肉製品製造のために一貫作業としてと殺を行う事業所は大分類E－製造業【0911, 0912】に分類される。 ○と畜業；と畜請負業 ×毛皮製造業【2081】；死亡獣畜取扱所【8891】
				他に分類されないサービスを提供する事業所をいう。 ○中央卸売市場；地方卸売市場；家畜保健衛生所

中小企業者の規模要件の 判定に用いる業種分類		規模要件		許認可 業種 (☆は確認要)	種類	期 間	許認可権者 【照会先】	関係法令	備考
		資本金	従業員数 (小規模)						
サービス業	その他の事業 サービス業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)	液化ガス充て ん事業	許可	なし	知事 神戸市消防局 【県産業保安 課】	液化石油ガスの 保安の確保及び 取引の適正化に 関する法律	※設備ごとに許可が必要
				一般貨物自動 車運送事業 (陸送業) ☆	許可	なし	国土交通大臣 【兵庫陸運 部】	貨物自動車運送 事業法	※特定の者の需要による場合は特定貨物自動車運送事業の許可が必要
				バンケット サービス業	-	-	-	-	※日本バンケット事業協同組合が作成した「業務請負委託契約書」 を締結し、この契約書に従って行う業務形態については、「請負」 であるとの判断がなされ、保証対象となる。
印刷業	-	3億円以下	300人以下 (20人以下)						
物品販売業	卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)	温泉供給業	許可	なし	知事 【県業務課】	温泉法	
サービス業	その他のサー ビス業	5000万円 以下	100人以下 (5人以下)	と畜場	許可	なし	知事 ※保健所設置 市（神戸・尼 崎・姫路・西 宮・明石）は 市長 【管轄保健 所、県生活衛 生課】	と畜場法	※食用に供する目的で獣畜をと殺し、又は解体するために設置され た施設をいう。

5. 保証対象とならない業種

(1) 農業

ただし、農業のうち次の業種は保証対象となります。

- 茶作農業（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）
- 蚕種製造業（製造加工設備を有するものに限る。）
- 蚕種製造請負業（製造加工設備を有するものに限る。）
- てい鉄修理業
- きのこを生産する事業（菌床栽培方式によるきのこの生産であって、作業所内において工場的生産設備をもって生産、卸売りするものに限る。）
- かいわれ大根を生産する事業（苗床栽培方式によるかいわれ大根の生産であって、作業所内において工場的生産設備をもって生産、卸売りするものに限る。）
- 養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。）
- ふ卵業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。）
- 家畜貸付業
- 園芸サービス業

(2) 林業

ただし、林業のうち次の業種は保証対象となります。

- 製薪炭業（製造加工設備を有するものに限る。）
- 薪請負製造業（製造加工設備を有するものに限る。）
- 炭焼請負業（製造加工設備を有するものに限る。）
- 炭賃焼業（製造加工設備を有するものに限る。）
- 素材生産業
- 素材生産サービス業

(3) 漁業

ただし、漁業のうち次の業種は保証対象となります。

- 真珠養殖業（養殖から加工までを一貫作業として行っているものに限る。）

(4) 金融・保険業

ただし、金融・保険業のうち次の業種は保証対象となります。

- クレジットカード業、割賦金融業
- 金融商品取引業（金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業に限る）
- 商品先物取引業、商品投資顧問業
- 補助的金融業、金融附帯業（その他の補助的金融業、金融附帯業で前払式支払手段発行者及び資金移動業に限る）
- 金融代理業（金融商品仲介業に限る）
- 保険媒介代理業
- 保険サービス業

※金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）においては、投機を目的とする資金が混入するおそれがあることから、「根保証」の利用はできません。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の適用を受けた飲食店のうち、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの

「公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの」とは、①著しく性的感情を刺激する風俗店のような業を営むものや、②周辺相場と比較して相当高額である又は高額な会費による会員制をとる高級クラブ等大衆的でない料金により遊興のためのサービスを提供する業を営むもの等です。

【例】

性的なサービスを行うクラブ・キャバクラ、料金が周辺の同業の相場と比較して著しく高いクラブ・キャバクラ、露出度の高い制服・水着・下着等で接客を行うキャバクラ、セクシーキャバクラ等

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

【例】

ソープランド、ファッションヘルス（派遣型含む）、ストリップ劇場、ヌードスタジオ、ラブホテル、アダルトショップ（大人のおもちゃ店、アダルトビデオ販売・レンタル業等）、インターネットによるポルノ映像の送信営業等

(7) 集金業・取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）

(8) 宗教

(9) 政治・経済・文化団体

6. 風営法の適用を受ける事業の保証対象一覧表

業種			主な営業種類	保証対象
風俗営業	接待飲食等	1 号営業	キャバレー、待合等	○（注 1）
		2 号営業	営業所内の照度が 10 ルクス以下の喫茶店、バー等	○（注 1）
		3 号営業	他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの	○（注 1）
	遊技場	4 号営業	まあじゃん屋、ぱちんこ屋	○（注 2）
		5 号営業	スロットマシン、ビンゴゲーム、ルーレット、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの	○（注 3）
特定遊興飲食店営業				○（注 4）
店舗型性風俗特殊営業	1 号営業	個室付浴場（ソープランド）	×	
	2 号営業	個室マッサージ（ファッションヘルス）	×	
	3 号営業	ストリップ劇場、ヌードスタジオ等	×	
	4 号営業	モーテル、ラブホテル等	×	
	5 号営業	アダルトショップ（大人のオモチャ店、アダルトビデオ販売・レンタル業）	×	
	6 号営業	店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの	×	
無店舗型性風俗特殊営業				×
映像送信型性風俗特殊営業				×
店舗型電話異性紹介営業				×
無店舗型電話異性紹介営業				×
深夜における酒類提供飲食店営業（注 5）		スナック、パブ等		○（注 6）

（注1）公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものは対象外

当協会新規申込又は新たに風俗営業を行う飲食店を始めた場合は、「風俗営業飲食業に係る業態等確認書」の提出が必要。

（注2）パチンコに準ずるもの（景品交換所（景品交換所から景品を買い取り、他の事業者へ販売する事業者を含む。）又は貸し球若しくはコインとの交換により飲み物等を提供する事業者）についても、対象となる。

（注3）ダーツバーについて、警察庁通達「デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフを設置して客に遊技をさせる営業の取扱いについて」（平成30年9月21日付け警察庁丁保発第155号）により、デジタルダーツを設置して客に遊技させる営業は、一定の要件を満たす場合にあっては、当面の間、風営法の規制対象としない扱いとされている（風営法許可は不要）。

（注4）特定遊興飲食店営業の許可の取得が必要であり、風営法許可は不要。

（注5）深夜とは午前零時から日出時までの時間をいう。

（注6）深夜における酒類提供飲食店営業の届出が必要であり、風営法許可は不要。

兵庫県信用保証協会 御中

風俗営業飲食業に係る業態等確認書

金融機関本・支店名

代表者名

印

申込人	
-----	--

確認事項【チェック欄に○を入れてください】 ※店舗が複数ある場合（新規出店分を含む）は、全ての店舗で該当する場合にのみ「はい」を選択してください。		チェック欄	
		はい	いいえ
①	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条に基づく許可を取得している。 ※新規出店で許可未取得の場合は、取得予定の許可について「許認可等の事後提出に係る念書」を徴求していれば「はい」を選択		
②	①の許可は申込人の名義である（新規出店で許可未取得の場合は予定）。 ※「いいえ」の場合は以下に名義人、申込人との関係性、相違する理由を記載してください。		
③	事業の経営は申込人自身が行っている（他に実質経営者はいない）。 ※「いいえ」の場合は以下に実質経営者の氏名、申込人との関係性を記載してください。		
④	事業所が賃借物件の場合、賃借人は申込人である（新規出店で賃貸契約未締結の場合は予定）。 ※所有物件の場合は斜線を引いてください。 ※「いいえ」の場合は以下に賃借人、申込人との関係性、相違する理由を記載してください。		
⑤	申込人の事業は、「公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの」（※）ではない。 ※「著しく性的感情を刺激する風俗店のような業を営む者」や、「周辺相場と比較して相当高額である又は高額な会費による会員制をとる高級クラブ等大衆的でない料金により遊興のためのサービスを提供する業を営むもの」 【例】 ・性的なサービスを行うクラブ、キャバクラ ・料金が周辺の同業の相場と比較して著しく高いクラブ、キャバクラ ・露出度の高い制服、水着、下着等で接客を行うキャバクラ ・セクシーキャバクラ 等		
⑥	本借入は、「疑わしい取引」（※1）又は「資金洗浄」（※2）に該当するものではない。 ※1 犯罪による収益との関係等が疑われる取引 ※2 意図的に借入を発生させ、不法収益等に係る財産をもって返済に充当する可能性について否定できないもの		
⑦	その他、申込人について、不正利用の疑いはない。 ※「いいえ」の場合は不正利用が疑われる事項について記載してください。		

7 . 土地売買業の保証対象資金について

土地売買業者に対する土地購入資金の保証については、以下の点に留意が必要です。

- (1) 投機を目的とした土地購入資金は保証対象とならない。
- (2) 転売先において特定の事業計画に基づく土地活用が見込まれている場合は、当該事業計画書（建売住宅販売計画、賃貸ビル建設又は住宅建設計画等の土地活用計画書）の写しを徴求する。
- (3) 取得した土地の所有権登記名義人を申込人名義とすることが必要である。また、原則として、購入する土地を担保として徴求する。

8. 金融業の確認について

金融業を営む事業者からの保証申込に際しては、通常の申込書類一式に加え、すべての金融業の登録等の確認資料、「金融業に係る業態等確認書」の提出が必要です。

兵庫県信用保証協会 御中		年 月 日	
金融業に係る業態等確認書			
		金融機関本・支店名	
		代表者名	
申込人	金融業に係るすべての業種		
確認事項 【チェック欄に○を入れてください。わからない場合は「いいえ」を選択してください。】			チェック欄 はい いいえ
共通	今回の資金使途は投機資金に該当しない。 【「いいえ」の場合】 ⇒ 保証対象外となります。		
●単一の許可・登録・届出等に基づき金融事業を営んでいる事業者の場合			
①	保証対象業種に該当する。 ※保証対象となる金融業は、裏面の一覧表を参照してください。		
	【「はい（該当する）」の場合】 ⇒ ②へ進んでください。 【「いいえ（該当しない）」の場合】 ⇒ <u>保証対象外</u> となります。		
	必要となる許可・登録・届出等は確認できる。		
②	【「はい（確認できる）」の場合】 ⇒ 当該金融業に係る許可・登録・届出等の写しを添付してお申込みください。【確認終了】 【「いいえ（確認できない）」の場合】 ⇒ 許可・登録・届出等が確認できないため、 <u>保証対象外</u> となります。【確認終了】 ※法律上登録等が不要とされている場合であっても、保証対象外となりますのでご注意ください。		
●複数の許可・登録・届出等に基づき金融事業を営んでいる兼業者の場合			
	すべての事業が保証対象業種に該当する。 ※保証対象となる金融業は、裏面の一覧表を参照してください。		
③	【「はい（該当する）」の場合】 ⇒ ④へ進んでください。 【「いいえ（該当しない）」の場合】 ⇒ すべての事業が保証対象業種に該当しない場合は、 <u>保証対象外</u> となります。【確認終了】 ⇒ 一部の事業が保証対象業種に該当しない場合は、⑤へ進んでください。		
	営んでいる金融業に関して、必要となる許可・登録・届出等をすべて確認できる。 ※法律上登録等が不要とされており、保有していない場合であっても「いいえ」を選択してください。		
④	【「はい（確認できる）」の場合】 ⇒ 保有しているすべての許可・登録・届出等の写しを添付してお申込みください。【確認終了】 【「いいえ（確認できない）」の場合】 ⇒ すべての登録等を確認できない場合は、 <u>保証対象外</u> となります。【確認終了】 ⇒ 一部の登録等を確認できない場合は、⑤へ進んでください。		
	保証対象業種、かつ、登録等が確認できる金融業のみに資金使途を限定し、資金管理等ができる。		
⑤	【「はい（資金の限定・管理ができる）」の場合】 ⇒ 以下の欄に資金を限定・管理する方法等を具体的にご記入の上、保有しているすべての許可・登録・届出等の写しを添付してお申込みください。【確認終了】 ※資金使途の限定が困難と協会が判断した場合等は保証対象となりませんのでご注意ください。 【「いいえ（資金の限定・管理ができない）」の場合】 ⇒ 保証対象とならない金融業との混在資金となるため、 <u>保証対象外</u> となります。【確認終了】		
	【限定（資金管理等）方法】	【エビデンス】	

保証対象となる金融業一覧表

業種	具体例	登録等	HPでの 確認可否	有効期間	根拠法	登録等事業者一覧掲載 HP
クレジットカード業	包括信用購入あつせん業者 (少額包括信用購入あつせん業者を含む)	登録 (※1)	×	—	割賦販売法	31 条 (35 条の2の3)
	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	登録 (※1)	×	—		
割賦金融業	個別信用購入あつせん業者	登録 (※1)	×	3 年	割賦販売法	35 条の3の23
金融商品取引業	第一種金融商品取引業	登録	○	—	金融商品取引法	29 条
	第一種少額電子募集取扱業	登録	○	—		
	第二種金融商品取引業	登録	○	—		
	第二種少額電子募集取扱業	登録	○	—		
投資助言・代理業	投資助言・代理業者、証券投資顧問業者	登録	○	—	金融商品取引法	29 条
投資運用業	投資運用業者	登録	○	—	金融商品取引法	29 条
	適格機関投資家等特例業務	届出	○	—		63 条
	海外投資家等特例業務	届出	○	—		63 条の9
	移行期間特例業務	届出	○	—		附則3条の3
商品先物取引業	国内商品先物取引業者	許可	×	6 年	商品先物取引法	190 条
商品投資顧問業	商品投資顧問業者	許可	○	6 年	商品投資に係る事業の規制に関する法律	3 条
その他の商品先物取引業、商品投資顧問業	特定店頭商品デリバティブ取引業者	届出	△ (※2)	—	商品先物取引法	349 条
	商品先物取引仲介業者	登録	×	6 年		240 条の2
その他の補助的金融業、金融附帯業（資金移動業者及び前払式支払手段発行者に限る）	資金移動業（第一種）	登録 (※1)	○	—	資金決済に関する法律	37 条
	資金移動業（第二種・第三種）	登録 (※1)	○	—		37 条
	前払式支払手段発行者（自家型発行者）	届出	○	—		5 条
	前払式支払手段発行者（第三者型発行者）	登録 (※1)	○	—		7 条
金融商品仲介業	金融商品仲介業者	登録	○	—	金融商品取引法	66 条
	金融サービス仲介業者（ただし、有価証券等仲介業務を行う者に限る）	登録	○	—	金融サービス提供法	12 条

※1 当該業種は登録がない

※2 HPでは届出年月日は確認できない

9. 確認が必要な許認可等

許認可等を必要とする事業は、その許認可等を取得していることが必要です。

次頁の「確認が必要な許認可業種一覧」に記載されている業種については、保証申込にあたり、取得している許認可等の写しを提出していただくことが必要となります（必要に応じて許認可等の原本を確認します。）。

（１）許認可等の名義人は、原則として、申込人と一致していることが必要です。

（２）有効期間内の許認可証等の写しを既に提出している場合は、再度の提出は不要です。

<確認が必要な許認可業種一覧>

許認可業種	種類	関係法令	有効期間
食料品製造業	許可	食品衛生法(55条)	5年以上
食料品販売業	許可	食品衛生法(55条)	5年以上
飲食店	許可	食品衛生法(55条)	5年以上
建設業	許可	建設業法(3条)	5年
一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）	許可	道路運送法(4条)	-
一般旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業に限る。）	許可	道路運送法(4条、8条)	5年
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(43条)	-
自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法(79条)	2年又は5年 (更新時2年、3年又は5年)
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	-
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	-
旅館業	許可	旅館業法(3条)	-
古物営業	許可	古物営業法(3条)	-
薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(4条)	6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(12条)	5年又は6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く。)	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条)	5年又は6年
医薬品(体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。)	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(13条の2の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2)	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の2の3)	5年
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)	5年
再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)	5年
医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の2)	5年
再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5)	6年
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年(更新時5年又は7年)
産業廃棄物収集・運搬業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	5年
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年(更新時5年又は7年)
有料職業紹介事業	許可	職業安定法(30条)	3年(更新時5年)
病院、診療所、助産所	許可	医療法(7条)	-
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(3条)	5年
酒類製造業	免許	酒税法(7条)	-
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法(8条)	-
酒類販売業	免許	酒税法(9条)	-
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法(5条)	-
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	-
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)	3年(更新時5年)
家畜商	免許	家畜商法(3条)	-
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法(35条)	不定(概ね2年)
興行場	許可	興行場法(2条)	-
浴場業	許可	公衆浴場法(2条)	-
測量業	登録	測量法(55条)	5年
砂利採取業	登録	砂利採取法(3条)	-
採石業	登録	採石法(32条)	-
建築士事務所	登録	建築士法(23条)	5年
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年
自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法(78条)	-
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	-
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	-
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	-
住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法(3条)	-
接待飲食等営業	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(3条)	-
遊技場営業	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(3条)	-
警備業	認定	警備業法	5年
自動車運転代行業	認定	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	-
包括信用購入あつせん業者 (少額包括信用購入あつせん業者を含む)	登録	割賦販売法(31条)	-
クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	登録	割賦販売法(35条)	-
個別信用購入あつせん業者	登録	割賦販売法(35条)	3年
第一種金融商品取引業	登録	金融商品取引法(29条)	-
第二種少額電子募集取扱業	登録	金融商品取引法(29条)	-
第二種金融商品取引業	登録	金融商品取引法(29条)	-
第二種少額電子募集取扱業	登録	金融商品取引法(29条)	-
投資助言・代理業者、証券投資顧問業者	登録	金融商品取引法(29条)	-
投資運用業者	登録	金融商品取引法(29条)	-
適格機関投資家等特例業務	届出	金融商品取引法(63条)	-
海外投資家等特例業務	届出	金融商品取引法(63条)	-
移行期間特例業務	届出	金融商品取引法(附則3条)	-
国内商品先物取引業者	許可	商品先物取引法(190条)	6年
商品投資顧問業者	許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律(3条)	6年
特定店頭商品デリバティブ取引業者	届出	商品先物取引法(349条)	-
商品先物取引仲介業者	登録	商品先物取引法(240条)	6年
資金移動業(第一種)	登録	資金決済に関する法律(37条)	-
資金移動業(第二種・第三種)	登録	資金決済に関する法律(37条)	-
前払式支払手段発行者(自家型発行者)	届出	資金決済に関する法律(5条)	-
前払式支払手段発行者(第三者型発行者)	登録	資金決済に関する法律(7条)	-
金融商品仲介業者	登録	金融商品取引法(66条)	-
金融サービス仲介業者(ただし、有価証券等仲介業務を行う者に限る)	登録	金融サービス提供法(12条)	-

10. 主な許認可等のサンプル

食料品製造業・食料品販売業・飲食店・喫茶店

兵庫県指令 保健 号

許可証

氏 名

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第 条の規定により、
次のとおり許可します。

平成 年 月 日

保健所長

- 営業の種類
- 営業所の所在地
- 許可条件

この許可の有効期限は、平成 年 月 日までとします。

建設業

平成 年 月 日

様

兵庫県知事

一般建設業の許可について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許可番号 兵庫県知事 許可（ ）第 号

許可の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

建設業の種類

一般旅客自動車運送事業

（申請日）（平成 年 月 日付け申請第 号通達）

近鉄バス 号

許可書

平成 年 月 日付け申請による一般旅客自動車運送事業の経営は、
下記のとおり許可する。

ただし、この許可は、会社の設立登記により効力を生ずる。

記

- 営業区域
- 条 件
- 期 限

この許可の有効期限は、平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

近鉄運輸局長

特定旅客自動車運送事業

（兵庫経由）（平成 年 月 日付け近鉄第 号通達）

近鉄第一 号

許可書

平成 年 月 日付け申請による特定旅客自動車運送事業の経営は、
下記のとおり許可する。

ただし、この許可は、会社の設立登記により効力を生ずる。

記

- 事業区域
- 運送の需要者の
氏名又は名称
- 貨物の範囲
- 条 件

平成 年 月 日

近鉄運輸局長

(以下空白)

(平成 年 月 日付け第 号 通達)

近畿自治第 号

許可書

平成 年 月 日付付をもちて申請のあった一般貨物自動車運送事業は、
下記のとおり許可する。

記

1. 条 件

- ・許可の日から1年以内に通称を開始すること。
- ・通称開始までに、任意保険、厚生年金保険、雇用
保険及び労災保険に加入すること。

平成 年 月 日

近畿運輸局長

事務受託号

(表紙群4)	
(平成 年 月 日付)近畿自動車 号)	
近畿自動車 号	
許 可 書	
平成 年 月 日付けをもって申請のあった特定貨物自動車運送専務は、 下記のとおり許可する。	
記	
1. 営業区域	
2. 運送の品名等	
3. 条 件	許可の日から1年以内に運送を開始すること。
平成 年 月 日	
近 畿 自 動 車	
事業部長	

[illegible]

(表紙内側)																																																																
	第 号 交付 年 月 日 ○○○公安委員会 印																																																															
古物商許可証																																																																
(裏)																																																																
	(裏) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">取 扱 事 項</th> <th style="width: 10%;">取扱年月日</th> <th style="width: 10%;">印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	取 扱 事 項	取扱年月日	印																																																												
取 扱 事 項	取扱年月日	印																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏名又は名称</td> <td>姓 名 姓 名</td> </tr> <tr> <td>登録地又は居所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>代表者の住所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>行 動</td> <td>する ・ し な い</td> </tr> </table>		氏名又は名称	姓 名 姓 名	登録地又は居所		代表者の氏名		代表者の住所		行 動	する ・ し な い																																																					
氏名又は名称	姓 名 姓 名																																																															
登録地又は居所																																																																
代表者の氏名																																																																
代表者の住所																																																																
行 動	する ・ し な い																																																															

薬局

様式第二（第二条関係）

許可番号

薬局開設許可証

氏名（法人にあつては、名称）
薬局の名称
薬局の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。
年 月 日

都道府県知事
保健所設置市市長 印
特別区区长

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

医薬品・医療機器製造販売業

様式第十（一）（第二十條、第百十四條の三関係）

許可番号

第 種 医 薬 品 製造販売業許可証
医 療 機 器

氏名（法人にあつては、その名称）
主たる機能を有する事務所の名称
主たる機能を有する事務所の所在地

第 1 2 条 第 1 項
第 2 3 条 の 2 第 1 項
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
の規定により許可された第 種 医 薬 品 製造販売業者であることを証明する。
医 療 機 器

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市市長 印
特別区区长

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

医薬品・医薬部外品・化粧品・再生医療等製品製造業

様式第十三（第二十七條、百三十七條の十関係）

許可番号

医 薬 品
医 薬 部 外 品
化 粧 品
再生医療等製品 製造業許可証

氏名（法人にあつては、その名称）
製造所の名称
製造所の所在地
許可の区分

第 1 3 条 第 1 項
第 2 3 条 の 2 第 1 項
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
の規定により許可された 医 薬 品
医 薬 部 外 品
化 粧 品
再生医療等製品 製造業者であることを証明する。

年 月 日

地方厚生局長
都道府県知事 印
保健所設置市市長
特別区区长

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

医薬品販売業

様式第七十七（第四百十二條、第百四十九條、第百五十五條関係）

許可番号

医 薬 品 販 売 業 許 可 証

氏名（法人にあつては、名称）
店舗の名称
店舗の所在地又は営業区域

第 2 4 条 第 1 項
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
の規定により 配 置 販 売 業 の 許 可 を 受 け た 者 で あ る こ と を 証 明 す る 。
卸 売 販 売 業

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市市長 印
特別区区长

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

取扱品目

高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売・賃貸業

様式第八十九 (第七百七十八条関係)

許可番号

高度管理医療機器等 販売業 許可証
賃貸業

氏名 (法人にあつては、その名称)

営業所の名称

営業所の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であることを証明する。

年 月 日

都道府県知事

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

※高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいう。

一般廃棄物処理業

様式第九十 (第七百七十九条関係)

一般廃棄物処理業許可証

住所

氏名

許可番号

許可年月日

営業所

事業の範囲

処理所及び処理場の名称及び所在地

許可の期間

処理を行う区域

許可の条件

上記のとおり許可証を交付する。

平成 年 月 日

神戸市長

医療機器修理業

様式第九十二 (第百八十二条関係)

許可番号

医療機器修理業許可証

氏名 (法人にあつては、その名称)

事業所の名称

事業所の所在地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

年 月 日

地方厚生局長
都道府県知事

特定保守管理医療機器に係る修理区分

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

産業廃棄物処理業

産業廃棄物処分業許可証

1. 事業の概要

2. 事業の内容及び事業の状況

3. 事業の計画

4. 許可の更新又は変更の状況

5. 許可の廃止又は取消の状況

特別管理産業廃棄物処理業

特別管理産業廃棄物処分業許可証

許可
氏名

産業廃棄物の処理又は処分業務に従事する者は、第14条の規定により、許可を受けなければならない。

許可の申請日 平成 年 月 日
許可の有効年月日 平成 年 月 日

1. 申請の趣旨

2. 事業の進捗状況及びその実績

3. 事業計画

4. 許可の更新又は取消の経緯

5. 許可の更新された日における事業の状況及び6第14条の規定により採得する異動事項の発生状況並びにその原因

6. その他より求めらるる事項の記載

有料職業紹介事業

許可番号
平成 年 月 日 平成 年 月 日

有料職業紹介事業許可証

(認定番号)

所在地

上記の者は、当該認定第8条第1項の規定を受けて、当該
のとりきめ等職業紹介事業を行なうことを認める。

平成 年 月 日

厚生労働大臣

1 取次機関の指定等

2 事業所の所在地

3 許可の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

病院、診療所、助産所

兵庫県指令 第 一 号

開設者 住所
氏 名

平成 年 月 日付けで申請のあった 病院に係る開設許可申請に
ついて、医療法第7条第1項の規定により許可します。

平成 年 月 日

兵庫県知事

宅地建物取引業

宅地建物取引業者免許証

商号又は名称
代表者氏名
置たる事務所
免許証番号
有効期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
宅地建物取引業法第3条第1項の規定により、宅地建物
取引業者の免許を与えたことを証する。

平成 年 月 日 兵庫県知事

酒類製造業

第 号
平成 年 月 日

殿

税務署長

酒類製造免許通知書

平成 年 月 日付で申請のあった (別紙
図面に記載の の位置) における 免許
については、(酒税法 の規定により免許の期限を平成 年 月
日限りとし) 下記条件を付けて平成 年 月 日付で免許しました
から、酒税法第 条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需要の均衡を維持するために当分の間
付けるものであります。

記

1.

2.

酒母・もろみ製造業

第 号
平成 年 月 日

殿

税務署長

酒母・もろみ製造免許通知書

平成 年 月 日付で申請のあった (別紙
図面に記載の の位置) における 免許
については、(酒税法 の規定により免許の期限を平成 年 月
日限りとし) 下記条件を付けて平成 年 月 日付で免許しました
から、酒税法第 条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需要の均衡を維持するために当分の間
付けるものであります。

記

酒類販売業

第 号
平成 年 月 日

殿

税務署長

酒類販売業免許通知書

平成 年 月 日付で申請のあった (別紙
図面に記載の の位置) における 免許
については、(酒税法 の規定により免許の期限を平成 年 月
日限りとし) 下記条件を付けて平成 年 月 日付で免許しました
から、酒税法第 条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需要の均衡を維持するために当分の間
付けるものであります。

記

1.

2.

第1種高压ガス製造業

兵庫県令第 号

平成 年 月 日 付で申請のあった
高压ガス () の 製 造
については、高压ガス保安法 (昭和26年法律第204号)
第 5 条第1項の規定により、次のとおり許可します。

平成 年 月 日

兵庫県知事

1. 事業所所在地

2. 事業所名

3. 設置する設備

4. 1日の処理量 ㎥/日

液化石油ガス販売業

兵庫県指令第

号

液化石油ガス販売事業者登録証

平成 年 月 日付けで申請のあった液化石油ガス販売事業の登録については液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条第1項の規定により登録したことを証明します。

平成 年 月 日

兵庫県知事

1 登録年月日 平成 年 月 日

2 登録番号 第 号

3 販売所の名称及び所在地

名 称	所 在 地

労働者派遣事業

様式第4号		(日本工業規格A列4)	
許可番号			
許可年月日		年	月 日
労働者派遣事業許可証			
氏名又は名称			
住所			
事業所の名称			
事業所の所在地			
有効期間		年	月 日から
		年	月 日まで
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。			
年		月	日
厚生労働大臣			
事業所扶番号 			

家畜商



証許免商畜家

住所及び主たる事業場の所在地
又は本店の所在地

氏名又は名称と代表者の姓名

生年月日または動物の年令

所屬施設番号第1項の規定により定められた飼育箇であることを証明する

知事

平成 年 月 日

印

登録番書第 年 月 日登録

浄化槽清掃業

様式第9号の2

許 可 証

生 界

元 名

（注） 計で十種のあったことについて、学生持込数の乗算1種の規定により、
数の公算が許可される。

平成 年 月 日

許可番号	第 号
許可業種	学生持込乗算
申請者の所在地及び名称	
許可条件	
許可区域 平成 年 月 日までの平成 年 月 日まで	

兵庫県指令 保第 号

住 所
氏 名

平成 年 月 日付第 号で申請のあった興行場営業許可申請については、興行場法（昭和23年法律137号）第2条の規定により、次のとおり許可します。

平成 年 月 日

兵庫県 保健所長

1. 営業の種類
2. 営業施設の所在地
3. 営業施設の名称

[illegible]

号
平成 年 月 日

取

近畿地方整備局様

測量法に基づく測量業者としての
登録について（通知）

貴局の申請に係る標記については、測量法（昭和24年法律第
188号）第35条の5第1項の規定により、下記のとおり登録した
ので、同条第2項の規定により通知する。

記

登録年月日
登録番号

第
平成 年 月 日

帳

成内農林戸長に宛

御引続取扱につきまして

平成 年 月 日付けで領山のあらたな取付直賃に並び、夕陽ほろび勢（森物）の規定により下記のとおり変更しましたので、引継ぎと取付金額の規定により追加します。

凡

① 五塚平地区
② 足尾谷口

採石業

号
平成 年 月 日

様

兵庫県知事

採石法に基づく登録について

平成 年 月 日付で申請のありました届記の事について、採石法第32条の規定により下記のとおり登録しましたので、同法第32条の3第2項の規定により通知します。

記

1 登録年月日 平成 年 月 日

2 登録番号 兵庫県第 号

建築士事務所

一級建築士事務所
登録済証

登録番号 第 号

登録年月日 平成 年 月 日

有効期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

事務所の名称

事務所の所在地

登録申請者の氏名

管理する建築士 一級建築士登録番号 第 号

平成 年 月 日
兵庫県指定事務所登録機関
社団法人兵庫県建築士事務所協会 会長

※ 社団法人兵庫県建築士事務所協会は建築士法第30条の3第1項の規定により
兵庫県知事から指定を受けた兵庫県指定事務所登録機関です。

電気工事業

登録電気工事業名登録証

氏名
氏名
住所

上記の者について次のとおり電気工事業の事務の
適正化に関する法第33条第3項の登録をしたこと
を証明します。

平成 年 月 日

兵庫県知事

1 登録の年月日 平成 年 月 日

2 登録番号 兵庫県知事登録第 号

3 当該工場の名称

電気事業法第41条第1項第2号の登録年月日(この場合は行蔵等の許可に及ぼされる場合は、行蔵の許可日)
有効期限：登録年月日より5年間

自動車分解整備事業

認 証 書

事業者名

道路運送車両法第 条の規定により
次のとおり自動車分解整備事業を認証する

記

1. 事業場の名称

2. 事業場の所在地

3. 自動車分解整備事業の種類

4. 対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類等

5. 認証年月日 平成 年 月 日

6. 認証番号 近畿運輸兵 第 号

平成 年 月 日

近畿運輸局長

揮発油販売業

号

揮発油販売業者登録通知書

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

住 所

上記の件について、下記により揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第12条の2の登録をしたので、同法第12条の4第2項に基づき通知します。

平成 年 月 日

近畿経済産業局長

記

1. 登録年月日
2. 登録番号

揮発油特定加工業

号

揮発油特定加工業者登録通知書

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

住 所

上記の件について、下記により揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第12条の2の登録をしたので、同法第12条の4第2項に基づき通知します。

平成 年 月 日

経済産業局長名

記

1. 登録年月日
2. 登録番号

軽油特定加工業

号

軽油特定加工業者登録通知書

氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

住 所

上記の件について、下記により揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第12条の9の登録をしたので、同法第12条の11第2項に基づき通知します。

平成 年 月 日

経済産業局

記

1. 登録年月日
2. 登録番号

住宅宿泊事業（家主居住型）

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



【 届 出 済 】
CERTIFIED

届 出 番 号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日

〇 〇 県 知 事

※住宅宿泊管理者でないもの

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



【届出済】
CERTIFIED

届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊事業者の 緊急連絡先 Contact number of the Registered Private Lodging Operator	

〇 〇 県 知 事

※住宅宿泊管理者であるもの

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



【届出済】
CERTIFIED

届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

〇 〇 県 知 事

風俗営業

別記様式第3号（第10条関係）

第 号

〔営業の種類を記載〕 営 業 許 可 証

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第 号の
営業を営むことを許可する。

年 月 日

公安委員会 印

備考
1 「営業許可証」の前の空欄には、営業の種類を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

包括信用購入あっせん業者(少額包括信用購入あっせん業者を含む)

(様式1-1-1)

番 号
年 月 日

(名 称)
(代表者の氏名) 殿

〇〇経済産業局長 印

割賦販売法第33条第1項の規定に基づく包括信用購入あっせん業者の登
録について

年 月 日付けで申請のあった上記件名については、下記のとおり登録したので
通知します。

記

登録番号 〇〇(包)第〇号

登録年月日 年 月 日

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

(様式 1-1-4)

番 号
年 月 日

(名 称)
(代表者の氏名) 殿

〇〇経済産業局長 印

割賦販売法第35条の17の4第1項の規定に基づくクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録について

年 月 日付けで申請のあった上記件名については、下記のとおり登録したので通知します。

記

登録番号 〇〇(タ)第〇号

登録年月日 年 月 日

個別信用購入あつせん業者

(様式 1-1-2)

番 号
年 月 日

(名 称)
(代表者の氏名) 殿

〇〇経済産業局長 印

割賦販売法第35条の3の2第1項の規定に基づく個別信用購入あつせん業者の登録について

年 月 日付けで申請のあった上記件名については、下記のとおり登録したので通知します。

記

登録番号 〇〇(個)第〇号

登録年月日 年 月 日

第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業（第一種・第二種少額電子募集取扱業も含む）、投資助言・代理業、投資運用業

別紙様式第十号（第七十一条第一号関係）

30〔7〕cm 以上

20〔5〕cm 以上

金 融 商 品 取 引 業 者 登 録 票

(第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業の別)

登録番号 財務(文)局長(金商)第 号

(金融商品取引業者の商号、名称又は氏名)

(加入している金融商品取引業協会の名称)

(注意事項)

- 〔 〕内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。
- 「第一種金融商品取引業」について、第一種少額電子募集取扱業者であるときは、「第一種少額電子募集取扱業務」と、「第二種金融商品取引業」について、第二種少額電子募集取扱業者であるときは、「第二種少額電子募集取扱業務」と表示すること。
- 「投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、「適格投資家向け投資運用業」と表示すること。
- 加入している金融商品取引業協会の名称に続けて「加入」と表示すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に添削書で併せて記載することができる。

適格機関投資家等特例業務

別紙様式第二十号（第二百三十六条、第二百三十九条関係）

(日本産業規格 A 4)

(第1面)

適格機関投資家等特例業務に関する届出書

年 月 日

財 務 (支) 局 長 殿

届出者 住所又は所在地

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

- 適格機関投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に () 書きで併せて記載することができる。

金融商品取引法第88条第2項の規定により、以下のとおり届け出ます。

適格機関投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況	別添1のとおり
適格機関投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況	別添2のとおり
役員及び政令で定める使用人並びに適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況	別添3のとおり

海外投資家等特例業務

別紙様式第二十一号の四（第二百四十六条の十一、第二百四十六条の二十関係）
（日本産業規格 A 4）
（第 1 面）

海外投資家等特例業務に関する届出書

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 住所又は所在地
電話番号（ ） —
商 号
又は名称
氏 名
（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）
1 海外投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。
2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。
金融商品取引法第65条の9第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

海外投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況	別添1のとおり
海外投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況	別添2のとおり
役員及び政令で定める使用人並びに海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況	別添3のとおり
主要株主の状況	別添4のとおり

移行期間特例業務

別紙様式第三十一号（附則第三十一条、第四十七条関係）
（日本産業規格 A 4）
（第 1 面）

移行期間特例業務に関する届出書

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 住所又は所在地
電話番号（ ） —
商 号
又は名称
氏 名
（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）
1 移行期間特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。
2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。
金融商品取引法附則第3条の3第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

（第 2 面）

1 法人・個人の別	法 人	個 人
2 商 号 又 は 名 称		
3 氏 名		
4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額	別添1のとおり	
5 法人であるときは、役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり	
6 移行期間特例業務に関し、法令等に基づき定めるための指導に関する業務を統括する使用人（附則第32条第1項に規定する者を含む。）の氏名	別添3のとおり	
7 移行期間特例業務に関し、選任（その選任を含む。）を行う部門を統括する使用人（附則第32条第1項に規定する者を含む。）の氏名	別添4のとおり	

商品先物取引業者

様式第九号（附則第4条関係）（平成16年法律第81号、第82号）

商品先物取引業者

（商号又は名称）

（業務の種類）

（加入している商品先物取引協会の名称）

（記載上の注意）
1. [] 内は、営業所又は事務所の無人の端末である場合の大きさとする。
2. 業務の種類については、法第2条第2項第5号に掲げる行為に係る業務の種類を記載すること。
3. 加入している商品先物取引協会の名称に続けて「加入」と表示すること。

商品投資顧問業者

別紙様式第1号（第1条関係）

商品投資顧問業者許可証

商品投資顧問業者

許可番号 農林水産大臣・経済産業大臣（ ）第 号

許可有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日

（商品投資顧問業者の番号）

注：不要な文字は消すこと。

特定店頭商品デリバティブ取引業者

参考様式特定1（法第349条第1項 法第349条第9項関係）

年 月 日

大 臣 殿

※取引の対象となる商品に關連する主要大臣宛に提出すること。
・農林水産省関係商品のみ：農林水産大臣
・経済産業省関係商品のみ：経済産業大臣
・両省関係商品又は商品指數：農林水産大臣及び経済産業大臣

届出書
氏名又は商号若しくは名称
所 在 地
代表者の役職名・氏名

特定店頭商品デリバティブ取引に関する届出書

特定店頭商品デリバティブ取引を下記のとおり営むことといたしましたので、商品先物取引法第349条第1項（第9項）の規定により届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1. 氏名又は商号若しくは名称
(ふりがな)

2. 営業所又は事務所の名称及び所在地
名 称 所 在 地

(記載上の注意)
「所在地」は、番地・号までを記載する。

資金移動業者

別紙様式第8号（第7条関係）

(日本産業規格A4)

文 書 番 号
年 月 日

商 号
代表者の氏名

財務（支）局長

資金移動業者の登録について

年 月 日付で申請のあった體記のことについては、下記のとおり登録したので通知します。

記

登 録 番 号 財務（支）局長第 号
登録年月日 年 月 日

商品先物取引仲介業者

様式第十三号（第126条の6関係）（平成26年8月5日・改訂）

30〔7〕cm以上

20〔9〕cm以上

商 品 先 物 取 引 仲 介 業 者
(氏名又は商号若しくは名称)
(登録番号)
(業務の種類)
所屬商品先物取引業者 (所屬商品先物取引業者の商号又は名称)

(記載上の注意)
1.〔 〕内は、営業所又は事務所在が法人の端末である場合の大きさとする。
2.業務の種類については、法第2条第2項各号に掲げる行為に係る業務の種類を記載すること。

前払式支払手段発行者（自家型発行者）

別紙様式第1号（第9条関係）

(日本産業規格A4)
(第1面)
年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 住 所 (郵便番号 ー)
電 話 番 号 () ー
商 号
又は名称
氏 名
(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

前払式支払手段の発行届出書

並年日本使用決定が 円となり、基準額を超えることとなつたので、資金決済に関する法律第5条第1項の規定により届け出ます。

(記載上の注意)
氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に添紙書で併せて記載することができる。

(第2面)

1. 法 人・個 人 そ の 他 の 別	法 人 個 人 そ の 他
2. 住 所 (ふりがな)	(郵便番号 ー) 電話番号 ()
3. 商 号 又 は 名 称 (ふりがな)	
4. 氏 名	
5. 資 本 金 又 は 出 資 の 額	
6. 取 引 者 からの 苦 情 又は 相談 に 応 ず る 営 業 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地 及 び 連絡 先 (ふりがな)	(郵便番号 ー) 電話番号 () ー

前払式支払手段発行者（第三者型発行者）

別紙様式第9号（第17条関係）

（日本産業規格A4）

文 書 番 号
年 月 日

商号又は名称
代表者の氏名 殿

財務（支）局長

第三者型発行者の登録について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録したので通
知します。

記

登 録 番 号 財務（支）局長第 号
登録年月日 年 月 日

金融商品仲介業者

別紙様式第二十五号（第二百六十五条関係）

30〔7〕cm以上

金融商品仲介業者登録票

金融商品仲介業

登録番号 財務（支）局長（金仲）第 号

（金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名）

所属金融商品取引業者等 （所属金融商品取引業者等の商号又は名称）

（注意事項）

1. [] 内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。
2. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記
載することができる。

金融サービス仲介業者（ただし、有価証券等仲介業務を行うものに限る）

別紙様式第4号（第18条第1項関係）

20〔7〕cm以上

金融サービス仲介業者登録票

金融サービス仲介業

登録番号 財務（支）局長（金サ）第 号

（金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名）
（行う業務の種別）

加入している認定金融サービス仲介業協会の名称（認定金融サービス仲介業協会に
加入していない場合にあっては、その旨）

（記載上の注意）

1. [] 内は、営業所又は事務所が店舗等である場合の大きさとする。
2. 法第18条第1項の登録申請書又は法第18条第3項第1号の規定若しくは第18条第
1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載した書については、これらの書
類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄
に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができる。